

朝霞市地域防災計画修正案の概要

令和7年1月

1. 市の取組の反映

(1) 「国土強靱化地域計画」の策定

- ▶ 地域の国土強靱化施策の指針となる朝霞市国土強靱化地域計画を策定したことを踏まえ、国土強靱化に関する防災、減災施策はこの計画と整合を図り、推進することを明記した。

【総則】

(2) 地震被害想定の更新

- ▶ 地震被害想定調査を更新し、朝霞市直下の北米プレートとフィリン海プレートの境界部で発生するマグニチュード7.3の想定地震による被害量、特徴等を明記した。【総則】

(3) 受援体制の充実

- ▶ 受援を円滑に行うため、市の各班に受援担当者を配置するほか、災害時には受援調整会議を開催して受援方針の決定、受援体制の総合調整等を行うことを明記した。また、応援協力を迅速に確保し、協力依頼の重複や混乱等を防止するため、災害協定を締結している団体ごとに市の連絡窓口を明記した。【震災編、風水害編、資料編】

(4) 避難所運営体制の充実

- ▶ スマートフォン等で避難所の空きや混雑の状況を確認できる「VACAN Maps」を導入したことを踏まえ、災害時は避難所に派遣された職員が担当する避難所の混雑状況を入力し、市民にリアルタイムに情報提供することを追記した。【風水害等編ほか】
- ▶ 指定避難所におけるペットの屋内受入の可否、ペット防災手帳の活用を公表したことを踏まえ、ペット同行避難の注意事項等を平時から普及することを明記した。

【災害予防・震災編ほか】

2. 関係法令との整合

(1) 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正（令和3年）に伴うもの

- ▶ 避難指示等の発令時に市内に避難場所等を確保できず、他市町村への立退き避難が有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することが可能となったことから、広域避難の実施要領を明記した。【風水害等編】
- ▶ 指定避難所が「指定一般避難所」と「指定福祉避難所」に分離され、指定福祉避難所は、受入対象とする要配慮者等を特定し、公示することとなったことから、現行の福祉避難所について、受入対象を検討し、指定、公示することを明記した。【災害予防】

(2) 災害救助法、被災者生活再建支援法の改正に伴うもの

- ▶ 災害発生のおそれがある場合は、発災前から必要に応じて災害救助法が適用され、避難所の設置等の事務が対象経費となったこと、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会等に委託する場合の調整事務が対象経費となったことから、災害救助法適用時には、これらの事務費等の帳簿を作成し、県に請求することを明記した。 【震災編ほか】
- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理の支援対象が、“日常生活に必要な最小限度の部分の修理”のほか、“住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理”が追加されたことから、支援制度を区分して対応することを明記した。 【震災編ほか】

3. 上位計画等との整合

(1) 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」に合わせ、また、避難情報のガイドラインの改訂を踏まえ、洪水、土砂災害等を対象とした高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令基準を修正した。 【風水害等編】
- ▶ 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請することを明記した。 【震災編ほか】
- ▶ 防災基本計画の修正に伴い、生き埋め等の現場において要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査し、安否不明者の絞り込みを行うことを明記した。 【震災編ほか】
- ▶ 南海トラフ地震関連情報の発表が開始され、後発地震※に対する防災対応や事前避難等のガイドラインが示されたことから、南海トラフ地震関連情報が発表された際の市の体制や避難対策等を追加した。 【震災編】
※南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が高まったと判断できる異常な現象が確認された後に発生するおそれがある巨大地震をいう。

(2) 埼玉県地域防災計画の修正等

- ▶ 埼玉県管理河川の氾濫に関する減災協議会が策定した「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく埼玉県の減災に係る取組方針を踏まえ、流域の関係機関が一体となった大規模洪水対策を推進することを明記した。 【災害予防】
- ▶ 避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、各種相談対応等を行う埼玉県災害福祉支援チーム(DWAT)が創設されたことから、災害時には必要に応じてDWATの派遣要請を行うことを明記した。 【震災編ほか】

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
総則 1	<p>第1章 総則 第1節 計画の目的 第1 計画の目的</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>5 その他必要と認める計画 <u>なお、本計画の対象災害は、災害対策基本法第2条第1項の規定による地震、豪雨、暴風等の自然災害又は大規模な火災及び事故とする。これらの災害、事故に起因しない感染症の大流行等の危機事象については、関係法令等に基づく対策計画により主管部署が対策本部等を設置して対処するものとする。</u></p>	<p>第1章 総則 第1節 計画の目的 第1 計画の目的</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>5 その他必要と認める計画</p>
総則 2	<p>第2 計画の策定 4 他の計画等との関係</p> <p><u>朝霞市地域防災計画は、地域の防災に関する基本計画であるが、市政の基本指針である朝霞市総合計画や市域の強靱化の基本方針である朝霞市国土強靱化地域計画と矛盾のないように定める。</u></p> <p><u>また、朝霞市地域防災計画は、防災分野の個別計画であり、同じく防災分野の個別計画である朝霞市立地適正化計画等と整合するように定めるとともに、地域防災計画の実行性を確保するため、防災関連の細部計画や各種マニュアルに具体的なアクションプランや対応要領を定めるものとする。</u></p>	<p>第2 計画の策定</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p style="text-align: center;">朝霞市の各種計画と地域防災計画との関係</p> <p style="text-align: center;">基本 ← → 細部</p> <p>総合 ↑ ↓ 個別 (防災関係)</p> <p>朝霞市総合計画 ・市政の基本指針</p> <p>朝霞市国土強靱化地域計画 ・強靱化の基本方針</p> <p>↓ 整合 ↓</p> <p>朝霞市地域防災計画 ・災害対策の基本計画</p> <p>朝霞市立地適正化計画 (防災指針) ・都市防災の指針</p> <p>朝霞市耐震改修促進計画 ・建築物の耐震化計画</p> <p>朝霞市災害廃棄物処理計画 ・災害廃棄物の処理計画 (その他の防災に関連する計画)</p> <p>朝霞市業務継続計画 ・非常時優先業務の継続計画</p> <p>朝霞市災害対策別マニュアル ・災害応急対策の活動要領</p> <p>朝霞市職員初動マニュアル ・職員の参集、初動活動要領</p> <p>自主防災組織震災時活動マニュアル ・自主防災組織の活動要領 (その他の防災に関連するマニュアル等)</p> <p style="text-align: center;">連携</p>	
<p>総則 4</p>	<p>第2節 朝霞市の概況 第1 自然条件 3 気候・気象 気候・気象の特性は、次のとおりとなっている。</p>	<p>第2節 朝霞市の概況 第1 自然条件 3 気候・気象 気候・気象の特性は、次のとおりとなっている。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新		旧	
	種類	気候・気象の特性	種類	気候・気象の特性
	気温	平成26年から令和5年までの平均気温は16.5℃、最高気温は42.6℃(令和4年)最低気温は-5.1℃(平成30年)である。	気温	平成17年から平成26年の平均気温は16.0℃、最高気温は40.6℃(平成19年)最低気温は-4.3℃(平成18年)である。
	湿度	夏季の6月から10月までが比較的高く、冬季の1月から3月が比較的低くなる。	湿度	夏季の5月から9月が比較的高く、冬季の1月～3月が比較的低くなる。
	降水量	6月及び7月の梅雨期と9月及び10月の台風の時期が多く、平成26年から令和5年までの年間総雨量の平均は1,509mmである。	降水量	5月から6月の梅雨期と9月の台風の時期が多く、平成17年から平成26年の年間総雨量の平均は1,414mmである。
	風速	平成26年から令和5年までの平均風速は2.0m/秒である。月別では、目立って平均風速の強い時期はない。	風速	平成17年から平成26年の平均風速は1.9m/秒である。月別では、目立って平均風速の強い時期はない。
	天気日数	平成26年から令和5年までの平均晴れ日数は、198日、曇り日数は127日、雨日数は39日、雪日数は1日で、晴れの日が多い。	天気日数	平成17年から平成26年の平均晴れ日数は、193日、曇り日数は132日、雨日数は39日、雪日数は1.2日で、晴れの日が多い。
	※資料：埼玉県南西部消防局		※資料：埼玉県南西部消防局	
総則 5	第2 社会条件 1 人口・世帯		第2 社会条件 1 人口・世帯	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧																																																																		
	<p>朝霞市の総人口は、令和<u>6</u>年1月1日現在、<u>144,964</u>人、総世帯数 <u>70,127</u>世帯である。</p> <p>〈略〉</p> <p>人口の構成比をみると、令和<u>6</u>年1月1日現在、年少人口（14歳以下）は<u>13.1</u>%、生産年齢人口（15～64歳）は<u>67.4</u>%、老年人口（65歳以上）は<u>19.6</u>%である。</p> <p>〈略〉</p>	<p>朝霞市の総人口は、令和<u>4</u>年1月1日現在、<u>143,585</u>人、総世帯数 <u>68,326</u>世帯である。</p> <p>〈略〉</p> <p>人口の構成比をみると、令和<u>4</u>年1月1日現在、年少人口（14歳以下）は<u>13.47</u>%、生産年齢人口（15～64歳）は<u>67.34</u>%、老年人口（65歳以上）は<u>19.50</u>%である。</p> <p>〈略〉</p>																																																																		
	<p>2 土地利用</p> <p>地目別土地利用の状況は、次のとおりである。</p> <p>■地目別土地面積（令和<u>5</u>年1月1日現在、単位 ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総数</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>池沼</th> <th>山林</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,834.0</td> <td>25.0</td> <td>172.5</td> <td>744.5</td> <td>1.5</td> <td>28.3</td> <td>4.9</td> <td>254.8</td> <td>602.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料：令和<u>4</u>年版統計あさか</p>	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	1,834.0	25.0	172.5	744.5	1.5	28.3	4.9	254.8	602.5	<p>2 土地利用</p> <p>地目別土地利用の状況は、次のとおりである。</p> <p>■地目別土地面積（令和<u>4</u>年1月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総数</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>池沼</th> <th>山林</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,834.0</td> <td>25.5</td> <td>175.3</td> <td>739.4</td> <td>1.5</td> <td>28.6</td> <td>4.9</td> <td>256.0</td> <td>602.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料：令和<u>3</u>年版統計あさか 単位 ha</p>	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	1,834.0	25.5	175.3	739.4	1.5	28.6	4.9	256.0	602.8																														
総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他																																																												
1,834.0	25.0	172.5	744.5	1.5	28.3	4.9	254.8	602.5																																																												
総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他																																																												
1,834.0	25.5	175.3	739.4	1.5	28.6	4.9	256.0	602.8																																																												
	<p>3 交通</p> <p>(2) 鉄道</p> <p>市内には、JR武蔵野線、東武東上線が通っており、東武東上線と東京メトロとの相互乗り入れが行われている。</p> <p>1日平均の乗降客数（令和<u>4</u>年度）は、朝霞駅が<u>61,628</u>人、朝霞台駅が<u>143,856</u>人、北朝霞駅が<u>63,526</u>人（乗車人員のみ）で、全ての駅において増加傾向にある。</p>	<p>3 交通</p> <p>(2) 鉄道</p> <p>市内には、JR武蔵野線、東武東上線が通っており、東武東上線と東京メトロとの相互乗り入れが行われている。</p> <p>1日平均の乗降客数（令和<u>3</u>年度）は、朝霞駅で約<u>58,000</u>人、朝霞台駅で約<u>131,000</u>人、北朝霞駅で約<u>116,000</u>人（乗車人員のみ）で、乗降客数が全ての駅において増加傾向にある。</p>																																																																		
総則 8	<p>第3 災害履歴</p> <p>2 風水害</p> <p>〈略〉</p> <p>■風水害被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生年月日</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">被害状況</th> </tr> <tr> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> <th>通行止</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1989 (平成元)</td> <td>8.1 集中豪雨</td> <td>31戸</td> <td>38戸</td> <td>2箇所</td> <td>田 2.8ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1990 (平成2)</td> <td>9.30 台風20号</td> <td>2戸</td> <td>23戸</td> <td>2箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11.30 台風28号</td> <td>35戸</td> <td>84戸</td> <td>8箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>~12.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	名称	被害状況				床上浸水	床下浸水	通行止	その他	1989 (平成元)	8.1 集中豪雨	31戸	38戸	2箇所	田 2.8ha	1990 (平成2)	9.30 台風20号	2戸	23戸	2箇所		11.30 台風28号	35戸	84戸	8箇所			~12.1					<p>第3 災害履歴</p> <p>2 風水害</p> <p>〈略〉</p> <p>■風水害被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生年月日</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">被害状況</th> </tr> <tr> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> <th>通行止</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1989 (平成元)</td> <td>8.1 集中豪雨</td> <td>31戸</td> <td>38戸</td> <td>2箇所</td> <td>田 2.8ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1990 (平成2)</td> <td>9.30 台風20号</td> <td>2戸</td> <td>23戸</td> <td>2箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11.30 台風28号</td> <td>35戸</td> <td>84戸</td> <td>8箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>~12.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	名称	被害状況				床上浸水	床下浸水	通行止	その他	1989 (平成元)	8.1 集中豪雨	31戸	38戸	2箇所	田 2.8ha	1990 (平成2)	9.30 台風20号	2戸	23戸	2箇所		11.30 台風28号	35戸	84戸	8箇所			~12.1				
発生年月日	名称			被害状況																																																																
		床上浸水	床下浸水	通行止	その他																																																															
1989 (平成元)	8.1 集中豪雨	31戸	38戸	2箇所	田 2.8ha																																																															
1990 (平成2)	9.30 台風20号	2戸	23戸	2箇所																																																																
	11.30 台風28号	35戸	84戸	8箇所																																																																
	~12.1																																																																			
発生年月日	名称	被害状況																																																																		
		床上浸水	床下浸水	通行止	その他																																																															
1989 (平成元)	8.1 集中豪雨	31戸	38戸	2箇所	田 2.8ha																																																															
1990 (平成2)	9.30 台風20号	2戸	23戸	2箇所																																																																
	11.30 台風28号	35戸	84戸	8箇所																																																																
	~12.1																																																																			

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新							旧						
	1991 (平成 3)	8.1	集中豪雨		31 戸	1 箇所		1991 (平成 3)	8.1	集中豪雨		31 戸	1 箇所	
		8.20	集中豪雨	1 戸	43 戸	6 箇所			8.20	集中豪雨	1 戸	43 戸	6 箇所	
		9.19~21	台風 18 号	579 戸	418 戸	10 箇所	がけ崩れ 1 箇所、河川氾濫 5 箇所、田畑 44.8ha		9.19~21	台風 18 号	579 戸	418 戸	10 箇所	がけ崩れ 1 箇所、河川氾濫 5 箇所、田畑 44.8ha
		10.11~12	台風 21 号	4 戸	22 戸	2 箇所	田 5.5ha		10.11~12	台風 21 号	4 戸	22 戸	2 箇所	田 5.5ha
	1992 (平成 4)	10.8~9	集中豪雨		32 戸	3 箇所		1992 (平成 4)	10.8~9	集中豪雨		32 戸	3 箇所	
	1993 (平成 5)	6.21	集中豪雨	4 戸	13 戸	3 箇所		1993 (平成 5)	6.21	集中豪雨	4 戸	13 戸	3 箇所	
		8.27	台風 11 号	39 戸	96 戸	7 箇所			8.27	台風 11 号	39 戸	96 戸	7 箇所	
		11.13~14	集中豪雨	6 戸	52 戸	2 箇所			11.13~14	集中豪雨	6 戸	52 戸	2 箇所	
	1996 (平成 8)	9.22	台風 17 号	6 戸	68 戸	4 箇所		1996 (平成 8)	9.22	台風 17 号	6 戸	68 戸	4 箇所	
	1997 (平成 9)	5.17	集中豪雨	2 戸	32 戸	3 箇所		1997 (平成 9)	5.17	集中豪雨	2 戸	32 戸	3 箇所	
	1998 (平成 10)	8.28	台風 4 号	2 戸	46 戸	3 箇所		1998 (平成 10)	8.28	台風 4 号	2 戸	46 戸	3 箇所	
		9.15	台風 5 号	5 戸	75 戸	7 箇所			9.15	台風 5 号	5 戸	75 戸	7 箇所	
	1999 (平成 11)	7.21	集中豪雨	2 戸	20 戸		事業所の浸水 27 棟 交通規制 2 箇所	1999 (平成 11)	7.21	集中豪雨	2 戸	20 戸		事業所の浸水 27 棟 交通規制 2 箇所
		8.14	集中豪雨	6 戸	26 戸	4 箇所	事業所の浸水 8 棟		8.14	集中豪雨	6 戸	26 戸	4 箇所	事業所の浸水 8 棟
	2000 (平成 12)	7.7~8	台風 3 号	16 戸	56 戸	7 箇所		2000 (平成 12)	7.7~8	台風 3 号	16 戸	56 戸	7 箇所	
		9.12	集中豪雨	1 戸	20 戸	16 箇所			9.12	集中豪雨	1 戸	20 戸	16 箇所	
	2001 (平成 13)	8.28	集中豪雨	1 戸	3 戸	3 箇所		2001 (平成 13)	8.28	集中豪雨	1 戸	3 戸	3 箇所	
		9.10~11	台風 15 号		13 戸				9.10~11	台風 15 号		13 戸		
		10.10	集中豪雨		12 戸				10.10	集中豪雨		12 戸		
	2002 (平成 14)	10.1~2	台風 21 号		5 戸	2 箇所		2002 (平成 14)	10.1~2	台風 21 号		5 戸	2 箇所	
	2004 (平成 16)	10.9	台風 22 号	2 戸	79 戸	21 箇所		2004 (平成 16)	10.9	台風 22 号	2 戸	79 戸	21 箇所	
		10.20~21	台風 23 号		6 戸				10.20~21	台風 23 号		6 戸		
	2005 (平成 17)	6.4	集中豪雨		9 戸			2005 (平成 17)	6.4	集中豪雨		9 戸		
		8.25~26	台風 11 号		2 戸	2 箇所			8.25~26	台風 11 号		2 戸	2 箇所	
9.4~5		集中豪雨	40 戸	80 戸	6 箇所		9.4~5		集中豪雨	40 戸	80 戸	6 箇所		
2006 (平成 18)	5.24	集中豪雨	1 戸	12 戸	4 箇所		2006 (平成 18)	5.24	集中豪雨	1 戸	12 戸	4 箇所		
	6.16	集中豪雨		2 戸				6.16	集中豪雨		2 戸			

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧																																																																																																																								
総則 10	<p>第4 地震被害想定</p> <p>1 想定地震</p> <p>朝霞市防災アセスメント調査（令和5年度）では、朝霞市を含む南関東地域で今後発生する可能性が高く、朝霞市への影響が大きい地震として、朝霞市直下の北米プレートとフィリン海プレートの境界部で発生するマグニチュード7.3の地震を想定した被害を予測した。</p> <p>この地震（以下「朝霞市直下の地震（M7.3）」という。）を、朝霞市における震災対策を検討する上での基本的な想定地震とする。</p>	<p>第4 地震被害想定</p> <p>1 想定地震</p> <p>朝霞市防災アセスメント調査（平成26年度）では、朝霞市を含む南関東地域で今後発生する可能性が高く、朝霞市への影響が大きい地震として、朝霞市直下の北米プレートとフィリン海プレートの境界部で発生するマグニチュード7.3の地震を想定した被害を予測した。</p> <p>この地震（以下「朝霞市直下の地震（M7.3）」という。）を、朝霞市における震災対策を検討する上での基本的な想定地震とする。</p>																																																																																																																								
	<p>2 震度・液状化予測結果</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p><u>この地震による予測被害量は、次表のとおりである。</u></p> <p><u>前回調査（平成27年度）と比較すると被害量は全般的に減少しており、建物やライフラインの耐震化の進展が要因とみられる。一方、大規模半壊や負傷数が増加しており、昼間人口の増加や液状化危険度が高い地区の建物の増加が要因とみられる。</u></p>	<p>2 震度・液状化予測結果</p> <p style="text-align: center;"><略></p>																																																																																																																								
総則 11	<p>■被害予測結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①建物被害</th> <th>建築物数</th> <th>全壊数</th> <th>大規模半壊数</th> <th>半壊数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棟数</td> <td>28,213棟</td> <td>214棟</td> <td>49棟</td> <td>1,723棟</td> </tr> <tr> <th>②火災</th> <th>出火件数</th> <th>炎上出火件数</th> <th>残出火件数</th> <th>焼失棟数</th> </tr> <tr> <td colspan="5">●初期消火率67%の場合</td> </tr> <tr> <td>冬5時</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>冬18時</td> <td>3件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>5棟</td> </tr> <tr> <td colspan="5">●初期消火率30%の場合</td> </tr> <tr> <td>冬5時</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>冬18時 (風速3m)</td> <td>3件</td> <td>2件</td> <td>0.3件</td> <td>10棟</td> </tr> <tr> <td>冬18時 (風速8m)</td> <td></td> <td></td> <td>0.9件</td> <td>38棟</td> </tr> </tbody> </table>	①建物被害	建築物数	全壊数	大規模半壊数	半壊数	棟数	28,213棟	214棟	49棟	1,723棟	②火災	出火件数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数	●初期消火率67%の場合					冬5時	1件	0件	0件	1棟	夏12時	1件	0件	0件	1棟	冬18時	3件	1件	0件	5棟	●初期消火率30%の場合					冬5時	1件	0件	0件	1棟	夏12時	1件	1件	0件	1棟	冬18時 (風速3m)	3件	2件	0.3件	10棟	冬18時 (風速8m)			0.9件	38棟	<p>■被害予測結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①建物被害</th> <th>建築物数</th> <th>全壊棟数</th> <th>大規模半壊棟数</th> <th>半壊棟数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棟数</td> <td>24,599棟</td> <td>251棟</td> <td>37棟</td> <td>1,985棟</td> </tr> <tr> <th>②火災</th> <th>出火件数</th> <th>炎上出火件数</th> <th>残出火件数</th> <th>焼失棟数</th> </tr> <tr> <td colspan="5">●初期消火率67%の場合</td> </tr> <tr> <td>冬5時</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>2棟</td> </tr> <tr> <td>冬18時</td> <td>3件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>6棟</td> </tr> <tr> <td colspan="5">●初期消火率30%の場合</td> </tr> <tr> <td>冬5時</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>3棟</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>3棟</td> </tr> <tr> <td>冬18時 (風速3m)</td> <td>3件</td> <td>2件</td> <td>0.5件</td> <td>18棟</td> </tr> <tr> <td>冬18時 (風速8m)</td> <td></td> <td></td> <td>1.1件</td> <td>49棟</td> </tr> </tbody> </table>	①建物被害	建築物数	全壊棟数	大規模半壊棟数	半壊棟数	棟数	24,599棟	251棟	37棟	1,985棟	②火災	出火件数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数	●初期消火率67%の場合					冬5時	1件	0件	0件	1棟	夏12時	1件	0件	0件	2棟	冬18時	3件	1件	0件	6棟	●初期消火率30%の場合					冬5時	1件	1件	0件	3棟	夏12時	1件	1件	0件	3棟	冬18時 (風速3m)	3件	2件	0.5件	18棟	冬18時 (風速8m)			1.1件	49棟
①建物被害	建築物数	全壊数	大規模半壊数	半壊数																																																																																																																						
棟数	28,213棟	214棟	49棟	1,723棟																																																																																																																						
②火災	出火件数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数																																																																																																																						
●初期消火率67%の場合																																																																																																																										
冬5時	1件	0件	0件	1棟																																																																																																																						
夏12時	1件	0件	0件	1棟																																																																																																																						
冬18時	3件	1件	0件	5棟																																																																																																																						
●初期消火率30%の場合																																																																																																																										
冬5時	1件	0件	0件	1棟																																																																																																																						
夏12時	1件	1件	0件	1棟																																																																																																																						
冬18時 (風速3m)	3件	2件	0.3件	10棟																																																																																																																						
冬18時 (風速8m)			0.9件	38棟																																																																																																																						
①建物被害	建築物数	全壊棟数	大規模半壊棟数	半壊棟数																																																																																																																						
棟数	24,599棟	251棟	37棟	1,985棟																																																																																																																						
②火災	出火件数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数																																																																																																																						
●初期消火率67%の場合																																																																																																																										
冬5時	1件	0件	0件	1棟																																																																																																																						
夏12時	1件	0件	0件	2棟																																																																																																																						
冬18時	3件	1件	0件	6棟																																																																																																																						
●初期消火率30%の場合																																																																																																																										
冬5時	1件	1件	0件	3棟																																																																																																																						
夏12時	1件	1件	0件	3棟																																																																																																																						
冬18時 (風速3m)	3件	2件	0.5件	18棟																																																																																																																						
冬18時 (風速8m)			1.1件	49棟																																																																																																																						

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新						旧								
	③ライフライン被害						③ライフライン被害								
	上水道(断水人口)	直後	3日後	1週間後	1ヶ月後		上水道(断水人口)	直後	3日後	1週間後	1ヶ月後				
		64,470人	49,524人	33,362人	2,849人			77,907人	63,328人	45,247人	4,927人				
	下水道(支障人口)	3,693人					下水道供給支障人口	3,368人							
	④人的被害	死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数		④人的被害	死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数				
	●初期消火率67%の場合						●初期消火率67%の場合								
	冬5時	14人	17人	228人	82人		冬5時	17人	17人	224人	93人				
	夏12時	7人	23人	291人	51人		夏12時	6人	17人	155人	53人				
	冬18時	8人	10人	131人	47人		冬18時	9人	12人	123人	55人				
	●初期消火率30%の場合						●初期消火率30%の場合								
	冬5時	14人	17人	228人	82人		冬5時	17人	17人	224人	93人				
	夏12時	7人	23人	291人	51人		夏12時	6人	17人	155人	53人				
	冬18時 (風速3m)	8人	10人	132人	47人		冬18時 (風速3m)	11人	13人	136人	55人				
	冬18時 (風速8m)	8人	10人	132人			冬18時 (風速8m)	14人	13人	139人					
	⑤避難者 (冬18時・風速8m)	建物被害による避難者			断水による避難者			⑤避難者 (冬18時・風速8m)	建物被害による避難者			断水による避難者			
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	
	●初期消火率67%の場合						●初期消火率67%の場合								
	全避難者	1,667人				14,687人	8,245人	2,535人	全避難者	1,879人			18,003人	11,108人	4,354人
	避難所避難者	1,000人	833人	500人	8,812人	4,122人	760人	避難所避難者	1,128人	940人	564人	10,801人	5,554人	1,306人	
	●初期消火率30%の場合						●初期消火率30%の場合								
	全避難者	1,896人				14,663人	8,231人	2,531	全避難者	2,117人			17,970人	11,088人	4,346人
	避難所避難者	1,137人	948人	569人	8,798人	4,116人	759	避難所避難者	1,270人	1,509人	635人	10,782人	5,544人	1,304人	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
		(注) 残出火件数は、小数点で表記。
総則 12	<p>第5 災害危険箇所</p> <p>【資料編】 5-1 <u>水害ハザードマップ</u></p> <p>5-2 <u>内水ハザードマップ</u></p> <p>5-3 <u>地震防災マップ</u></p> <p>5-4 <u>土砂災害ハザードマップ</u></p> <p>5-5 <u>重要水防箇所・水位観測所</u></p>	<p>第5 災害危険箇所</p> <p>【資料編】 5-1 <u>浸水想定区域・土砂災害危険箇所</u></p> <p>5-2 <u>内水ハザードマップ</u></p> <p>5-3 <u>地震ハザードマップ</u></p> <p>5-4 <u>土砂災害警戒区域</u></p> <p>5-5 <u>重要水防箇所・水位観測所</u></p>
総則 13	<p>2 土砂災害警戒区域等</p> <p>市内には、台地の縁の部分に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域（急傾斜地）が <u>33箇所（うち23箇所が土砂災害特別警戒区域）</u> に指定されている。</p> <p>第3節 防災関係機関の業務大綱等</p> <p>第1 概要</p> <p>防災に関し、市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>(注) 以下、「災害予防」とは平時の取組、「災害応急対策」とは災害発生から約1か月間の取組、「災害復旧・復興」とは災害発生後約1か月～数年間の取組をいう。</u></p>	<p>2 土砂災害警戒区域等</p> <p>市内には、台地の縁の部分に <u>21箇所（33斜面）</u> の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域（急傾斜地）が指定されている。<u>（平成28年度中予定）</u>。</p> <p>第3節 防災関係機関の業務大綱等</p> <p>第1 概要</p> <p>防災に関し、市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。</p>
	<p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示</p> <p>〈略〉</p>	<p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の<u>勧告又は指示</u></p> <p>〈略〉</p>
総則 22	<p>第4節 減災目標</p> <p>第1 基本目標</p>	<p>第4節 減災目標</p> <p>第1 基本目標</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>新 <略> 【目標 1】 震災による死者数を半減する。 朝霞市直下の地震 (M7.3) による死者数は、最大 <u>14</u> 人 (朝 5 時発生ケース) と予測されるが、そのすべてが“建物倒壊等”を被災原因とするものである。また、冬 18 時 (風速 8m、初期消火率 30%) 発生ケースでは死者数 <u>8</u> 人となり、その被災原因の 3 分の 2 が“建物倒壊等”を原因とし、3 分の 1 が“延焼火災からの逃げ惑い”を被災原因とするものである。 <略></p>	<p>旧 <略> 【目標 1】 震災による死者数を半減する。 朝霞市直下の地震 (M7.3) による死者数は、最大 <u>17</u> 人 (朝 5 時発生ケース) と予測されるが、そのすべてが“建物倒壊等”を被災原因とするものである。また、冬 18 時 (風速 8m、初期消火率 30%) 発生ケースでは死者数 <u>14</u> 人となり、その被災原因の 3 分の 2 が“建物倒壊等”を原因とし、3 分の 1 が“延焼火災からの逃げ惑い”を被災原因とするものである。 <略></p>
	<p>新 【目標 2】 水害による死者を出さない。 荒川、<u>入間川、新河岸川流域 (黒目川含む。)</u> のいずれかが<u>想定最大規模の大雨</u>ではん濫した場合には、市北部の低地を中心に広範囲に浸水して一部の地域では深さが 5m 以上となり、多数の家屋が流失、水没することが想定される。 <略></p>	<p>旧 【目標 2】 水害による死者を出さない。 荒川、新河岸川及び黒目川がはん濫した場合には、市北部の低地を中心に広範囲に浸水して一部の地域では深さが 5m 以上となり、多数の家屋が流失、水没することが想定される。 <略></p>
	<p>新 【目標 3】 自主防災組織の結成率を 100%にする。 <略> なお、朝霞市の自主防災組織の結成率は約 80%で、県平均は約 <u>92</u>%、全国平均は約 <u>84</u>%である。今後、市内の自主防災組織率を 100%に向上させ、地域住民による初期消火や避難支援等を組織的かつ円滑に行える防災力を確保する必要がある。</p>	<p>旧 【目標 3】 自主防災組織の結成率を 100%にする。 <略> なお、朝霞市の自主防災組織の結成率は約 80%で、県平均は約 <u>85</u>%、全国平均は約 <u>78</u>%である。今後、市内の自主防災組織率を 100%に向上させ、地域住民による初期消火や避難支援等を組織的かつ円滑に行える防災力を確保する必要がある。</p>
<p>総則 22</p>	<p>第 2 基本方針 【公助の方針】 減災への取組の充実</p>	<p>第 2 基本方針 【公助の方針】 減災への取組の充実</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>朝霞市は夜間人口に比べて昼間人口が少なく、平日の昼間に災害が発生した場合には女性や高齢者が地域の防災活動の担い手となる<u>可能性</u>がある。また、荒川等の浸水想定区域内には要介護高齢者や障害のある人が居住するため、自力避難が困難な市民の避難支援体制の整備が急務である。</p> <p>さらに、事前に想定された災害や既に経験した災害から被害を防止し、軽減するには、過去の教訓、有効な対策事例、最新の科学的知見等を踏まえ、より効果的な体制や仕組みを検討して取り入れていくことが重要である。</p> <p>このため、市は防災関係機関と連携し、また、市民や地域と協力して次の取組を重点的に推進する。</p>	<p>朝霞市は夜間人口に比べて昼間人口が少なく、平日の昼間に災害が発生した場合には女性や<u>元気な</u>高齢者が地域の防災活動の担い手とならざるを得ない<u>可能性</u>がある。また、荒川等の浸水想定区域内には要介護高齢者や障害のある人が居住するため、自力避難が困難な市民の避難支援体制の整備が急務である。</p> <p>さらに、事前に想定された災害や既に経験した災害から被害を防止し、軽減するには、過去の教訓、有効な対策事例、最新の科学的知見等を踏まえ、より効果的な体制や仕組みを検討して取り入れていくことが重要である。</p> <p>このため、市は防災関係機関と連携し、また、市民や地域と協力して次の取組を重点的に推進する。</p>
総則 27	第2章 災害予防計画 第1節 建築物・施設等の耐震性向上	第2章 災害予防計画 第1節 建築物・施設等の耐震性向上

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新		旧	
	項目	担当	項目	担当
	<略>	<略>	<略>	<略>
	第3 交通施設	まちづくり推進課、道路整備課、朝霞県土整備事務所、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社	第3 交通施設	道路整備課、まちづくり推進課、朝霞県土整備事務所、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社
	第4 河川	朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所	第4 河川	朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所
	<p>第1 建築物等</p> <p>1 公共建築物</p> <p>財産管理課は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨に基づき策定した朝霞市公共施設等総合管理計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。</p> <p>また、各施設所管課は、拠点となる施設（本部、地域防災拠点、救護所、避難所、応援拠点）それらの機能を発揮するために必要な設備の整備に努める、特に、建替え、補修の際に検討する。</p>		<p>第1 建築物等</p> <p>1 公共建築物</p> <p>財産管理課は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨に基づき策定した朝霞市公共施設等総合管理計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。</p>	
	<p>2 一般建築物</p> <p>(1) 耐震改修の普及・啓発</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>危機管理室は、市域の地盤のゆれやすさ等を示した地震防災マップを、ホームページ、広報紙等で周知する。</p>		<p>2 一般建築物</p> <p>(1) 耐震改修の普及・啓発</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>危機管理室は、市域の地盤のゆれやすさ等を示した地震ハザードマップを、ホームページ、広報紙等で周知する。</p>	
総則 28	<p>第2 ライフライン施設</p> <p>1 電気・ガス・通信施設</p>		<p>第2 ライフライン施設</p> <p>1 電気・ガス・通信施設</p>	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧												
	<p>(2) ガス施設 東京ガス株式会社、大東ガス株式会社は、ガス製造施設、供給設備及び導管の地震による被害を軽減するため、<u>耐震設計指針</u>等に基づき、耐震性にすぐれた材料及び接合により、耐震化をはかっている。 また、経年ガス導管については、計画的に取替えを実施する。</p>	<p>(2) ガス施設 東京ガス株式会社、大東ガス株式会社は、ガス製造施設、供給設備及び導管の地震による被害を軽減するため、<u>震設計指針</u>等に基づき、耐震性にすぐれた材料及び接合により、耐震化をはかっている。 また、経年ガス導管については、計画的に取替えを実施する。</p>												
	<p>2 <u>上下水道施設</u> (1) 水道施設の耐震化 水道施設課は、地震の揺れや液状化による被害を軽減するために、浄水場や配水管等の耐震化を推進する。 また、老朽配水管について、その分布を把握し、計画的に布設替えを実施する。</p>	<p>2 <u>上水道施設</u> (1) 水道施設の耐震化 水道施設課は、地震の揺れや液状化による被害を軽減するために、<u>水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針</u>等に基づき浄水場や配水管等の耐震化を推進する。 また、老朽配水管について、その分布を把握し、計画的に布設替えを実施する。</p>												
	<p>(2) 水道施設の整備 水道施設課は、今後、水需要に適切に対応し、安全な水を安定的に供給するため水道施設の維持管理の充実に努める。</p>	<p>(2) 水道施設の整備 水道施設課は、今後共、水需要に適切に対応し、安全な水を安定的に供給するため水道施設の維持管理の充実に努める。</p>												
	<p>(3) <u>下水道施設の耐震化</u> 〈略〉</p>	<p>(3) 下水道施設 〈略〉</p>												
総則 30	<p>第2節 防災都市づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>第4 オープンスペース等の確保</td> <td>危機管理室、産業振興課、まちづくり推進課、みどり公園課、道路整備課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉	〈略〉	第4 オープンスペース等の確保	危機管理室、産業振興課、まちづくり推進課、みどり公園課、道路整備課	<p>第2節 防災都市づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>第4 オープンスペース等の確保</td> <td>危機管理室、産業振興課、<u>環境推進課</u>、まちづくり推進課、みどり公園課、道路整備課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉	〈略〉	第4 オープンスペース等の確保	危機管理室、産業振興課、 <u>環境推進課</u> 、まちづくり推進課、みどり公園課、道路整備課
項目	担当													
〈略〉	〈略〉													
第4 オープンスペース等の確保	危機管理室、産業振興課、まちづくり推進課、みどり公園課、道路整備課													
項目	担当													
〈略〉	〈略〉													
第4 オープンスペース等の確保	危機管理室、産業振興課、 <u>環境推進課</u> 、まちづくり推進課、みどり公園課、道路整備課													
総則 32	<p>第4 オープンスペース等の確保 1 公園の整備</p>	<p>第4 オープンスペース等の確保 1 公園の整備</p>												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧												
	<p>公園は、レクリエーション空間、良好な都市環境の維持、都市景観の形成などの機能を有するとともに、延焼防止、避難場所等の防災活動拠点等の機能を持つなど防災上も重要なものである。</p> <p>みどり公園課・危機管理室は、こうした公園の有用性を踏まえ、公園内に耐震性貯水槽、防災行政無線及び非常電源施設等を整備するなど、地域における防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p>公園は、レクリエーション空間、良好な都市環境の維持、都市景観の形成などの機能を有するとともに、延焼防止、避難場所等の防災活動拠点等の機能を持つなど防災上も重要なものである。</p> <p>関係各課（みどり公園課・危機管理室）は、こうした公園の有用性を踏まえ、公園内に耐震性貯水槽、防災行政無線及び非常電源施設等を整備するなど、地域における防災力の向上に努めるものとする。</p>												
2	<p>緑地の保全と緑のネットワークの充実</p> <p>緑地は、延焼火災の拡大を遮断する機能を持ち、市街地における災害危険性の軽減に効果があり、道路上では、避難経路確保の役割を果たす。また、降雨に対する保水機能を持ち、水害の防止機能をもつほか、斜面においては、土砂災害を防止する機能をもつ。</p> <p>みどり公園課、道路整備課は、市内の社寺、斜面などに残存する数少ない緑地の保全を積極的に行うとともに、河川沿いの緑地の保全や道路緑化による街路樹の充実などを図り、緑のネットワークの形成に努める。</p>	<p>緑地の保全と緑のネットワークの充実</p> <p>緑地は、延焼火災の拡大を遮断する機能を持ち、市街地における災害危険性の軽減に効果があり、道路上では、避難経路確保の役割を果たす。また、降雨に対する保水機能を持ち、水害の防止機能をもつほか、斜面においては、土砂災害を防止する機能をもつ。</p> <p>関係各課（みどり公園課・道路整備課・環境推進課）は、市内の社寺、斜面などに残存する数少ない緑地の保全を積極的に行うとともに、河川沿いの緑地の保全や道路緑化による街路樹の充実などを図り、緑のネットワークの形成に努める。</p>												
3	<p>農地の保全</p> <p>農地は、農産物の供給や良好な環境の確保はもとより、火災の延焼防止、避難空間の確保等、防災上重要な役割を有する。</p> <p>産業振興課は、防災協力農地制度などにより農地を適切に保全し、災害時における農地の有効活用を図る。</p> <p>まちづくり推進課、道路整備課は、黒目川周辺、新河岸川周辺における無秩序な市街化の抑制と、自然環境としての機能を保つためにその保全に努める。</p>	<p>農地の保全</p> <p>農地は、農産物の供給や良好な環境の確保はもとより、火災の延焼防止、避難空間の確保等、防災上重要な役割を有する。</p> <p>産業振興課は、防災協力農地制度などにより農地を適切に保全し、災害時における農地の有効活用を図る。</p> <p>関係各課は、黒目川周辺、新河岸川周辺における無秩序な市街化の抑制と、自然環境としての機能を保つためにその保全に努める。</p>												
4	<p>道路の整備</p> <p>まちづくり推進課、道路整備課は、火災延焼遮断帯及び避難路等としての機能を併せ持つ幹線道路を計画的に整備する。</p>	<p>道路の整備</p> <p>関係各課（まちづくり推進課・道路整備課）は、火災延焼遮断帯及び避難路等としての機能を併せ持つ幹線道路を計画的に整備する。</p>												
総則 33	<p>第3節 地盤災害の予防</p> <table border="1" data-bbox="170 1284 1093 1447"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 1284 600 1326">項目</th> <th data-bbox="600 1284 1093 1326">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 1326 600 1367">第1 軟弱地盤地域の安全措置</td> <td data-bbox="600 1326 1093 1367">危機管理室、県環境整備センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1367 600 1447">第2 宅地等の安全対策</td> <td data-bbox="600 1367 1093 1447">危機管理室、開発建築課、道路整備課、下水道施設課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 軟弱地盤地域の安全措置	危機管理室、県環境整備センター	第2 宅地等の安全対策	危機管理室、開発建築課、道路整備課、下水道施設課	<p>第3節 地盤災害の予防</p> <table border="1" data-bbox="1180 1284 2148 1409"> <thead> <tr> <th data-bbox="1180 1284 1619 1326">項目</th> <th data-bbox="1619 1284 2148 1326">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1180 1326 1619 1367">第1 軟弱地盤地域の安全措置</td> <td data-bbox="1619 1326 2148 1367">危機管理室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 1367 1619 1409">第2 宅地等の安全対策</td> <td data-bbox="1619 1367 2148 1409">危機管理室、開発建築課、道路整備課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 軟弱地盤地域の安全措置	危機管理室	第2 宅地等の安全対策	危機管理室、開発建築課、道路整備課
項目	担当													
第1 軟弱地盤地域の安全措置	危機管理室、県環境整備センター													
第2 宅地等の安全対策	危機管理室、開発建築課、道路整備課、下水道施設課													
項目	担当													
第1 軟弱地盤地域の安全措置	危機管理室													
第2 宅地等の安全対策	危機管理室、開発建築課、道路整備課													

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	第1 軟弱地盤地域の安全対策 【資料編】5-3 地震防災マップ	第1 軟弱地盤地域の安全措置 【資料編】5-3 地震ハザードマップ
	1 液状化対策 危機管理室は、軟弱地盤地域について、防災アセスメントをはじめとする調査研究の結果を、地震防災マップ等を活用して周知徹底する。	1 液状化対策 危機管理室は、軟弱地盤地域について、防災アセスメントをはじめとする調査研究の結果を、地震ハザードマップ等を活用して周知する。
	第2 宅地等の安全対策 【資料編】5-1 水害ハザードマップ 5-2 内水ハザードマップ 5-4 土砂災害ハザードマップ	第2 宅地等の安全対策 【資料編】5-1 浸水想定区域 5-2 内水ハザードマップ 5-4 土砂災害警戒区域
	1 安全対策 (2) 安全対策の推進 開発建築課、道路整備課、下水道施設課は、出水期には、朝霞県土整備事務所等と連携して、危険な箇所 ^① の点検、豪雨時等の警戒体制の充実に努める。 ① 危険な箇所 〈略〉	1 安全対策 (2) 安全対策の推進 開発建築課、道路整備課は、急傾斜地崩壊危険箇所 ^① について、有害行為の規制、急傾斜地崩壊防止工事などが行われるよう、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき県が行う急傾斜地崩壊危険区域の指定などの総合的な対策に協力する。また、出水期には、朝霞県土整備事務所等と連携して、危険な箇所 ^② の点検、豪雨時等の警戒体制の充実に努める。 ② 危険な箇所 〈略〉
総則 34	第4節 火災・危険物災害の予防 第1 出火防止	第4節 火災・危険物災害の予防 第1 出火防止

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧																								
	<p>1 一般火気器具からの出火防止</p> <p>① <u>ガスコンロや石油ストーブ等について、地震時には火を消すこと、器具周囲に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に設置すること等の防災教育を推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>③ <u>通電火災の防止のため、地震が発生した場合には、使用中の電気器具のスイッチを切り、電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを落とすことを啓発するとともに、感震ブレーカーの普及促進を図る。</u></p> <p>④ <u>住宅火災による被害のさらなる軽減を図るため、住宅用火災警報器等を条例の規定に適合して設置するよう指導するとともに、適切な維持管理を徹底するよう普及啓発を図る。</u></p>	<p>1 一般火気器具からの出火防止</p> <p>① ガスコンロや石油ストーブ等について、地震時には火を消すこと、器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>③ 通電火災の防止のため、感震ブレーカー設置の普及を図るとともに、<u>避難する場合はブレーカーを落とすことなどの普及啓発を図る。</u></p> <p>④ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。</p>																								
	<p>3 事業者等に対する指導</p> <p>(1) 防火対象物の防火管理体制の確立</p> <p>消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消火訓練等の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進に努める。</p>	<p>3 事業者等に対する指導</p> <p>(1) 防火対象物の防火管理体制の確立</p> <p>消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、<u>防災訓練の実施</u>、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進に努める。</p>																								
	<p>(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進</p> <p>不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災を防止するため、<u>防火対象物定期点検報告制度等に基づく防火優良認定証及び防火基準点検済証又は防火対象物に係る表示制度に基づく表示を推進する。</u></p>	<p>(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進</p> <p>不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災を防止するため、<u>防火対象物定期点検報告制度に基づく防火優良認定証及び防火基準点検済証又は防火対象物に係る表示制度に基づく表示を推進する。</u></p>																								
<p>総則 36</p>	<p>第5節 災害に強い組織・地域づくり</p> <table border="1" data-bbox="174 1161 1034 1452"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 市の防災組織</td> <td>全課</td> </tr> <tr> <td>第2 協力体制の確立</td> <td>全課</td> </tr> <tr> <td>第3 自主防災組織の整備</td> <td>危機管理室</td> </tr> <tr> <td>第4 民間防火組織の整備</td> <td>埼玉県南西部消防局</td> </tr> <tr> <td>第5 事業所等の防災組織の整備</td> <td>産業振興課、埼玉県南西部消防局</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 市の防災組織	全課	第2 協力体制の確立	全課	第3 自主防災組織の整備	危機管理室	第4 民間防火組織の整備	埼玉県南西部消防局	第5 事業所等の防災組織の整備	産業振興課、埼玉県南西部消防局	<p>第5節 災害に強い組織・地域づくり</p> <table border="1" data-bbox="1187 1161 2069 1452"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 市の防災組織</td> <td>危機管理室、各課</td> </tr> <tr> <td>第2 協力体制の確立</td> <td>危機管理室</td> </tr> <tr> <td>第3 自主防災組織の整備</td> <td>危機管理室</td> </tr> <tr> <td>第4 民間防火組織の整備</td> <td>埼玉県南西部消防局</td> </tr> <tr> <td>第5 事業所等の防災組織の整備</td> <td>産業振興課、埼玉県南西部消防局</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 市の防災組織	危機管理室、各課	第2 協力体制の確立	危機管理室	第3 自主防災組織の整備	危機管理室	第4 民間防火組織の整備	埼玉県南西部消防局	第5 事業所等の防災組織の整備	産業振興課、埼玉県南西部消防局
項目	担当																									
第1 市の防災組織	全課																									
第2 協力体制の確立	全課																									
第3 自主防災組織の整備	危機管理室																									
第4 民間防火組織の整備	埼玉県南西部消防局																									
第5 事業所等の防災組織の整備	産業振興課、埼玉県南西部消防局																									
項目	担当																									
第1 市の防災組織	危機管理室、各課																									
第2 協力体制の確立	危機管理室																									
第3 自主防災組織の整備	危機管理室																									
第4 民間防火組織の整備	埼玉県南西部消防局																									
第5 事業所等の防災組織の整備	産業振興課、埼玉県南西部消防局																									

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新		旧	
	第6 ボランティアの活動環境の整備	福祉相談課、市社会福祉協議会	第6 ボランティア等の活動環境の整備	危機管理室、福祉相談課、市社会福祉協議会
	第7 地域防災ネットワークの構築	危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課、産業振興課、教育管理課	第7 地域防災ネットワークの構築	危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、こども未来課、長寿はつらつ課
	<p>第1 市の防災組織</p> <p>2 朝霞市災害対策本部</p> <p>全課は、災害時に災害対策本部が設置された場合に、対策要員の参集・配備、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、<u>災害対策別</u>マニュアル等を更新するとともに、職員がそれぞれの職務内容、手順の把握に努める。なお、<u>災害対策別</u>マニュアル等の更新に当たっては、想定被害量の軽減及び迅速な対応要領の具体化並びに想定を超える場合の対処法の明確化を図ることを目的として、災害対応の教訓や有効事例等を参考にしつつ、朝霞市において効果的な実施体制・実施方法を検討して内容を充実させていくものとする。また、<u>危機管理室</u>は、あらかじめ地域対応班の職員を指名する。</p> <p>また、<u>全課</u>は毎年4月に所属職員の緊急連絡網、動員参集計画を作成する。</p>		<p>第1 市の防災組織</p> <p>2 朝霞市災害対策本部</p> <p>各課は、災害時に災害対策本部が設置された場合に、対策要員の参集・配備、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、<u>応急対策</u>についてのマニュアル等を更新するとともに、職員がそれぞれの職務内容、手順の把握に努める。なお、<u>応急対策</u>マニュアルの更新に当たっては、想定被害量の軽減及び迅速な対応要領の具体化並びに想定を超える場合の対処法の明確化を図ることを目的として、災害対応の教訓や有効事例等を参考にしつつ、朝霞市において効果的な実施体制・実施方法を検討して内容を充実させていくものとする。また、あらかじめ地域対応班（<u>地域防災拠点職員</u>）を指名する。</p> <p>また、<u>各課</u>等は毎年4月に所属職員の緊急連絡網、動員参集計画を作成する。</p>	
	<p>第2 協力体制の確立</p> <p>【資料編】2-13 朝霞市地域防災アドバイザー設置要綱</p>		<p>第2 協力体制の確立</p>	
	<p>1 市町村間の相互応援</p> <p>危機管理室及び全課は、災害対策基本法第67条の規定等による応援の要求に関し、大規模災害時の応援要請を想定し、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。</p> <p>また、災害時の応援要請手続の円滑化のためのマニュアルの整備、平常時からの訓練、情報交換等を実施する。</p>		<p>1 市町村間の相互応援</p> <p>危機管理室は、災害対策基本法第67条の規定等による応援の要求に関し、大規模災害時の応援要請を想定し、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。</p> <p>また、災害時の応援要請手続の円滑化のためのマニュアルの整備、平常時からの訓練、情報交換等を実施する。</p>	
	<p>2 公共的団体等との協力体制の構築</p> <p>危機管理室、全課及び関係機関は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体と災害時に協力を得られるよう、災害時における協力業務及び協力の方法、連携について話し合い、協定を締結する。</p>		<p>2 公共的団体等との協力体制の構築</p> <p>危機管理室及び関係機関は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体と災害時に協力を得られるよう、災害時における協力業務及び協力の方法、連携について話し合い、協定を締結する。</p>	

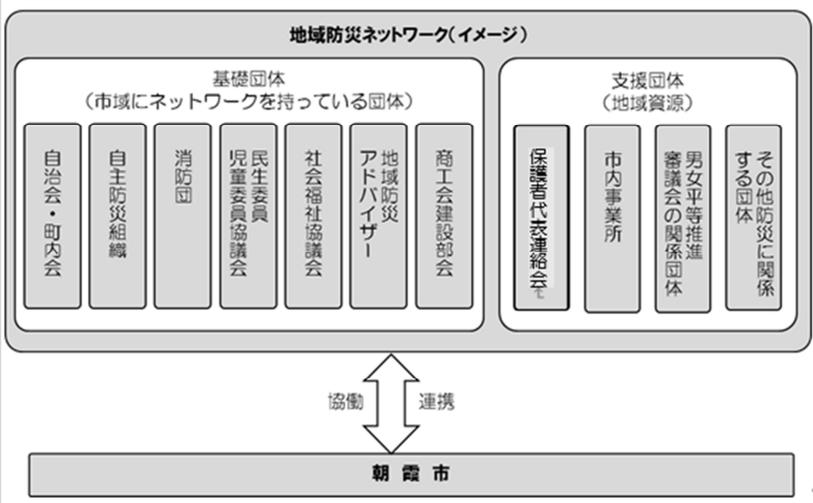
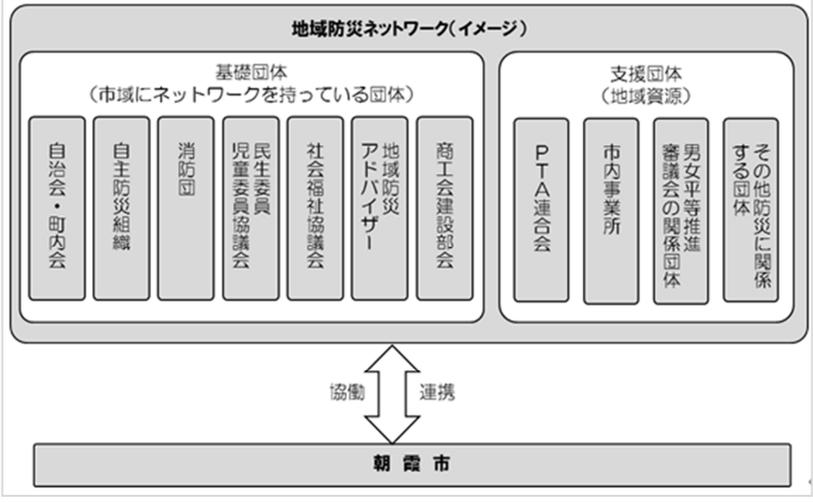
朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
総則 37	<p>3 企業・事業所の協力体制の確立 ※ p 39 から移動</p> <p><u>危機管理室は、県が整備する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」による登録内容を常に把握するとともに、災害時において、市内及び県内の登録企業・事業所による防災・救助活動支援が受けられるよう必要な体制を確立する。</u></p>	
	<p>4 地域防災アドバイザーとの協力体制の強化</p> <p><u>危機管理室は、朝霞市地域防災アドバイザーとの協力体制を確保し、自治会等の防災訓練や地域防災ネットワークの構築等の支援体制を強化する。</u></p>	
総則 38	<p>第5 事業所等の防災組織の整備</p> <p>4 高層建築物</p>	<p>第5 事業所等の防災組織の整備</p> <p>4 高層建築物</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧																								
	<p>消防局は、高層建築物（消防法第8条の2高さ31mを超える建築物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。</p>	<p>消防局は、高層建築物（消防法第8条の2高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。</p>																								
	<p>6 事業所との連携強化 産業振興課は、埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度への登録を促進する。</p>	<p>6 事業所との連携強化 産業振興課は、埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度への登録を促進し、市と登録企業との協力体制の整備に務める。</p>																								
	<p>第6 ボランティアの活動環境の整備 2 災害ボランティア登録制度の活用 県は、平常時に災害ボランティア登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行う。 福祉相談課は市社会福祉協議会と連携し、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを行う。 ■災害ボランティアの登録（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>登録機関</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防ボランティア</td> <td>彩の国砂防ボランティア協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 斜面、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 土砂災害に関する知識の普及活動 土砂災害時の被災者の援助活動 </td> </tr> <tr> <td>応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士</td> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災建築物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 </td> </tr> <tr> <td>災害時動物救護活動 ボランティア</td> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難所等での被災動物の世話、飼育施設の清掃 被災動物の一時的な保護 被災動物の適正飼育等の飼い主への助言 支援物資の運搬 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	登録機関	活動内容	砂防ボランティア	彩の国砂防ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> 斜面、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 土砂災害に関する知識の普及活動 土砂災害時の被災者の援助活動 	応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 	災害時動物救護活動 ボランティア	県	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等での被災動物の世話、飼育施設の清掃 被災動物の一時的な保護 被災動物の適正飼育等の飼い主への助言 支援物資の運搬 	<p>第6 ボランティア等の活動環境の整備 2 災害ボランティア登録制度の活用 県は、平常時に災害ボランティア登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行う。 福祉相談課は市社会福祉協議会と連携して、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを行う。 ■災害ボランティアの登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>登録機関</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害ボランティア</td> <td>県 (危機管理室)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話通訳、ボランティアコーディネート業務等 </td> </tr> <tr> <td>砂防ボランティア</td> <td>彩の国砂防ボランティア協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 斜面、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 土砂災害に関する知識の普及活動 土砂災害時の被災者の援助活動 </td> </tr> <tr> <td>応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士</td> <td>県 (開発建築課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災建築物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	登録機関	活動内容	災害ボランティア	県 (危機管理室)	<ul style="list-style-type: none"> 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話通訳、ボランティアコーディネート業務等 	砂防ボランティア	彩の国砂防ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> 斜面、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 土砂災害に関する知識の普及活動 土砂災害時の被災者の援助活動 	応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県 (開発建築課)	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定
名称	登録機関	活動内容																								
砂防ボランティア	彩の国砂防ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> 斜面、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 土砂災害に関する知識の普及活動 土砂災害時の被災者の援助活動 																								
応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 																								
災害時動物救護活動 ボランティア	県	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等での被災動物の世話、飼育施設の清掃 被災動物の一時的な保護 被災動物の適正飼育等の飼い主への助言 支援物資の運搬 																								
名称	登録機関	活動内容																								
災害ボランティア	県 (危機管理室)	<ul style="list-style-type: none"> 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話通訳、ボランティアコーディネート業務等 																								
砂防ボランティア	彩の国砂防ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> 斜面、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 土砂災害に関する知識の普及活動 土砂災害時の被災者の援助活動 																								
応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県 (開発建築課)	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 																								
総則	<p>第7 地域防災ネットワークの構築</p>	<p>3 企業・事業所の協力体制の確立 危機管理室は、県が整備する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」による登録内容を常に把握するとともに、災害時において、市内及び県内の登録企業・事業所による防災・救助活動支援が受けられるような必要な体制を確立する。</p> <p>第7 地域防災ネットワークの構築</p>																								

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
40	<p>1 地域防災の担い手のネットワークづくり</p> <p>危機管理室は、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課及び長寿はつらつ課、こども未来課及び産業振興課と連携して、災害時における女性や子供、要配慮者、性的マイノリティ等多様な人々への支援体制を強化するため、平時から地域防災の担い手となる団体（基礎団体）及び支援団体（地域資源）が顔の見える関係づくり（地域防災ネットワーク）を推進する。</p> 	<p>1 地域防災の担い手のネットワークづくり</p> <p>危機管理室は、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉課、障害福祉課及び長寿はつらつ課と連携して、災害時における女性や要配慮者等の支援体制を強化するため、平時から地域防災の担い手となる団体（基礎団体）及び支援団体（地域資源）が顔の見える関係づくり（地域防災ネットワーク）を推進する。</p> 
	<p>2 地域の防災コミュニティづくり</p> <p style="text-align: right;">〈略〉</p> <p>■ 検討概要</p>	<p>2 地域の防災コミュニティづくり</p> <p style="text-align: right;">〈略〉</p> <p>■ 検討概要</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新			旧		
	テーマ	検討内容	連携部署	テーマ	検討内容	連携部署
	世代間交流	○子育て世代とシニア世代の交流（地域の祭事の活用、防災・防犯等を一緒に考える会等） ○地域活動を活用した防災体験（宿泊、炊き出し等）の普及	危機管理室 こども未来課 長寿はつらつ課	世代間交流	○子育て世代と年配の世代の交流（地域の祭事の活用、防災・防犯等を一緒に考える会等） ○地域活動を活用した防災体験（宿泊、炊き出し等）の普及	危機管理室 こども未来課
	地域間交流	○マンション住民と自治会・町内会の連携	危機管理室 開発建築課 地域づくり支援課 まちづくり推進課	地域間交流	○マンション住民と自治会・町内会の連携	危機管理室
	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>
総則 42	第6節 防災教育			第6節 防災教育		
	項目		担当	項目		担当
	<略>		<略>	<略>		<略>
	第3 市民に対する防災知識の普及	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課		第3 市民に対する防災知識の普及	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、障害福祉課、こども未来課、長寿はつらつ課	
	第2 学校・事業所における防災教育			第2 学校・事業所における防災教育		
	1 学校における防災教育			1 学校における防災教育		
	(1) 学校行事としての防災教育			(1) 学校行事としての防災教育		
	防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車による地震擬似体験等の実施及び防災教育拠点での体験学習などを実情に応じて実施する。また、その他の学校行事等も活用し、親又は親子が参加できる次のような防災教育等の機会を設ける。			防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車による地震擬似体験等の実施及び防災教育拠点での体験学習などを実情に応じて実施する。また、その他の学校行事等も活用し、親又は親子が参加できる次のような防災教育等の機会を設ける。		
	① 小学校の児童引き取り訓練等を利用した、親子で参加する防災教育、防災訓練			① 小学校の児童引き取り訓練等を利用した、親子で参加する防災教育、防災訓練		
	② 小学校保護者代表連絡会等の「家庭教育学級」を利用した防災学習			② 小学校PTA等の「家庭教育学級」を利用した防災学習		
総則 43	2 事業所における防災教育			2 事業所における防災教育		
	消防局は、防火・防災管理者講習会等を通じて、事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。			消防局は、防火・防災管理者講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。		

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>第3 市民に対する防災知識の普及</p> <p>1 防災広報 危機管理室は、防災の日等にあわせて、ホームページ・広報等を通じて防災知識の普及に努めるとともに、防災関係の視聴覚教材を準備し、希望する団体に、これらの貸し出しを行う。</p>	<p>第3 市民に対する防災知識の普及</p> <p>1 防災広報 危機管理室は、防災の日等にあわせて、ホームページ・広報等を通じて防災知識の普及に努めるとともに、防災関係の視聴覚教材を購入し、希望する団体に、これらの貸し出しを行う。</p>
	<p>2 災害教訓の風化防止 危機管理室は、過去の災害の教訓等の風化を防止するため、災害の記録や調査結果、その他過去の災害に関する資料を収集・整理し、適切に保管して公開するよう努める。 また、市内各地区における災害教訓の風化防止活動を啓発し、その取組を支援する。</p>	<p>2 災害教訓の風化防止 危機管理室は、過去の災害の教訓等の風化を防止するため、災害の記録や調査結果、その他過去の災害に関する資料を収集・整理し、適切に保管して公開するよう務める。 また、市内各地区における災害教訓の風化防止活動を啓発し、その取組を支援する。</p>
	<p>3 防災学習、防災講演会 危機管理室は、市民の防災意識の高揚を図るため、関係課及び関係機関と連携を図り、防災講座及び防災講演会、防災展などを開催する。 また、人権庶務課、こども未来課、障害福祉課、長寿はつらつ課及び福祉相談課と連携して、男女共同参画、人権、福祉、育児や介護など多様な視点を取り入れた継続的な防災学習の機会を確保し、女性が防災に参画することの重要性、積極的に女性が活躍できる訓練、男女共同参画の視点・子供の視点・要配慮者・性的マイノリティ等の多様な人々の人権への配慮の必要性などに多くの市民が気付くことができるようにする。 さらに、これらの防災教育、防災学習の機会に多くの市民が参加できる工夫を図る。</p>	<p>3 防災学習、防災講演会 危機管理室は、市民の防災意識の高揚を図るため、関係課及び関係機関と連携を図り、防災講座及び防災講演会、防災展などを開催する。 また、人権庶務課、こども未来課、障害福祉課、長寿はつらつ課と連携して、男女共同参画、人権、福祉、育児や介護など多様な視点を取り入れた継続的な防災学習の機会を確保し、女性が防災に参画することの重要性、積極的に女性が活躍できる訓練、男女共同参画の視点・子供の視点・要配慮者・福祉・性的マイノリティ等の人権への配慮の必要性などに多くの市民が気付くことができるようにする。 さらに、これらの防災教育、防災学習の機会に多くの市民が参加できる工夫を図る。</p>
<p>総則 44</p>	<p>第7節 防災訓練 第1 総合防災訓練</p>	<p>第7節 防災訓練 第1 総合防災訓練</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧																												
	<p style="text-align: center;"><略></p> <p>■防災訓練の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 災害対策本部等の設置運営</td> <td style="width: 50%;">⑧ 自衛隊災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td>② 災害情報の収集伝達・広報</td> <td>⑨ 広域応援</td> </tr> <tr> <td>③ 災害現地調査</td> <td>⑩ 道路応急復旧</td> </tr> <tr> <td>④ 避難情報の伝達</td> <td>⑪ 水防活動</td> </tr> <tr> <td>⑤ 避難誘導</td> <td>⑫ 被災建築物の応急危険度判定</td> </tr> <tr> <td>⑥ 避難所運営、炊き出し訓練</td> <td>⑬ 自主防災組織等の活動支援</td> </tr> <tr> <td>⑦ 救護所運営訓練</td> <td>⑭ 交通対策訓練</td> </tr> </table>	① 災害対策本部等の設置運営	⑧ 自衛隊災害派遣要請	② 災害情報の収集伝達・広報	⑨ 広域応援	③ 災害現地調査	⑩ 道路応急復旧	④ 避難情報の伝達	⑪ 水防活動	⑤ 避難誘導	⑫ 被災建築物の応急危険度判定	⑥ 避難所運営、炊き出し訓練	⑬ 自主防災組織等の活動支援	⑦ 救護所運営訓練	⑭ 交通対策訓練	<p style="text-align: center;"><略></p> <p>■防災訓練の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 災害対策本部等の設置運営</td> <td style="width: 50%;">⑧ 自衛隊災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td>② 災害情報の収集伝達・広報</td> <td>⑨ 広域応援</td> </tr> <tr> <td>③ 災害現地調査</td> <td>⑩ 道路応急復旧</td> </tr> <tr> <td>④ 避難勧告・指示の伝達</td> <td>⑪ 水防活動</td> </tr> <tr> <td>⑤ 避難誘導</td> <td>⑫ 被災建築物の応急危険度判定</td> </tr> <tr> <td>⑥ 避難所運営、炊き出し訓練</td> <td>⑬ 自主防災組織等の活動支援</td> </tr> <tr> <td>⑦ 救護所運営訓練</td> <td>⑭ 交通対策訓練</td> </tr> </table>	① 災害対策本部等の設置運営	⑧ 自衛隊災害派遣要請	② 災害情報の収集伝達・広報	⑨ 広域応援	③ 災害現地調査	⑩ 道路応急復旧	④ 避難勧告・指示の伝達	⑪ 水防活動	⑤ 避難誘導	⑫ 被災建築物の応急危険度判定	⑥ 避難所運営、炊き出し訓練	⑬ 自主防災組織等の活動支援	⑦ 救護所運営訓練	⑭ 交通対策訓練
① 災害対策本部等の設置運営	⑧ 自衛隊災害派遣要請																													
② 災害情報の収集伝達・広報	⑨ 広域応援																													
③ 災害現地調査	⑩ 道路応急復旧																													
④ 避難情報の伝達	⑪ 水防活動																													
⑤ 避難誘導	⑫ 被災建築物の応急危険度判定																													
⑥ 避難所運営、炊き出し訓練	⑬ 自主防災組織等の活動支援																													
⑦ 救護所運営訓練	⑭ 交通対策訓練																													
① 災害対策本部等の設置運営	⑧ 自衛隊災害派遣要請																													
② 災害情報の収集伝達・広報	⑨ 広域応援																													
③ 災害現地調査	⑩ 道路応急復旧																													
④ 避難勧告・指示の伝達	⑪ 水防活動																													
⑤ 避難誘導	⑫ 被災建築物の応急危険度判定																													
⑥ 避難所運営、炊き出し訓練	⑬ 自主防災組織等の活動支援																													
⑦ 救護所運営訓練	⑭ 交通対策訓練																													
	第2 個別訓練	第2 個別訓練																												
	1 水防訓練	1 水防訓練																												
	<p>消防局、朝霞市消防団、危機管理室及び道路整備課、下水道施設課は、河川、水路等の氾濫等に対する警戒、避難などの水防活動が的確に行えるよう、防災関係機関の協力を得て水防訓練を出水期前に実施する。</p> <p>なお、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した訓練についても考慮する。</p>	<p>消防局、朝霞市消防団、危機管理室及び道路整備課は、河川、水路等の氾濫等に対する警戒、避難などの水防活動が的確に行えるよう、防災関係機関の協力を得て水防訓練を出水期前に実施する。</p> <p>なお、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した訓練についても考慮する。</p>																												
総則 45	<p>3 施設・事業所等の避難訓練</p> <p>(1) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設における避難訓練</p>	<p>3 施設・事業所等の避難訓練</p> <p>(1) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設における避難訓練</p>																												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧																
	危機管理室及び関係各課は、施設管理者に対して避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう啓発する。施設管理者は、幼児、児童、生徒、負傷者、障害のある人及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を実施する。	危機管理室及び関係各課は施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう啓発する。施設管理者は、幼児、児童、生徒、負傷者、障害のある人及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を実施する。																
	4 職員防災訓練	4 職員防災訓練																
	全課は、迅速に応急対応活動が行えるように、各対策マニュアルに合わせた防災訓練の実施に努める。危機管理室は、これを推進するとともに訓練の実施状況を把握する。また、本部設置・運営訓練及び情報収集伝達訓練や炊き出し、初期消火、給水、避難所運営、応急処置及び非常参集訓練等を必要に応じて実施する。	関係各課は、迅速に応急対応活動が行えるように、各対策マニュアルに合わせた防災訓練の実施に努める。危機管理室はこれを推進するとともに訓練の実施状況を把握する。また、本部設置・運営訓練及び情報収集伝達訓練や炊き出し、初期消火、給水、避難所運営、応急処置及び非常参集訓練等を必要に応じて実施する。																
総則 46	<p>第8節 調査研究</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災計画の検証等</td> <td>危機管理室</td> </tr> <tr> <td>第2 災害対策に関する調査研究</td> <td>シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、職員課、財産管理課、道路整備課、埼玉県南西部消防局</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 防災計画の検証等	危機管理室	第2 災害対策に関する調査研究	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、職員課、財産管理課、道路整備課、埼玉県南西部消防局	<p>第8節 調査研究</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災計画の検証等</td> <td>危機管理室</td> </tr> <tr> <td>第2 災害対策に関する調査研究</td> <td>シティ・プロモーション課、危機管理室、職員課、財産管理課、道路整備課、埼玉県南西部消防局</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 防災計画の検証等	危機管理室	第2 災害対策に関する調査研究	シティ・プロモーション課、危機管理室、職員課、財産管理課、道路整備課、埼玉県南西部消防局				
項目	担当																	
第1 防災計画の検証等	危機管理室																	
第2 災害対策に関する調査研究	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、職員課、財産管理課、道路整備課、埼玉県南西部消防局																	
項目	担当																	
第1 防災計画の検証等	危機管理室																	
第2 災害対策に関する調査研究	シティ・プロモーション課、危機管理室、職員課、財産管理課、道路整備課、埼玉県南西部消防局																	
	<p>第2 災害対策に関する調査研究</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■調査研究</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>効果的な緊急輸送に関する調査研究 (道路整備課、財産管理課、危機管理室、人権庶務課、職員課)</td> <td>地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、地域防災拠点との連携、広域応援の受入れ等を視野に入れた調査研究</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table>	分野	内容	<略>	<略>	効果的な緊急輸送に関する調査研究 (道路整備課、財産管理課、危機管理室、人権庶務課、職員課)	地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、地域防災拠点との連携、広域応援の受入れ等を視野に入れた調査研究	<略>	<略>	<p>第2 災害対策に関する調査研究</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■調査研究</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>効果的な緊急輸送に関する調査研究 (道路整備課、財産管理課、危機管理室、職員課)</td> <td>地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、地域防災拠点との連携、広域応援の受入れ等を視野に入れた調査研究</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table>	分野	内容	<略>	<略>	効果的な緊急輸送に関する調査研究 (道路整備課、財産管理課、危機管理室、職員課)	地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、地域防災拠点との連携、広域応援の受入れ等を視野に入れた調査研究	<略>	<略>
分野	内容																	
<略>	<略>																	
効果的な緊急輸送に関する調査研究 (道路整備課、財産管理課、危機管理室、人権庶務課、職員課)	地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、地域防災拠点との連携、広域応援の受入れ等を視野に入れた調査研究																	
<略>	<略>																	
分野	内容																	
<略>	<略>																	
効果的な緊急輸送に関する調査研究 (道路整備課、財産管理課、危機管理室、職員課)	地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、地域防災拠点との連携、広域応援の受入れ等を視野に入れた調査研究																	
<略>	<略>																	
総則 47	<p>第9節 防災活動拠点の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災活動拠点の</td> <td>危機管理室、財産管理課、教育総務課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 防災活動拠点の	危機管理室、財産管理課、教育総務課	<p>第9節 防災活動拠点の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災活動拠点</td> <td>危機管理室、財産管理課、教育総務課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 防災活動拠点	危機管理室、財産管理課、教育総務課								
項目	担当																	
第1 防災活動拠点の	危機管理室、財産管理課、教育総務課																	
項目	担当																	
第1 防災活動拠点	危機管理室、財産管理課、教育総務課																	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新		旧	
	整備		の整備	
	第2 緊急輸送ネットワークの整備	危機管理室、 <u>財産管理課</u> 、産業振興課、道路整備課、朝霞県土整備事務所	第2 緊急輸送ネットワークの整備	危機管理室、産業振興課、道路整備課、朝霞県土整備事務所
	<p>第1 防災活動拠点の整備</p> <p>危機管理室、財産管理課は、市の防災活動の中核拠点である市役所の耐震性等の災害対応性能の向上に努める。</p> <p>また、市役所被災時の代替施設については<u>中央公民館・コミュニティセンター及び保健センターを第一候補とする。</u></p> <p>危機管理室は、教育総務課と連携し、地域防災拠点である小学校の通信、備蓄、避難施設などの機能の向上に努める。</p> <p>■地域防災拠点</p> <div data-bbox="170 644 1055 807" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>避難場所として指定され、かつ、災害直後に活用できる食料、資機材が備蓄されており、地域の自主防災活動の拠点となる施設である。地域対応班の非常参集場所としても指定されており、地域の情報収集、初動対応を行う場所である。</p> </div>		<p>第1 防災活動拠点の整備</p> <p>危機管理室、財産管理課は、市の防災活動の中核拠点である市役所の耐震性等の災害対応性能の向上に努める。</p> <p>また、市役所被災時の代替施設について<u>検討しておくものとする。</u></p> <p>危機管理室は、教育総務課と連携し、地域防災拠点である小学校の通信、備蓄、避難施設などの機能の向上に努める。</p> <p>■地域防災拠点</p> <div data-bbox="1178 644 2051 844" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>避難場所として指定され、かつ、災害直後に活用できる食料、資機材が備蓄されており、地域の自主防災活動の拠点となる施設である。<u>市職員（地域対応班のうち地域防災拠点担当職員）</u>の非常参集場所としても指定されており、地域の情報収集、初動対応を行う場所である。</p> </div>	
総則 48	<p>第2 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>1 緊急輸送道路の指定</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■防災活動拠点</p> <div data-bbox="170 1008 1037 1211" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所、出張所、支所 ○ 地域防災拠点・物資備蓄場所（各小学校、各市民センター等） ○ ヘリコプター臨時離着陸場（朝霞中央公園陸上競技場、東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2） ○ 物資集積拠点（朝霞中央公園野球場、総合体育館） </div> <p>■緊急輸送道路</p> <div data-bbox="170 1294 1140 1327" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 一般国道254号</p> </div>		<p>第2 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>1 緊急輸送道路の指定</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■防災活動拠点</p> <div data-bbox="1178 1008 2051 1211" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所、出張所、支所 ○ 地域防災拠点・物資備蓄場所（各小学校、各市民センター等） ○ ヘリコプター臨時離着陸場（朝霞駐屯地、朝霞中央公園陸上競技場、東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2） ○ 物資集積拠点（朝霞中央公園野球場、総合体育館） </div> <p>■緊急輸送道路</p> <div data-bbox="1178 1294 2157 1327" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 一般国道254号；市内全線</p> </div>	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧												
	<p>5 緊急輸送手段の確保 <u>財産管理課</u>、産業振興課は、災害時における物資等の輸送手段について、発災時に使用できる公用車の数を把握するとともに、市内事業者等との応援体制を整備する。</p>	<p>5 緊急輸送手段の確保 産業振興課は、災害時における物資等の輸送手段について、発災時に使用できる公用車の数を把握するとともに、市内事業者等との応援体制を整備する。</p>												
総則 49	<p>第10節 災害情報体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報通信設備の安全対策</td> <td>シティ・プロモーション課、危機管理室、<u>財産管理課</u>、<u>デジタル推進課</u>、各施設の管理者</td> </tr> <tr> <td>第2 情報収集・伝達体制の整備</td> <td>シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、こども未来課、健康づくり課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 情報通信設備の安全対策	シティ・プロモーション課、危機管理室、 <u>財産管理課</u> 、 <u>デジタル推進課</u> 、各施設の管理者	第2 情報収集・伝達体制の整備	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、こども未来課、健康づくり課	<p>第10節 災害情報体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報通信設備の安全対策</td> <td>シティ・プロモーション課、<u>デジタル推進課</u>、<u>危機管理室</u>、<u>財産管理課</u>、各施設の管理者</td> </tr> <tr> <td>第2 情報収集・伝達体制の整備</td> <td>シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、こども未来課、健康づくり課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 情報通信設備の安全対策	シティ・プロモーション課、 <u>デジタル推進課</u> 、 <u>危機管理室</u> 、 <u>財産管理課</u> 、各施設の管理者	第2 情報収集・伝達体制の整備	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、こども未来課、健康づくり課
項目	担当													
第1 情報通信設備の安全対策	シティ・プロモーション課、危機管理室、 <u>財産管理課</u> 、 <u>デジタル推進課</u> 、各施設の管理者													
第2 情報収集・伝達体制の整備	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、こども未来課、健康づくり課													
項目	担当													
第1 情報通信設備の安全対策	シティ・プロモーション課、 <u>デジタル推進課</u> 、 <u>危機管理室</u> 、 <u>財産管理課</u> 、各施設の管理者													
第2 情報収集・伝達体制の整備	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、こども未来課、健康づくり課													
総則 49	<p>第2 情報収集・伝達体制の整備 3 政無線の整備</p>	<p>第2 情報収集・伝達体制の整備 3 政無線の整備</p>												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧																										
	(1) 防災行政無線の保守 危機管理室は、災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に備え、 防災行政無線（固定系・移動系）の 定期的な保守点検を行う。	(1) 防災行政無線の整備 危機管理室は、災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に備え、防 災行政無線（固定系・移動系）の整備及びデジタル化を進める。 また、無線施設については、定期的に保守点検を行う。																										
	(2) 通信設備使用方法の習熟 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■ 広報を行う事案</p> <p>○ 震災時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生・被害の状況 ・ 避難指示 ・ 応急対策（給水、食料・物資等の供給、廃棄物収集等） <p>○ 風水害時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風雨、土砂災害への注意喚起 ・ 避難情報 <p>・ 応急対策（給水、食料・物資等の供給、廃棄物収集、消毒等）</p> </div>	(1) 通信設備使用方法の習熟 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■ 広報を行う事案</p> <p>○ 震災時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生・被害の状況 ・ <u>避難勧告</u>・避難指示 ・ 応急対策（給水、食料・物資等の供給、廃棄物収集等） <p>○ 風水害時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風雨、土砂災害への注意喚起 ・ 避難準備情報 ・ <u>避難勧告</u>・避難指示 ・ 応急対策（給水、食料・物資等の供給、廃棄物収集、消毒等） </div>																										
総則 51	第1 1 節 災害に備えた体制整備 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><略></td> <td style="text-align: center;"><略></td> </tr> <tr> <td>第4 避難対策</td> <td>危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、<u>長寿はつらつ課</u>、こども未来課、保育課、健康づくり課、まちづくり推進課、教育総務課、教育指導課、埼玉県南西部消防局、各施設の管理者</td> </tr> <tr> <td>第5 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備</td> <td>危機管理室、環境推進課、健康づくり課、上下水道部</td> </tr> <tr> <td>第6 帰宅困難者対策</td> <td>危機管理室、<u>東日本旅客鉄道株式会社</u>、<u>東武鉄道株式会社</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><略></td> <td style="text-align: center;"><略></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	<略>	<略>	第4 避難対策	危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、 <u>長寿はつらつ課</u> 、こども未来課、保育課、健康づくり課、まちづくり推進課、教育総務課、教育指導課、埼玉県南西部消防局、各施設の管理者	第5 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備	危機管理室、環境推進課、健康づくり課、上下水道部	第6 帰宅困難者対策	危機管理室、 <u>東日本旅客鉄道株式会社</u> 、 <u>東武鉄道株式会社</u>	<略>	<略>	第1 1 節 災害に備えた体制整備 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><略></td> <td style="text-align: center;"><略></td> </tr> <tr> <td>第4 避難対策</td> <td>危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、こども未来課、保育課、<u>長寿はつらつ課</u>、健康づくり課、まちづくり推進課、教育総務課、教育指導課、埼玉県南西部消防局、各施設の管理者</td> </tr> <tr> <td>第5 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備</td> <td>危機管理室、環境推進課、健康づくり課、上下水道部</td> </tr> <tr> <td>第6 帰宅困難者対策</td> <td><u>埼玉県南西部消防局</u>、<u>危機管理室</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><略></td> <td style="text-align: center;"><略></td> </tr> <tr> <td>第11 女性視点の防災対策</td> <td>危機管理室、人権庶務課、財産管理課、</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	<略>	<略>	第4 避難対策	危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、こども未来課、保育課、 <u>長寿はつらつ課</u> 、健康づくり課、まちづくり推進課、教育総務課、教育指導課、埼玉県南西部消防局、各施設の管理者	第5 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備	危機管理室、環境推進課、健康づくり課、上下水道部	第6 帰宅困難者対策	<u>埼玉県南西部消防局</u> 、 <u>危機管理室</u>	<略>	<略>	第11 女性視点の防災対策	危機管理室、人権庶務課、財産管理課、
項 目	担 当																											
<略>	<略>																											
第4 避難対策	危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、 <u>長寿はつらつ課</u> 、こども未来課、保育課、健康づくり課、まちづくり推進課、教育総務課、教育指導課、埼玉県南西部消防局、各施設の管理者																											
第5 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備	危機管理室、環境推進課、健康づくり課、上下水道部																											
第6 帰宅困難者対策	危機管理室、 <u>東日本旅客鉄道株式会社</u> 、 <u>東武鉄道株式会社</u>																											
<略>	<略>																											
項 目	担 当																											
<略>	<略>																											
第4 避難対策	危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、こども未来課、保育課、 <u>長寿はつらつ課</u> 、健康づくり課、まちづくり推進課、教育総務課、教育指導課、埼玉県南西部消防局、各施設の管理者																											
第5 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備	危機管理室、環境推進課、健康づくり課、上下水道部																											
第6 帰宅困難者対策	<u>埼玉県南西部消防局</u> 、 <u>危機管理室</u>																											
<略>	<略>																											
第11 女性視点の防災対策	危機管理室、人権庶務課、財産管理課、																											

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧								
	<table border="1"> <tr> <td>第11 女性や多様な視点の防災対策</td> <td>危機管理室、人権庶務課、財産管理課、地域づくり支援課、総合窓口課、こども未来課、保育課、関係各課</td> </tr> <tr> <td>第12 ペット対策</td> <td>環境推進課</td> </tr> </table>	第11 女性や多様な視点の防災対策	危機管理室、人権庶務課、財産管理課、地域づくり支援課、総合窓口課、こども未来課、保育課、関係各課	第12 ペット対策	環境推進課	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>地域づくり支援課、総合窓口課、こども未来課、保育課、関係各課</td> </tr> <tr> <td>第12 ペット対策</td> <td>環境推進課</td> </tr> </table>		地域づくり支援課、総合窓口課、こども未来課、保育課、関係各課	第12 ペット対策	環境推進課
第11 女性や多様な視点の防災対策	危機管理室、人権庶務課、財産管理課、地域づくり支援課、総合窓口課、こども未来課、保育課、関係各課									
第12 ペット対策	環境推進課									
	地域づくり支援課、総合窓口課、こども未来課、保育課、関係各課									
第12 ペット対策	環境推進課									
	第1 消防力の強化	第1 消防力の強化 【資料編】 6-1 応急給水所開設場所一覧 6-2 小中学校受水槽施設一覧								
	1 消防施設、資機材の整備 消防局は、消防力の整備指針及び消防計画に基づき、消防施設、消防資機材の整備を図る。 危機管理室は、消防団の活動拠点となる詰所が新耐震基準を満たされるよう建て替え等の整備を促進する。	1 消防施設、資機材の整備 消防局は、消防力の整備指針に基づき、消防施設、消防資機材の整備を図る。 危機管理室は、消防団の活動拠点となる詰所が新耐震基準を満たされるよう建て替え等の整備を促進する。								
	2 消防水利の整備 危機管理室は、消防局と協力し、 <u>消防水利の基準</u> に基づき、防火水槽等の充実を図る。また、水道施設課も消防局と協力し、消火栓の設置及び維持管理の充実を図る。 〈略〉	2 消防水利の整備 危機管理室は、消防局と協力し、 <u>消防力の整備指針</u> に基づき、防火水槽等の充実を図る。また、水道施設課も消防局と協力し、消火栓の設置及び維持管理の充実を図る。 〈略〉								
	3 消防団の充実強化	3 消防団の充実強化								
	消防団は、 <u>地域防災の中核的な役割</u> を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図りつつ自主防災組織等の活性化も促進して地域防災力の充実強化を図る。	消防団は地域防災の中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図りつつ自主防災組織等の活性化も促進して地域防災力の充実強化を図る。								
総則 52	第2 救急救助対策 1 救急救助体制の整備 (3) <u>高層建築物等における救急救助体制の強化</u> 消防法の定める高層建築物等の防火管理者に対し、消防訓練を通じて救急救助活動の指導を行い、 <u>救助救急体制の強化</u> を図る。	第2 救急救助対策 1 救急救助体制の整備 (3) <u>高層建築の救急救助体制の整備</u> 消防法の定める高層建築物等の防火管理者に対し、消防訓練を通じて救急救助活動の指導を行い、 <u>自衛消防体制の強化</u> を図る。								
総則 53	第3 医療救護対策 【資料編】 1-10 病院・救急診療所一覧	第3 医療救護対策 【資料編】 1-10 県内災害拠点病院一覧								
総則 53	第4 避難対策 3 避難所等の整備	第4 避難対策 3 避難所等の整備								

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>(4) <u>車中泊避難スペースの確保</u> <u>危機管理室は、災害協定を締結する事業者等の協力を得て車中泊避難スペースの確保を検討していく。</u></p>	
	<p>5 避難活動の実践強化 (1) 避難所運営方法の検討 <u>教育班、福祉班、市民班は、避難所生活が長期化した場合に備え、避難者による自主運営方法について検討する。</u> <u>また、市職員の誰もが避難所運営に携われるよう訓練を実施し、避難所運営に関するマニュアルに反映するなどの充実を図る。</u> さらに、人権庶務課、障害福祉課、長寿はつらつ課と連携し、要配慮者や女性、性的マイノリティなど多様な人々に配慮した避難生活環境を充実させるため、避難所に関する最新の動向、指針、政策等を踏まえて避難所運営マニュアルの継続的な見直しを行う。 <略></p>	<p>5 避難活動の実践強化 (1) 避難所運営方法の検討 <u>教育総務課、保育課、地域づくり支援課は、避難所生活が長期化した場合に備え、避難所の自主運営方法について検討する。</u> <u>また、市職員の誰もが避難所運営に携われるよう避難所運営に関するマニュアルの充実を図る。</u> さらに、人権庶務課、障害福祉課、長寿はつらつ課と連携し、要配慮者や女性等に配慮した避難生活環境を充実させるため、避難所に関する最新の動向、指針、政策等を踏まえて避難所運営マニュアルの継続的な見直しを行う。 <略></p>
<p>総則 56</p>	<p>(3) 福祉避難所の整備 <略></p>	<p>(3) 福祉避難所の整備 <略></p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>④ 福祉避難所となる福祉施設に対し、福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れを含む災害時の事業継続計画の策定を支援するとともに、福祉施設同士の協力体制の整備を促進する。</p> <p>⑤ <u>災害対策基本法に基づく指定福祉避難所に指定する際は、受入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。また、個別避難計画の作成等の際に、指定福祉避難所に受け入れる避難行動要支援者を調整し、避難行動要支援者が指定福祉避難所へ直接避難できる体制の整備に努める。</u></p>	<p>④ 福祉避難所となる福祉施設に対し、福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れを含む災害時の事業継続計画の策定を支援するとともに、福祉施設同士の協力体制の整備を促進する。</p>
	<p>(5) <u>地域対応班職員の指名</u> 危機管理室は、年度ごとに<u>地域対応班</u>の職員を指名する。</p> <p>地域対応班に指名された職員は自らの責務について認識し、所属するチームの役割分担、連絡方法について話し合っておく。また、<u>訓練に参加して実践性を養うほか、防災倉庫のマスターキーを所持・保管しておく。</u></p>	<p>(5) 地域防災拠点担当職員の指定 危機管理室は、年度ごとに<u>地域防災拠点</u>（⇒第9節の第1を参照）担当職員を指定する。 地域防災拠点担当職員及び施設担当職員は自らの責務について認識し、所属するチームの役割分担、連絡方法について話し合っておく。また、<u>避難所開設のためのマスターキーを所持・保管しておく。</u></p>
	<p>6 女性等に配慮した避難生活支援体制の整備 関係各課は、女性や子ども、<u>要配慮者、性的マイノリティ等多様な人々</u>が安全・安心な避難生活を送れる環境整備や防犯体制及び男女共同、福祉、多様な人々の視点による避難所運営体制の整備を推進する。</p>	<p>6 女性等に配慮した避難生活支援体制の整備 関係各課は、女性や子どもが安全・安心な避難生活を送れる環境整備や防犯体制及び男女共同の視点による避難所運営体制の整備を推進する。</p>
	<p>(1) 支援拠点及び人材の確保 人権庶務課、こども未来課、障害福祉課、長寿はつらつ課は、災害時に女性や子供、<u>要配慮者、性的マイノリティなど多様な人々</u>の相談等に<u>配慮した身近な対応</u>がとれるように、地域防災拠点等に支援拠点を設置して女性や多様な人々に特化した被災者相談員を配置することを検討するとともに、拠点整備及び人材育成を推進する。 また、<u>女性や多様な人々に配慮した物資の配備や支援体制を充実させるとともに、地域の中で調整できる連携体制を整備する。</u> 以上のような女性や多様な人々に<u>配慮した支援策</u>を市民に周知するため、広報に努める。</p>	<p>(1) 支援拠点及び人材の確保 人権庶務課は、災害時に女性特有の相談等に<u>特化した身近な対応</u>がとれるように、地域防災拠点等に支援拠点を設置して女性<u>の被災者相談員</u>を配置することを検討するとともに、拠点整備及び人材育成を推進する。 また、女性に<u>特化した物資の配備や支援体制を充実させるとともに、地域の中で調整できる連携体制を整備する。</u> 以上のような女性に<u>特化した支援策</u>を市民に周知するため、広報に努める。</p>
<p>総則 57</p>	<p>(2) 学校との連携体制の確保 教育指導課は、避難所となる小学校等と避難所施設担当職員が平時</p>	<p>(2) 学校との連携体制の確保 教育指導課は、避難所となる小学校等と避難所運営の担当者が平時か</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧																														
	から子どもの避難生活支援等について協議を行っておくとともに、学校が管理する在籍児童・生徒の要配慮データ（アレルギー等の状態等）を個人情報に配慮しつつ災害時の避難所運営等に利用できる仕組みを整備する。	ら子どもの避難生活支援等について協議を行っておくとともに、学校が管理する在籍児童の要配慮データ（アレルギー等の状態等）を個人情報に配慮しつつ災害時の避難所運営等に利用できる仕組みを整備する。																														
	<p>(4) 避難所の見守り体制の確保</p> <p>人権庶務課は、朝霞消防署、朝霞市消防団等と連携し、市の女性職員、地域の女性リーダー、女性消防団員、女性防災士等を中心とした避難所の見守り・巡回体制の整備を推進する。</p> <p>教育班、福祉班、市民班（地域づくり支援課、保育課、教育総務課）は、災害時の巡回の受入れについて配慮する。</p>	<p>(4) 避難所の見守り体制の確保</p> <p>人権庶務課は、朝霞消防署、朝霞市消防団等と連携し、市の女性職員、地域の女性リーダー、女性消防団員、女性防災士等を中心とした避難所の見守り・巡回体制の整備を推進する。</p> <p>避難所運営担当（地域づくり支援課、保育課、教育総務課）は、巡回の受入れについて配慮する。</p>																														
	<p>第5 給水、食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備</p> <p>1 給水体制の整備</p> <p>(1) 給水計画の策定</p> <p>上下水道部は、災害時に浄水場・配水池等から飲料水を供給するために、他の水道事業体等と応援方法、供給要員、必要資機材、給水拠点等について協議をして、給水計画を策定する。</p> <p>■1日あたりの目標給水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から3日</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>生命維持に必要最低限の水量</td> </tr> <tr> <td>4日から10日</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量</td> </tr> <tr> <td>11日から20日</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> </tr> <tr> <td>21日以降</td> <td>250リットル/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水量	4日から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	11日から20日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	21日以降	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	<p>第5 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備</p> <p>1 給水体制の整備</p> <p>(1) 給水計画の策定</p> <p>上下水道部は、災害時に浄水場・配水池等から飲料水を供給するために、他の水道事業体等との応援方法、供給要員、必要資機材、給水拠点等について協議をして、給水計画を策定する。</p> <p>■1日あたりの目標給水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から3日</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>生命維持に最小必要な水量</td> </tr> <tr> <td>4日から10日</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量</td> </tr> <tr> <td>11日から21日</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> </tr> <tr> <td>21日以降</td> <td>250リットル/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小必要な水量	4日から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	11日から21日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	21日以降	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																														
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水量																														
4日から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量																														
11日から20日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量																														
21日以降	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量																														
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																														
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小必要な水量																														
4日から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量																														
11日から21日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量																														
21日以降	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量																														

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>(2) 応急給水設備の整備 上下水道部は、地震等に伴う上水道施設の被害による水供給の停止に備え、応急給水設備を整備する。また、指定避難場所等の施設を管理する関係各課は、施設の改修時等に応急給水設備の整備に努める。 <u>緊急遮断装置の整備</u> <u>各公共施設の管理者と協力し、非常時の飲料水を確保するため受水槽に緊急遮断装置の設置に努める。</u></p>	<p>(2) 応急給水設備の整備 上下水道部は、地震等に伴う上水道施設の被害による水供給の停止に備え、応急給水設備を整備する。また、指定避難場所等の施設を管理する関係各課は、施設の改修時等に応急給水設備の整備に努める。 <u>なお、設置した耐震性貯水槽は、定期的にメンテナンスを行う。</u></p>
<p>総則 58</p>	<p>(4) 災害時用井戸の整備 上下水道部は、既設の水道事業用の井戸に応急給水設備を整備する。 また、危機管理室は、地下水を使用している民間事業者等と、災害時における井戸水の供給に関する協力が得られるよう協定等の締結に努める。 <u>その他、施設管理者等に、災害時用井戸の設置、協力について推奨していく。</u></p>	<p>(3) <u>緊急遮断装置の整備</u> 関係各課は、各施設の管理者と協力して、非常時の飲料水を確保するため公共施設の受水槽に緊急遮断装置の設置を進める。 (5) 災害時用井戸の整備 上下水道部は、<u>地震により上水道が断水する場合に備え、地下水を汲み上げ飲料水等として提供するため、既設の水道事業用の井戸に</u>応急給水設備を整備する。 また、危機管理室は、地下水を使用している民間事業者等と、災害時における井戸水の供給に関する協力が得られるよう協定等の締結に努める。</p>
<p>総則 58</p>	<p>2 食料・物資等の供給体制の整備 (1) 食料備蓄計画の策定</p>	<p>2 食料・物資等の供給体制の整備 (1) 食料備蓄計画の策定</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧																																																				
	<p style="text-align: center;"><略></p> <p>③ 乳児や高齢者、障害のある人等の要配慮者に配慮して、口に入れやすい食品、アレルギー対応食品の供給にも留意する。</p> <p>■想定される主な市の備蓄必要量（令和6年度現在）</p> <table border="1" data-bbox="152 357 1135 892"> <thead> <tr> <th></th> <th>想定必要量（※1）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所避難者数（人）</td> <td>10,000</td> <td rowspan="3">冬季18時風速8m/s(t°-7時)</td> </tr> <tr> <td>断水人口（人）</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>下水道支障人口（人）</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>非常用食料(食)</td> <td>45,000</td> <td>1.5日分として＝避難所避難者数×4.5食</td> </tr> <tr> <td> お粥（食）</td> <td>6,700</td> <td>高齢者・幼児・病人用（1日分）（※2）</td> </tr> <tr> <td>毛布（枚）</td> <td>20,000</td> <td>1人2枚（6歳未満1枚）（※3）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仮設トイレ等（個）</td> <td>1,300</td> <td>断水人口を対象（※4）</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>下水道支障人口を対象（※4）</td> </tr> <tr> <td>210</td> <td>避難所避難者を対象（※4）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和5年度の朝霞市直下の地震被害想定調査による。</p> <p>※2 令和6年1月1日現在の70歳以上の人口構成比15.3%、6歳未満5.1%であり、その合計20.4%に病人を見込んで1割増して22.4%とする。</p> <p>※3 令和6年1月1日現在の6歳未満の人口構成比5.1%から計算</p> <p>※4 50人あたり1個として換算（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」）</p>		想定必要量（※1）	備考	避難所避難者数（人）	10,000	冬季18時風速8m/s(t°-7時)	断水人口（人）	65,000	下水道支障人口（人）	3,700	非常用食料(食)	45,000	1.5日分として＝避難所避難者数×4.5食	お粥（食）	6,700	高齢者・幼児・病人用（1日分）（※2）	毛布（枚）	20,000	1人2枚（6歳未満1枚）（※3）	仮設トイレ等（個）	1,300	断水人口を対象（※4）	80	下水道支障人口を対象（※4）	210	避難所避難者を対象（※4）	<p style="text-align: center;"><略></p> <p>③ 乳児や高齢者、障害のある人等の要配慮者に配慮して、口に入れやすい食品、アレルギー対応食品の供給にも留意する。</p> <p>■想定される主な市の備蓄必要量（平成27年度現在）</p> <table border="1" data-bbox="1171 357 2154 892"> <thead> <tr> <th></th> <th>想定必要量（※1）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所避難者数（人）</td> <td>12,000</td> <td rowspan="3">冬季18時風速8m/s(t°-7時)</td> </tr> <tr> <td>断水人口（人）</td> <td>78,000</td> </tr> <tr> <td>下水道支障人口（人）</td> <td>3,400</td> </tr> <tr> <td>非常用食料(食)</td> <td>54,000</td> <td>1.5日分として＝避難所避難者数×4.5食</td> </tr> <tr> <td> お粥（食）</td> <td>7,800</td> <td>高齢者・幼児・病人用（1日分）（※2）</td> </tr> <tr> <td>毛布（枚）</td> <td>24,000</td> <td>1人2枚（6歳未満1枚）（※3）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仮設トイレ等（個）</td> <td>1,100</td> <td>断水人口を対象（※4）</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>下水道支障人口を対象（※4）</td> </tr> <tr> <td>170</td> <td>避難所避難者を対象（※4）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成26年度朝霞市直下の地震を想定した場合</p> <p>※2 平成27年1月1日現在の70歳以上の人口構成比12.9%、6歳未満6.9%であり、その合計19.8%に病人を見込んで1割増して21.8%とする。</p> <p>※3 平成27年1月1日現在の6歳未満の人口構成比6.9%から計算</p> <p>※4 70人あたり1個として換算</p>		想定必要量（※1）	備考	避難所避難者数（人）	12,000	冬季18時風速8m/s(t°-7時)	断水人口（人）	78,000	下水道支障人口（人）	3,400	非常用食料(食)	54,000	1.5日分として＝避難所避難者数×4.5食	お粥（食）	7,800	高齢者・幼児・病人用（1日分）（※2）	毛布（枚）	24,000	1人2枚（6歳未満1枚）（※3）	仮設トイレ等（個）	1,100	断水人口を対象（※4）	49	下水道支障人口を対象（※4）	170	避難所避難者を対象（※4）
	想定必要量（※1）	備考																																																				
避難所避難者数（人）	10,000	冬季18時風速8m/s(t°-7時)																																																				
断水人口（人）	65,000																																																					
下水道支障人口（人）	3,700																																																					
非常用食料(食)	45,000	1.5日分として＝避難所避難者数×4.5食																																																				
お粥（食）	6,700	高齢者・幼児・病人用（1日分）（※2）																																																				
毛布（枚）	20,000	1人2枚（6歳未満1枚）（※3）																																																				
仮設トイレ等（個）	1,300	断水人口を対象（※4）																																																				
	80	下水道支障人口を対象（※4）																																																				
	210	避難所避難者を対象（※4）																																																				
	想定必要量（※1）	備考																																																				
避難所避難者数（人）	12,000	冬季18時風速8m/s(t°-7時)																																																				
断水人口（人）	78,000																																																					
下水道支障人口（人）	3,400																																																					
非常用食料(食)	54,000	1.5日分として＝避難所避難者数×4.5食																																																				
お粥（食）	7,800	高齢者・幼児・病人用（1日分）（※2）																																																				
毛布（枚）	24,000	1人2枚（6歳未満1枚）（※3）																																																				
仮設トイレ等（個）	1,100	断水人口を対象（※4）																																																				
	49	下水道支障人口を対象（※4）																																																				
	170	避難所避難者を対象（※4）																																																				
	<p>(2) 生活必需品備蓄計画の策定</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>③ 危機管理室は人権庶務課と連携し、女性や多様な人々に配慮した備蓄物資について、備蓄場所や数量、品目（乳幼児・アレルギー対応等）等を検討し、備蓄計画を見直していく。</p> <p>また、避難所以外で避難生活を送る女性や子ども、多様な人々の在宅避難者にも、物資が円滑に提供できる体制を検討していく。</p>	<p>(2) 生活必需品備蓄計画の策定</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>③ 危機管理室は人権庶務課と連携し、女性用の備蓄物資について、備蓄場所や数量、品目（乳幼児・アレルギー対応等）等を検討し、備蓄計画を見直していく。</p> <p>また、避難所以外で避難生活を送る女性や子どもの在宅避難者にも、物資が円滑に提供できる体制を検討していく。</p>																																																				
<p>総則 60</p>	<p>(5) 集積場所の確保等</p> <p>危機管理室は、関係機関と協力し、輸送及び連絡に便利であって、</p>	<p>(5) 集積場所の確保</p> <p>危機管理室は、関係機関と協力し、輸送及び連絡に便利であって、か</p>																																																				

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>かつ管理が容易な施設（建築物）の中から災害時救援物資集積場所を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておくものとする。</p> <p>また、<u>国の物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄情報や物資集積所を登録、共有し、県の備蓄等の活用を図る</u></p>	<p>つ管理が容易な施設（建築物）の中から災害時救援物資集積場所を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておくものとする。</p>
	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>1 市民等への啓発</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>⑤ 飲料水や軽食品等の携行に心がけること</p> <p>⑥ ホームページや<u>X</u>等を利用した情報の入手方法</p>	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>1 市民等への啓発</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>⑤ 飲料水や軽食品等の携行に心がけること</p> <p>⑥ ホームページや<u>ツイッター</u>等を利用した情報の入手方法</p>
<p>総則 61</p>	<p>3 情報発信手段の確保</p> <p>危機管理室及びシティ・プロモーション課は、発災時に市外等にいる市民が無理な帰宅行動を起こさずにすむよう、市内の被災状況や<u>一時滞在施設</u>等についての情報を発信する手段を整備する。</p>	<p>3 情報発信手段の確保</p> <p>危機管理室及びシティ・プロモーション課は、発災時に市外等にいる市民が無理な帰宅行動を起こさずにすむよう、市内の被災状況等についての情報を発信する手段を整備する。</p>
<p>総則 63</p>	<p>第10 要配慮者の安全確保対策</p> <p>1 在宅要配慮者の安全確保</p>	<p>第10 要配慮者の安全確保対策</p> <p>1 在宅要配慮者の安全確保</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>危機管理室、障害福祉課及び長寿はつらつ課、<u>地域づくり支援課、福祉相談課</u>は、災害対策基本法及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、<u>令和3年5月</u>）に基づき、<u>地域防災の担い手（消防局、警察署、社会福祉協議会、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等）</u>と連携して個々の避難行動要支援者の避難支援体制の確立に努める。</p>	<p>危機管理室、障害福祉課及び長寿はつらつ課は、災害対策基本法及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、<u>平成25年8月</u>）に基づき、<u>地域防災の担い手（自主防災組織、民生委員、消防団等）</u>と連携して個々の避難行動要支援者の避難支援体制の確立に努める。</p>
	<p>(1) 在宅の避難行動要支援者の支援体制の整備 在宅の避難行動要支援者の「<u>名簿</u>」あるいは「<u>避難行動要支援者台帳（名簿登録者のうち避難支援等関係者への情報提供に同意をいただいた方の台帳）</u>」等を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。 なお、「<u>名簿</u>」及び「<u>避難行動要支援者台帳</u>」については、避難行動要支援者の個人情報であるため、その取扱いには十分配慮するものとする。 <略></p>	<p>(1) 在宅の避難行動要支援者の支援体制の整備 在宅の避難行動要支援者の「<u>名簿</u>」あるいは「<u>避難行動要支援者マップ</u>」等を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。 なお、「<u>名簿</u>」及び「<u>避難行動要支援者マップ</u>」については、避難行動要支援者の個人情報であるため、その取扱いには十分配慮するものとする。 <略></p>
<p>総則 65</p>	<p>(2) <u>個別避難計画の作成</u> <u>民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織、地域包括支援センター等と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を推進する。</u></p>	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p><u>作成に当たっては、災害リスクや要介護度の高い避難行動要支援者を優先し、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら進める。</u></p> <p><u>また、個別避難計画には、名簿情報に加え、災害時に避難支援を行う者（避難支援等実施者）、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応など地域の実情に応じた内容を記載する。</u></p> <p><u>その他、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性を確保し、両計画の一体的な運用が図られるよう調整に努める。</u></p> <p><u>なお、個別避難計画は、避難行動要支援者ごとの避難支援の実施計画であり、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援の同意を得て作成するものである。</u></p>	
<p>総則 66</p> <p>総則 67</p>	<p>(3) 緊急通報システムの普及</p> <p>(4) 防災基盤の整備</p> <p>(5) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備</p> <p>(6) コミュニティ支援ボードや聴覚障害者災害時援助用バンダナの普及</p> <p>(7) 防災教育及び訓練の実施</p> <p>(8) 地域との連携</p> <p>(9) 相談体制・ケア体制の確立等</p> <p>(10) 庁内の防災・福祉・自治振興の連携</p>	<p>(2) 緊急通報システムの普及</p> <p>(3) 防災基盤の整備</p> <p>(4) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備</p> <p>(5) コミュニティ支援ボードや聴覚障害者災害時援助用バンダナの普及</p> <p>(6) 防災教育及び訓練の実施</p> <p>(7) 地域との連携</p> <p>(8) 相談体制・ケア体制の確立等</p> <p>(9) 庁内の防災・福祉・自治振興の連携</p>
	<p>2 社会福祉施設入所者の安全確保</p> <p>(1) 施設管理者</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>⑥ 食料、防災資機材等の備蓄</p> <p>施設管理者は、以下に示す物資等を目安に、備蓄に努めるものとする。</p> <p>■社会福祉施設における備蓄物資</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（最低3日分、推奨1</p> <p style="text-align: right;"><略></p>	<p>2 社会福祉施設入所者の安全確保</p> <p>(1) 施設管理者</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>⑥ 食料、防災資機材等の備蓄</p> <p>施設管理者は、以下に示す物資等を目安に、備蓄に努めるものとする。</p> <p>■社会福祉施設における備蓄物資</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（3日分）</p> <p style="text-align: right;"><略></p>
<p>総則 68</p>	<p>3 外国人の安全確保</p> <p>(2) 防災基盤の整備</p>	<p>3 外国人の安全確保</p> <p>(2) 防災基盤の整備</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	危機管理室は、避難場所の表示等災害に関する案内について、外国語の併記表示に努める。	危機管理室は、避難場所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。
総則 69	<p>第1 1 女性や多様な視点の防災対策</p> <p>2 人権への配慮体制の整備</p> <p>人権庶務課は、災害時における混乱や治安悪化に伴い、DVや性的マイノリティ等の多様な人々に対する被害を防止するとともに、次のような体制の整備を推進する。</p>	<p>第1 1 女性視点の防災対策</p> <p>2 人権への配慮体制の整備</p> <p>人権庶務課は、災害時における混乱や治安悪化に伴い、DVや性的マイノリティに対する被害を防止するとともに、次のような体制の整備を推進する。</p>
	<p>(1) 女性センターの役割</p> <p>災害時における人権庶務課が果たすべき役割・機能について、関係部署、朝霞市男女平等推進審議会等も含めた議論を進め、地域防災計画への位置づけを明確にするとともに、相談体制の維持、DVや性的マイノリティ等の多様な人々の人権を配慮するための取組についても検討する。</p>	<p>(1) 女性センターの役割</p> <p>災害時における人権庶務課が果たすべき役割・機能について、関係部署、朝霞市男女平等推進審議会等も含めた議論を進め、地域防災計画への位置づけを明確にするとともに、相談体制の維持、DVや性的マイノリティ等の人権への配慮するための取組についても検討する。</p>
	<p>(2) 災害時のDV対策</p> <p>人権庶務課は、デジタル推進課、総合窓口課と連携し、災害時に、DV被害者に不利益のないよう、個人情報適切に取扱う仕組みと体制を整備する。</p> <p>① DV被害者への安否情報システムの間合せ等に対し、加害者に情報が提供されない仕組み</p> <p>② NPO・NGO等と連携した、災害時のDV等の相談体制</p>	<p>(2) 災害時のDV対策</p> <p>人権庶務課は、財産管理課、総合窓口課と連携し、災害時に、DV被害者に不利益のないよう、個人情報を適切に取扱う仕組みと体制を整備する。</p> <p>① DV被害者への安否の間合せ等に対し、加害者に情報が提供されない仕組み</p> <p>② NPO・NGO等と連携した、災害時のDV等の相談体制</p>
	<p>3 女性等の防災リーダーの育成</p> <p>関係各課が連携し、女性や多様な視点の意見が災害対策に反映される体制づくりを推進する。</p>	<p>3 女性防災リーダーの育成</p> <p>関係各課が連携し、女性の意見が災害対策に反映される体制づくりを推進する。</p>
総則 70	<p>(1) 女性等の意識改革の促進</p> <p>人権庶務課は、女性や多様な人々が当たり前前に意見を出せる意識を醸成し、防災への女性等の参画の必要性を女性等自身がしっかり理解するよう、普及啓発を推進する。</p>	<p>(1) 女性の意識改革の促進</p> <p>人権庶務課は、女性が当たり前前に意見を出せる意識を醸成し、防災への女性の参画の必要性を女性自身がしっかり理解するよう、普及啓発を推進する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>(2) 女性等の防災リーダーの育成 危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課は、女性等の防災リーダーの発掘・育成を行う。</p> <p>① 男女共同参画や人権の視点を踏まえた研修等の機会の拡大と女性等のリーダーの発掘・育成。</p> <p>② 様々な機会や団体等との連携を活用した防災の視点をもつ女性等のリーダーの継続的な育成</p> <p>③ 市内で活動するNPO・NGO等の女性リーダーを対象とした防災の視点をもつ女性リーダーの育成研修</p> <p>④ 各自主防災組織に女性等の役員の登用、育成の促進</p>	<p>(2) 女性防災リーダーの育成 危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課は、女性防災リーダーの発掘・育成を行う。</p> <p>① 男女共同参画や人権の視点を踏まえた研修等の機会の拡大と女性リーダーの発掘・育成。</p> <p>② 様々な機会や団体等との連携を活用した防災の視点をもつ女性リーダーの継続的な育成</p> <p>③ 市内で活動するNPO・NGO等の女性リーダーを対象とした防災の視点をもつ女性リーダーの育成研修</p> <p>④ 各自主防災組織に女性役員の登用、育成の促進</p>
	<p>(3) 女性等の防災リーダーの育成対策の整備 危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課は、女性等の防災リーダーを育成する体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>③ 災害対策全般（発生時、復旧・復興期）において、女性の役員、委員及びリーダーを登用されるほか、女性や多様な人々の視点での意見や配慮等が対策に反映され、かつ指揮・調整できるよう、行政の機能と体制を検討する。</p>	<p>(3) 女性防災リーダーの育成対策の整備 危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課は、女性防災リーダーを育成する体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>③ 災害対策全般（発生時、復旧・復興期）において、女性の役員、委員及びリーダーを登用されるほか、女性視点の意見や配慮等が対策に反映され、かつ指揮・調整できるよう、行政の機能と体制を検討する。</p>
	<p>(4) 男性リーダーの意識改革 危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課は、女性等の視点の防災対策を整備、普及するため、男性リーダーの理解を得る工夫を施した次の取組を推進する。</p> <p>① 男性リーダーに対する自主防災リーダー養成講座や防災訓練等を活用した女性や多様な人々の参画の重要性についての普及・啓発</p> <p>② 男女の役割を固定しない訓練の促進</p> <p>③ 男女共同参画の視点、子供の視点、要配慮者・性的マイノリティ等の多様な人々の人権への配慮などについて理解を得るための継続的な学習</p>	<p>(4) 男性リーダーの意識改革 危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課は、女性視点の防災対策を整備、普及するため、男性リーダーの理解を得る工夫を施した次の取組を推進する。</p> <p>① 男性リーダーに対する自主防災リーダー養成講座や防災訓練等を活用した女性参画の重要性についての普及・啓発</p> <p>② 男女の役割を固定しない訓練の促進</p> <p>③ 男女共同参画の視点、子供の視点、要配慮者・福祉・性的マイノリティ等の人権への配慮などについて理解を得るための継続的な学習</p>
第12	ペット対策	第12 ペット対策

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧																														
	<p>環境推進課は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるよう、<u>マイクロチップ又は迷子札等の装着を促進する。</u></p> <p><u>また、ペットの受入が可能な指定避難所、ペット防災手帳を飼い主に普及し、円滑なペット同行避難を啓発する。</u></p>	<p>環境推進課は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるよう、<u>迷子札等の装着を促進する。</u></p>																														
<p>総則 71</p>	<p>第12節 水害予防対策</p> <table border="1" data-bbox="152 555 1115 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 555 629 595">項 目</th> <th data-bbox="629 555 1115 595">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 595 629 639">第1 河川施設の整備</td> <td data-bbox="629 595 1115 639">道路整備課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 639 629 719">第2 雨水対策の推進</td> <td data-bbox="629 639 1115 719">道路整備課、下水道施設課、公共施設の所管課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 719 629 764">第3 浸水想定区域の周知徹底</td> <td data-bbox="629 719 1115 764">危機管理室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 764 629 876">第4 水防体制の整備</td> <td data-bbox="629 764 1115 876">危機管理室、道路整備課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 876 629 995">第5 流域治水等の推進</td> <td data-bbox="629 876 1115 995">危機管理室、道路整備課、下水道施設課、朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 995 629 1075">第6 地下空間対策</td> <td data-bbox="629 995 1115 1075">危機管理室、開発建築課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1075 629 1115">第7 要配慮者利用施設等の対策</td> <td data-bbox="629 1075 1115 1115">危機管理室</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 河川施設の整備	道路整備課	第2 雨水対策の推進	道路整備課、下水道施設課、公共施設の所管課	第3 浸水想定区域の周知徹底	危機管理室	第4 水防体制の整備	危機管理室、道路整備課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所	第5 流域治水等の推進	危機管理室、道路整備課、下水道施設課、朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所	第6 地下空間対策	危機管理室、開発建築課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団	第7 要配慮者利用施設等の対策	危機管理室	<p>第12節 水害予防対策</p> <table border="1" data-bbox="1167 555 2154 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 555 1644 595">項 目</th> <th data-bbox="1644 555 2154 595">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 595 1644 639">第1 河川施設の整備</td> <td data-bbox="1644 595 2154 639">道路整備課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 639 1644 719">第2 雨水対策の推進</td> <td data-bbox="1644 639 2154 719">下水道施設課、公共施設の所管課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 719 1644 764">第3 浸水想定区域の周知徹底</td> <td data-bbox="1644 719 2154 764">危機管理室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 764 1644 876">第4 水防体制の整備</td> <td data-bbox="1644 764 2154 876">危機管理室、道路整備課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 876 1644 995">第5 地下空間対策</td> <td data-bbox="1644 876 2154 995">危機管理室、開発建築課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 995 1644 1115">第6 要配慮者利用施設等の対策</td> <td data-bbox="1644 995 2154 1115">危機管理室</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	第1 河川施設の整備	道路整備課	第2 雨水対策の推進	下水道施設課、公共施設の所管課	第3 浸水想定区域の周知徹底	危機管理室	第4 水防体制の整備	危機管理室、道路整備課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所	第5 地下空間対策	危機管理室、開発建築課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団	第6 要配慮者利用施設等の対策	危機管理室
項 目	担 当																															
第1 河川施設の整備	道路整備課																															
第2 雨水対策の推進	道路整備課、下水道施設課、公共施設の所管課																															
第3 浸水想定区域の周知徹底	危機管理室																															
第4 水防体制の整備	危機管理室、道路整備課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所																															
第5 流域治水等の推進	危機管理室、道路整備課、下水道施設課、朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所																															
第6 地下空間対策	危機管理室、開発建築課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団																															
第7 要配慮者利用施設等の対策	危機管理室																															
項 目	担 当																															
第1 河川施設の整備	道路整備課																															
第2 雨水対策の推進	下水道施設課、公共施設の所管課																															
第3 浸水想定区域の周知徹底	危機管理室																															
第4 水防体制の整備	危機管理室、道路整備課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所																															
第5 地下空間対策	危機管理室、開発建築課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団																															
第6 要配慮者利用施設等の対策	危機管理室																															

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>第2 雨水対策の推進</p> <p>1 雨水流出抑制対策の推進</p> <p>市及び関係機関は、都市型の水害を防止するため、公共施設において雨水流出抑制対策を推進する。</p> <p>また、下水道施設課は、新たな住宅等の開発にあたっては、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、浸透トレンチ（浸透ます）等、貯留施設の設置を指導する。</p>	<p>第2 雨水対策の推進</p> <p>1 雨水流出抑制対策の推進</p> <p>市及び関係機関は、都市型の水害を防止するため、公共施設において雨水流出抑制対策を推進する。</p> <p>また、下水道施設課は、新たな住宅等の開発にあたっては、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、浸透トレンチ（浸透ます）、貯留施設の設置を指導する。</p>
<p>震災 72</p>	<p>第3 浸水想定区域の周知徹底</p> <p>【資料編】5－1 浸水想定区域</p>	<p>第3 浸水想定区域の周知徹底</p> <p>【資料編】5－1 浸水想定区域</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>危機管理室は、荒川、新河岸川及び黒目川について、市が作成した水害ハザードマップ等により、河川のはん濫により想定される浸水区域や浸水深及び避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡体制など、市民・事業所等に対し周知徹底を図る。</p>	<p>危機管理室は、荒川、新河岸川及び黒目川について、市が作成した洪水ハザードマップや想定浸水深の電柱表示により、河川のはん濫により想定される浸水区域や浸水深及び避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡体制など、市民・事業所等に対し周知徹底を図る。</p>
	<p>第4 水防体制の整備 危機管理室、道路整備課、消防局及び消防団は、大雨時の情報連絡、参集・配備・警戒活動について、連携を強化する。また、国土交通省荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所、県、隣接市とも、情報連絡、水防活動等について連携の強化を図る。</p>	<p>第4 水防体制の整備 危機管理室、道路整備課、消防局及び消防団は、大雨時の情報連絡の方法、参集・配備・警戒活動の方法について、連携を強化する。また、国土交通省荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所、県、隣接市とも、情報連絡、水防活動等について連携の強化を図る。</p>
	<p>第5 流域治水等の推進 危機管理室、道路整備課、下水道施設課は、減災対策協議会が策定した水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災に係る取組方針を推進し、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な排水に関する取組に努める。また、荒川水系流域治水協議会が策定した流域治水プロジェクトを推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策に努める。</p>	
	<p>第6 地下空間対策 危機管理室は、浸水想定区域内外に関わらず、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）及び地下に居室や駐車場等を有する施設（以下、本項において「地下保有施設」という。）の分布を把握するために、既存建築物については消防局と協力して特定防火対象物リスト等から、また、これから建設される地下保有施設については、開発建築課と協力して建築確認申請等から情報を得て、地下保有施設のリストを作成し、これらの施設の所有者又は管理者に対して、洪水警報や避難指示等を、消防団等と協力して、迅速に伝達する体制を確立する。 〈略〉</p>	<p>第5 地下空間対策 危機管理室は、浸水想定区域内外に関わらず、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）及び地下に居室や駐車場等を有する施設（以下、第5において「地下保有施設」という。）の分布を把握するために、既存建築物については消防局と協力して特定防火対象物リスト等から、また、これから建設される地下保有施設については、開発建築課と協力して建築確認申請等から情報を得て、地下保有施設のリストを作成し、これらの施設の所有者又は管理者に対して、洪水警報や避難勧告等を、消防団等と協力して、迅速に伝達する体制を確立する。 〈略〉</p>
	<p>第7 要配慮者利用施設等の対策 【資料編】 7-2 浸水想定区域内の要配慮者等連絡施設</p>	<p>第6 要配慮者利用施設等の対策 【資料編】 7-2 浸水想定区域内の要配慮者等連絡施設</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【総則・予防計画編】

頁	新	旧
	<p>危機管理室は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設及び洪水時等に浸水防止を図る必要がある大規模工場等がある場合、<u>水防法に基づき</u>それらの施設の名称及び所在地等を本計画（資料編）に掲載し、当該施設の管理者に対して<u>同法に基づく</u>次の措置を講ずるよう指導する。</p>	<p>危機管理室は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設及び洪水時等に浸水防止を図る必要がある大規模工場等がある場合、それらの施設の名称及び所在地等を本計画の資料編に掲載し、当該施設の管理者に対して次の措置を講ずるよう指導する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																																									
震災 1	第1章 震災応急対策計画 第1節 防災体制の確立 第1 応急活動体制 1 体制の種別及び配備区分 <略>	第1章 震災応急対策計画 第1節 防災体制の確立 第1 応急活動体制 1 体制の種別及び配備区分 <略>																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">体制・レベル</th> <th>配備基準</th> <th>活動方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">警戒体制</td> <td>(レベル1) 警戒 第1配備</td> <td>① 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され、危機管理監が必要と認めたとき ② その他状況により危機管理監が必要と認めたとき</td> <td>被害の可能性は低く、地震情報等を収集する</td> </tr> <tr> <td>(レベル2) 警戒 第2配備</td> <td>① 朝霞市に震度4の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき</td> <td>地震情報や被害情報を収集し、状況に応じて配備を強化する</td> </tr> <tr> <td>(レベル3) 警戒 第3配備</td> <td>① 状況により危機管理監が必要と認めたとき</td> <td>地震情報を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する</td> </tr> <tr> <td>(災害対策本部) 非常体制 第1配備</td> <td>① 朝霞市に震度5弱・5強の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ③ その他状況により市長が必要と認めたとき</td> <td>相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように組織及び機能のすべてをあげて活動する</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><略></td> </tr> </tbody> </table>	体制・レベル		配備基準	活動方針	警戒体制	(レベル1) 警戒 第1配備	① 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され、危機管理監が必要と認めたとき ② その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	被害の可能性は低く、地震情報等を収集する	(レベル2) 警戒 第2配備	① 朝霞市に震度4の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報や被害情報を収集し、状況に応じて配備を強化する	(レベル3) 警戒 第3配備	① 状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する	(災害対策本部) 非常体制 第1配備	① 朝霞市に震度5弱・5強の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ③ その他状況により市長が必要と認めたとき	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように組織及び機能のすべてをあげて活動する	<略>				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">体制・レベル</th> <th>配備基準</th> <th>活動方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">警戒体制</td> <td>(レベル1) 警戒 第1配備</td> <td>① 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき ② その他状況により危機管理監が必要と認めたとき</td> <td>被害の可能性は低く、地震情報等を収集する</td> </tr> <tr> <td>(レベル2) 警戒 第2配備</td> <td>① 朝霞市に震度4の地震が発生したとき ② 東海地震注意情報が発表されたとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき</td> <td>地震情報や被害情報を収集し、状況に応じて配備を強化する</td> </tr> <tr> <td>(レベル3) 警戒 第3配備</td> <td>① 状況により危機管理監が必要と認めたとき</td> <td>地震情報を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する</td> </tr> <tr> <td>(災害対策本部) 非常体制 第1配備</td> <td>① 朝霞市に震度5弱・5強の地震が発生したとき ② 東海地震予知情報が発表されたとき ③ 警戒宣言が発せられたとき ④ その他状況により市長が必要と認めたとき</td> <td>相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように組織及び機能のすべてをあげて活動する</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><略></td> </tr> </tbody> </table>	体制・レベル		配備基準	活動方針	警戒体制	(レベル1) 警戒 第1配備	① 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき ② その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	被害の可能性は低く、地震情報等を収集する	(レベル2) 警戒 第2配備	① 朝霞市に震度4の地震が発生したとき ② 東海地震注意情報が発表されたとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報や被害情報を収集し、状況に応じて配備を強化する	(レベル3) 警戒 第3配備	① 状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する	(災害対策本部) 非常体制 第1配備	① 朝霞市に震度5弱・5強の地震が発生したとき ② 東海地震予知情報が発表されたとき ③ 警戒宣言が発せられたとき ④ その他状況により市長が必要と認めたとき	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように組織及び機能のすべてをあげて活動する	<略>		
体制・レベル		配備基準	活動方針																																								
警戒体制	(レベル1) 警戒 第1配備	① 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され、危機管理監が必要と認めたとき ② その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	被害の可能性は低く、地震情報等を収集する																																								
	(レベル2) 警戒 第2配備	① 朝霞市に震度4の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報や被害情報を収集し、状況に応じて配備を強化する																																								
	(レベル3) 警戒 第3配備	① 状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する																																								
(災害対策本部) 非常体制 第1配備	① 朝霞市に震度5弱・5強の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ③ その他状況により市長が必要と認めたとき	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように組織及び機能のすべてをあげて活動する																																									
<略>																																											
体制・レベル		配備基準	活動方針																																								
警戒体制	(レベル1) 警戒 第1配備	① 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき ② その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	被害の可能性は低く、地震情報等を収集する																																								
	(レベル2) 警戒 第2配備	① 朝霞市に震度4の地震が発生したとき ② 東海地震注意情報が発表されたとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報や被害情報を収集し、状況に応じて配備を強化する																																								
	(レベル3) 警戒 第3配備	① 状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する																																								
(災害対策本部) 非常体制 第1配備	① 朝霞市に震度5弱・5強の地震が発生したとき ② 東海地震予知情報が発表されたとき ③ 警戒宣言が発せられたとき ④ その他状況により市長が必要と認めたとき	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように組織及び機能のすべてをあげて活動する																																									
<略>																																											
震災 3	第3 非常体制(災害対策本部) 2 災害対策本部の設置 (1) 災害対策本部の設置基準	第3 非常体制(災害対策本部) 2 災害対策本部の設置 (1) 災害対策本部の設置基準																																									

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>市長は、次の基準に達したとき、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき、災害対策本部を設置する。</p> <p>■災害対策本部の設置基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 朝霞市で震度 5 弱以上を観測したとき</p> <p>② <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> が発表されたとき</p> <p>③ 市の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき</p> <p>④ 市の地域に災害救助法が適用される災害が発生したとき</p> </div>	<p>市長は、次の基準に達したとき、災害対策基本法第 23 条に基づき、災害対策本部を設置する。</p> <p>■災害対策本部の設置基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 朝霞市で震度 5 弱以上を観測したとき</p> <p>② <u>東海地震予知情報</u> が発表されたとき</p> <p>③ <u>警戒宣言が発せられたとき</u></p> <p>④ 市の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき</p> <p>⑤ 市の地域に災害救助法が適用される災害が発生したとき</p> </div>
	<p>(2) 災害対策本部の設置場所</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p style="text-align: center;"><u>その際、設置場所は中央公民館・コミュニティセンター及び保健センターを第一候補とする。</u></p> <p>なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。</p>	<p>(2) 災害対策本部の設置場所</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。</p>
	<p>(3) 現地災害対策本部の設置</p> <p>本部長は、災害の状況により必要に応じて、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長を指名する。また、必要な職員を派遣する。</p>	<p>(3) 現地災害対策本部の設置</p> <p>本部長 <u>(市長)</u> は、災害の状況により必要に応じて、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長を指名する。また、必要な職員を派遣する。</p>
<p>震災 3</p>	<p>3 職務等</p> <p>本部長、副本部長、本部員等の職務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>3 職務等</p> <p>本部長、副本部長、本部員の職務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>4 本部会議</p> <p>本部長は、必要に応じて副本部長、本部員を招集し、重要事項の決定、対策の総合調整等を審議する。本部長は議長を務めるものとする。</p> <p>なお、担当する本部事務の本部員に事故があるときは、参集した他の本部員等をもって、その職務に充てる。</p> <p>■本部会議の主な審議事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 非常配備体制及び本部の廃止に関すること。</p> <p>(2) 市各部の指揮総括及び調整に関すること。</p> <p>(3) 重要な災害情報の収集と伝達に関すること。</p> <p>(4) 避難情報に関すること。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> </div>	<p>4 本部会議</p> <p>本部長は必要に応じて副本部長、本部員を招集し、重要事項の決定、対策の総合調整等を審議する。本部長は議長を務めるものとする。</p> <p>なお、本部員が不在の場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。</p> <p>■本部会議の主な審議事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 非常配備体制及び本部の廃止に関すること。</p> <p>(2) 市各部の指揮総括及び調整に関すること。</p> <p>(3) 重要な災害情報の収集と伝達に関すること。</p> <p>(4) 避難の勧告または指示に関すること。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> </div>
	<p>5 受援調整会議</p> <p>危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援関係者は受援に関する調整会議を行う。詳細は、第5節・第1「受援体制の確立」による。</p>	
<p>震災 4</p>	<p>6 災害対策本部の廃止</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>■災害対策本部事務分掌</p>	<p>5 災害対策本部の廃止</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>■災害対策本部事務分掌</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新				旧			
	部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌	部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
	総括部	本部班	危機管理室 政策企画課	1 本部の設置、廃止に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 国、県、防災関係機関の災害対策本部及び防災会議委員との連絡調整に関する事。 4 地震情報、気象情報及び警報等の伝達に関する事。 5 避難情報の発令に関する事。 6 <u>予算編成が必要な災害関連物資に関する事。</u>	総括部	本部班	危機管理室 政策企画課 秘書課	1 本部会議の招集、その他本部会議に関する事。 11 本部の廃止に関する事。 2 本部の庶務に関する事。 3 国、県、防災関係機関及び防災会議委員との連絡調整に関する事。 6 <u>災害応援協定に基づく応援要請の連絡調整に関する事。</u> ただし、応援要請等の実施は各班で行うこと。 10 <u>災害救助法に関する県への報告、要請に関する事。</u> 4 <u>自衛隊派遣要請及び連絡調整に関する事。</u> 5 地震情報、気象情報及び警報等の伝達に関する事。 7 避難準備情報、勧告、指示の発令に関する事。
秘書課			7 本部長、副本部長の秘書に関する事。 8 視察者、見舞者等への対応に関する事。	8 本部長、副本部長の秘書に関する事。 9 視察者、見舞者等への対応に関する事。				
財務・情報班		市政情報課 シティ・プロモーション課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<u>(情報担当)</u> 1 被害状況、活動状況（災害救助法適用事務の帳簿のとりまとめを含む）の把握、整理及び整理した情報に対する関係機関等からの照会への回答に関する事。 2 防災情報センター立ち上げに関する事。 3 被災者台帳に関する事。 4 災害広報（広報紙、HP、SNS、メール配信、Lアラート、防災行政無線、広報車等）に関する事。 5 報道発表等報道機関に関する事。	財務・情報班 シティ・プロモーション課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人権庶務課		1 被害状況、活動状況（災害救助法適用事務の帳簿のとりまとめを含む）の把握、整理に関する事。 5 <u>活動状況の記録に関する事。</u> 2 防災情報センターに関する事。 8 被災者台帳に関する事。 3 災害広報（広報紙、HP、SNS、メール配信、Lアラート、防災行政無線、広報車等）に関する事。 4 報道発表等報道機関に関する事。		
デジタル推進課		<u>(システム担当)</u> 6 システムインフラの動作状況・被害状況確認、復旧 7 安否情報システムに関する事。	デジタル推進課 議会事務局	6 議会との連絡調整に関する事。 7 安否情報システムに関する事。				
議会事務局		<u>(議会担当)</u> 8 議会との連絡調整に関する事。	財政課 出納室	6 <u>議会との連絡調整に関する事。</u> 9 災害予算編成及び財源対策に関する事。 10 災害予算の執行管理及び経理に関する事。 11 見舞金、義援金の受入れに関する事。				
	職員班	職員班	職員課 人権庶務課	1 職員の安否確認に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 職員の食料等の供給に関する事。 4 応援職員の調整、受入れ、派遣に関する事。 5 <u>受援体制の構築、運用に関する事。</u>	職員班	職員班	職員課	1 職員の安否確認に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 職員の飲料水、食料、物資等の供給に関する事。 4 応援職員派遣に関する事。
管財班			財産管理課	1 市庁舎の点検、応急措置、機能の確保に関する事。			管財班	財産管理課

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																																						
震災 8	<p>第4 勤務時間外地震時初動体制</p> <p>1 参集配備</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>■勤務時間外地震時参集基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">震度</td> <td style="width: 45%;">災害対策本部対応者 (災害対策本部長、本庁勤務職員)</td> <td style="width: 40%;">地域対応班</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〈以下、略〉</td> </tr> </table>	震度	災害対策本部対応者 (災害対策本部長、本庁勤務職員)	地域対応班	〈以下、略〉			<p>第4 勤務時間外地震時初動体制</p> <p>1 参集配備</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>■勤務時間外地震時参集基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">震度</td> <td style="width: 45%;">災害対策本部対応者 (災害対策本部長、本庁勤務職員)</td> <td style="width: 40%;">地域対応班 (地域防災拠点担当職員、各施設勤務職員)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〈以下、略〉</td> </tr> </table>	震度	災害対策本部対応者 (災害対策本部長、本庁勤務職員)	地域対応班 (地域防災拠点担当職員、各施設勤務職員)	〈以下、略〉																												
震度	災害対策本部対応者 (災害対策本部長、本庁勤務職員)	地域対応班																																						
〈以下、略〉																																								
震度	災害対策本部対応者 (災害対策本部長、本庁勤務職員)	地域対応班 (地域防災拠点担当職員、各施設勤務職員)																																						
〈以下、略〉																																								
震災 9	<p>2 勤務時間外地震時初動体制の事務分掌</p> <p>地域対応班に<u>指名</u>されている職員は、震度に応じて自発的にあるいは本部からの指示により、<u>地域防災拠点</u>での活動を実施する。</p> <p>本庁においては<u>暫定本部班及び専門活動班</u>を設置し、職員の参集状況に応じて早期参集の職員から災害対策本部の立ち上げ等、優先的な実務を執り行い、各係分担により初動活動を実施する。</p> <p><u>なお、災害対策本部の体制が整い次第、暫定本部班及び専門活動班の各係並びに地域対応班は、災害対策本部の各班へ業務を引き継ぐ。</u></p> <p>■勤務時間外地震時初動体制の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">班</th> <th style="width: 15%;">担当</th> <th style="width: 60%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〈略〉</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〈略〉</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">専門 活動 班</td> <td>食料・物資供給班</td> <td></td> <td>1 食料品の確保及び配布に関すること 2 物資運搬に関すること</td> </tr> <tr> <td>避難所運営班</td> <td></td> <td>1 避難者の把握及び避難所の開設・運営に関すること</td> </tr> </tbody> </table>		班	担当	事務分掌		〈略〉				〈略〉			専門 活動 班	食料・物資供給班		1 食料品の確保及び配布に関すること 2 物資運搬に関すること	避難所運営班		1 避難者の把握及び避難所の開設・運営に関すること	<p>2 勤務時間外地震時初動体制の事務分掌</p> <p>地域対応班に<u>指定</u>されている職員は、震度に応じて自発的にあるいは本部からの指示により、<u>本庁外</u>での活動を実施する。</p> <p>本庁においては職員の参集状況に応じて早期参集職員から、<u>災害対策本部の立ち上げ等、優先的な実務を執り行い、各係分担により、初動活動</u>を実施する。</p> <p>■勤務時間外地震時初動体制の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">班</th> <th style="width: 15%;">担当</th> <th style="width: 60%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〈略〉</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〈略〉</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">専門 活動 班</td> <td>食料・物資供給班</td> <td></td> <td>1 食料品の確保及び配布に関すること 2 物資運搬に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		班	担当	事務分掌		〈略〉				〈略〉			専門 活動 班	食料・物資供給班		1 食料品の確保及び配布に関すること 2 物資運搬に関すること			
	班	担当	事務分掌																																					
	〈略〉																																							
	〈略〉																																							
専門 活動 班	食料・物資供給班		1 食料品の確保及び配布に関すること 2 物資運搬に関すること																																					
	避難所運営班		1 避難者の把握及び避難所の開設・運営に関すること																																					
	班	担当	事務分掌																																					
	〈略〉																																							
	〈略〉																																							
専門 活動 班	食料・物資供給班		1 食料品の確保及び配布に関すること 2 物資運搬に関すること																																					

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新				旧			
	班	担当	事務分掌		班	担当	事務分掌	
	地域対応班	あらかじめ指名された職員	地域防災拠点における次の事務 1 負傷者の救護及び医療救護班との連携に関すること <略>		地域対応班	地域防災拠点 担当職員	あらかじめ指名された職員	1 負傷者の救護及び医療救護班との連携に関すること <略>
						施設勤務職員	本庁以外の 施設職員	
震災 10	第5 関係機関の活動体制 【資料編】 1-6 防災関係機関一覧				第5 関係機関の活動体制 【資料編】 1-6 防災関係機関一覧			
震災 11	<p>防災関係機関等は、市域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県、朝霞市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるものとする。</p> <p>第2節 事前措置及び応急措置 第1 市長の事前措置及び応急措置 1 事前措置及び避難 (1) 出動命令等</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより消防局、消防団に出動の準備を要請し、又は出動を求め、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。(根拠法：災害対策基本法第58条)</p>				<p>1 防災関係機関等</p> <p>防災関係機関等は、市域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県、朝霞市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるものとする。</p> <p>2 職員の派遣要請</p> <p>本部長は、情報の連絡及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、防災関係機関等の長に対して、その所属職員を本部又は災害現地に派遣するよう要請する。</p> <p>第2節 事前措置及び応急措置 第1 市長の事前措置及び応急措置 1 事前措置及び避難 (1) 出動命令等</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は朝霞市地域防災計画の定めるところにより消防機関に出動の準備を要請し又は出動を求め、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。(根拠法：災害対策基本法第58条)</p>			

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>(2) 事前措置等</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要<u>最小限度</u>において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(根拠法：災害対策基本法第 59 条)</p>	<p>(2) 事前措置等</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要<u>な限度</u>において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(根拠法：災害対策基本法第 59 条)</p>
	<p>(3) 避難の指示等</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。<u>また、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要するときは、緊急安全確保措置を指示する。</u>(根拠法：災害対策基本法第 60 条)</p>	<p>(3) 避難の指示等</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、<u>これらの者</u>に対し、避難のための立退きを指示する。(根拠法：災害対策基本法第 60 条)</p>
震災 12	<p>第 2 災害救助法の適用</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p> <p><u>(1) 災害が発生した場合</u></p> <p>災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の 1～4 の規定による。</p> <p><略></p>	<p>第 2 災害救助法の適用</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の 1～4 の規定による。</p> <p><略></p>
震災 13	<p><u>(2) 災害が発生するおそれがある場合</u></p> <p><u>災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。</u></p>	
震災 13	<p>4 災害救助法の適用</p> <p><略></p>	<p>4 災害救助法の適用</p> <p><略></p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																																	
	<p>■災害救助法の適用対象事務</p> <table border="1" data-bbox="188 240 1093 571"> <thead> <tr> <th>適用対象事務</th> <th>実施期間</th> <th>緊急を要する場合の市実施項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工</td> <td>対象者・設置箇所の選定 ○ 設置は県（ただし、委任されたときは○）</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の設置のみの適用となる。 ※期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が内閣総理大臣と協議してその同意を得た場合、実施期間を延長することができる。</p>	適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目	<略>	<略>	<略>	埋葬	10日以内	○	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者・設置箇所の選定 ○ 設置は県（ただし、委任されたときは○）	<略>	<略>	<略>	<p>■災害救助法の適用対象事務</p> <table border="1" data-bbox="1200 240 2105 571"> <thead> <tr> <th>適用対象事務</th> <th>実施期間</th> <th>緊急を要する場合の市実施項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>生業資金の貸与</td> <td>二</td> <td>現在運用されていない</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工</td> <td>対象者、設置箇所の選定○ 設置は県（ただし、委任されたときは○）</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table> <p>※期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が内閣総理大臣と協議してその同意を得た場合、実施期間を延長することができる。</p>	適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目	<略>	<略>	<略>	埋葬	10日以内	○	生業資金の貸与	二	現在運用されていない	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定○ 設置は県（ただし、委任されたときは○）	<略>	<略>	<略>
適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目																																	
<略>	<略>	<略>																																	
埋葬	10日以内	○																																	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者・設置箇所の選定 ○ 設置は県（ただし、委任されたときは○）																																	
<略>	<略>	<略>																																	
適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目																																	
<略>	<略>	<略>																																	
埋葬	10日以内	○																																	
生業資金の貸与	二	現在運用されていない																																	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定○ 設置は県（ただし、委任されたときは○）																																	
<略>	<略>	<略>																																	
<p>震災 15</p>	<p>第3節 災害情報の収集・伝達 [方針・目標]</p> <p><略></p> <ul style="list-style-type: none"> 罹災証明の発行開始とともに被災者台帳の運用を開始し、被災状況に応じて被災者が受けられる支援措置の漏れや重複を防止する。 <p><略></p>	<p>第3節 災害情報の収集・伝達 [方針・目標]</p> <p><略></p> <ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行開始とともに被災者台帳の運用を開始し、被災状況に応じて被災者が受けられる支援措置の漏れや重複を防止する。 <p><略></p>																																	
<p>震災 17</p>	<p>第2 被害情報の収集 1 被害情報の収集 (2) 被害情報の収集方法 被害情報は、市民からの通報、参集職員・地域対応班職員による報告、自主防災組織・消防団の報告等による。</p> <p><図略></p> <p>■被害情報の収集伝達経路</p>	<p>第2 被害情報の収集 1 被害情報の収集 (2) 被害情報の収集方法 被害情報は、市民からの通報、参集職員・地域対応班職員による報告、自主防災組織・消防団の報告等による。</p> <p><図略></p> <p>■被害情報の収集伝達経路</p>																																	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																																												
	<p>2 被害調査</p> <p>(1) 被害の調査</p> <p>各担当班は、「<u>3 被害の報告</u>」を目的とし、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行うとともに、<u>市民への対応を行う</u>。各担当班及び調査対象は、次のとおりである。</p> <p>なお、被害の判定は、「<u>資料編3-1 被害の判定基準</u>」による。</p> <p>■被害調査の対象と担当</p> <table border="1" data-bbox="197 539 1102 1002"> <thead> <tr> <th>調査担当班</th> <th>調査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班</td> <td>住家被害</td> </tr> <tr> <td>建設活動班</td> <td>道路、橋梁、河川、その他の公共土木施設、交通機関の被害</td> </tr> <tr> <td>福祉班</td> <td>社会福祉施設被害</td> </tr> <tr> <td>医療対策班</td> <td>病院被害、人的被害</td> </tr> <tr> <td>市民班</td> <td>農作物、農業施設、商業及び工業の被害</td> </tr> <tr> <td>環境班</td> <td>廃棄物処理施設被害</td> </tr> <tr> <td>上下水道班</td> <td>上下水道施設被害</td> </tr> <tr> <td>教育班</td> <td>学校教育施設、社会教育施設及び文化財の被害</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>公共施設の被害</td> </tr> <tr> <td>財務・情報班</td> <td>ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報</td> </tr> </tbody> </table>	調査担当班	調査対象	調査班	住家被害	建設活動班	道路、橋梁、河川、その他の公共土木施設、交通機関の被害	福祉班	社会福祉施設被害	医療対策班	病院被害、人的被害	市民班	農作物、農業施設、商業及び工業の被害	環境班	廃棄物処理施設被害	上下水道班	上下水道施設被害	教育班	学校教育施設、社会教育施設及び文化財の被害	管財班	公共施設の被害	財務・情報班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報	<p>2 被害調査</p> <p>(1) 被害の調査</p> <p>各担当班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各担当班及び調査対象は、次のとおりである。</p> <p>なお、被害調査は、「被害の判定基準」による。</p> <p>■被害調査の対象と担当</p> <table border="1" data-bbox="1216 539 2121 1002"> <thead> <tr> <th>調査担当班</th> <th>調査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班</td> <td>家屋被害</td> </tr> <tr> <td>建設活動班</td> <td>道路、橋梁、河川、下水道施設、その他の公共土木施設、交通機関の被害</td> </tr> <tr> <td>福祉班</td> <td>社会福祉施設被害</td> </tr> <tr> <td>医療対策班</td> <td>病院被害、人的被害</td> </tr> <tr> <td>市民班</td> <td>農作物、農業施設、商業及び工業の被害</td> </tr> <tr> <td>環境班</td> <td>廃棄物処理施設被害</td> </tr> <tr> <td>上下水道班</td> <td>上下水道施設被害</td> </tr> <tr> <td>教育班</td> <td>学校教育施設、社会教育施設及び文化財の被害</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>公共施設の被害</td> </tr> <tr> <td>本部班</td> <td>ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報</td> </tr> </tbody> </table>	調査担当班	調査対象	調査班	家屋被害	建設活動班	道路、橋梁、河川、下水道施設、その他の公共土木施設、交通機関の被害	福祉班	社会福祉施設被害	医療対策班	病院被害、人的被害	市民班	農作物、農業施設、商業及び工業の被害	環境班	廃棄物処理施設被害	上下水道班	上下水道施設被害	教育班	学校教育施設、社会教育施設及び文化財の被害	管財班	公共施設の被害	本部班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報
調査担当班	調査対象																																													
調査班	住家被害																																													
建設活動班	道路、橋梁、河川、その他の公共土木施設、交通機関の被害																																													
福祉班	社会福祉施設被害																																													
医療対策班	病院被害、人的被害																																													
市民班	農作物、農業施設、商業及び工業の被害																																													
環境班	廃棄物処理施設被害																																													
上下水道班	上下水道施設被害																																													
教育班	学校教育施設、社会教育施設及び文化財の被害																																													
管財班	公共施設の被害																																													
財務・情報班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報																																													
調査担当班	調査対象																																													
調査班	家屋被害																																													
建設活動班	道路、橋梁、河川、下水道施設、その他の公共土木施設、交通機関の被害																																													
福祉班	社会福祉施設被害																																													
医療対策班	病院被害、人的被害																																													
市民班	農作物、農業施設、商業及び工業の被害																																													
環境班	廃棄物処理施設被害																																													
上下水道班	上下水道施設被害																																													
教育班	学校教育施設、社会教育施設及び文化財の被害																																													
管財班	公共施設の被害																																													
本部班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報																																													

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																		
	<p><u>上記以外の被害については、災害対策本部の指示により調査する。</u> <u>※調査班が行う罹災証明書の発行、市民班が行うり災（被災）届出証明書に係る調査は「第17節応急住宅対策 第1住家の被害調査・罹災証明書の発行」参照</u></p>																			
	<p>(2) 被害のとりまとめ <u>財務・情報班は、各担当班の調査結果をとりまとめ、本部班に報告し、災害対策本部で共有する。</u></p>	<p>(2) 被害のとりまとめ 各担当班は、調査した結果をまとめ、財務・情報班に提出する。</p>																		
	<p>3 被害の報告 本部班は、<u>財務・情報班から報告された調査結果について、次により県に報告するものとする。</u> なお、<u>県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。</u></p>	<p>3 被害の報告 本部班は、<u>管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。</u> なお、<u>県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。</u></p>																		
<p>震災 20</p>	<p>第3 災害通信体制の確保 2 その他の通信施設の利用 (1) 専用通信施設の利用 市は、災害対策基本法第57条の規定に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要電する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。 ■専用通信施設等設置機関</p> <table border="1" data-bbox="170 1123 1128 1270"> <tr> <td>① 警察</td> <td>② 消防局</td> <td>③ <u>消防団</u></td> </tr> <tr> <td>④ <u>東日本旅客鉄道株式会社</u></td> <td>⑤ <u>東武鉄道株式会社</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></td> <td>⑦ 自衛隊</td> <td></td> </tr> </table>	① 警察	② 消防局	③ <u>消防団</u>	④ <u>東日本旅客鉄道株式会社</u>	⑤ <u>東武鉄道株式会社</u>		⑥ <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	⑦ 自衛隊		<p>第3 災害通信体制の確保 2 その他の通信施設の利用 (1) 専用通信施設の利用 市は、災害対策基本法第57条の規定に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。 ■専用通信施設等設置機関</p> <table border="1" data-bbox="1187 1123 2128 1270"> <tr> <td>① 警察</td> <td>② 消防局</td> <td>③ <u>東日本旅客鉄道株式会社</u></td> </tr> <tr> <td>④ <u>東武鉄道株式会社</u></td> <td>⑤ <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 自衛隊</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	① 警察	② 消防局	③ <u>東日本旅客鉄道株式会社</u>	④ <u>東武鉄道株式会社</u>	⑤ <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>		⑥ 自衛隊		
① 警察	② 消防局	③ <u>消防団</u>																		
④ <u>東日本旅客鉄道株式会社</u>	⑤ <u>東武鉄道株式会社</u>																			
⑥ <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	⑦ 自衛隊																			
① 警察	② 消防局	③ <u>東日本旅客鉄道株式会社</u>																		
④ <u>東武鉄道株式会社</u>	⑤ <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>																			
⑥ 自衛隊																				
	<p>(2) 非常通信の利用 市は、地震、台風、洪水、津波、<u>大雪</u>、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通</p>	<p>(2) 非常通信の利用 市は、地震、台風、洪水、津波、<u>雪害</u>、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通</p>																		

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて埼玉地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。</p>	<p>信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて埼玉地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。</p>
	<p>第4 安否情報の収集、管理</p> <p>1 安否情報の収集、管理</p> <p>財務・情報班は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。</p> <p><u>また、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要があり、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、県が当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表することとしており、市（財務・情報班）はこれに協力する。</u></p>	<p>第4 安否情報の収集、管理</p> <p>1 安否情報の収集、管理</p> <p>財務・情報班は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。</p>
<p>震災 22</p>	<p>第5 被災者台帳の作成</p> <p>財務・情報班は、被害が甚大な場合等で市長（本部長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。</p> <p><u>また、被害が軽度等で被災者台帳の作成を要しない場合は、報告又は把握した情報を管理する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩世帯の構成（住民基本台帳） ⑪罹災証明書の交付状況（罹災証明書発行記録） ⑫台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合） ⑬台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合） ⑭その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 </div>	<p>第5 被災者台帳の作成</p> <p>財務・情報班は、被害が甚大な場合等で市長（本部長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩世帯の構成（住民基本台帳） ⑪<u>り</u>災証明書の交付状況（<u>り</u>災証明書発行記録） ⑫台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合） ⑬台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合） ⑭その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 </div>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>※個人番号とはマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による）を指す。</p>	<p>※個人番号とはマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による）を指す。</p>
	<p>2 被災者台帳の利用、提供</p> <p>調査班は被災者への<u>罹災</u>証明書交付の際に、市民班は災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における<u>罹災</u>証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。</p> <p>市民班は、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。</p>	<p>2 被災者台帳の利用、提供</p> <p>調査班は被災者への<u>り災</u>証明書交付の際に、市民班は災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における<u>り災</u>証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。</p> <p>市民班は、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。</p>
	<p>3 被災者台帳の作成を要しない場合の情報管理</p> <p>財務・情報班は、被災者台帳の作成を要しない災害において、被災者台帳で管理すべき項目について各班から報告され、又は把握した情報を管理する。</p>	
<p>震災 24</p>	<p>第4節 災害広報・広聴活動</p> <p>[方針・目標]</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行方不明者の問い合わせ等に対応するため第1次相談窓口を設置、発災後5日目からは、第2次総合相談窓口を設置し、被災者の医療、福祉、<u>罹災</u>証明、生活支援等の申込みや相談に対応する。 <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>第4節 災害広報・広聴活動</p> <p>[方針・目標]</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行方不明者の問い合わせ等に対応するため第1次相談窓口を設置、発災後5日目からは、第2次総合相談窓口を設置し、被災者の医療、福祉、<u>り災</u>証明、生活支援等の申込みや相談に対応する。 <p style="text-align: center;">〈略〉</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧												
	<p>第1 災害広報活動</p> <p>【資料編】10-7 放送例文</p> <p><図略></p> <p>■広報の手段と経路</p>	<p>第1 災害広報活動</p> <p>【資料編】10-7 放送例文</p> <p><図略></p> <p>■広報の手段と経路</p>												
震災 25	<p>3 要配慮者への広報</p> <p>財務・情報班は、外国人に対しては、通訳ボランティア等を活用する。また、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、ラジオ、テレビの文字放送、FAXなどを可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。</p>	<p>3 要配慮者への広報</p> <p>財務・情報班は、外国人に対しては、通訳ボランティア等を活用する。また、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、ラジオ、テレビの文字放送、ファクシミリなどを可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。</p>												
	<p>第2 広聴活動</p> <p>1 相談窓口の設置</p> <p>市民班は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。また、関係各班は、災害相談窓口に相談員を配置する。</p>	<p>第2 広聴活動</p> <p>1 相談窓口の設置</p> <p>市民班は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。</p>												
	<p>■相談窓口</p> <table border="1"> <tr> <td>第1次 臨時相談窓口</td> <td>発災後24時間以内に設置</td> <td>・行方不明者の問い合わせ ・安否確認 等</td> </tr> <tr> <td>第2次 総合相談窓口</td> <td>5日目から設置</td> <td>・生活再建支援 ・住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） ・福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） ・商工融資 ・罹災証明 等</td> </tr> </table>	第1次 臨時相談窓口	発災後24時間以内に設置	・行方不明者の問い合わせ ・安否確認 等	第2次 総合相談窓口	5日目から設置	・生活再建支援 ・住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） ・福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） ・商工融資 ・罹災証明 等	<p>■相談窓口</p> <table border="1"> <tr> <td>第1次 臨時相談窓口</td> <td>発災後24時間以内に設置</td> <td>・行方不明者の問い合わせ ・安否確認 等</td> </tr> <tr> <td>第2次 総合相談窓口</td> <td>5日目から設置</td> <td>・生活再建支援 ・住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） ・福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） ・商工融資 ・<u>り</u>災証明 等</td> </tr> </table>	第1次 臨時相談窓口	発災後24時間以内に設置	・行方不明者の問い合わせ ・安否確認 等	第2次 総合相談窓口	5日目から設置	・生活再建支援 ・住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） ・福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） ・商工融資 ・ <u>り</u> 災証明 等
第1次 臨時相談窓口	発災後24時間以内に設置	・行方不明者の問い合わせ ・安否確認 等												
第2次 総合相談窓口	5日目から設置	・生活再建支援 ・住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） ・福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） ・商工融資 ・罹災証明 等												
第1次 臨時相談窓口	発災後24時間以内に設置	・行方不明者の問い合わせ ・安否確認 等												
第2次 総合相談窓口	5日目から設置	・生活再建支援 ・住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） ・福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） ・商工融資 ・ <u>り</u> 災証明 等												
震災 26	<p>2 被災者相談</p> <p>(1) 相談事項</p> <p><略></p> <p>■相談窓口の内容（例）</p>	<p>2 被災者相談</p> <p>(1) 相談事項</p> <p><略></p> <p>■相談窓口の内容（例）</p>												
震災 27	<p>第5節 応援派遣・受援</p> <p><略></p>	<p>第5節 応援派遣</p> <p><略></p>												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新		旧	
	項目	担当	項目	担当
	第1 受援体制の確立	本部班、職員班、各班		
	第2 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班	第1 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班
	第3 地方公共団体等への 応援要請	本部班、各班	第2 地方公共団体等への 応援要請	本部班、職員班、各班

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧						
	<p><u>第1 受援体制の確立</u> <u>【資料編】 3 災害協定・覚書一覧</u></p>							
	<p><u>1 情報連絡員の派遣要請</u> <u>本部長は、情報連絡や災害対策の調整を図るため、必要があると認めるときは、防災関係機関等の長に対して、情報連絡員となる職員を本部又は災害現地に派遣するよう要請する。</u></p>							
	<p><u>2 受援体制の確立</u> <u>(1) 各部各班の措置</u> <u>初動期の72時間は受援が期待できないため、各部内で人材の過不足を調整する。なお、部を超える人材配置の調整は、職員班が行う。</u> <u>また、個別の対策の災害協定や応援制度の運用は、連絡窓口となる班(資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照)が関係団体へ直接要請し、受援の迅速化を図る。</u> <u>(2) 総括部職員班の措置</u> <u>職員班は、各部の応援ニーズや受援状況を全体的に集約し、県や他市町村への総合的な応援の要請を検討する。なお、県、他市町村への要請連絡は、本部班を通じて行う。</u> <u>職員班は、本部班の調整のもと応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。</u> ■受入体制</p> <table border="1" data-bbox="197 1171 1102 1337"> <tr> <td data-bbox="197 1171 416 1235">食料、飲料水</td> <td data-bbox="416 1171 1102 1235">原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1235 416 1299">受入予定施設</td> <td data-bbox="416 1235 1102 1299">中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1299 416 1337">現場への案内</td> <td data-bbox="416 1299 1102 1337">応援を受ける担当班</td> </tr> </table>	食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配	受入予定施設	中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設	現場への案内	応援を受ける担当班	
食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配							
受入予定施設	中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設							
現場への案内	応援を受ける担当班							
	<p><u>3 調整会議の実施</u></p>							

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																																				
震災 28	<p>危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援に関する調整会議を行う。</p> <p>■受援調整会議の構成等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 347 338 379">構成</td> <td data-bbox="338 347 1115 379">総括部の本部員、受援統括担当*¹、各部の受援担当者*²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 379 338 411">事務局</td> <td data-bbox="338 379 1115 411">職員班、本部班（オブザーバー）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 411 338 507">審議事項</td> <td data-bbox="338 411 1115 507"> ① 受援に関する方針の決定 ② 受援体制の総合調整 ③ その他受援に関する重要事項の決定 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 507 338 667">備考</td> <td data-bbox="338 507 1115 667"> ※1 受援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、受援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 受援担当者は、各部長が指名する部内の職員で、部内の受援に関する情報収集・整理、職員班と部内各班との受援に関する連絡調整等を行う。 </td> </tr> </table>	構成	総括部の本部員、受援統括担当* ¹ 、各部の受援担当者* ²	事務局	職員班、本部班（オブザーバー）	審議事項	① 受援に関する方針の決定 ② 受援体制の総合調整 ③ その他受援に関する重要事項の決定	備考	※1 受援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、受援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 受援担当者は、各部長が指名する部内の職員で、部内の受援に関する情報収集・整理、職員班と部内各班との受援に関する連絡調整等を行う。																													
構成	総括部の本部員、受援統括担当* ¹ 、各部の受援担当者* ²																																					
事務局	職員班、本部班（オブザーバー）																																					
審議事項	① 受援に関する方針の決定 ② 受援体制の総合調整 ③ その他受援に関する重要事項の決定																																					
備考	※1 受援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、受援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 受援担当者は、各部長が指名する部内の職員で、部内の受援に関する情報収集・整理、職員班と部内各班との受援に関する連絡調整等を行う。																																					
	<p>■要請・受入れフロー</p> <p style="text-align: center;">＜図略＞</p>																																					
震災 29	<p>第2 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1 災害派遣要請</p> <p>(1) 要請依頼の手続き</p> <p style="text-align: center;">＜略＞</p> <p>■最寄りの自衛隊連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 999 376 1075" rowspan="2">部隊名 (駐屯地等)</th> <th colspan="2" data-bbox="376 999 719 1031">連絡責任者</th> <th data-bbox="719 999 1099 1031" rowspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th data-bbox="376 1031 539 1075">時間内</th> <th data-bbox="539 1031 719 1075">時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1075 376 1190"></td> <td data-bbox="376 1075 539 1190"></td> <td data-bbox="539 1075 719 1190"></td> <td data-bbox="719 1075 1099 1190"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1190 376 1305">陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)</td> <td data-bbox="376 1190 539 1305">第3科長</td> <td data-bbox="539 1190 719 1305">部隊当直司令 (連隊夜間当直)</td> <td data-bbox="719 1190 1099 1305">048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1305 376 1417"></td> <td data-bbox="376 1305 539 1417"></td> <td data-bbox="539 1305 719 1417"></td> <td data-bbox="719 1305 1099 1417"></td> </tr> </tbody> </table>	部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号	時間内	時間外					陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402					<p>第2 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1 災害派遣要請</p> <p>(1) 要請依頼の手続き</p> <p style="text-align: center;">＜略＞</p> <p>■最寄りの自衛隊連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 999 1397 1075" rowspan="2">部隊名 (駐屯地等)</th> <th colspan="2" data-bbox="1397 999 1740 1031">連絡責任者</th> <th data-bbox="1740 999 2121 1031" rowspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1397 1031 1561 1075">時間内</th> <th data-bbox="1561 1031 1740 1075">時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1075 1397 1225">陸上自衛隊第1 師団第1施設大隊 (朝霞)</td> <td data-bbox="1397 1075 1561 1225">第3係主任 又は第2係主任</td> <td data-bbox="1561 1075 1740 1225">部隊当直司令</td> <td data-bbox="1740 1075 2121 1225">048-460-1711 時間内 内線：4863 時間外 内線：4302・4402</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 1225 1397 1340">陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)</td> <td data-bbox="1397 1225 1561 1340">第3科長</td> <td data-bbox="1561 1225 1740 1340">部隊当直司令 (連隊夜間当直)</td> <td data-bbox="1740 1225 2121 1340">048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 1340 1397 1453">陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)</td> <td data-bbox="1397 1340 1561 1453">第3部長 又は防衛班長</td> <td data-bbox="1561 1340 1740 1453">第1師団司令部 当直幹部</td> <td data-bbox="1740 1340 2121 1453">03-3933-1161 時間内 内線：230・238・239 時間外 内線：230 (当直幹部)</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号	時間内	時間外	陸上自衛隊第1 師団第1施設大隊 (朝霞)	第3係主任 又は第2係主任	部隊当直司令	048-460-1711 時間内 内線：4863 時間外 内線：4302・4402	陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402	陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)	第3部長 又は防衛班長	第1師団司令部 当直幹部	03-3933-1161 時間内 内線：230・238・239 時間外 内線：230 (当直幹部)
部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号																																			
	時間内	時間外																																				
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402																																			
部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号																																			
	時間内	時間外																																				
陸上自衛隊第1 師団第1施設大隊 (朝霞)	第3係主任 又は第2係主任	部隊当直司令	048-460-1711 時間内 内線：4863 時間外 内線：4302・4402																																			
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402																																			
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)	第3部長 又は防衛班長	第1師団司令部 当直幹部	03-3933-1161 時間内 内線：230・238・239 時間外 内線：230 (当直幹部)																																			

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																														
震災 30	<p>(2) 自衛隊の派遣活動</p> <p>災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。</p> <p>■自衛隊の支援活動</p> <table border="1" data-bbox="197 338 1048 596"> <tr> <td>① 被害状況の把握</td> <td>⑧ 人員及び物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>② 避難の援助</td> <td>⑨ 給食、給水及び入浴支援</td> </tr> <tr> <td>③ 遭難者の捜索救助</td> <td>⑩ 物資の無償貸付又は譲与</td> </tr> <tr> <td>④ 水防活動</td> <td>⑪ 危険物の保安及び除去</td> </tr> <tr> <td>⑤ 消防活動</td> <td>⑫ その他</td> </tr> <tr> <td>⑥ 道路又は水路の啓開</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 応急医療、救護及び防疫</td> <td></td> </tr> </table>	① 被害状況の把握	⑧ 人員及び物資の緊急輸送	② 避難の援助	⑨ 給食、給水及び入浴支援	③ 遭難者の捜索救助	⑩ 物資の無償貸付又は譲与	④ 水防活動	⑪ 危険物の保安及び除去	⑤ 消防活動	⑫ その他	⑥ 道路又は水路の啓開		⑦ 応急医療、救護及び防疫		<p>(2) 自衛隊の派遣活動</p> <p>災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。</p> <p>■自衛隊の支援活動</p> <table border="1" data-bbox="1218 338 2069 596"> <tr> <td>① 被害状況の把握</td> <td>⑨ 人員及び物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>② 避難者の誘導、輸送</td> <td>⑩ 炊飯及び給水支援</td> </tr> <tr> <td>③ 遭難者の捜索、救助</td> <td>⑪ 救援物資の無償貸付又は贈与</td> </tr> <tr> <td>④ 水防活動</td> <td>⑬ 危険物の保安及び除去</td> </tr> <tr> <td>⑤ 消防活動</td> <td>⑫ 交通対策の支援</td> </tr> <tr> <td>⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去</td> <td>⑭ 予防派遣</td> </tr> <tr> <td>⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援</td> <td>⑮ その他</td> </tr> <tr> <td>⑧ 通信支援</td> <td></td> </tr> </table>	① 被害状況の把握	⑨ 人員及び物資の緊急輸送	② 避難者の誘導、輸送	⑩ 炊飯及び給水支援	③ 遭難者の捜索、救助	⑪ 救援物資の無償貸付又は贈与	④ 水防活動	⑬ 危険物の保安及び除去	⑤ 消防活動	⑫ 交通対策の支援	⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去	⑭ 予防派遣	⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援	⑮ その他	⑧ 通信支援	
① 被害状況の把握	⑧ 人員及び物資の緊急輸送																															
② 避難の援助	⑨ 給食、給水及び入浴支援																															
③ 遭難者の捜索救助	⑩ 物資の無償貸付又は譲与																															
④ 水防活動	⑪ 危険物の保安及び除去																															
⑤ 消防活動	⑫ その他																															
⑥ 道路又は水路の啓開																																
⑦ 応急医療、救護及び防疫																																
① 被害状況の把握	⑨ 人員及び物資の緊急輸送																															
② 避難者の誘導、輸送	⑩ 炊飯及び給水支援																															
③ 遭難者の捜索、救助	⑪ 救援物資の無償貸付又は贈与																															
④ 水防活動	⑬ 危険物の保安及び除去																															
⑤ 消防活動	⑫ 交通対策の支援																															
⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去	⑭ 予防派遣																															
⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援	⑮ その他																															
⑧ 通信支援																																
震災 31	<p>3 派遣部隊の受入れ</p> <p>(1) 自衛隊の受入れ</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■自衛隊の受入体制</p> <table border="1" data-bbox="197 785 1102 989"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><略></td> </tr> <tr> <td>本部事務室</td> <td>朝霞市役所内（大会議室）</td> </tr> <tr> <td>宿舎</td> <td>災害協定を締結している宿泊施設</td> </tr> <tr> <td>集結地</td> <td>朝霞中央公園</td> </tr> <tr> <td>現場への案内</td> <td>各担当班が応援現場へ案内する。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	<略>		本部事務室	朝霞市役所内（大会議室）	宿舎	災害協定を締結している宿泊施設	集結地	朝霞中央公園	現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。	<p>3 派遣部隊の受入れ</p> <p>(1) 自衛隊の受入れ</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■自衛隊の受入体制</p> <table border="1" data-bbox="1218 785 2123 989"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><略></td> </tr> <tr> <td>本部事務室</td> <td>朝霞市役所内（大会議室）に設置する。</td> </tr> <tr> <td>宿 舎</td> <td>朝霞駐屯地（必要な場合は、総合体育館に設置）</td> </tr> <tr> <td>集結地</td> <td>朝霞駐屯地（必要な場合は、朝霞中央公園に設置）</td> </tr> <tr> <td>現場への案内</td> <td>各担当班が応援現場へ案内する。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	<略>		本部事務室	朝霞市役所内（大会議室）に設置する。	宿 舎	朝霞駐屯地（必要な場合は、総合体育館に設置）	集結地	朝霞駐屯地（必要な場合は、朝霞中央公園に設置）	現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。						
項 目	内 容																															
<略>																																
本部事務室	朝霞市役所内（大会議室）																															
宿舎	災害協定を締結している宿泊施設																															
集結地	朝霞中央公園																															
現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。																															
項 目	内 容																															
<略>																																
本部事務室	朝霞市役所内（大会議室）に設置する。																															
宿 舎	朝霞駐屯地（必要な場合は、総合体育館に設置）																															
集結地	朝霞駐屯地（必要な場合は、朝霞中央公園に設置）																															
現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。																															
	<p>(2) ヘリコプターの受入れ</p> <p>臨時ヘリポートは朝霞中央公園陸上競技場とする。教育班は、臨時ヘリポート予定地にヘリポートを開設する。</p> <p>自衛隊との協議により他に設置する場合、土地の所有者又は管理者と調整する。</p>	<p>(2) ヘリコプターの受入れ</p> <p>臨時ヘリポートは朝霞駐屯地とする。自衛隊との協議により他に設置する場合、教育班は、臨時ヘリポート予定地に自衛隊と協力してヘリポートを開設する。</p> <p>この場合、土地の所有者又は管理者と調整する。</p>																														
震災 32	<p>第3 地方公共団体等への応援要請</p> <p>1 応援要請</p> <p>(4) 応急対策職員派遣制度の活用</p> <p>本部班は、応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害</p>	<p>第3 地方公共団体等への応援要請</p> <p>1 応援要請</p>																														

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧								
	<p>マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム[*]の派遣を要請する。</p> <p>※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運營業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。</p>									
		<p>2 応援隊の受入れ</p> <p>(1) 受入体制</p> <p>職員班は、本部班の調整のもと応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。</p> <p>■受入体制</p> <table border="1" data-bbox="1182 831 2163 1018"> <tr> <td>連絡窓口</td> <td>総合的な窓口は、職員班とし、活動時は応援活動の担当班に設置</td> </tr> <tr> <td>食料、飲料水</td> <td>原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様な方法で食料、物資等の手配</td> </tr> <tr> <td>受入予定施設</td> <td>総合体育館サブアリーナ、中央公民館、図書館、博物館</td> </tr> <tr> <td>現場への案内</td> <td>応援を受ける担当班</td> </tr> </table>	連絡窓口	総合的な窓口は、職員班とし、活動時は応援活動の担当班に設置	食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様な方法で食料、物資等の手配	受入予定施設	総合体育館サブアリーナ、中央公民館、図書館、博物館	現場への案内	応援を受ける担当班
連絡窓口	総合的な窓口は、職員班とし、活動時は応援活動の担当班に設置									
食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様な方法で食料、物資等の手配									
受入予定施設	総合体育館サブアリーナ、中央公民館、図書館、博物館									
現場への案内	応援を受ける担当班									
<p>震災 34</p>	<p>第6節 消防活動</p> <p>第1 消防活動</p> <p>2 応援要請</p> <p>(2) 緊急消防援助隊</p> <p>〈略〉</p> <p>■知事への要請時の留意事項</p> <table border="1" data-bbox="197 1310 1102 1420"> <tr> <td>① 災害の状況</td> </tr> <tr> <td>② 活動区域及び活動計画</td> </tr> <tr> <td>③ 必要な部隊及び資機材</td> </tr> </table>	① 災害の状況	② 活動区域及び活動計画	③ 必要な部隊及び資機材	<p>第6節 消防活動</p> <p>第1 消防活動</p> <p>2 応援要請</p> <p>(2) 緊急消防援助隊</p> <p>〈略〉</p> <p>■知事への要請事項</p> <table border="1" data-bbox="1211 1310 2116 1420"> <tr> <td>① 火災、負傷者、要救助者等の状況及び応援要請の理由災害種別及びその状況</td> </tr> <tr> <td>② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）</td> </tr> </table>	① 火災、負傷者、要救助者等の状況及び応援要請の理由災害種別及びその状況	② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）			
① 災害の状況										
② 活動区域及び活動計画										
③ 必要な部隊及び資機材										
① 火災、負傷者、要救助者等の状況及び応援要請の理由災害種別及びその状況										
② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）										

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
震災 36	<p>第2 救急救助活動</p> <p>2 救助活動</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>消防局は、被害状況等に応じて埼玉県警察、隣接消防機関等の応援を要請し、必要に応じて建設業協会等に重機、資機材等の供給を要請する。</p> <p>また、高度な専門性を必要とする救急救助活動が必要で、管内の消防力では対応が困難である場合には、あらかじめ締結した埼玉県消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援を要請する。多くの救助事象が発生した場合には、本部長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。</p>	<p>第2 救急救助活動</p> <p>2 救助活動</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>消防局は、被害状況等に応じて埼玉県警、隣接消防機関等の応援を要請する。また、必要に応じて建設業協会等に重機、資機材等の供給を要請する。</p> <p>本部長は、高度な専門性を必要とする救急救助活動が必要と判断した場合には、知事に対し、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の出勤を要請する。多くの救助事象が発生した場合には、本部長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。</p>
	<p>(3) 埼玉DMATへの応援要請</p> <p>消防局長は、被災者の生命、身体等に重大な影響を及ぼすと判断される場合には直接、埼玉DMAT指定病院の長に対して埼玉DMATの出勤を要請する。この場合、消防局長は、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。</p>	
	<p>(4) 市民・自主防災組織・事業所の救出救護</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>(3) 市民・自主防災組織・事業所の救出救護</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>
	<p>第3 危険物災害の防止</p> <p>1 危険物施設の応急措置</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>■危険物施設の応急措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 危険物の取扱い作業及び運搬の緊急停止措置</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> </div>	<p>第3 危険物災害の防止</p> <p>1 危険物施設の応急措置</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>■危険物施設の応急措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 危険物の取扱い作業及び運搬の緊急停止措置</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> </div>
震災 37	<p>第4 消防団の活動</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関</p>	<p>第4 消防団の活動</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。	関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。
震災 38	<p>第7節 応急医療救護活動</p> <p>第1 応急医療活動</p> <p>【資料編】 1-10 病院・救急診療所一覧</p>	<p>第7節 応急医療救護活動</p> <p>第1 応急医療活動</p> <p>【資料編】 1-10 県内災害拠点病院一覧</p>
	<p>2 救護所の設置</p> <p>医療対策班は、次の場所（敷地内）に救護所を設置し、医療用資器材、電源、テント等、応急医療に必要な資器材を搬送する。<u>第二次医療機関の状況の確認を行う。</u></p>	<p>2 救護所の設置</p> <p>医療対策班は、次の場所（敷地内）に救護所を設置し、医療用資器材、電源、テント等、応急医療に必要な資器材を搬送する。<u>停電している場合は、東京電力に早期復旧を要請する。断水している場合は、上下水道班に緊急給水を要請する。</u></p>
	<p>■救護所設置場所</p> <p>① 市内の小学校 ② その他の必要な箇所</p> <p>■第二次救急医療機関</p> <p>① TMGあさか医療センター ② 朝霞厚生病院 ③ 塩味病院</p>	<p>■救護所設置場所</p> <p>① TMGあさか医療センター ② 朝霞厚生病院 ③ 塩味病院</p> <p>④ 市内5か所の小学校 ⑤ その他の必要な箇所</p>
震災 38	<p>3 医療救護班の活動</p> <p>(2) 救護所での医療活動</p> <p>救護所での医療活動は、次のとおりである。</p> <p>■救護所での医療活動</p> <p>① 傷病者の応急手当 ② 負傷者の傷害等の程度の選別（トリアージ） ③ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 ④ 搬送困難な患者に対する医療の実施 ⑤ 死亡の確認 ⑥ その他必要な措置</p>	<p>3 医療救護班の活動</p> <p>(2) 救護所での医療活動</p> <p>救護所での医療活動は、次のとおりである。</p> <p>■救護所での医療活動</p> <p>① 傷病者の応急手当 ② 負傷者の傷害等の程度の選別（トリアージ） ③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ④ 転送困難な患者に対する医療の実施 ⑤ 死亡の確認 ⑥ その他必要な措置</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧					
	<p>(3) 埼玉DMA Tによる医療支援 <u>埼玉DMA Tの活動内容については、次のとおりである。</u></p> <p>■埼玉DMA Tの活動内容</p> <table border="1" data-bbox="203 347 1102 539"> <tr><td>① 災害現場における医療情報の収集及び伝達</td></tr> <tr><td>② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等</td></tr> <tr><td>③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援</td></tr> <tr><td>④ 他の医療従事者に対する医療支援</td></tr> <tr><td>⑤ その他災害現場における救命活動に必要な処置</td></tr> </table>	① 災害現場における医療情報の収集及び伝達	② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等	③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援	④ 他の医療従事者に対する医療支援	⑤ その他災害現場における救命活動に必要な処置	
① 災害現場における医療情報の収集及び伝達							
② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等							
③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援							
④ 他の医療従事者に対する医療支援							
⑤ その他災害現場における救命活動に必要な処置							
	<p>5 後方医療体制の確立 (2) 医療施設への搬送 <略></p> <p>■後方医療機関</p> <table border="1" data-bbox="203 722 1102 914"> <tr><td>① 第二次救急医療機関：TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院</td></tr> <tr><td>② 災害拠点病院 ○基幹災害医療センター：埼玉医科大学総合医療センター ○地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院</td></tr> </table>	① 第二次救急医療機関：TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院	② 災害拠点病院 ○基幹災害医療センター：埼玉医科大学総合医療センター ○地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院	<p>5 後方医療体制の確立 (2) 医療施設への搬送 <略></p> <p>■後方医療機関</p> <table border="1" data-bbox="1223 722 2121 914"> <tr><td>① 第二次救急医療機関 TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院</td></tr> <tr><td>② 災害拠点病院 ○基幹災害医療センター：川口市立医療センター ○地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院</td></tr> </table>	① 第二次救急医療機関 TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院	② 災害拠点病院 ○基幹災害医療センター：川口市立医療センター ○地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院	
① 第二次救急医療機関：TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院							
② 災害拠点病院 ○基幹災害医療センター：埼玉医科大学総合医療センター ○地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院							
① 第二次救急医療機関 TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院							
② 災害拠点病院 ○基幹災害医療センター：川口市立医療センター ○地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院							
<p>震災 41</p>	<p>第8節 水防・土砂災害対策 [方針・目標] ● 発災後6時間以内に河川堤防・護岸、水路等の被害調査を行い、応急復旧作業を開始する。 ● 発災後12時間以内に崖地の被害状況等を収集して県に報告、12日目からは応急的な復旧活動を実施する。降雨などにより危険がある場合は、避難の指示等を行う。 <略></p>	<p>第8節 水防・土砂災害対策 [方針・目標] ● 発災後6時間以内に河川堤防・護岸、水路等の被害調査を行い、応急復旧作業を開始する。 ● 発災後12時間以内に崖地の被害状況等を収集して県に報告、12日目からは応急的な復旧活動を実施する。降雨などにより危険がある場合は、避難の<u>勧告</u>・指示等を行う。 <略></p>					

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																				
	第2 土砂災害対策 【資料編】5-4 土砂災害ハザードマップ	第2 土砂災害対策 【資料編】5-4 土砂災害警戒区域																				
	1 崖地の警戒・監視 建設活動班は、降雨時は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を巡視・点検し、崩壊の危険性を確認するとともに、危険性が高い場合は、速やかに関係者、周辺住民等にその旨を伝達する。	1 崖地の警戒・監視 建設活動班は、降雨時は、土砂災害警戒区域等を巡視・点検し、崩壊の危険性を確認するとともに、危険性が高い場合は、すみやかに関係者、周辺住民等にその旨を伝達する。																				
震災 42	第9節 避難 [方針・目標] ・地震発生時には、市は、施設の管理者、自主防災組織と連携して避難所の開設と避難者の受入れを行う。この場合、夜間、休日を含め、地域対応班が駆け付け、対応する体制をとる。 <略> <table border="1" data-bbox="197 785 1102 1128"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難活動</td> <td>本部班、財務・情報班、福祉班、医療対策班、教育班</td> </tr> <tr> <td>第2 避難所の開設・運営</td> <td>本部班、財務・情報班、市民班、福祉班、教育班、各施設の管理者</td> </tr> <tr> <td>第3 在宅避難者等への対応</td> <td>財務・情報班、市民班、医療対策班</td> </tr> <tr> <td>第4 広域一時滞在対策</td> <td>本部班、市民班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 避難活動	本部班、財務・情報班、福祉班、医療対策班、教育班	第2 避難所の開設・運営	本部班、財務・情報班、市民班、福祉班、教育班、各施設の管理者	第3 在宅避難者等への対応	財務・情報班、市民班、医療対策班	第4 広域一時滞在対策	本部班、市民班	第9節 避難 [方針・目標] ・地震発生時には、市は、施設の管理者、自主防災組織と連携して避難所の開設と避難者の受入れを行う。この場合、夜間、休日を含め、地域対応班（地域防災拠点担当職員）が駆け付け、対応する体制をとる。 <略> <table border="1" data-bbox="1218 785 2123 1128"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難活動</td> <td>本部班、財務・情報班、福祉班、医療対策班、教育班</td> </tr> <tr> <td>第2 避難所の開設・運営</td> <td>本部班、財務・情報班、市民班、福祉班、教育班、各施設の管理者</td> </tr> <tr> <td>第3 在宅避難者への対応</td> <td>財務・情報班、市民班、医療対策班</td> </tr> <tr> <td>第4 広域一時滞在対策</td> <td>本部班、市民班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 避難活動	本部班、財務・情報班、福祉班、医療対策班、教育班	第2 避難所の開設・運営	本部班、財務・情報班、市民班、福祉班、教育班、各施設の管理者	第3 在宅避難者への対応	財務・情報班、市民班、医療対策班	第4 広域一時滞在対策	本部班、市民班
項目	担当																					
第1 避難活動	本部班、財務・情報班、福祉班、医療対策班、教育班																					
第2 避難所の開設・運営	本部班、財務・情報班、市民班、福祉班、教育班、各施設の管理者																					
第3 在宅避難者等への対応	財務・情報班、市民班、医療対策班																					
第4 広域一時滞在対策	本部班、市民班																					
項目	担当																					
第1 避難活動	本部班、財務・情報班、福祉班、医療対策班、教育班																					
第2 避難所の開設・運営	本部班、財務・情報班、市民班、福祉班、教育班、各施設の管理者																					
第3 在宅避難者への対応	財務・情報班、市民班、医療対策班																					
第4 広域一時滞在対策	本部班、市民班																					

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																						
	<p>第1 避難活動 【資料編】7-3 県及び放送事業者の避難情報発令時の情報提供・連絡先</p>	<p>第1 避難活動 【資料編】7-3 県及び放送事業者の避難勧告等発令時の情報提供・連絡先</p>																						
<p>震災 42</p>	<p>1 避難指示等 (1) 避難指示等の発令</p> <p>市長をはじめとする避難指示等の発令権者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難を要する地域の高齢者等に対し、「高齢者等避難」を発令する。ただし、事態が切迫し、急を要するときは、避難指示を発令する。高齢者等避難はその対象地域の高齢者を含む障害者等の避難行動要支援者に対し早期に避難する事を促すものである。「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。なお、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険な場合、市長は、必要と認める地域の住民等に対し、「緊急安全確保」を発令することができる。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■避難指示等の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="197 1050 1102 1444"> <thead> <tr> <th>発令権者 (権限の種類)</th> <th>避難指示等を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><略></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官 (<u>避難指示等</u>)</td> <td>○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき</td> <td>災害対策基本法第61条</td> </tr> <tr> <td>○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者 (権限の種類)	避難指示等を行う要件	根拠法令	<略>			警察官 (<u>避難指示等</u>)	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条	<p>1 避難指示等 (1) 避難指示等の発令</p> <p>市長をはじめとする避難指示等の発令権者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難を要する地域の高齢者等に対し、「高齢者等避難」を発令する。ただし、事態が切迫し、急を要するときは、避難指示を発令する。高齢者等避難はその対象地域の高齢者を含む障害者等の避難行動要支援者に対し早期に避難する事を促すものである。「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、<u>勧告よりも拘束力が強く</u>、住民等を立ち退かせるものである。なお、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険な場合、市長は、必要と認める地域の住民等に対し、「緊急安全確保」を発令することができる。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■避難指示等の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="1218 1050 2123 1444"> <thead> <tr> <th>発令権者 (権限の種類)</th> <th>避難指示等を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><略></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官 (指示・<u>屋内待避</u>)</td> <td>○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき</td> <td>災害対策基本法第61条</td> </tr> <tr> <td>○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者 (権限の種類)	避難指示等を行う要件	根拠法令	<略>			警察官 (指示・ <u>屋内待避</u>)	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
発令権者 (権限の種類)	避難指示等を行う要件	根拠法令																						
<略>																								
警察官 (<u>避難指示等</u>)	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条																						
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条																						
発令権者 (権限の種類)	避難指示等を行う要件	根拠法令																						
<略>																								
警察官 (指示・ <u>屋内待避</u>)	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条																						
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条																						

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<略>	<略>
震災 44	<p><u>3 広域避難</u></p> <p>市長は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法第61条の4による広域避難を実施する。</p>	
	<p><u>(1) 広域避難の要請</u></p> <p>県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。</p> <p>県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。</p> <p><u>(2) 広域避難の受入れ</u></p> <p>他市町村または県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。</p>	
震災 46	<p>第2 避難所の開設・運営</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>強い地震により被害が発生した場合には、避難所に指定されている施設の管理者が、可能な限り自主的に避難所を開設する。</p> <p>本部班は、被害の発生状況に応じて避難所の開設を決定し、教育班、福祉班、市民班に避難所開設を指示する。開設する避難所は指定避難所を選定するが、不足する場合は総合体育館、中央公民館・コミュニティセンターを一時的な避難場所として開設する。なお、避難所の開設にあたっては、施設の管理者に連絡をとる。</p> <p>休日・夜間時に地震が発生した場合には、地域対応班が震度に応じて</p>	<p>第2 避難所の開設・運営</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>強い地震により被害が発生した場合には、避難所に指定されている施設の管理者が、可能な限り自主的に避難所を開設する。</p> <p>本部班は、被害の発生状況に応じて避難所の開設を決定し、教育班、福祉班、市民班に避難所開設を指示する。開設する避難所は指定避難所を選定するが、不足する場合は総合体育館を一時的な避難所として開設する。なお、避難所の開設にあたっては、施設の管理者に連絡をとる。</p> <p>休日・夜間時に地震が発生した場合には、地域対応班（地域防災拠点</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>参集し、当面の避難所担当職員として避難所開設の準備を行う。</p> <p>なお、地域防災拠点（小学校）では、地域対応班は、地域の避難状況・被害状況の把握・報告、避難行動要支援者の安否確認・避難状況把握、市民への広報、物資の需要把握等、あらかじめ定められた活動を行う。</p>	<p><u>担当職員</u>が震度に応じて参集し、当面の避難所担当職員として避難所開設の準備を行う。</p> <p>なお、地域防災拠点（小学校）では、地域対応班（<u>地域防災拠点担当職員</u>）は、地域の避難状況・被害状況の把握・報告、避難行動要支援者の安否確認・避難状況把握、市民への広報、物資の需要把握等、あらかじめ定められた活動を行う。</p>
	<p>(2) <u>避難所の開設状況等の周知</u></p> <p><u>財務・情報班は、埼玉県災害オペレーションシステムに避難所の開設状況を入力し、データ放送、FM放送等で市民等に周知する。また、避難所の混雑状況を避難所担当職員・地域対応班から収集して「VACANMaps」に入力し、市民等に情報提供する。</u></p> <p>(3) 避難施設の確認</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>(2) 避難施設の確認</p> <p style="text-align: center;"><略></p>
	<p>(4) 災害対策本部への連絡</p> <p>避難所担当職員・地域対応班は、避難所や避難者の状況を電話又は防災行政無線により災害対策本部へ連絡する。</p> <p>財務・情報班は、<u>本部</u>で受けた避難情報を取りまとめる。</p>	<p>(3) 災害対策本部への連絡</p> <p>避難所担当職員・地域対応班は、避難所や避難者の状況を電話又は防災行政無線により災害対策本部へ連絡する。</p> <p>財務・情報班は本部で受けた避難情報を取りまとめる。</p>
	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所運営組織</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>特に、男女双方の視点が運営ルール等に反映され、男女のニーズの違いが十分配慮された避難者支援が行われるよう、避難所自主運営組織の役員及び避難所担当職員・地域対応班には、それぞれ女性も配置されることに努める。</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所運営組織</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>特に、男女双方の視点が運営ルール等に反映され、男女のニーズの違いが十分配慮された避難者支援が行われるよう、避難所自主運営組織の役員及び避難所担当職員・<u>地域対応班（地域防災拠点担当職員）</u>には、それぞれ女性も配置されることに努める。</p>
<p>震災 47</p>	<p>(5) 避難所運営記録の作成</p> <p>避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作</p>	<p>(5) 避難所運営記録の作成</p> <p>避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																																				
	<p>成し、1日に1度、本部へ報告する。</p> <p>また、病人発生等、特別な事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。</p> <p>財務・情報班は、避難所に関する情報をとりまとめる。本部班は、定期的に避難者収容状況を県に報告する。</p>	<p>成し、1日に1度、本部へ報告する。</p> <p>また、病人発生等、特別な事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。</p> <p>財務・情報班は避難所に関する情報をとりまとめる。本部班は、定期的に避難者収容状況を県に報告する。</p>																																				
<p>震災 48</p>	<p>3 避難所設備の整備</p> <p>(1) スペースの配置</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■スペース例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>⑭ペット専用スペース</p> </div> <p>(2) 設備・備品の設置</p> <p>避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備、備品は市民班が確保する。</p> <p>■避難所の設備（例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">① 暖房器具</td> <td style="width: 25%;">② 冷房器具</td> <td style="width: 25%;">③ 扇風機</td> <td style="width: 25%;">④ 仮設トイレ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 公衆電話</td> <td>⑥ 給湯設備</td> <td>⑦ 掲示板</td> <td>⑧ 間仕切り</td> </tr> <tr> <td>⑨ 食器、調理器具</td> <td>⑩ 清掃用具</td> <td colspan="2">⑪ 洗濯機、物干し</td> </tr> <tr> <td>⑫ 畳・マット</td> <td colspan="3">⑬ 段ボールベッド等の簡易ベッド</td> </tr> <tr> <td colspan="4">⑭ 仮設風呂・シャワー ⑮ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）</td> </tr> </table> </div>	① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ	⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り	⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具	⑪ 洗濯機、物干し		⑫ 畳・マット	⑬ 段ボールベッド等の簡易ベッド			⑭ 仮設風呂・シャワー ⑮ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）				<p>3 避難所設備の整備</p> <p>(1) スペースの配置</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■スペース例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>⑭ペット専用スペース(※)</p> </div> <p>※ペットの居室への持ち込みは原則禁止とし、倉庫や屋外テントの設置等により対応する。</p> <p>(2) 設備・備品の設置</p> <p>避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備、備品は市民班が確保する。</p> <p>■避難所の設備例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">① 暖房器具</td> <td style="width: 25%;">② 冷房器具</td> <td style="width: 25%;">③ 扇風機</td> <td style="width: 25%;">④ 仮設トイレ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 公衆電話</td> <td>⑥ 給湯設備</td> <td>⑦ 掲示板</td> <td>⑧ 間仕切り</td> </tr> <tr> <td>⑨ 食器、調理器具</td> <td>⑩ 清掃用具</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">⑪ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）</td> </tr> </table> </div>	① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ	⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り	⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具			⑪ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）			
① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ																																			
⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り																																			
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具	⑪ 洗濯機、物干し																																				
⑫ 畳・マット	⑬ 段ボールベッド等の簡易ベッド																																					
⑭ 仮設風呂・シャワー ⑮ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）																																						
① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ																																			
⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り																																			
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具																																					
⑪ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）																																						

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>4 生活の支援</p> <p>(1) 食料・物資の供給</p> <p>避難所担当職員は、必要な食料等を市民班に要請する。市民班は要請に応じ、本部班と連携して協定業者等に必要な食料等の供給を依頼する。避難者への配布は、避難所自主運営組織が実施する。</p> <p>食料配布の際は、食物アレルギーの避難者のために原材料表示や献立表の掲示等を行う。</p>	<p>4 生活の支援</p> <p>(1) 食料・物資の供給</p> <p>避難所担当職員は、必要な設備を市民班に要請する。市民班は要請に応じ、協定業者等に必要な資機材の提供を依頼する。避難者への配布は、避難所自主運営組織が実施する。</p> <p>食料配布の際は、食物アレルギーの避難者のために原材料表示や献立表の掲示等を行う。</p>
震災 49	<p>5 女性や要配慮者、多様な人々への配慮</p> <p>(1) 避難所での対策</p> <p>避難所運営において、高齢者、障害のある人、女性、子ども、外国人等の要配慮者、性的マイノリティなど多様な人々に対し、次のとおり配慮する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(3) 車中泊避難スペースの確保</p> <p>本部班は、災害協定を締結する事業者等の協力を得て車中泊避難スペースを確保する。</p>	<p>5 女性や要配慮者等への配慮</p> <p>(1) 避難所での対策</p> <p>避難所運営において、高齢者、障害のある人、女性、子ども、外国人等の要配慮者に対し、次のとおり配慮する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>
	<p>第3 在宅避難者等への対応</p> <p>市は、市の避難所以外の自宅、車中泊等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 市民班及び医療対策班は、避難所を各地区の在宅避難者の支援拠点とし、食料及び生活必需品の供給、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。また、医療対策班は、車中泊の避難者に対し、深部静脈血栓（エコノミークラス症候群）の発症を防止するための保健指導を行う。</p>	<p>第3 在宅避難者等への対応</p> <p>市は、市の避難所以外の自宅等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 市民班及び医療対策班は、避難所を各地区の在宅避難者の支援拠点とし、食料及び生活必需品の供給、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。</p>
震災 50	<p>第10節 災害警備活動・交通規制</p> <p>第1 警察の災害警備</p>	<p>第10節 災害警備活動・交通規制</p> <p>第1 警察の災害警備</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>朝霞警察署は、大規模地震発生時の警備活動を円滑に行うため、必要に応じて市や関係機関と連携する。<u>また、朝霞警察署の被災時は、市長が特に認めた施設を代替施設として使用するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>朝霞警察署は、大規模地震発生時の警備活動を円滑に行うため、必要に応じて市や関係機関と連携する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>
<p>震災 54</p>	<p>第1 1 節 緊急輸送・燃料確保 第1 緊急通行車両の確認 【資料編】 8-2 緊急通行車両標章 9-7 緊急通行車両<u>申出書</u> 9-8 <u>規制除外車両確認申出書</u></p>	<p>第1 1 節 緊急輸送・燃料確保 第1 緊急通行車両の確認 【資料編】 8-2 緊急通行車両標章 9-7 緊急通行車両等<u>確認申請書</u> 9-8 <u>緊急通行車両等事前届出</u></p>
<p>震災 54</p>	<p>2 緊急通行車両の<u>事前申出</u>について 県公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の<u>事前申出</u>を受理している。 管財班は<u>申出済み車両</u>に、交付を受けている緊急通行車両<u>確認標章・証明書</u>を配備する。</p> <p>第2 緊急輸送路の確保 2 緊急輸送路に関する交通規制対象道路 〈略〉 ■緊急輸送道路</p>	<p>2 緊急通行車両の<u>事前届出</u>について 県公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の<u>事前届出</u>を受理している。 <u>事前届出車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し緊急通行車両標章が直ちに交付される。</u> 管財班は<u>事前届出車両</u>に対し、交付を受けている「<u>緊急通行車両事前届出済証</u>」を配布する。<u>事前届出車両の使用者は、警察署若しくは検問所で緊急通行車両事前届出済証を提示し、緊急通行車両標章の交付を受ける。</u></p> <p>第2 緊急輸送路の確保 2 緊急輸送路に関する交通規制対象道路 〈略〉 ■緊急輸送道路</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																				
震災 56	<p>第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設</p> <p>本部班は、県からの指示があった場合、若しくは航空輸送が必要と判断した場合、ヘリコプター臨時離着陸場の開設を決定し、教育班（生涯学習・スポーツ課）へ離着陸場周辺の被災状況の把握を指示する。</p> <p>教育班（生涯学習・スポーツ課）は、ヘリコプター臨時離着陸場の開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、本部班に伝え、開設作業等について自衛隊等に協力する。</p> <p>ヘリコプター臨時離着陸場は、次の候補地とする。</p> <p>■ヘリコプター臨時離着陸場候補地</p> <table border="1" data-bbox="170 639 1149 735"> <tr> <td>①朝霞中央公園陸上競技場</td> <td>②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2</td> </tr> </table>	①朝霞中央公園陸上競技場	②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2	<p>第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設</p> <p>本部班は、県からの指示があった場合、若しくは航空輸送が必要と判断した場合、ヘリコプター臨時離着陸場の開設を決定し、教育班へ離着陸場周辺の被災状況の把握を指示する。</p> <p>教育班は、ヘリコプター臨時離着陸場の開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、本部班に伝え、開設作業等について自衛隊等に協力する。</p> <p>ヘリコプター臨時離着陸場は、次の候補地とする。</p> <p>■ヘリコプター臨時離着陸場候補地</p> <table border="1" data-bbox="1216 639 2123 786"> <tr> <td>第1次 朝霞駐屯地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2次 ①朝霞中央公園陸上競技場</td> <td>②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2</td> </tr> </table>	第1次 朝霞駐屯地		第2次 ①朝霞中央公園陸上競技場	②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2														
①朝霞中央公園陸上競技場	②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2																					
第1次 朝霞駐屯地																						
第2次 ①朝霞中央公園陸上競技場	②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2																					
震災 58	<p>第12節 給水、食料・生活必需品の供給</p> <p>〈略〉</p> <table border="1" data-bbox="197 882 1104 1225"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 飲料水の供給</td> <td>上下水道班</td> </tr> <tr> <td>第2 食料の供給</td> <td>本部班、職員班、市民班、教育班</td> </tr> <tr> <td>第3 生活必需品の供給</td> <td>本部班、市民班、教育班</td> </tr> <tr> <td>第4 救援物資の受入れ・管理</td> <td>市民班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 飲料水の供給	上下水道班	第2 食料の供給	本部班、職員班、市民班、教育班	第3 生活必需品の供給	本部班、市民班、教育班	第4 救援物資の受入れ・管理	市民班	<p>第12節 飲料水、食料、生活必需品の供給</p> <p>〈略〉</p> <table border="1" data-bbox="1216 882 2123 1177"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 飲料水の供給</td> <td>上下水道班</td> </tr> <tr> <td>第2 食料の供給</td> <td>本部班、職員班、市民班、教育班</td> </tr> <tr> <td>第3 生活必需品の供給</td> <td>本部班、職員班、市民班、教育班</td> </tr> <tr> <td>第4 救援物資の受入れ・管理</td> <td>市民班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 飲料水の供給	上下水道班	第2 食料の供給	本部班、職員班、市民班、教育班	第3 生活必需品の供給	本部班、職員班、市民班、教育班	第4 救援物資の受入れ・管理	市民班
項目	担当																					
第1 飲料水の供給	上下水道班																					
第2 食料の供給	本部班、職員班、市民班、教育班																					
第3 生活必需品の供給	本部班、市民班、教育班																					
第4 救援物資の受入れ・管理	市民班																					
項目	担当																					
第1 飲料水の供給	上下水道班																					
第2 食料の供給	本部班、職員班、市民班、教育班																					
第3 生活必需品の供給	本部班、職員班、市民班、教育班																					
第4 救援物資の受入れ・管理	市民班																					

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																														
	<p>第1 飲料水の供給</p> <p>1 被災状況等の把握</p> <p>上下水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、<u>給水需要</u>を把握する。</p>	<p>第1 飲料水の供給</p> <p>1 被災状況等の把握</p> <p>上下水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、<u>需要</u>を把握する。</p>																														
	<p>2 応急給水実施計画等の作成</p> <p>(1) 応急給水実施計画等の作成</p> <p>上下水道班は、被災状況等の情報に基づき次のような応急給水実施計画を作成する。</p> <p>■<u>応急給水実施計画等の事項</u></p> <table border="1" data-bbox="197 628 1128 986"> <tr> <td data-bbox="197 628 315 791">給水方法</td> <td colspan="2" data-bbox="315 628 1128 791"> <input type="checkbox"/>給水拠点への運搬給水（給水車） <input type="checkbox"/>泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 <input type="checkbox"/>第5号及び第10号取水井での応急給水 <input type="checkbox"/>県水送水管からの応急給水 <input type="checkbox"/>東京都水道局朝霞浄水場での応急給水 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 791 315 826">給水拠点</td> <td data-bbox="315 791 763 826"> <input type="checkbox"/>地域防災拠点（各小学校） </td> <td data-bbox="763 791 1128 826"> <input type="checkbox"/>避難所等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 826 315 890">応急給水 配備表</td> <td colspan="2" data-bbox="315 826 1128 890"> <input type="checkbox"/>輸送ルート <input type="checkbox"/>給水実施期間 <input type="checkbox"/>給水場所の人員配置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 890 315 986">応援要請</td> <td colspan="2" data-bbox="315 890 1128 986"> <input type="checkbox"/>朝霞市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/>東京都水道局朝霞浄水場 <input type="checkbox"/>自衛隊 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="763 890 1128 986"> <input type="checkbox"/>日本水道協会埼玉県支部 <input type="checkbox"/>埼玉県災害対策本部給水部 <input type="checkbox"/>災害応援協定締結先 等 </td> </tr> </table>	給水方法	<input type="checkbox"/> 給水拠点への運搬給水（給水車） <input type="checkbox"/> 泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 <input type="checkbox"/> 第5号及び第10号取水井での応急給水 <input type="checkbox"/> 県水送水管からの応急給水 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場での応急給水		給水拠点	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点（各小学校）	<input type="checkbox"/> 避難所等	応急給水 配備表	<input type="checkbox"/> 輸送ルート <input type="checkbox"/> 給水実施期間 <input type="checkbox"/> 給水場所の人員配置		応援要請	<input type="checkbox"/> 朝霞市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場 <input type="checkbox"/> 自衛隊			<input type="checkbox"/> 日本水道協会埼玉県支部 <input type="checkbox"/> 埼玉県災害対策本部給水部 <input type="checkbox"/> 災害応援協定締結先 等		<p>2 応急給水実施計画等の作成</p> <p>(1) 応急給水実施計画等の作成</p> <p>上下水道班は、被災状況等の情報に基づき次のような応急給水実施計画を作成する。</p> <p>■<u>応急給水実施計画等の事項</u></p> <table border="1" data-bbox="1216 628 2125 986"> <tr> <td data-bbox="1216 628 1335 791">給水方法</td> <td colspan="2" data-bbox="1335 628 2125 791"> <input type="checkbox"/>運搬給水（給水車） <input type="checkbox"/>泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 <input type="checkbox"/>第5号及び第10号取水井での応急給水 <input type="checkbox"/>県水送水管からの応急給水 <input type="checkbox"/>東京都水道局朝霞浄水場での応急給水 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 791 1335 826">給水拠点</td> <td data-bbox="1335 791 1783 826"> <input type="checkbox"/>地域防災拠点 </td> <td data-bbox="1783 791 2125 826"> <input type="checkbox"/>避難所等 <input type="checkbox"/>耐震性貯水槽 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 826 1335 890">応急給水 配備表</td> <td colspan="2" data-bbox="1335 826 2125 890"> <input type="checkbox"/>輸送ルート <input type="checkbox"/>給水実施期間 <input type="checkbox"/>給水場所の人員配置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 890 1335 986">応援要請</td> <td colspan="2" data-bbox="1335 890 2125 986"> <input type="checkbox"/>朝霞市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/>東京都水道局朝霞浄水場 <input type="checkbox"/>自衛隊 等 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="1783 890 2125 986"> <input type="checkbox"/>日本水道協会埼玉県支部 <input type="checkbox"/>埼玉県災害対策本部給水部 </td> </tr> </table>	給水方法	<input type="checkbox"/> 運搬給水（給水車） <input type="checkbox"/> 泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 <input type="checkbox"/> 第5号及び第10号取水井での応急給水 <input type="checkbox"/> 県水送水管からの応急給水 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場での応急給水		給水拠点	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点	<input type="checkbox"/> 避難所等 <input type="checkbox"/> 耐震性貯水槽	応急給水 配備表	<input type="checkbox"/> 輸送ルート <input type="checkbox"/> 給水実施期間 <input type="checkbox"/> 給水場所の人員配置		応援要請	<input type="checkbox"/> 朝霞市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場 <input type="checkbox"/> 自衛隊 等			<input type="checkbox"/> 日本水道協会埼玉県支部 <input type="checkbox"/> 埼玉県災害対策本部給水部	
給水方法	<input type="checkbox"/> 給水拠点への運搬給水（給水車） <input type="checkbox"/> 泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 <input type="checkbox"/> 第5号及び第10号取水井での応急給水 <input type="checkbox"/> 県水送水管からの応急給水 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場での応急給水																															
給水拠点	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点（各小学校）	<input type="checkbox"/> 避難所等																														
応急給水 配備表	<input type="checkbox"/> 輸送ルート <input type="checkbox"/> 給水実施期間 <input type="checkbox"/> 給水場所の人員配置																															
応援要請	<input type="checkbox"/> 朝霞市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場 <input type="checkbox"/> 自衛隊																															
	<input type="checkbox"/> 日本水道協会埼玉県支部 <input type="checkbox"/> 埼玉県災害対策本部給水部 <input type="checkbox"/> 災害応援協定締結先 等																															
給水方法	<input type="checkbox"/> 運搬給水（給水車） <input type="checkbox"/> 泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 <input type="checkbox"/> 第5号及び第10号取水井での応急給水 <input type="checkbox"/> 県水送水管からの応急給水 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場での応急給水																															
給水拠点	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点	<input type="checkbox"/> 避難所等 <input type="checkbox"/> 耐震性貯水槽																														
応急給水 配備表	<input type="checkbox"/> 輸送ルート <input type="checkbox"/> 給水実施期間 <input type="checkbox"/> 給水場所の人員配置																															
応援要請	<input type="checkbox"/> 朝霞市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場 <input type="checkbox"/> 自衛隊 等																															
	<input type="checkbox"/> 日本水道協会埼玉県支部 <input type="checkbox"/> 埼玉県災害対策本部給水部																															
	<p>(2) 資機材、車両の確保</p> <p>上下水道班は、応急給水用資機材及び給水車等の車両を日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者、<u>災害応援協定締結先</u>等に要請し確保する。</p>	<p>(2) 資機材、車両の確保</p> <p>上下水道班は、応急給水用資機材及び給水車等の車両を日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者等に要請し確保する。</p>																														
<p>震災 59</p>	<p>(3) 給水所（拠点）の周知・広報</p> <p>給水所を開設したときは、市民に対する<u>周知事項</u>をとりまとめ、<u>財務・情報班</u>に広報を依頼する。</p>	<p>(3) 給水所（拠点）の周知・広報</p> <p>給水所を開設したときは、<u>本部</u>を通じて市民に対する広報を行う。</p>																														

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																																																
	<p>3 応急給水</p> <p>(1) 優先給水</p> <p>上下水道班は、<u>医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の重要施設</u>に対し、優先給水を行う。</p>	<p>3 応急給水</p> <p>(1) 優先給水</p> <p>上下水道班は、<u>断水地区の医療機関、社会福祉施設等の重要施設</u>に対し、優先給水を行う。</p>																																																
	<p>(2) 給水活動</p> <p>上下水道班は、浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、浄水場及び<u>第5号及び第10号</u>取水井に<u>応急給水所</u>を設置する。</p> <p>給水拠点では、市民自らが持参したプラスチック製タンク、バケツ等に給水する。また、給水拠点は、原則として<u>地域防災拠点である小学校の校庭</u>とする。復旧に長期を要するときは、<u>応急仮設配管</u>などの措置をとる。</p> <p>■給水量の基準</p> <table border="1" data-bbox="197 774 1102 1453"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">経過日数</th> </tr> <tr> <th>災害発生～3日</th> <th>4日～10日</th> <th>11日～<u>20</u>日</th> <th><u>21</u>日～復旧まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標応急給水量</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>250リットル/人・日</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>生命維持に必要な最低限の水</td> <td>調理、洗面など最低生活に必要な水</td> <td>調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水</td> <td>被災前と同様の生活に必要な水</td> </tr> <tr> <td>給水方法</td> <td>備蓄飲料水の配布、<u>給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号</u>取水井での<u>応急給水</u></td> <td><u>給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号</u>取水井、<u>県水送水管での応急給水</u></td> <td>一部は復旧した水道管での給水、その他は<u>左記の給水</u>の継続</td> <td>順次本給水に移行</td> </tr> </tbody> </table>	項目	経過日数				災害発生～3日	4日～10日	11日～ <u>20</u> 日	<u>21</u> 日～復旧まで	目標応急給水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日	用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水	給水方法	備蓄飲料水の配布、 <u>給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号</u> 取水井での <u>応急給水</u>	<u>給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号</u> 取水井、 <u>県水送水管での応急給水</u>	一部は復旧した水道管での給水、その他は <u>左記の給水</u> の継続	順次本給水に移行	<p>(2) 給水活動</p> <p>上下水道班は、浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、浄水場及び取水井に給水所を設置する。</p> <p>給水拠点では、市民自らが持参したプラスチック製タンク、バケツ等に給水する。給水拠点は、原則として<u>小学校校庭</u>とする。復旧に長期を要するときは、<u>応急仮設配管</u>などの措置をとる。</p> <p>■給水量の基準</p> <table border="1" data-bbox="1218 774 2123 1453"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">経過日数</th> </tr> <tr> <th>災害発生～3日</th> <th>4日～10日</th> <th>11日～<u>21</u>日</th> <th><u>22</u>日～復旧まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標応急給水量</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>250リットル/人・日</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>生命維持に必要な最低限の水</td> <td>調理、洗面など最低生活に必要な水</td> <td>調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水</td> <td>被災前と同様の生活に必要な水</td> </tr> <tr> <td>給水方法</td> <td>備蓄水、<u>運搬給水、浄水場及び取水井での拠点給水</u></td> <td><u>運搬給水、浄水場及び取水井での拠点給水、</u>県水送水管での<u>拠点給水、耐震性貯水槽</u></td> <td>一部は復旧した水道管での給水、その他<u>拠点給水</u>の継続</td> <td>順次本給水に移行する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	経過日数				災害発生～3日	4日～10日	11日～ <u>21</u> 日	<u>22</u> 日～復旧まで	目標応急給水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日	用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水	給水方法	備蓄水、 <u>運搬給水、浄水場及び取水井での拠点給水</u>	<u>運搬給水、浄水場及び取水井での拠点給水、</u> 県水送水管での <u>拠点給水、耐震性貯水槽</u>	一部は復旧した水道管での給水、その他 <u>拠点給水</u> の継続	順次本給水に移行する
項目	経過日数																																																	
	災害発生～3日	4日～10日	11日～ <u>20</u> 日	<u>21</u> 日～復旧まで																																														
目標応急給水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日																																														
用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水																																														
給水方法	備蓄飲料水の配布、 <u>給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号</u> 取水井での <u>応急給水</u>	<u>給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号</u> 取水井、 <u>県水送水管での応急給水</u>	一部は復旧した水道管での給水、その他は <u>左記の給水</u> の継続	順次本給水に移行																																														
項目	経過日数																																																	
	災害発生～3日	4日～10日	11日～ <u>21</u> 日	<u>22</u> 日～復旧まで																																														
目標応急給水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日																																														
用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水																																														
給水方法	備蓄水、 <u>運搬給水、浄水場及び取水井での拠点給水</u>	<u>運搬給水、浄水場及び取水井での拠点給水、</u> 県水送水管での <u>拠点給水、耐震性貯水槽</u>	一部は復旧した水道管での給水、その他 <u>拠点給水</u> の継続	順次本給水に移行する																																														

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>4 給水施設等の応急復旧</p> <p>(1) 給水活動被害箇所の調査と応急復旧 朝霞市指定給水装置工事事業者、<u>日本水道協会埼玉県支部及び災害応援協定締結先との連携により</u>、給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を行う。</p>	<p>4 給水施設等の応急復旧</p> <p>(1) 給水活動被害箇所の調査と応急復旧 朝霞市指定給水装置工事事業者<u>及び</u>日本水道協会埼玉支部との連携により給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を行う。</p>
	<p>(2) 技術者、資材の調達要請 応急、復旧工事の技術者、復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対して<u>調達あっせん</u>を要請する。</p>	<p>(2) 技術者、資材の調達要請 応急、復旧工事の技術者、復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し<u>調達あっせん</u>を要請する。</p>
<p>震災 60</p>	<p>第2 食料の供給</p> <p>【資料編】 3－3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）</p> <p>4 災害協定・覚書一覧</p> <p>6－3 防災備蓄倉庫一覧</p> <p>9－6 物資食料管理表</p>	<p>第2 食料の供給</p> <p>【資料編】 3－3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）</p> <p>4 災害<u>応援協定</u>一覧</p> <p>6－3 防災備蓄倉庫一覧</p> <p>9－6 物資食料管理表</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>2 食料の確保</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p>市民班は、<u>本部班と連携し</u>、需要に基づき食品販売業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。確保すべき食品は、要配慮者やアレルギーに配慮した品目になるようにする。</p>	<p>2 食料の確保</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p>市民班は、需要に基づき食品販売業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。確保すべき食品は、要配慮者やアレルギーに配慮した品目になるようにする。</p>
	<p>(4) 政府所有の米穀の調達</p>	<p>(4) 政府所有の米穀の調達</p>
	<p>県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、農林水産省農産局に対し、「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき応急用米穀の緊急引渡を要請し、確保する。</p> <p>市民班は、これらの調達手続きを行う。</p>	<p>県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、農林水産省政策統括官付貿易業務課又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等に関する基本要領(平成21年7月1日付総合食料局長通知)」に基づき応急用米穀の緊急引渡を要請し、確保する。</p> <p>市民班は、これらの調達手続きを行う。</p>
<p>震災 61</p>	<p>3 食料の供給</p> <p>(1) 食料の輸送</p> <p>市民班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。</p> <p>食料の集積拠点は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館とする。市民班は、集積拠点にて施設を管理する教育班と協力して食料等の物資の仕分け・管理を行う。</p>	<p>3 食料の供給</p> <p>(1) 食料の輸送</p> <p>市民班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。</p> <p>食料の集積拠点は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館とする。市民班は、集積拠点にて施設を管理する教育班と協力して食料等の物資の仕分け・管理を行う。<u>人手が足りない場合には本部班へ要請する。</u></p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>(2) 食料の分配</p> <p>避難所担当職員は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により避難者へ食料を分配する。市民班は職員へ食料を分配し、職員班は災害現場、庁内等で活動する<u>災害協定等により応援派遣された者</u>に食料を分配する。</p>	<p>(2) 食料の分配</p> <p>避難所担当職員は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により避難者へ食料を分配する。市民班は職員へ食料を分配し、職員班は災害現場、庁内等で活動する<u>応援派遣者</u>に食料を分配する。</p>
	<p>(3) 炊き出し</p> <p>炊き出しにて食料を供給する場合、市民班は、自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織等に要請する。</p> <p>また、市民班は、避難者自ら避難所等において炊き出しを実施する意向がある場合は、必要な食料や資機材を準備する。</p>	<p>(3)炊き出し</p> <p>炊き出しにて食料を供給する場合は、市民班は、自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織等に要請する。</p> <p>また、市民班は、避難者自ら避難所等において炊き出しを実施する意向がある場合は、必要な食料や資機材を準備する。</p>
	<p>(4) 食料の管理</p> <p>市民班は、集積拠点、避難所等における食料の管理を行い、受入れ、供給の状況を物資・食料管理表に記録する。<u>また、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県や関係機関との情報共有を図る。</u></p> <p>避難所担当職員は、避難者等への食料と災害応急活動従事者への食料を明確に区分して記録する。</p> <p>本部班は、炊き出し、食品の配分、その他食品の供給したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに県に報告するものとする。</p>	<p>(4) 食料の管理</p> <p>市民班は、集積拠点、避難所等における食料の管理を行い、受入れ、供給の状況を物資・食料管理表に記録する。</p> <p><u>その際、</u>避難所担当職員は、避難者等への食料と災害応急活動従事者への食料を明確に区分して記録する。</p> <p>本部班は、炊き出し、食品の配分、その他食品の供給したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに県に報告するものとする。</p>
	<p>第3 生活必需品の供給</p> <p>【資料編】 4 災害協定・覚書一覧</p> <p>6-3 防災備蓄倉庫一覧</p> <p>9-6 物資食料管理表</p>	<p>第3 生活必需品の供給</p> <p>【資料編】 4 災害<u>応援協定</u>一覧</p> <p>6-3 防災備蓄倉庫一覧</p> <p>9-6 物資食料管理表</p>
<p>震災 61</p>	<p>3 生活必需品の確保</p> <p>(2) 生活必需品の保管</p>	<p>3 生活必需品の確保</p> <p>(2) 生活必需品の保管</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>調達した生活必需品の保管が必要なときは、朝霞中央公園野球場及び総合体育館を集積拠点とする。集積拠点では、市民班が施設を管理する教育班と協力して生活必需品等の物資の仕分け・管理を行う。</p>	<p>調達した生活必需品の保管が必要なときは、朝霞中央公園野球場及び総合体育館を集積拠点とする。集積拠点では、市民班が施設を管理する教育班と協力して生活必需品等の物資の仕分け・管理を行う。<u>人手が足りない場合には本部班へ要請する。</u></p>
	<p>第4 救援物資の受入れ・管理 3 物流オペレーションチームとの連携 大規模災害時に他の自治体などから送られてくる救援物資を効率よく仕分け・配送する<u>国の物資調達・輸送調整等支援システム</u>を稼働させるため、県に物流オペレーションチームが編成された場合、市民班は同チームと連携し、救援物資等に関する情報の一元管理、支援物資の受入れ及び配送の調整に協力する。</p>	<p>第4 救援物資の受入れ・管理 3 物流オペレーションチームとの連携 大規模災害時に他の自治体などから送られてくる救援物資を効率よく仕分け・配送する「<u>救援物資管理システム</u>」を稼働させるため、県に物流オペレーションチームが編成された場合、市民班は同チームと連携し、救援物資等に関する情報の一元管理、支援物資の受入れ及び配送の調整に協力する。</p>
<p>震災 63</p>	<p>第13節 帰宅困難者の支援 第3 一時滞在施設の提供 市民班は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、食料、飲料水、毛布等を配付する。また、利用者に対し、定期的に交通機関等の情報を提供する。 なお、一時滞在施設を開設した場合は、その利用状況等を本部に報告する。 <u>その他、状況に応じて災害協定を締結する宿泊施設を一時滞在施設として確保する。</u></p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>第13節 帰宅困難者の支援 第3 一時滞在施設の提供 市民班は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、食料、飲料水、毛布等を配付する。また、利用者に対し、定期的に交通機関等の情報を提供する。 なお、一時滞在施設を開設した場合は、その利用状況等を本部に報告する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>
<p>震災 66</p>	<p>第15節 環境衛生 〔方針・目標〕</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ペットは、飼養者が自己責任で保護するとともに、同行避難することも予想される。このため、発災後24時間以内に避難者間の合意形成のもと、<u>避難所等</u>を利用した飼育スペースの確保が図れるよう支援する。 	<p>第15節 環境衛生 〔方針・目標〕</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ペットは、飼養者が自己責任で保護するとともに、同行避難することも予想される。このため、発災後24時間以内に避難者間の合意形成に<u>のもと、避難所内や仮設テント等</u>を利用した飼育スペースの確保が図れるよう支援する。

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p><略></p>	<p><略></p>
	<p>第1 廃棄物処理計画 【資料編】 1－4 清掃・し尿処理施設一覧 <u>市は、朝霞市災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、実行計画に基づいて進捗管理を行い、災害廃棄物の処理を適切に実施する。</u></p>	<p>第1 廃棄物処理計画 【資料編】 1－4 清掃・し尿処理施設一覧</p>
	<p>1 し尿の処理 (1) 仮設トイレの設置 環境班は、水道が断水した場合、避難者数等に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及び市内業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、<u>50</u>人に1基を基本とし、障害のある人等への配慮を行う。 また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。</p>	<p>1 し尿の処理 (2) 仮設トイレの設置 環境班は、水道が断水した場合、避難者数等に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及び市内業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、<u>70</u>人に1基を基本とし、障害のある人等への配慮を行う。 また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。</p>
<p>震災 66</p>	<p>2 生活ごみの処理 (2) 収集の広報 環境班は、<u>災害広報紙</u>等を通じて、ごみの分別などのごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。 また、市民班を通じ、避難所自主運営組織へ、避難所におけるごみ捨てルールの徹底を依頼する。</p>	<p>2 生活ごみの処理 (2) 収集の広報 環境班は、<u>広報紙</u>等を通じて、ごみの分別などのごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。 また、市民班を通じ、避難所自主運営組織へ、避難所におけるごみ捨てルールの徹底を依頼する。</p>
	<p>(3) ごみ処理施設の確保 環境班は、市自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、<u>仮置場</u>や処理施設の確保を図る。</p>	<p>(3) ごみ処理施設の確保 環境班は、<u>市及び一部事務組合</u>自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、<u>集積</u>、<u>処理施設</u>の確保を図る。</p>
	<p>第2 防疫活動 1 防疫業務</p>	<p>第2 防疫活動 1 防疫業務</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧												
	<p>県は、発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。 また、感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。 さらに、被災地区の医療機関の状況を把握し、収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。</p>	<p>医療対策班、環境班は、朝霞地区医師会等と協力して、防疫活動実施のための防疫班を編成し、県の指示により次の防疫活動を実施する。</p>												
		<p>■防疫活動</p> <table border="1" data-bbox="1216 544 2123 1038"> <tr> <td data-bbox="1216 544 1518 655">①健康調査</td> <td data-bbox="1518 544 2123 655">保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、感染源等を調査する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 655 1518 735">②健康診断</td> <td data-bbox="1518 655 2123 735">消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 735 1518 815">③清掃</td> <td data-bbox="1518 735 2123 815">感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 815 1518 887">④消毒</td> <td data-bbox="1518 815 2123 887">薬品により消毒を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 887 1518 967">⑤ねずみ族・昆虫駆除</td> <td data-bbox="1518 887 2123 967">薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 967 1518 1038">⑥予防接種</td> <td data-bbox="1518 967 2123 1038">定期又は臨時に実施する。</td> </tr> </table>	①健康調査	保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、感染源等を調査する。	②健康診断	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。	③清掃	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。	④消毒	薬品により消毒を実施する。	⑤ねずみ族・昆虫駆除	薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。	⑥予防接種	定期又は臨時に実施する。
①健康調査	保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、感染源等を調査する。													
②健康診断	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。													
③清掃	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。													
④消毒	薬品により消毒を実施する。													
⑤ねずみ族・昆虫駆除	薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。													
⑥予防接種	定期又は臨時に実施する。													
		<p>2 検病調査</p> <p>検病調査は、県が検病調査班を編成し実施するが、医療対策班は県の調査に協力する。</p> <p>検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。</p>												
<p>震災 69</p>	<p>第5 動物対策 2 ペットへの対応 (1) ペットの避難等</p>	<p>第5 動物対策 2 ペットへの対応 (1) ペットの避難等</p> <p>避難者がペットを同伴することが予想されるが、ペットの保護及び飼</p>												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
<p>震災 70</p>	<p>環境班は、飼い主の自己責任においてペットを避難させることを広報するとともに、避難所においては飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適切な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 <u>また、その他の避難者の合意を得て、避難者の生活スペースから離れたスペース等を利用して飼育スペースを確保できるよう支援する。</u></p> <p>さらに、獣医師会と連携してペット相談窓口を開設し、被災ペットの飼育相談、保護・救護等を行う。</p> <p>第16節 公共施設等の応急対策 〔方針・目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設は発災後2日以内に配水管、給水管の破損による漏水箇所の止水、また、1週間以内に配水管、給水管の応急復旧を行い、2週間以内に復旧ができるよう作業を行う。 下水道施設は、発災後に汚水管渠を優先して被害調査を行い、<u>1週間</u>以内に応急復旧計画を作成して下水道（汚水）の使用が可能となるよう応急復旧を行う。その後、雨水管渠の復旧を行う。 <u>ライフライン、公共交通機関等と復旧状況等を共有する。</u> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p><u>養は飼い主が行い、動物アレルギーや人獣共通感染症の発生を防止する観点から、避難所の室内には持ち込まないことを原則とする。</u></p> <p>環境班は、飼い主の自己責任においてペットを避難させることを広報するとともに、避難所においては飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適切な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 <u>また、飼育スペースが必要な避難所については、その他の避難者の合意を得て、避難者の生活スペースから離れたスペースや仮設テント等を利用して飼育スペースを確保できるよう支援する。</u></p> <p>さらに、獣医師会と連携してペット相談窓口を開設し、被災ペットの飼育相談、保護・救護等を行う。</p> <p>第16節 公共施設等の応急対策 〔方針・目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設は発災後2日以内に配水管、給水管の破損による漏水箇所の止水、また、1週間以内に配水管、給水管の応急復旧を行い、2週間以内に復旧ができるよう作業を行う。 下水道施設は、発災後に汚水管渠を優先して被害調査を行い、<u>7日</u>以内に応急復旧計画を作成して下水道（汚水）の使用が可能となるよう応急復旧を行う。その後、雨水管渠の復旧を行う。 <p style="text-align: center;">〈略〉</p>
<p>震災 70</p>	<p>第2 ライフライン 2 都市ガス施設応急対策 (2) 発災時のエネルギー供給機能の確保 都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。</p>	<p>第2 ライフライン 2 都市ガス施設応急対策 (2) 発災時のエネルギー供給機能の確保 都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>市は、避難所等でLPガスやLPガス機器を代替エネルギーとして使用する場合は、災害協定を締結する県LPガス協会に協力を要請する。</p>	
<p>震災 73</p>	<p>3 上水道施設応急対策</p> <p>上下水道班は、速やかに被害状況を把握し、応急復旧実施計画を作成し、日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者、朝霞市災害応急復旧協力事業者等へ協力を要請して応急復旧作業を実施する。</p> <p>復旧作業は、原則として浄水場に近しい配水管から行うものとするが、作業の難易度及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じて実施する。</p> <p>なお、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等については、優先的に作業を行うものとする。</p>	<p>3 上水道施設応急対策</p> <p>上下水道班は、速やかに被害状況を把握し、応急復旧実施計画を作成し、日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者等へ協力を要請して応急復旧作業を実施する。</p> <p>復旧作業は、原則として浄水場に近しい配水管から行うものとするが、作業の難易度及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じて実施する。</p> <p>なお、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等については、優先的に作業を行うものとする。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>4 下水道施設応急対策</p> <p>上下水道班は、<u>速やかに被害状況を把握して作業体制を確立する</u>。また、広域的な範囲で被害が発生し、上下水道班のみでは作業が困難な場合は、<u>県及び県外の自治体、災害応援協定締結先等</u>に対し協力を要請する。</p> <p>下水管渠は、土砂の浚渫、ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、<u>排水機能の回復に努める</u>。停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。</p>	<p>4 下水道施設応急対策</p> <p>上下水道班は、被害状況を<u>迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する</u>。また、広域的な範囲で被害が発生し、上下水道班のみでは作業が困難な場合は、<u>県及び県外の自治体等</u>に対し協力を要請する。</p> <p>下水管渠は、土砂の浚渫、ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。</p>
	<p>5 電気通信設備応急対策</p> <p>災害等により電気通信設備に被害の発生、又は発生する<u>おそれ</u>のある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。</p>	<p>5 電気通信設備応急対策</p> <p>災害等により電気通信設備に被害の発生、又は発生する<u>恐れ</u>のある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。</p>
<p>震災 74</p>	<p>(1) 応急対策</p> <p>① 災害時の活動体制</p> <p>ア 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生、又は発生する<u>おそれ</u>のある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。</p> <p>イ 情報連絡</p> <p>災害が発生、又は発生する<u>おそれ</u>のある場合、市対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。</p> <p>② 応急措置</p> <p>電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。</p>	<p>(1) 応急対策</p> <p>① 災害時の活動体制</p> <p>ア 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生、又は発生する<u>恐れ</u>のある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。</p> <p>イ 情報連絡</p> <p>災害が発生、又は発生する<u>恐れ</u>のある場合、市対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。</p> <p>② 応急措置</p> <p>電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>ア 重要回線の確保 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。</p> <p>イ 特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 〈略〉</p> <p>④ 災害時の広報 ア 災害の発生、又は発生するおそれのある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 〈略〉</p>	<p>ア 重要回線の確保 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。</p> <p>イ 特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には、避難所等に<u>り</u>災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 〈略〉</p> <p>④ 災害時の広報 ア 災害の発生、又は発生する<u>恐れ</u>のある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 〈略〉</p>
震災 75	<p>第3 交通施設 1 鉄道施設 (1) 東日本旅客鉄道株式会社（大宮支社）</p>	<p>第3 交通施設 1 鉄道施設 (1) 東日本旅客鉄道株式会社（大宮支社）</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p style="text-align: center;"><略></p> <p>イ 6カイン以上12カイン未満の場合は、徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。</p> <p>ウ 6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。</p> <p>※カインは、速度の単位。1カイン=1cm 秒</p> <p>列車の運転方法は、その都度決定するが、概ね次により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迂回又は折返運転 ・バス代行又は徒歩連絡 ・臨時列車の特発 <p>③ 大地震（震度6弱以上）発生時の対応</p> <p>ア 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社等に直ちに対策本部を設置する。</p> <p>イ 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。</p>	<p style="text-align: center;"><略></p> <p>イ 6カイン以上12カイン未満の場合は、<u>25 km/h 以下の徐行運転</u>を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。</p> <p>ウ 6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。</p> <p>※カインは、速度の単位。1カイン=1cm 秒</p> <p>列車の運転方法は、その都度決定するが、概ね次により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迂回又は折返運転 ・バス代行又は徒歩連絡 ・臨時列車の特発 <p>③ 大地震（震度6弱以上）発生時の対応</p> <p>ア 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、<u>各地区センター及び各駅箇所</u>に直ちに対策本部を設置する。</p> <p>イ 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。</p>
<p>震災 78</p>	<p>第17節 応急住宅対策</p> <p>[方針・目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 応急危険度判定は、発災当日に応急危険度判定実施本部を設置し、3日目～11日目までに市内全棟の判定を終了する。 ● <u>住家</u>の被災調査は、一次調査を1ヶ月以内に完了し、発災<u>4</u>週間目までに罹災証明の発行を行う体制とする。 ● 応急仮設住宅は、発災後1ヶ月以内の入居を目指して、県と連携して用地の確保、建設及び賃貸住宅の確保等を行う。 ● 住宅の解体撤去は、建物の所有者が行うことを原則とし、市は、施工業者の紹介、がれきの処理等の支援を行う。<u>2</u>ヶ月までに解体作業、がれき類の撤去及び搬出を終了する。また、災害救助法に基づき、市は障害物の除去、応急修理を行う。 	<p>第17節 応急住宅対策</p> <p>[方針・目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 応急危険度判定は、発災当日に応急危険度判定実施本部を設置し、3日目～11日目までに市内全棟の判定を終了する。 ● <u>家屋</u>の被災調査は、一次調査を1ヶ月以内に完了し、発災<u>4</u>週間目までに<u>り</u>災証明の発行を行う体制とする。 ● 応急仮設住宅は、発災後1ヶ月以内の入居を目指して、県と連携して用地の確保、建設及び賃貸住宅の確保等を行う。 ● 住宅の解体撤去は、建物の所有者が行うことを原則とし、市は、施工業者の紹介、がれきの処理等の支援を行う。<u>2</u>ヶ月までに解体作業、がれき類の撤去及び搬出を終了する。また、災害救助法に基づき、市は障害物の除去、応急修理を行う。

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新		旧																						
	項目	担当	項目	担当																					
	第1 住家の被災調査・罹災証明書の発行	調査班、市民班	第1 住宅の被災調査・り災証明書の発行	調査班																					
	<略>	<略>	<略>	<略>																					
	第1 住家の被災調査・罹災証明書の発行 【資料編】 3-1 被害の判定基準 9-12 罹災証明申請書・罹災証明書 9-13 り災(被災)届出証明願及びり災(被災)届出証明書		第1 住家の被災調査・罹災証明書の発行 【資料編】 9-12 り災証明申請書兼証明書 9-13 り災届出証明願																						
	<p>1 住家の被災調査</p> <p>調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。調査要員が不足する場合は、県、近隣市等に応援を要請する。</p> <p>調査は、状況に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な手法により実施する。</p> <p>■住家被害の程度と基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>損壊割合※¹</th> <th>損害割合※²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>70%以上</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊</td> <td>20%以上70%未満</td> <td>20%以上50%未満</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50%以上70%未満</td> <td>40%以上50%未満</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>20%以上50%未満</td> <td>20%以上40%未満</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>10%以上20%未満</td> <td>10%以上20%未満</td> </tr> <tr> <td>準半壊に至らない(一部損壊)</td> <td>10%未満</td> <td>10%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合 ※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合 (地震、水害、風害の場合は、原則として「※2 損害割合」により判定する。)</p> <p>市民班は、上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の非住家の被害調査を行う。</p>	被害程度	損壊割合※ ¹	損害割合※ ²	全壊	70%以上	50%以上	半壊	20%以上70%未満	20%以上50%未満	大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満	中規模半壊	20%以上50%未満	20%以上40%未満	準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満	準半壊に至らない(一部損壊)	10%未満	10%未満		<p>1 住家の被災調査</p> <p>調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。調査要員が不足する場合は、県、近隣市等に応援を要請する。</p>	
被害程度	損壊割合※ ¹	損害割合※ ²																							
全壊	70%以上	50%以上																							
半壊	20%以上70%未満	20%以上50%未満																							
	大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満																						
	中規模半壊	20%以上50%未満	20%以上40%未満																						
準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満																							
準半壊に至らない(一部損壊)	10%未満	10%未満																							
震災 79	2 罹災証明書の発行 調査班は、被災者からの「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から		2 り災証明書の発行 調査班は、被災者からの「り災証明書」発行申請に対し、調査結果から																						

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>作成した「<u>罹災台帳</u>」により発行する。</p> <p>市民班は、<u>上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の被害</u>については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「<u>り災(被災)届出証明書</u>」を必要に応じて発行する。</p>	<p>作成した「<u>り災台帳</u>」により発行する。</p> <p>上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の<u>住家の付帯物及び家財並びに非住家等</u>の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「<u>り災届出証明書</u>」を必要に応じて発行する。</p>
	<p>第2 <u>被災住宅等</u>の応急修理</p> <p>1 応急修理の実施</p> <p>災害救助法が適用された場合、災害により住宅が<u>被災した者</u>を修理対象者とし、<u>被害の拡大を防止するための緊急修理又は日常生活に不可欠の部分</u>について必要最小限の修理を行う。</p>	<p>第2 被災住宅の応急修理</p> <p>1 応急修理の実施</p> <p>災害救助法が適用された場合、災害により住宅が<u>半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者</u>を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。</p>
	<p>(1) 需要の把握</p> <p>建設活動班は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。</p> <p>住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。</p>	<p>(1) 需要の把握</p> <p>建設活動班は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。</p> <p>住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。</p> <p>① <u>住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者</u></p> <p>② <u>自らの資力では応急修理ができない者</u></p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 210 416 242">修理の種類</th> <th data-bbox="416 210 1106 242">対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 242 416 469">住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td data-bbox="416 242 1106 469"> <p>○ 災害のため住家が半壊(焼)またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は修理することで居住することが可能な場合)。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 469 416 766">日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td data-bbox="416 469 1106 766"> <p>○ 住家が半壊(焼)もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は修理することで居住することが可能な場合)。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	修理の種類	対象者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>○ 災害のため住家が半壊(焼)またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は修理することで居住することが可能な場合)。</p>	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>○ 住家が半壊(焼)もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は修理することで居住することが可能な場合)。</p>	
修理の種類	対象者							
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>○ 災害のため住家が半壊(焼)またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は修理することで居住することが可能な場合)。</p>							
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>○ 住家が半壊(焼)もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は修理することで居住することが可能な場合)。</p>							
	<p>(2) 応急修理の実施</p> <p>建設活動班は、<u>応急修理支援制度の実施要領を作成し、被災者に周知する。また、相談窓口等において応急修理の申し込みを受付け、指定業者名簿に登載された業者のあっせん等を行う。</u></p> <p>なお、資材の調達や施工業者の決定は、関係機関と綿密に連携し、迅速に行う。</p>	<p>(2) 応急修理の実施</p> <p>応急修理の対象は、<u>居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</u></p> <p>建設活動班は、<u>指定業者名簿等に登載された業者のあっせん等を行う。</u></p>						
震災 80	<p>第3 応急仮設住宅の建設等</p> <p>1 応急仮設住宅</p> <p>(1) 需要の把握</p>	<p>第3 応急仮設住宅の建設等</p> <p>1 応急仮設住宅</p> <p>(2) 需要の把握</p>						

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>建設活動班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握し、県に報告する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。</p> <p>応急仮設住宅への入居対象者は、<u>罹災証明</u>の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。</p> <p>■応急仮設住宅への入居対象者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次のすべての条件に該当する被災者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者 ② 居住する住家がない被災者 ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者 </div>	<p>建設活動班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握し、県に報告する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。</p> <p>応急仮設住宅への入居対象者は、<u>り災証明</u>の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。</p> <p>■応急仮設住宅への入居対象者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次のすべての条件に該当する被災者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者 ② 居住する住家がない被災者 ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の被保護者及び要保護者 ・特定の資産のない高齢者、障害のある人、母子世帯、病弱者等 ・上記に準ずる被災者 </div>
	<p>(2) 建設用地の確保</p> <p>管財班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として公有地を優先して選定する。<u>なお、候補施設をあらかじめ選定しておく。</u></p> <p>ただし、やむを得ず私有地を使用する場合は所有者と市の間に賃貸契約を締結するものとし、その場合は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。</p>	<p>(2) 建設用地の確保</p> <p>管財班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として公有地を優先して選定する。</p> <p>ただし、やむを得ず私有地を使用する場合は所有者と市の間に賃貸契約を締結するものとし、その場合は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。</p>
	<p>(3) 仮設住宅の建設</p> <p>管財班は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。</p>	<p>(3) 仮設住宅の建設</p> <p>管財班は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																				
	<p>なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、移動式宿泊施設の災害協定を締結する団体に、仮設住宅としての利用について協力を要請する。</p>	<p>なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。</p>																				
<p>震災 82</p>	<p>第6 住宅の解体 2 解体・運搬の調整等 建設活動班は、環境班と連携し、家屋の解体によるアスベストの飛散防止措置の指導、撤去したがいきの仮置場や受入時期等の調整を行う。</p>	<p>第6 住宅の解体 2 解体・運搬の調整等 建設活動班は環境班と連携し、家屋の解体によるアスベストの飛散防止措置の指導、撤去したがいきの仮置き場や受入時期等の調整を行う。</p>																				
	<p>第7 被災者住宅相談 被災建築物の応急危険度判定実施本部を設置したときは必要に応じて住宅相談窓口を設置する。 建設活動班は、市民班と連携して災害相談窓口に住宅相談窓口を開設し、次の相談項目に対応する相談員を配置する。</p> <table border="1" data-bbox="197 882 1102 1059"> <tr> <td>① 応急危険度判定結果</td> <td>② 被災調査、罹災証明</td> </tr> <tr> <td>③ 被災度区分判定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 被災住宅の応急復旧</td> <td>⑤ 被災住宅の応急修理</td> </tr> <tr> <td>⑥ 住宅の解体等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 応急仮設住宅への入居等</td> <td></td> </tr> </table>	① 応急危険度判定結果	② 被災調査、罹災証明	③ 被災度区分判定		④ 被災住宅の応急復旧	⑤ 被災住宅の応急修理	⑥ 住宅の解体等		⑦ 応急仮設住宅への入居等		<p>第7 被災者住宅相談 被災建築物の応急危険度判定実施本部を設置したときは必要に応じて住宅相談窓口を設置する。 建設活動班は、市民班と連携して災害相談窓口に住宅相談窓口を開設し、次の相談項目に対応する相談員を配置する。</p> <table border="1" data-bbox="1218 882 2123 1059"> <tr> <td>① 応急危険度判定結果</td> <td>② 被災調査、<u>り</u>災証明</td> </tr> <tr> <td>③ 被災度区分判定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 被災住宅の応急復旧</td> <td>⑤ 被災住宅の応急修理</td> </tr> <tr> <td>⑥ 住宅の解体等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 応急仮設住宅への入居等</td> <td></td> </tr> </table>	① 応急危険度判定結果	② 被災調査、 <u>り</u> 災証明	③ 被災度区分判定		④ 被災住宅の応急復旧	⑤ 被災住宅の応急修理	⑥ 住宅の解体等		⑦ 応急仮設住宅への入居等	
① 応急危険度判定結果	② 被災調査、罹災証明																					
③ 被災度区分判定																						
④ 被災住宅の応急復旧	⑤ 被災住宅の応急修理																					
⑥ 住宅の解体等																						
⑦ 応急仮設住宅への入居等																						
① 応急危険度判定結果	② 被災調査、 <u>り</u> 災証明																					
③ 被災度区分判定																						
④ 被災住宅の応急復旧	⑤ 被災住宅の応急修理																					
⑥ 住宅の解体等																						
⑦ 応急仮設住宅への入居等																						
<p>震災 83</p>	<p>第18節 文教対策・応急保育対策 〔方針・目標〕</p>	<p>第18節 文教対策・応急保育対策 〔方針・目標〕</p>																				

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校及び幼稚園は、児童・生徒・<u>園児</u>等の安全を確保する。また、発災後は、避難所の運営等の災害対応に協力するとともに、<u>速やかに</u>授業等の再開ができるように努める。 ● 保育園は、発災直後に園児の安全を確保する。また、発災後は、<u>速やかに</u>保育の再開ができるように努める。 <p style="text-align: center;"><略></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校、幼稚園及び保育園は、保護者等への情報発信を行うために情報収集に努める。なお、必要に応じて<u>財務・情報班</u>と協力して、市<u>SNS</u>等を活用して情報発信を行う。 <p style="text-align: center;"><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校及び幼稚園は、児童・生徒等の安全を確保する。また、発災後は、避難所の運営等の災害対応に協力するとともに、<u>すみやかに</u>授業等の再開ができるように努める。 ● 保育園は、発災直後に園児の安全を確保する。また、発災後は、<u>すみやかに</u>保育の再開ができるように努める。 <p style="text-align: center;"><略></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校、幼稚園及び保育園は、保護者等への情報発信を行うために情報収集に努める。なお、必要に応じて<u>市政情報課</u>と協力して、市<u>ツイッター</u>等を活用して情報発信を行う。 <p style="text-align: center;"><略></p>
<p>第1 応急教育</p> <p>1 児童・生徒の安全確保</p> <p>(1) 安全の確保</p>	<p><u>施設の責任者</u>（校長等）は、地震が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防局等と連携の上、校外の安全な避難所に避難誘導をする。</p> <p>校長は、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、職員の状況を含めて教育班に報告する。</p>	<p>第1 応急教育</p> <p>1 児童・生徒の安全確保</p> <p>(1) 安全の確保</p> <p>校長は、地震が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防局等と連携の上、校外の安全な避難所に避難誘導をする。</p> <p>校長は、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、職員の状況を含めて教育班に報告する。</p>
<p>(2) 帰宅措置</p>	<p><u>施設の責任者</u>は、下校途中における危険を防止するため、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。また、児童・生徒を下校させることが危険と判断される場合は、保護者が来るまで学校にて保護する。</p>	<p>(2) 帰宅措置</p> <p><u>校長</u>は、下校途中における危険を防止するため、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。また、児童・生徒を下校させることが危険と判断される場合は、保護者が来るまで学校にて保護する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>保護者が帰宅困難で来校できない場合は、来校できるまで、学校内の安全な場所で児童・生徒を保護する。また、災害用伝言板等を活用して、児童・生徒の安否等を保護者へ発信する。</p>	<p>保護者が帰宅困難で来校できない場合は、来校できるまで、学校内の安全な場所で児童・生徒を保護する。また、災害用伝言板等を活用して、児童・生徒の安否等を保護者へ発信する。</p>
	<p>(3) 児童・生徒等の安否確認 地震が夜間・休日等に発生した場合、<u>施設の管理者</u>は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。</p>	<p>(3) 児童・生徒等の安否確認 地震が夜間・休日等に発生した場合、<u>校長</u>は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。</p>
<p>震災 84</p>	<p>3 応急教育 (1) 休業等の措置 <u>施設の責任者</u>は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育班に報告し、休業等の措置をとる。</p>	<p>3 応急教育 (1) 休業等の措置 <u>校長</u>は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育班に報告し、休業等の措置をとる。</p>
	<p>(5) 学用品の給与 災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書、必要な教材、文房具、通学用品を給与する。 教育班は、<u>施設の責任者</u>を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、<u>罹災者名簿</u>及び学籍簿と照合する。 〈略〉</p>	<p>(5) 学用品の給与 災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書、必要な教材、文房具、通学用品を給与する。 教育班は、<u>校長</u>を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、<u>罹災者名簿</u>及び学籍簿と照合する。 〈略〉</p>
<p>震災 85</p>	<p>第2 幼稚園・保育園等の措置 1 園児の応急措置 (1) 安全の確保 〈略〉 各施設の責任者（<u>園長等</u>）は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて、福祉班に報告する。また、災害用伝言板等を活用して、園児の安否等を保護者へ発信する。</p>	<p>第2 幼稚園・保育園等の措置 1 園児の応急措置 (1) 安全の確保 〈略〉 各施設の責任者は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて、福祉班に報告する。また、災害用伝言板等を活用して、園児の安否等を保護者へ発信する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
震災 86	<p>第4 社会教育施設等の措置</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>第19節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>第1 在宅要配慮者の安全確保</p> <p>1 安否確認</p>	<p>第4 社会教育施設等の措置</p> <p><u>【資料編】 1-8 社会福祉施設一覧</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>1-9 高齢者福祉施設一覧</u></p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>第19節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>第1 在宅要配慮者の安全確保</p> <p>1 安否確認</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p>福祉班は、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施するための班を編成する。その際、あらかじめ作成した在宅避難行動要支援者の「名簿」、「個別避難計画」あるいは「避難行動要支援者台帳」等を活用し、民生委員児童委員や自主防災組織、<u>避難支援等実施者</u>等の協力を得ながら行う。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>2 避難支援</p> <p>介助が必要な避難行動要支援者の避難は、原則として自主防災組織等避難支援関係者が<u>支援して安全な避難場所まで避難</u>する。</p> <p>避難支援が困難な場合は、福祉班は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。</p> <p><u>なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、名簿情報や個別避難計画情報を提供することに同意のない者についても必要最小限度で避難支援等関係者に提供する。</u></p>	<p>福祉班は、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施するための班を編成する。その際、あらかじめ作成した在宅避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を活用し、民生委員児童委員や自主防災組織、<u>登録支援員</u>等の協力を得ながら行う。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>2 避難支援</p> <p>介助が必要な避難行動要支援者の避難は、原則として自主防災組織等避難支援関係者が安全な避難場所まで<u>支援</u>する。</p> <p>避難支援が困難な場合、福祉班は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。</p>
	<p>3 避難所等での支援</p> <p>(1) 情報提供</p> <p>福祉班は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、<u>F A X</u>や文字放送テレビ等により、情報を随時提供する。</p>	<p>3 避難所等での支援</p> <p>(1) 情報提供</p> <p>福祉班は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、<u>ファクシミリ</u>や文字放送テレビ等により、情報を随時提供する。</p>
<p>震災 87</p>	<p>(6) 福祉避難所の設置</p> <p>福祉班は、避難所や在宅での避難生活が著しく困難な<u>要配慮者</u>のため、<u>指定福祉避難所又は災害協定を締結する社会福祉施設等を福祉避難所として開設</u>する。</p> <p><u>福祉班は、要配慮者の障がいの状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受入れの優先順位を検討する。また、福祉避難所等の施</u></p>	<p>(6) 福祉避難所の設置</p> <p>福祉班は、避難所や在宅での避難生活が著しく困難な<u>方を受入れ</u>するため、<u>災害後の状況を踏まえ、社会福祉施設等を福祉避難所として開設し、要配慮者の受入れを行う。</u></p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p><u>設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の状況を考慮して受入を調整し、施設の介護職員、要配慮者の家族等の協力を得て福祉避難所へ搬送する。</u></p>	
	<p><u>(7) DWATの要請</u> <u>福祉班は、避難所の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて埼玉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。</u></p>	
<p>震災 89</p>	<p>第2 社会福祉施設入所者の安全確保 【資料編】 1－8 社会福祉施設一覧</p> <p>第20節 ボランティアの受入体制の確保 [方針・目標] ● 発災後、職員及び資機材等が揃い次第、<u>速やかに</u>災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。</p> <p style="text-align: right;">〈略〉</p>	<p>第2 社会福祉施設入所者の安全確保 【資料編】 1－8 社会福祉施設一覧 <u>1－9 高齢者福祉施設一覧</u></p> <p>第20節 ボランティアの受入体制の確保 [方針・目標] ● 発災後、職員及び資機材等が揃い次第、<u>すみやかに</u>災害ボランティアセンターを<u>総合福祉センター</u>に設置し、市社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。</p> <p style="text-align: right;">〈略〉</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧								
	<p>第1 ボランティアの要請・受入れ</p> <p>1 ボランティア受入窓口の設置 福祉班及び市社会福祉協議会は、「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。 ■災害ボランティアセンターにおける活動 〈略〉</p>	<p>第1 ボランティアの要請・受入れ</p> <p>1 ボランティア受入窓口の設置 福祉班及び市社会福祉協議会は、<u>総合福祉センター</u>に「災害ボランティアセンター」<u>(仮称)</u>を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。 ■災害ボランティアセンターにおける活動 〈略〉</p>								
	<p>2 ボランティアへの<u>参加協力の周知</u></p> <p>市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する</p> <p>また、広報紙、インターネット等を活用して一般ボランティアの参加協力を<u>周知</u>する。</p>	<p>2 ボランティアへの<u>協力要請</u></p> <p>市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する。<u>ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティアセンターで登録したボランティアの派遣を要請する。</u></p> <p>また、広報紙、インターネット等を活用して一般ボランティアの参加を要請する。</p>								
	<p>第2 ボランティアの活動</p> <p>1 ボランティアセンターとの連携</p> <p>(1) ボランティアセンターとの連携 〈略〉</p> <p><u>なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。</u></p>	<p>第2 ボランティアの活動</p> <p>1 ボランティアセンターとの連携</p> <p>(1) ボランティアセンターとの連携 〈略〉</p>								
		<p>(2) <u>ボランティア活動の要請</u></p> <p><u>福祉班及び市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティアセンターに必要なボランティアの職種、必要人数、活動場所等を伝え、派遣を要請する。</u></p>								
<p>震災 90</p>	<p>■ボランティアの活動内容</p> <table border="1" data-bbox="197 1385 1102 1455"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 1385 474 1425">区 分</th> <th data-bbox="474 1385 1102 1425">活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1425 474 1455">専門ボランティア</td> <td data-bbox="474 1425 1102 1455">① 医療看護（医師、<u>歯科医師</u>、薬剤師、保</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活 動 内 容	専門ボランティア	① 医療看護（医師、 <u>歯科医師</u> 、薬剤師、保	<p>■ボランティアの活動内容</p> <table border="1" data-bbox="1218 1385 2123 1455"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 1385 1496 1425">区 分</th> <th data-bbox="1496 1385 2123 1425">活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1425 1496 1455">専門ボランティア</td> <td data-bbox="1496 1425 2123 1455">① 医療看護（医師、<u>歯科技師</u>、薬剤師、保健</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活 動 内 容	専門ボランティア	① 医療看護（医師、 <u>歯科技師</u> 、薬剤師、保健
区 分	活 動 内 容									
専門ボランティア	① 医療看護（医師、 <u>歯科医師</u> 、薬剤師、保									
区 分	活 動 内 容									
専門ボランティア	① 医療看護（医師、 <u>歯科技師</u> 、薬剤師、保健									

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 204 472 240"></td> <td data-bbox="472 204 1104 240">健師、看護師等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 240 472 277"></td> <td data-bbox="472 240 1104 277"><略></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 277 472 312">一般ボランティア</td> <td data-bbox="472 277 1104 312"><略></td> </tr> </table>		健師、看護師等)		<略>	一般ボランティア	<略>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1216 204 1491 240"></td> <td data-bbox="1491 204 2123 240">師、看護師等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 240 1491 277"></td> <td data-bbox="1491 240 2123 277"><略></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 277 1491 312">一般ボランティア</td> <td data-bbox="1491 277 2123 312"><略></td> </tr> </table>		師、看護師等)		<略>	一般ボランティア	<略>
	健師、看護師等)													
	<略>													
一般ボランティア	<略>													
	師、看護師等)													
	<略>													
一般ボランティア	<略>													
	<p>2 ボランティア活動への支援</p> <p>(2) ボランティア活動拠点等の提供</p> <p>福祉班は、ボランティア活動が効率的に行われるよう、ボランティア活動の拠点や使用する資機材を提供する。</p>	<p>2 ボランティア活動への支援</p> <p>(2) ボランティア活動拠点等の提供</p> <p>福祉班は、ボランティア活動が効率的に行われるよう総合福祉センターをボランティア活動の拠点とし、使用する資機材を提供する。</p>												
<p>震災 93</p>	<p>第2章 南海トラフ地震関連情報の発表に伴う対応措置計画</p> <p>第1節 計画の位置づけ</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>南海トラフ地震については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）を中心に対応が定められている。</u></p> <p><u>南海トラフ法は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成等、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とした法律で、推進地域や特別強化地域に指定された場合に行わなければならない対策等を定めたものであるが、本市は、推進地域や特別強化地域には該当しない。</u></p> <p><u>しかし、中央防災会議による南海トラフ地震の想定による市内の震度は最大で5強と予想されており、南海トラフ地震に関連する情報の発表により、社会的な混乱が発生することも懸念される。</u></p>	<p>第2章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</p> <p><略></p>												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧
	<p style="text-align: center;"><u>＜異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれ＞</u></p> <p style="text-align: center;"><u>＜図略＞</u></p> <p>※1 <u>南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）。</u></p> <p>※2 <u>南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）。</u></p> <p>※3 <u>ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）。</u></p>	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新				旧
震災 94	<南海トラフ地震関連情報の種類>				
情報名	キーワード	各キーワードを付記する条件		発表時間	
南海トラフ地震臨時情報	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。</p> <p>○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{*4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>		事象発生後5～30分程度	
	巨大地震注意	<p>○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>		事象発生後最短2時間程度	
	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*5} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合			
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合			
南海トラフ地震関連解説情報	なし	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する</p>		随時	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新	旧																			
震災 95	<p><u>第2節 活動体制</u></p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、後発地震に備え、南海トラフ地震臨時情報に応じて次の体制をとる。なお、地震発生後の対応等、記載のない事項については、「第1章 震災応急対策計画」に準じる。</p> <p><u>第1 活動体制</u></p> <p>(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは警戒第2配備を、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは非常第1配備をとり、災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p> <table border="1" data-bbox="174 687 1151 1386"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 687 315 820" rowspan="2">項目</th> <th data-bbox="315 687 622 751">南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)</th> <th colspan="2" data-bbox="622 687 1151 751">南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="315 751 622 820">プレート境界における モーメントM8以上の地震</th> <th data-bbox="622 751 909 820">監視領域内における モーメントM7以上の地震</th> <th data-bbox="909 751 1151 820">ゆっくりすべり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 820 315 868">発生直後*1</td> <td data-bbox="315 820 622 868">○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td> <td data-bbox="622 820 909 868"></td> <td data-bbox="909 820 1151 868">○今後の情報に注意</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 868 315 1294">(最短) 2時間程度 ～1週間</td> <td data-bbox="315 868 622 1294"> ○日頃からの地震への備えを再確認する等。 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は事前避難（自主避難）。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて事前避難（自主避難）。 ○地震発生直後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難（自主避難）。 </td> <td data-bbox="622 868 909 1294">○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて事前避難（自主避難））。</td> <td data-bbox="909 868 1151 1294">○日頃からの地震への備えを再確認する等。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1294 315 1386">～2週間*2</td> <td data-bbox="315 1294 622 1386"> 〈巨大地震注意対応〉 ○日頃からの地震への備えを再確認する等。 </td> <td data-bbox="622 1294 909 1386">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地</td> <td data-bbox="909 1294 1151 1386"></td> </tr> </tbody> </table>	項目	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)		プレート境界における モーメントM8以上の地震	監視領域内における モーメントM7以上の地震	ゆっくりすべり	発生直後*1	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意	(最短) 2時間程度 ～1週間	○日頃からの地震への備えを再確認する等。 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は事前避難（自主避難）。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて事前避難（自主避難）。 ○地震発生直後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難（自主避難）。	○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて事前避難（自主避難））。	○日頃からの地震への備えを再確認する等。	～2週間*2	〈巨大地震注意対応〉 ○日頃からの地震への備えを再確認する等。	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地		
項目	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)		南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)																		
	プレート境界における モーメントM8以上の地震	監視領域内における モーメントM7以上の地震	ゆっくりすべり																		
発生直後*1	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意																		
(最短) 2時間程度 ～1週間	○日頃からの地震への備えを再確認する等。 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は事前避難（自主避難）。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて事前避難（自主避難）。 ○地震発生直後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難（自主避難）。	○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて事前避難（自主避難））。	○日頃からの地震への備えを再確認する等。																		
～2週間*2	〈巨大地震注意対応〉 ○日頃からの地震への備えを再確認する等。	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地																			

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【震災対策計画編】

頁	新				旧
	すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
	大規模地震発生まで				
	<p>※1 ゆっくりすべりの場合の「発生直後」は、検討が必要と認められたときから。</p> <p>※2 「2週間」とは、巨大地震警戒対応機関（1週間）+巨大地震注意対応期間（1週間）</p>				
震災 96	<p><u>第2 広報活動</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民の安全と生活に密接に関係する事項を周知する。</u></p> <p><u>周知に当たっては、広報車、防災行政無線、メール等による情報伝達を実施する。また、自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなど多様な手段を活用する。</u></p>				

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
風水 3	第1章 風水害応急対策計画 第1節 防災体制の確立	第1章 風水害応急対策計画 第1節 防災体制の確立

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	第1 応急活動体制 1 体制の種別及び配備区分 <略>	第1 応急活動体制 1 体制の種別及び配備区分 <略>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新				旧			
体制・レベル		配備基準	活動方針	体制・レベル		配備基準	活動方針
警戒体制	(レベル1) 警戒 第1配備	気象警報が発表され、(レベル2)警戒第2配備の配備基準に該当しないとき	被害の可能性は低く、気象、河川等の状況を収集する	警戒体制	(レベル1) 警戒 第1配備	気象警報が発表され、(レベル2)警戒第2配備の配備基準に該当しないとき	被害の可能性は低く、気象、河川等の状況を収集する
	(レベル2) 警戒 第2配備	気象警報が発表され、次のいずれかに該当するとき ① 新河岸川の朝霞水門における内水位が3.40m超 ② 都市建設部が、排水機場、朝霞水門に出勤したとき ③ 荒川(治水橋)、新河岸川(宮戸橋)、黒目川(浜崎)の河川水位が <u>氾濫</u> 注意水位を超えたとき ④ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	雨量、気象、河川等の情報を収集し、状況に応じて配備を強化する		(レベル2) 警戒 第2配備	気象警報が発表され、次のいずれかに該当するとき ① 降り始め又は24時間以内の雨量が50mm超 ② 今後3時間以内の総雨量の予測が50mm超又は時間最大雨量の予測が20mm超 ③ 新河岸川の朝霞水門における内水位が3.40m超 ④ 都市建設部が、排水機場、朝霞水門に出勤したとき ⑤ 荒川(治水橋)、新河岸川(宮戸橋)、黒目川(浜崎)の河川水位が <u>はん濫</u> 注意水位を超えたとき ⑥ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	雨量、気象、河川等の情報を収集し、状況に応じて配備を強化する
	(レベル3) 警戒 第3配備	気象警報が発表され、次のいずれかに該当するとき ① <u>高齢者等避難(警戒レベル3)の発令基準に達すると見込まれる</u> とき ② 浸水被害、道路浸水等が発生したとき、又は発生が予想されるとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	雨量、気象、河川等の状況を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する		(レベル3) 警戒 第3配備	気象警報が発表され、次のいずれかに該当するとき ① 降り始め又は24時間以内の雨量が80mm超 ② 今後3時間以内の総雨量の予測が70mm超かつ時間最大雨量の予測が30mm超 ③ 荒川(治水橋)、新河岸川(宮戸橋)、黒目川(浜崎)の河川水位が <u>避難判断水位</u> を超えたとき ④ 浸水被害、道路浸水等が発生したとき、又は発生が予想されるとき ⑤ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	雨量、気象、河川等の状況を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する
非常	(レベル4) 非常	① 市域に浸水等による被害が発生し、警戒体制では対処できないとき	相当規模の災害の発生が予想さ	非常	(レベル4) 非常	① 市域に浸水等による被害が発生し、警戒体制では対処できないとき	相当規模の災害の発生が予想さ

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧																		
	(注) 避難情報（警戒レベル〇）の発令基準は、第9節・第1「 ■避難情報の種類と判断の目安 」による。																			
風水 4	<p>第2 警戒体制</p> <p>1 警戒体制の発令・動員</p> <p>危機管理監は、配備基準により、警戒体制を指示する。各部長は警戒レベルに応じて職員を動員する。なお、水防法に基づく水防に関する警戒も、本配備に従う。</p> <p>■警戒体制の配備職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒第1 配備</td> <td>危機管理室、<u>都市建設部</u>の必要な職員</td> </tr> <tr> <td>警戒第2 配備</td> <td>危機管理室及び市長公室、総務部、都市建設部、上下水道部の必要な職員</td> </tr> <tr> <td>警戒第3 配備</td> <td><u>危機管理室</u>、総務部、市長公室、都市建設部、市民環境部、福祉部、こども・健康部、学校教育部、生涯学習部、上下水道部の必要な職員</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備職員	警戒第1 配備	危機管理室、 <u>都市建設部</u> の必要な職員	警戒第2 配備	危機管理室及び市長公室、総務部、都市建設部、上下水道部の必要な職員	警戒第3 配備	<u>危機管理室</u> 、総務部、市長公室、都市建設部、市民環境部、福祉部、こども・健康部、学校教育部、生涯学習部、上下水道部の必要な職員	<p>第2 警戒体制</p> <p>1 警戒体制の発令・動員</p> <p>危機管理監は、配備基準により、警戒体制を指示する。各部長は警戒レベルに応じて職員を動員する。なお、水防法に基づく水防に関する警戒も、本配備に従う。</p> <p>■警戒すべき雨量の目安</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 時間最大雨量25mm超のとき</td> </tr> <tr> <td>② 総雨量が50mmを超え、時間最大雨量が15mmを超えるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※近年の市内での浸水は、上記の条件にあてはまるときに、高い確率で発生している。</p> <p>■警戒体制の配備職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒第1 配備</td> <td>危機管理室、<u>道路整備課</u>の必要な職員</td> </tr> <tr> <td>警戒第2 配備</td> <td>危機管理室及び市長公室、総務部、都市建設部、上下水道部の必要な職員</td> </tr> <tr> <td>警戒第3 配備</td> <td>総務部、市長公室、都市建設部、市民環境部、福祉部、こども・健康部、学校教育部、生涯学習部、上下水道部の必要な職員</td> </tr> </tbody> </table>	① 時間最大雨量25mm超のとき	② 総雨量が50mmを超え、時間最大雨量が15mmを超えるとき	配備区分	配備職員	警戒第1 配備	危機管理室、 <u>道路整備課</u> の必要な職員	警戒第2 配備	危機管理室及び市長公室、総務部、都市建設部、上下水道部の必要な職員	警戒第3 配備	総務部、市長公室、都市建設部、市民環境部、福祉部、こども・健康部、学校教育部、生涯学習部、上下水道部の必要な職員
配備区分	配備職員																			
警戒第1 配備	危機管理室、 <u>都市建設部</u> の必要な職員																			
警戒第2 配備	危機管理室及び市長公室、総務部、都市建設部、上下水道部の必要な職員																			
警戒第3 配備	<u>危機管理室</u> 、総務部、市長公室、都市建設部、市民環境部、福祉部、こども・健康部、学校教育部、生涯学習部、上下水道部の必要な職員																			
① 時間最大雨量25mm超のとき																				
② 総雨量が50mmを超え、時間最大雨量が15mmを超えるとき																				
配備区分	配備職員																			
警戒第1 配備	危機管理室、 <u>道路整備課</u> の必要な職員																			
警戒第2 配備	危機管理室及び市長公室、総務部、都市建設部、上下水道部の必要な職員																			
警戒第3 配備	総務部、市長公室、都市建設部、市民環境部、福祉部、こども・健康部、学校教育部、生涯学習部、上下水道部の必要な職員																			
風水 5	<p>第3 非常体制（災害対策本部）</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準</p> <p>市長は、<u>配備レベル4又は5</u>の基準に達したとき、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置する。</p>	<p>第3 非常体制（災害対策本部）</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準</p> <p>市長は、<u>次の基準</u>に達したとき、災害対策基本法第23条に基づき、災害対策本部を設置する。</p> <p>■災害対策本部の設置基準</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 荒川、新河岸川にはん濫警戒情報、はん濫危険情報が発表さ</td> </tr> </tbody> </table>	① 荒川、新河岸川にはん濫警戒情報、はん濫危険情報が発表さ																	
① 荒川、新河岸川にはん濫警戒情報、はん濫危険情報が発表さ																				

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新		旧	
			<p>れたとき</p> <p>② 黒目川（はん濫警戒情報未発表河川）がはん濫を警戒する状況になったとき</p> <p>③ 市の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき</p> <p>④ 市の地域に災害救助法が適用される災害が発生したとき</p>
	<p>(2) 災害対策本部の設置場所</p> <p>〈略〉</p> <p><u>その際、設置場所は中央公民館・コミュニティセンター及び保健センターを第一候補とする。</u></p> <p>なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。</p>		<p>(2) 災害対策本部の設置場所</p> <p>〈略〉</p> <p>なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。</p>
	<p>(3) 現地災害対策本部の設置</p> <p>本部長は、災害の状況により必要に応じて、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長を指名する。また、必要な職員を派遣する。</p>		<p>(3) 現地災害対策本部の設置</p> <p>本部長<u>（市長）</u>は、災害の状況により必要に応じて、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長を指名する。また、必要な職員を派遣する。</p>
風水 6	<p>4 本部会議</p> <p>本部長は、<u>必要に応じて副本部長、本部員を招集し、重要事項の決定、対策の総合調整等を審議する。本部長は議長を務めるものとする。</u></p> <p>なお、<u>担当する本部事務の本部員に事故があるときは、参集した他の本部員等をもって、その職務に充てる。</u></p>		<p>4 本部会議</p> <p>本部長は必要に応じて副本部長、本部員を招集し、重要事項の決定、対策の総合調整等を審議する。本部長は議長を務めるものとする。</p> <p>なお、<u>本部員が不在の場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。</u></p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

		新		旧	
		<p>■本部会議の主な審議事項</p> <p>(1) 非常配備体制及び本部の廃止に関すること。 (2) 市各部の指揮総括及び調整に関すること。 (3) 重要な災害情報の収集と伝達に関すること。 (4) 避難指示等に関すること。</p> <p>〈略〉</p>		<p>■本部会議の主な審議事項</p> <p>(1) 非常配備体制及び本部の廃止に関すること。 (2) 市各部の指揮総括及び調整に関すること。 (3) 重要な災害情報の収集と伝達に関すること。 (4) 避難の勧告または指示に関すること。</p> <p>〈略〉</p>	
		<p>5 受援調整会議</p> <p>危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援関係者は受援に関する調整会議を行う。詳細は、第5節・第1「受援体制の確立」による。</p>			
		<p>6 災害対策本部の解散</p> <p>〈略〉</p>		<p>5 災害対策本部の解散</p> <p>〈略〉</p>	
風水 7	■災害対策本部事務分掌		■災害対策本部事務分掌		
	部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌	
	総括部	本部班	危機管理室 政策企画課 秘書課	1 本部の設置、廃止に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 国、県、防災関係機関の災害対策本部及び防災会議委員との連絡調整に関すること。 4 地震情報、気象情報及び警報等の伝達に関すること。 5 避難情報の発令に関すること。 6 <u>予算編成が必要な災害関連物資に関すること。</u> 7 本部長、副本部長の秘書に関すること。 8 視察者、見舞者等への対応に関すること。	1 本部会議の招集、その他本部会議に関すること。 11 本部の廃止に関すること。 2 本部の庶務に関すること。 3 国、県、防災関係機関及び防災会議委員との連絡調整に関すること。 6 <u>災害応援協定に基づく応援要請の連絡調整に関すること。</u> 7 <u>ただし、応援要請等の実施は各班で行うこと。</u> 10 <u>災害救助法に関する県への報告、要請に関すること。</u> 4 <u>自衛隊派遣要請及び連絡調整に関すること。</u> 5 地震情報、気象情報及び警報等の伝達に関すること。 7 避難準備情報、勧告、指示の発令に関すること。 8 本部長、副本部長の秘書に関すること。 9 視察者、見舞者等への対応に関すること。
財務・情報班	市政情報課 シティ・プロモーション課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	(情報担当) 1 被害状況、活動状況（災害救助法適用事務の帳簿のとりまとめを含む）の把握、整理及び整理した情報に対する関係機関等からの照会への回答に関すること。 2 防災情報センター立ち上げに関すること。 3 被災者台帳に関すること。 4 災害広報（広報紙、HP、SNS、メール配信、Lアラート、	財務・情報班 市政情報課 シティ・プロモーション課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人権庶務課	1 被害状況、活動状況（災害救助法適用事務の帳簿のとりまとめを含む）の把握、整理に関すること。 5 活動状況の記録に関すること。 2 防災情報センターに関すること。 8 被災者台帳に関すること。 3 災害広報（広報紙、HP、SNS、メール配信、Lアラート、	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新				旧							
		デジタル推進課	防災行政無線、広報車等) に関すること。 5 報道発表等報道機関に関すること。 (システム担当)			デジタル推進課	防災行政無線、広報車等) に関すること。 4 報道発表等報道機関に関すること。				
		議会事務局	6 システムインフラの動作状況・被害状況確認、復旧 7 安否情報システムに関すること。 (議会担当)					議会事務局	7 安否情報システムに関すること。		
		財政課	8 議会との連絡調整に関すること。 (財務担当)							財政課	6 議会との連絡調整に関すること。
		出納室	9 災害予算編成及び財源対策に関すること。 10 災害予算の執行管理及び経理に関すること。 11 見舞金、義援金の受入れに関すること。								
	職員班	職員課 人権庶務課	1 職員の安否確認に関すること。 2 職員の健康管理に関すること。 3 職員の食料等の供給に関すること。 4 応援職員の調整、受入れ、派遣に関すること。 5 受援体制の構築、運用に関すること。	職員班	職員課						
	管財班	財産管理課 契約検査課	1 市庁舎の点検、応急措置、機能の確保に関すること。 2 公用車の配車、運行に関すること。 3 車両、燃料（車両以外の災害対策用燃料を含む）の確保に関すること。 4 緊急通行車両に関すること。 5 市内公共施設の被害状況の把握、災害対策拠点の移設に関すること。 6 市有建築物（応急仮設住宅を含む）に係る工事、修繕の設計及び施工監理に関すること。 7 応急仮設住宅の建設等に関すること。	管財班	財産管理課	1 市庁舎の点検、応急措置、機能の確保に関すること。 2 公用車の配車、運行に関すること。 3 車両、燃料（車両以外の災害対策用燃料を含む）の確保に関すること。 4 緊急通行車両に関すること。 5 市内公共施設の被害状況の把握、災害対策拠点の移設に関すること。 6 市有建築物（応急仮設住宅を含む）に係る工事、修繕の設計及び施工監理に関すること。 7 応急仮設住宅の建設等に関すること。					
	調査班	課税課 収納課	1 住家の被害調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。	調査班	課税課 収納課	1 家屋等の被害調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。					
	市民環境部	市民班 地域づくり支援課 総合窓口課 内間木支所 朝霞台出張所 朝霞駅前出張所	(被災者担当) 1 自治会・町内会との連絡調整に関すること。 2 避難所（市民センター）の設置、運営に関すること。 3 避難所及び仮設住宅の自治運営支援等に関すること。 4 帰宅困難者に関すること。 5 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 6 災害相談窓口に関すること。 7 生活再建支援に関すること。	市民環境部	市民班 地域づくり支援課 総合窓口課 内間木支所 朝霞台出張所 朝霞駅前出張所	12 自治会・町内会との連絡調整 2 避難所（市民センター）の設置、運営に関すること。 8 避難所及び仮設住宅の自治運営支援等に関すること。 9 帰宅困難者に関すること。 11 遺体の収容及び埋火葬に関すること。					
		産業振興課 農業委員会事務局	(物流担当) 8 食料、生活必需品の供給に関すること。 9 救援物資の受入れに関すること。		産業振興課 農業委員会事務局	10 生活再建支援に関すること。 3 食料、生活必需品の供給に関すること。 4 救援物資の受入れに関すること。 5 農作物等農業被害調査に関すること。					

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
風水 10	<p>第5 突発災害への緊急対応体制</p> <p>ゲリラ豪雨等の突発災害が発生した場合は、浸水、がけ崩れ、被害状況等の把握、水没箇所の救出、通行規制、排水作業、噴水箇所や崩壊箇所の応急措置等に必要な職員を速やかに配備するとともに、災害対策本部の設置を判断する。</p> <p><u>また、ゲリラ豪雨等の突発災害は、大型台風より甚大な被害となる可能性がある一方、復旧等が比較的速やかに進められることから、迅速な対応が求められる。そのため、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、災害対策本部事務分掌に基づき、各班が必要な活動をする。</u></p> <p><u>災害対策本部の解散後も、災害応急対策の継続が必要な場合は、災害対策本部の事務分掌に基づき必要な活動を継続する。</u></p>	<p>第5 突発災害への緊急対応体制</p> <p>ゲリラ豪雨等の突発災害が発生した場合は、浸水、がけ崩れ、被害状況等の把握、水没箇所の救出、通行規制、排水作業、噴水箇所や崩壊箇所の応急措置等に必要な職員を速やかに配備するとともに、災害対策本部の設置を判断する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>2 浸水・被害状況等の収集・調査</p> <p>危機管理室は、集中豪雨時浸水箇所現場連絡員（※）と連絡をとり、浸水危険箇所の浸水や被害状況を速やかに把握する。</p> <p>関係各課は所管する施設や地区の浸水や被害等の状況等を収集し、危機管理室に伝達する。</p> <p>また、集中豪雨は、浸水時間が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められることから、課税課は、<u>危機管理室と連携して把握した被害状況等から浸水範囲を推定し、調査すべき範囲を検討し、その検討に基づき住家の被害調査を速やかに実施する。</u></p> <p>また、<u>現地において被害が確認され、調査範囲が拡大した場合は危機管理室に確認の上、調査を実施する。</u></p> <p><u>なお、災害対策本部の設置がないまたは、設置する時間的余裕がない場合かつ被害が広範囲に及ぶときは、各班から招集して編成した職員により、住家の被害調査の要否、消毒の希望の有無、各種支援制度の案内、その他の被害等を現地聴取する。</u></p> <p>※集中豪雨時浸水箇所現場連絡員：集中豪雨時に浸水する危険性がある箇所ごとにあらかじめ配置した連絡員で、地域ごとの応急対策を迅速に行う役割を担う。</p>	<p>2 浸水・被害状況等の収集・調査</p> <p>危機管理室は、集中豪雨時浸水箇所現場連絡員（※）と連絡をとり、浸水危険箇所の浸水や被害状況を速やかに把握する。</p> <p>関係各課は所管する施設や地区の浸水や被害等の状況等を収集し、危機管理室に伝達する。</p> <p>また、集中豪雨は、浸水時間が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められることから、課税課は、<u>被害家屋調査を速やかに実施する。</u></p> <p>※集中豪雨時浸水箇所現場連絡員：集中豪雨時に浸水する危険性がある箇所ごとにあらかじめ配置した連絡員で、地域ごとの応急対策を迅速に行う役割を担う。</p>
	<p>4 <u>災害対策本部事務分掌に基づく活動</u></p> <p><u>ゲリラ豪雨等の突発災害は、大型台風より甚大な被害となる可能性がある一方、復旧等が比較的速やかに進められることから、迅速な対応が求められる。そのため、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、災害対策本部事務分掌に基づき、各班が必要な活動をする。</u></p>	
風水 11	<p>第6 台風接近時のタイムライン</p> <p>【資料編】 10－8 台風接近時のタイムライン</p>	<p>第6 台風接近時のタイムライン</p> <p>【資料編】 10－8 台風接近時のタイムライン</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>台風が接近し、大雨、洪水となって荒川、新河岸川及び黒目川の氾濫、崖崩れが発生するおそれがある場合、事前に気象情報や警報等が段階的に発表されることから、それらの発令段階に応じて、関係機関や市民が協調した防災行動を実施することが有効である。</p> <p>このタイプの災害に対してはあらかじめ設定したタイムラインを活用し、市や防災関係機関及び市民等が同じ時間軸で協調した防災行動を実施することとする。</p>	<p>台風が接近し、大雨、洪水となって荒川、新河岸川及び黒目川のはん濫、崖崩れが発生するおそれがある場合、事前に気象情報や警報等が段階的に発表されることから、それらの発令段階に応じて、関係機関や市民が協調した防災行動を実施することが有効である。</p> <p>このタイプの災害に対してはあらかじめ設定したタイムラインを活用し、市や防災関係機関及び市民等が同じ時間軸で協調した防災行動を実施することとする。</p>
風水 12	<p>第2節 事前措置及び応急措置</p> <p>第1 市長の事前措置及び応急措置</p>	<p>第2節 事前措置及び応急措置</p> <p>第1 市長の事前措置及び応急措置</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>1 事前措置及び避難</p> <p>(1) 出動命令等</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより消防局、消防団に出動の準備を要請し又は出動を求め、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。(根拠法：災害対策基本法第58条)</p>	<p>1 事前措置及び避難</p> <p>(1) 出動命令等</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市地域防災計画の定めるところにより消防機関に出動の準備を要請し又は出動を求め、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。(根拠法：災害対策基本法第58条)</p>
	<p>(2) 事前措置等</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要最小限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(根拠法：災害対策基本法第59条)</p>	<p>(2) 事前措置等</p> <p>市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(根拠法：災害対策基本法第59条)</p>
	<p>(3) 避難の指示等</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要するときは、緊急安全確保措置を指示する。(根拠法：災害対策基本法第60条)</p>	<p>(3) 避難の指示等</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要するときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。(根拠法：災害対策基本法第60条)</p>
風水 13	<p>第2 災害救助法の適用</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p>	<p>第2 災害救助法の適用</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧																		
	<p>(1) 災害が発生した場合</p> <p>災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。</p> <p>市における具体的適用基準は、次のとおりである。</p> <p>〈略〉</p>	<p>災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。</p> <p>市における具体的適用基準は、次のとおりである。</p> <p>〈略〉</p>																		
風水 14	<p>(2) 災害が発生するおそれがある場合</p> <p>災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。</p>																			
震災 15	<p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法による事務は、知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p> <p>なお、災害救助の程度、方法及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。（内閣府「災害救助法事務取扱要領」）</p> <p>また、災害救助法の適用対象事務は、災害救助法適用の有無に関わらず、各事務の担当班（災害対策本部事務分掌による）が、災害救助法の様式で実施状況を記録し、財務・情報班に提出する。財務・情報班はこれらを整理し、本部班が県に報告する。</p> <p>災害救助法の適用後の救助業務の実施項目は、次のとおりとする。</p> <p>■災害救助法の適用対象事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用対象事務</th> <th>実施期間</th> <th>緊急を要する場合の市実施項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目	〈略〉	〈略〉	〈略〉	埋葬	10日以内	○	<p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法による事務は、知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p> <p>なお、災害救助の程度、方法及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。（内閣府「災害救助法事務取扱要領」）</p> <p>また、災害救助法の適用対象事務は、災害救助法適用の有無に関わらず、各事務の担当班（災害対策本部事務分掌による）が、災害救助法の様式で実施状況を記録し、財務・情報班に提出する。財務・情報班はこれらを整理し、本部班が県に報告する。</p> <p>災害救助法の適用後の救助業務の実施項目は、次のとおりとする。</p> <p>■災害救助法の適用対象事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用対象事務</th> <th>実施期間</th> <th>緊急を要する場合の市実施項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目	〈略〉	〈略〉	〈略〉	埋葬	10日以内	○
適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目																		
〈略〉	〈略〉	〈略〉																		
埋葬	10日以内	○																		
適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目																		
〈略〉	〈略〉	〈略〉																		
埋葬	10日以内	○																		

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

		新			旧																	
		<table border="1"> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工</td> <td>対象者・設置箇所の選定○ 設置は県 (ただし、委任されたときは○)</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </table>	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者・設置箇所の選定○ 設置は県 (ただし、委任されたときは○)	<略>	<略>	<略>	<table border="1"> <tr> <td>生業資金の貸与</td> <td>二</td> <td>現在運用されていない</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工</td> <td>対象者・設置箇所の選定○ 設置は県 (ただし、委任されたときは○)</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </table>	生業資金の貸与	二	現在運用されていない	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者・設置箇所の選定○ 設置は県 (ただし、委任されたときは○)	<略>	<略>	<略>				
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者・設置箇所の選定○ 設置は県 (ただし、委任されたときは○)																				
<略>	<略>	<略>																				
生業資金の貸与	二	現在運用されていない																				
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者・設置箇所の選定○ 設置は県 (ただし、委任されたときは○)																				
<略>	<略>	<略>																				
		<p>※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の設置のみの適用となる。</p> <p>※期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が内閣総理大臣と協議してその同意を得た場合、実施期間を延長することができる。</p>			<p>※期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が内閣総理大臣と協議してその同意を得た場合、実施期間を延長することができる。</p>																	
震災 16	<p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>[方針・目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報を一元的に管理するため、災害対策本部内に「防災情報センター」を設置し、情報の収集・管理・提供を行う体制をとる。 集中豪雨の場合は、発災直後から速やかに、配備職員及び集中豪雨時浸水箇所現場連絡員が情報収集を行い、その後、災害対策本部設置の有無に関わらず、財務・情報班に引き継ぎ、災害後も情報の一元管理を行う。 罹災証明の発行開始とともに被災者台帳の運用を開始し、被災状況に応じて被災者が受けられる支援措置の漏れや重複を防止する。 <p>第1 警報等の伝達</p> <p>1 気象情報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。</p> <p>本部班は気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等にその旨を伝達する。また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線等でその旨を速やかに市民等に伝達する。</p>	<p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>[方針・目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報を一元的に管理するため、災害対策本部内に「防災情報センター」を設置し、情報の収集・管理・提供を行う体制をとる。 集中豪雨の場合は、発災直後から速やかに、配備職員及び集中豪雨時浸水箇所現場連絡員が情報収集を行う。 り災証明の発行開始とともに被災者台帳の運用を開始し、被災状況に応じて被災者が受けられる支援措置の漏れや重複を防止する。 <p>第1 警報等の伝達</p> <p>1 気象情報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。</p> <p>本部班は気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等にその旨を伝達する。また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線等でその旨を速やかに市民等に伝達する。</p> <p>なお、勤務時間外は財産管理課が警報等を受領し、危機管理室長、道路</p>																				

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新			旧																																		
<p>■気象警報・注意報の発表基準（熊谷地方气象台：風水害関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td>強風注意報</td> <td>平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による土砂災害や浸水害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 <u>表面雨量指数基準：10</u> <u>土壌雨量指数基準：81</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水注意報</td> <td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 <u>流域雨量指数基準：越戸川流域=4.2、黒目川流域=12.8</u> <u>複合基準：新河岸川流域=（12、20）</u> <u>指定河川洪水予報による基準：新河岸川「宮戸橋」</u> <u>荒川「治水橋・岩淵水門（上）」</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>大雪注意報</td> <td>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 <u>12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合</u> </td> </tr> </tbody> </table>			種 類	発 表 基 準		注意報	強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 <u>表面雨量指数基準：10</u> <u>土壌雨量指数基準：81</u>		洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 <u>流域雨量指数基準：越戸川流域=4.2、黒目川流域=12.8</u> <u>複合基準：新河岸川流域=（12、20）</u> <u>指定河川洪水予報による基準：新河岸川「宮戸橋」</u> <u>荒川「治水橋・岩淵水門（上）」</u>		大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 <u>12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合</u>	<p>整備課長に連絡する。</p> <p>■気象警報・注意報の発表基準（熊谷地方气象台：風水害関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td>強風注意報</td> <td>平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨注意報</td> <td><u>かなりの降雨があつて被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合</u></td> </tr> <tr> <td>浸水害</td> <td><u>3時間雨量が40mm以上</u></td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td><u>土壌雨量指数が86以上</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水注意報</td> <td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 <u>3時間雨量が40mm以上</u> <u>流域雨量指数（黒目川流域）が6以上</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>雷注意報</td> <td><u>落雷等により被害が予想される場合。</u></td> </tr> </tbody> </table>			種 類	発 表 基 準		注意報	強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合	大雨注意報	<u>かなりの降雨があつて被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合</u>	浸水害	<u>3時間雨量が40mm以上</u>	土砂災害	<u>土壌雨量指数が86以上</u>		洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 <u>3時間雨量が40mm以上</u> <u>流域雨量指数（黒目川流域）が6以上</u>		雷注意報	<u>落雷等により被害が予想される場合。</u>
種 類	発 表 基 準																																				
注意報	強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合																																			
	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 <u>表面雨量指数基準：10</u> <u>土壌雨量指数基準：81</u>																																			
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 <u>流域雨量指数基準：越戸川流域=4.2、黒目川流域=12.8</u> <u>複合基準：新河岸川流域=（12、20）</u> <u>指定河川洪水予報による基準：新河岸川「宮戸橋」</u> <u>荒川「治水橋・岩淵水門（上）」</u>																																			
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 <u>12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合</u>																																			
種 類	発 表 基 準																																				
注意報	強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合																																			
	大雨注意報	<u>かなりの降雨があつて被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合</u>																																			
		浸水害	<u>3時間雨量が40mm以上</u>																																		
	土砂災害	<u>土壌雨量指数が86以上</u>																																			
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 <u>3時間雨量が40mm以上</u> <u>流域雨量指数（黒目川流域）が6以上</u>																																			
	雷注意報	<u>落雷等により被害が予想される場合。</u>																																			

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

		新		旧					
風水 17	種類	発表基準		種類	発表基準				
	警報	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合			
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合			
			浸水害	表面雨量指数基準：15		浸水害	3時間雨量が70mm以上		
			土砂災害	土壌雨量指数基準：118		土砂災害	土壌雨量指数が108以上		
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：越戸川流域=5.3、黒目川流域=16.1 複合基準：越戸川流域=(5, 4.2)、黒目川流域=(8, 12.4)、 新河岸川流域=(7, 18) 指定河川洪水予報による基準：新河岸川「宮戸橋」、荒川「治水橋」		洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 3時間雨量が70mm以上 流域雨量指数(黒目川流域)が8以上				
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合				
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mmを超す降水が観測された場合		記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mmを超す降水が観測された場合				
	竜巻注意情報	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況となった場合		竜巻注意情報	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況となった場合				
	(注) 複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値と流域雨量指数の組み合わせによる基準値		(注1) 予想区域の単位は、市町村単位で発令される。		(注2) 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるときまで継続される。				
				(注3) 大雨警報の発表中に地上の雨量計による観測または解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)で埼玉県内の発表基準の100mm以上を記録したときには、「記録的短時間大雨情報」を発表し、その状況を簡潔に速報する。					
				(注4) 竜巻注意情報は、積乱雲のもとで発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。また、目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。					
				(注5) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。					

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

		新	旧												
		<p>■特別警報の発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 雨</td> <td> 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 ※朝霞市において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報の目安となる数値は次のとおり。 ① 3時間雨量が129mm ② 48時間雨量が354mm ③ 土壌雨量指数が228 </td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 ※朝霞市において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報の目安となる数値は次のとおり。 ① 3時間雨量が129mm ② 48時間雨量が354mm ③ 土壌雨量指数が228	<略>	<略>	<p>(注6) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。</p> <p>■特別警報の発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 雨</td> <td> 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 ※朝霞市において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報の目安となる数値は次のとおり。 ① 3時間雨量が127mm ② 48時間雨量が324mm ③ 土壌雨量指数が210 </td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 ※朝霞市において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報の目安となる数値は次のとおり。 ① 3時間雨量が127mm ② 48時間雨量が324mm ③ 土壌雨量指数が210	<略>	<略>
種 類	発表基準														
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 ※朝霞市において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報の目安となる数値は次のとおり。 ① 3時間雨量が129mm ② 48時間雨量が354mm ③ 土壌雨量指数が228														
<略>	<略>														
種 類	発表基準														
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 ※朝霞市において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報の目安となる数値は次のとおり。 ① 3時間雨量が127mm ② 48時間雨量が324mm ③ 土壌雨量指数が210														
<略>	<略>														
風水 18	2 洪水予報等 (1) 洪水予報、避難判断水位到達情報	2 洪水予報等 (1) 洪水予報、避難判断水位到達情報													

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧																																																
	<p>国土交通省と気象庁が共同で荒川の洪水予報を発表した場合、埼玉県と熊谷地方气象台が共同で新河岸川の洪水予報を発表した場合、又は埼玉県が黒目川の避難判断水位到達情報を発表した場合、本部班は関係者にその旨を伝達する。</p> <p>なお、水防法第15条による浸水想定区域内の住民等への伝達方法は、第9節・第1の「1 避難の指示等」による。</p> <p>■洪水予報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度レベル</th> <th>洪水予報の標題 (洪水予報の種類)</th> <th>水位等の名称 (解説)</th> <th>市・住民に求める行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1</td> <td>(発表なし)</td> <td>水防団待機水位 水防関係機関が水防活動の準備を始める目安となる水位</td> <td>・水防関係機関待機</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>氾濫注意水位 水防関係機関が出動して水防活動を行う目安となる水位</td> <td>・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防関係機関の出動</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>避難判断水位 避難判断の参考となる水位</td> <td>・市は高齢者等避難の発令を判断</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫危険水位(特別警戒水位) 河川の水が溢れるおそれのある水位</td> <td>・市は避難指示の発令を判断 ・住民の避難完了</td> </tr> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫発生</td> <td>・市は緊急安全確保の発令を判断 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民は命を守る行動をとる ・住民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域)</td> </tr> </tbody> </table>	危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	市・住民に求める行動等	レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 水防関係機関が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防関係機関待機	レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 水防関係機関が出動して水防活動を行う目安となる水位	・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防関係機関の出動	レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 避難判断の参考となる水位	・市は高齢者等避難の発令を判断	レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位(特別警戒水位) 河川の水が溢れるおそれのある水位	・市は避難指示の発令を判断 ・住民の避難完了	レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫発生	・市は緊急安全確保の発令を判断 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民は命を守る行動をとる ・住民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域)	<p>国土交通省と気象庁が共同で荒川の洪水予報を発表した場合、埼玉県と熊谷地方气象台が共同で新河岸川の洪水予報を発表した場合、又は埼玉県が黒目川の避難判断水位到達情報を発表した場合、本部班は関係者にその旨を伝達する。</p> <p>なお、水防法第15条による浸水想定区域内の住民等への伝達方法は、第9節・第1の「1 避難の<u>勧告</u>・指示等」による。</p> <p>■洪水予報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度レベル</th> <th>洪水予報の標題 (洪水予報の種類)</th> <th>水位等の名称 (解説)</th> <th>市・住民に求める行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1</td> <td>(発表なし)</td> <td>水防団待機水位(旧通報水位) 水防関係機関が水防活動の準備を始める目安となる水位</td> <td>・水防関係機関待機</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>はん濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>はん濫注意水位(旧警戒水位) 水防関係機関が出動して水防活動を行う目安となる水位</td> <td>・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防関係機関の出動</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>はん濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>避難判断水位(旧特別警戒水位) 避難判断の参考となる水位</td> <td>・市は高齢者等避難の発令を判断</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>はん濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>はん濫危険水位(旧危険水位) 河川の水が溢れるおそれのある水位</td> <td>・市は避難指示の発令を判断 ・住民の避難完了</td> </tr> <tr> <td>レベル5</td> <td>はん濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>はん濫発生</td> <td>・市は緊急安全確保の発令を判断 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民は命を守る行動をとる ・住民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域)</td> </tr> </tbody> </table>	危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	市・住民に求める行動等	レベル1	(発表なし)	水防団待機水位(旧通報水位) 水防関係機関が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防関係機関待機	レベル2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位(旧警戒水位) 水防関係機関が出動して水防活動を行う目安となる水位	・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防関係機関の出動	レベル3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位(旧特別警戒水位) 避難判断の参考となる水位	・市は高齢者等避難の発令を判断	レベル4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位(旧危険水位) 河川の水が溢れるおそれのある水位	・市は避難指示の発令を判断 ・住民の避難完了	レベル5	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫発生	・市は緊急安全確保の発令を判断 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民は命を守る行動をとる ・住民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域)
危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	市・住民に求める行動等																																															
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 水防関係機関が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防関係機関待機																																															
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 水防関係機関が出動して水防活動を行う目安となる水位	・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防関係機関の出動																																															
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 避難判断の参考となる水位	・市は高齢者等避難の発令を判断																																															
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位(特別警戒水位) 河川の水が溢れるおそれのある水位	・市は避難指示の発令を判断 ・住民の避難完了																																															
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫発生	・市は緊急安全確保の発令を判断 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民は命を守る行動をとる ・住民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域)																																															
危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	市・住民に求める行動等																																															
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位(旧通報水位) 水防関係機関が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防関係機関待機																																															
レベル2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位(旧警戒水位) 水防関係機関が出動して水防活動を行う目安となる水位	・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防関係機関の出動																																															
レベル3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位(旧特別警戒水位) 避難判断の参考となる水位	・市は高齢者等避難の発令を判断																																															
レベル4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位(旧危険水位) 河川の水が溢れるおそれのある水位	・市は避難指示の発令を判断 ・住民の避難完了																																															
レベル5	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫発生	・市は緊急安全確保の発令を判断 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民は命を守る行動をとる ・住民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域)																																															
風水 19	<p>3 土砂災害警戒情報</p> <p>県と熊谷地方气象台が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合、本部班は関係者にその旨を伝達する。</p>	<p>3 土砂災害警戒情報</p> <p>県と熊谷地方气象台が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合、本部班は関係者にその旨を伝達する。</p>																																																

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に気象庁の作成する降雨予測に基づいて設定された監視基準に達した場合に、市町村単位で発表される。</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条による土砂災害警戒区域内の住民等への伝達方法は、第9節・第1の「1 避難の指示等」による。</p>	<p>なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に気象庁の作成する降雨予測に基づいて設定された監視基準に達した場合に、市町村単位で発表される。</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条による土砂災害警戒区域内の住民等への伝達方法は、第9節・第1の「1 避難の<u>勧告</u>・指示等」による。</p>
風水 21	<p>第2 被害情報の収集</p> <p>2 被害調査</p>	<p>第2 被害情報の収集</p> <p>2 被害調査</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧																				
	<p>(1) 被害の調査</p> <p>各担当班は、「3 被害の報告」を目的とし、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行うとともに、市民への対応を行う。各担当班及び調査対象は、次のとおりである。</p> <p>なお、被害の判定は、「資料編3-1 被害の判定基準」による。</p> <p>■被害調査の対象と担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査担当班</th> <th>調査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班</td> <td>住家被害</td> </tr> <tr> <td>建設活動班</td> <td>道路、橋梁、河川、その他の公共土木施設、交通機関の被害</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>財務・情報班</td> <td>ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の被害については、災害対策本部の指示により調査する。 ※調査班が行う罹災証明書の発行、市民班が行うり災（被災）届出証明書に係る調査は「第17節応急住宅対策 第1住家の被害調査・罹災証明書の発行」参照</p>	調査担当班	調査対象	調査班	住家被害	建設活動班	道路、橋梁、河川、その他の公共土木施設、交通機関の被害	<略>	<略>	財務・情報班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報	<p>(1) 被害の調査</p> <p>各担当班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各担当班及び調査対象は、次のとおりである。</p> <p>なお、被害調査は、「被害の判定基準」による。</p> <p>■被害調査の対象と担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査担当班</th> <th>調査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班</td> <td>家屋被害</td> </tr> <tr> <td>建設活動班</td> <td>道路、橋梁、河川、下水道施設、その他の公共土木施設、交通機関の被害</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>本部班</td> <td>ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報</td> </tr> </tbody> </table>	調査担当班	調査対象	調査班	家屋被害	建設活動班	道路、橋梁、河川、下水道施設、その他の公共土木施設、交通機関の被害	<略>	<略>	本部班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報
調査担当班	調査対象																					
調査班	住家被害																					
建設活動班	道路、橋梁、河川、その他の公共土木施設、交通機関の被害																					
<略>	<略>																					
財務・情報班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報																					
調査担当班	調査対象																					
調査班	家屋被害																					
建設活動班	道路、橋梁、河川、下水道施設、その他の公共土木施設、交通機関の被害																					
<略>	<略>																					
本部班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報																					
	<p>(2) 被害のとりまとめ</p> <p>財務・情報班は、各担当班の調査結果をとりまとめ、本部班に報告し、災害対策本部で共有する。</p>	<p>(2) 被害のとりまとめ</p> <p>各担当班は、調査した結果をまとめ、財務・情報班に提出する。</p>																				
	<p>3 被害の報告</p> <p>本部班は、財務・情報班から報告された調査結果について、次により県に報告するものとする。</p> <p>なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。</p>	<p>3 被害の報告</p> <p>本部班は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。</p> <p>なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。</p>																				
風水 24	<p>第3 災害通信体制の確保</p> <p>2 その他の通信施設の利用</p>	<p>第3 災害通信体制の確保</p> <p>2 その他の通信施設の利用</p>																				

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>(1) 専用通信施設の利用</p> <p>市は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。</p> <p>■専用通信施設等設置機関</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 警察</p> <p>② 消防局</p> <p>③ 消防団</p> <p>④ 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>⑤ 東武鉄道株式会社</p> <p>⑥ 東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>⑦ 自衛隊</p> </div>	<p>(1) 専用通信施設の利用</p> <p>市は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。</p> <p>■専用通信施設等設置機関</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 警察</p> <p>② 消防</p> <p>③ 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>④ 東武鉄道株式会社</p> <p>⑤ 東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>⑥ 自衛隊</p> </div>
	<p>第 4 安否情報の収集、管理</p> <p>1 安否情報の収集、管理</p> <p>財務・情報班は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要最小限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。</p> <p><u>また、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要があり、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、県が当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表することとしており、市（財務・情報班）はこれに協力する。</u></p>	<p>第 4 安否情報の収集、管理</p> <p>1 安否情報の収集、管理</p> <p>財務・情報班は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。</p>
風水 25	<p>第 5 被災者台帳の作成</p> <p>財務・情報班は、被害が甚大な場合等で市長（本部長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を</p>	<p>第 5 被災者台帳の作成</p> <p>財務・情報班は、被害が甚大な場合等で市長（本部長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>管理する。</p> <p>また、被害が軽度等で被災者台帳の作成を要しない場合は、報告又は把握した情報を管理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>⑩ 世帯の構成（住民基本台帳）</p> <p>⑪ 罹災証明書の交付状況（罹災証明書発行記録）</p> <p>⑫ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）</p> <p>⑬ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）</p> <p>⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項</p> </div> <p>※個人番号とはマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による）を指す。</p>	<p>管理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>⑩ 世帯の構成（住民基本台帳）</p> <p>⑪ <u>り</u>災証明書の交付状況（<u>り</u>災証明書発行記録）</p> <p>⑫ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）</p> <p>⑬ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）</p> <p>⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項</p> </div> <p>※個人番号とはマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による）を指す。</p>
	<p>2 被災者台帳の利用、提供</p> <p>調査班は被災者への<u>罹</u>災証明書交付の際に、市民班は災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における<u>罹</u>災証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。</p> <p>市民班は、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。</p>	<p>2 被災者台帳の利用、提供</p> <p>調査班は被災者への<u>り</u>災証明書交付の際に、市民班は災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における<u>り</u>災証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。</p> <p>市民班は、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。</p>
風水 26	<p>3 被災者台帳の作成を要しない場合の情報管理</p> <p>財務・情報班は、被災者台帳の作成を要しない災害において、被災者台帳で管理すべき項目について各班から報告され、又は把握した情報を管理する。</p>	
風水 27	<p>第4節 災害広報・広聴活動</p> <p>[方針・目標]</p>	<p>第4節 災害広報・広聴活動</p> <p>[方針・目標]</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに、防災情報センター内に、防災無線、広報車等により市民に情報を伝達する体制を構築する。 災害広報紙を速やかに発行するとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ等により市民に情報を提供する。 手話通訳、外国語通訳ボランティア等の確保により、可能な限り要配慮者に配慮した広報体制をとる。 行方不明者の問い合わせ等に速やかに対応し、その後被災者の医療、福祉、罹災証明、生活支援等の申込みや相談に対応するよう相談窓口を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに、防災情報センター内に、防災無線、広報車等により市民に情報を伝達する体制を構築する。 災害広報紙を速やかに発行するとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ等により市民に情報を提供する。 手話通訳、外国語通訳ボランティア等の確保により、可能な限り要配慮者に配慮した広報体制をとる。 行方不明者の問い合わせ等に速やかに対応し、その後被災者の医療、福祉、<u>り</u>災証明、生活支援等の申込みや相談に対応するよう相談窓口を設置する。
<p>風水 28</p>	<p>第1 災害広報活動 【資料編】 10-7 放送例文</p> <p>■広報の手段と経路</p>	<p>第1 災害広報活動 【資料編】 10-7 放送例文</p> <p>■広報の手段と経路</p>
	<p>3 要配慮者への広報 財務・情報班は、外国人に対しては、通訳ボランティア等を活用する。また、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、ラジオ、テレビの文字放送、<u>FAX</u>などを可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。</p>	<p>3 要配慮者への広報 財務・情報班は、外国人に対しては、通訳ボランティア等を活用する。また、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、ラジオ、テレビの文字放送、<u>ファクシミリ</u>などを可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧																												
	<p>第2 広聴活動</p> <p>1 相談窓口の設置</p> <p>市民班は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。<u>また、関係各班は、災害相談窓口に相談員を配置する。</u></p> <p>■相談窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><略></th> <th><略></th> <th><略></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2次 総合相談窓口</td> <td>5日目から設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生活再建支援 住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） 福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） 商工融資 罹災証明 等 </td> </tr> </tbody> </table>	<略>	<略>	<略>	第2次 総合相談窓口	5日目から設置	<ul style="list-style-type: none"> 生活再建支援 住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） 福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） 商工融資 罹災証明 等 	<p>第2 広聴活動</p> <p>1 相談窓口の設置</p> <p>市民班は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。</p> <p>■相談窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><略></th> <th><略></th> <th><略></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2次 総合相談窓口</td> <td>5日目から設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生活再建支援 住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） 福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） 商工融資 罹災証明 等 </td> </tr> </tbody> </table>	<略>	<略>	<略>	第2次 総合相談窓口	5日目から設置	<ul style="list-style-type: none"> 生活再建支援 住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） 福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） 商工融資 罹災証明 等 																
<略>	<略>	<略>																												
第2次 総合相談窓口	5日目から設置	<ul style="list-style-type: none"> 生活再建支援 住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） 福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） 商工融資 罹災証明 等 																												
<略>	<略>	<略>																												
第2次 総合相談窓口	5日目から設置	<ul style="list-style-type: none"> 生活再建支援 住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） 福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） 商工融資 罹災証明 等 																												
風水 29	<p>2 被災者相談</p> <p>(1) 相談事項</p> <p>相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。なお、市単独では対応できない事項については、県が災害時に設置する災害情報相談センター（災害相談連絡会議）等との連携を図る。</p> <p>■相談窓口の内容</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 総合案内</td> <td>② 被災者生活再建支援制度</td> </tr> <tr> <td>③ 各種減免申請</td> <td>④ 応急修理（救助法）</td> </tr> <tr> <td>⑤ 障害物除去（救助法）</td> <td>⑥ 被災高齢者等生活支援事業</td> </tr> <tr> <td>⑦ 災害援護資金貸付</td> <td>⑧ 母子寡婦福祉資金貸付</td> </tr> <tr> <td>⑨ 商工融資制度</td> <td>⑩ 住宅復興補助制度</td> </tr> <tr> <td>⑪ 倒壊家屋解体処理・支援事業</td> <td>⑫ 罹災証明、再審査請求、届出証明</td> </tr> <tr> <td>⑬ その他の相談事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① 総合案内	② 被災者生活再建支援制度	③ 各種減免申請	④ 応急修理（救助法）	⑤ 障害物除去（救助法）	⑥ 被災高齢者等生活支援事業	⑦ 災害援護資金貸付	⑧ 母子寡婦福祉資金貸付	⑨ 商工融資制度	⑩ 住宅復興補助制度	⑪ 倒壊家屋解体処理・支援事業	⑫ 罹災証明、再審査請求、届出証明	⑬ その他の相談事項		<p>2 被災者相談</p> <p>(1) 相談事項</p> <p>相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。なお、市単独では対応できない事項については、県が災害時に設置する災害情報相談センター（災害相談連絡会議）等との連携を図る。</p> <p>■相談窓口の内容</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 総合案内</td> <td>② 被災者生活再建支援制度</td> </tr> <tr> <td>③ 各種減免申請</td> <td>④ 応急修理（救助法）</td> </tr> <tr> <td>⑤ 障害物除去（救助法）</td> <td>⑥ 被災高齢者等生活支援事業</td> </tr> <tr> <td>⑦ 災害援護資金貸付</td> <td>⑧ 母子寡婦福祉資金貸付</td> </tr> <tr> <td>⑨ 商工融資制度</td> <td>⑩ 住宅復興補助制度</td> </tr> <tr> <td>⑪ 倒壊家屋解体処理・支援事業</td> <td>⑫ 罹災証明、再審査請求、届出証明</td> </tr> <tr> <td>⑬ その他の相談事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① 総合案内	② 被災者生活再建支援制度	③ 各種減免申請	④ 応急修理（救助法）	⑤ 障害物除去（救助法）	⑥ 被災高齢者等生活支援事業	⑦ 災害援護資金貸付	⑧ 母子寡婦福祉資金貸付	⑨ 商工融資制度	⑩ 住宅復興補助制度	⑪ 倒壊家屋解体処理・支援事業	⑫ 罹災証明、再審査請求、届出証明	⑬ その他の相談事項	
① 総合案内	② 被災者生活再建支援制度																													
③ 各種減免申請	④ 応急修理（救助法）																													
⑤ 障害物除去（救助法）	⑥ 被災高齢者等生活支援事業																													
⑦ 災害援護資金貸付	⑧ 母子寡婦福祉資金貸付																													
⑨ 商工融資制度	⑩ 住宅復興補助制度																													
⑪ 倒壊家屋解体処理・支援事業	⑫ 罹災証明、再審査請求、届出証明																													
⑬ その他の相談事項																														
① 総合案内	② 被災者生活再建支援制度																													
③ 各種減免申請	④ 応急修理（救助法）																													
⑤ 障害物除去（救助法）	⑥ 被災高齢者等生活支援事業																													
⑦ 災害援護資金貸付	⑧ 母子寡婦福祉資金貸付																													
⑨ 商工融資制度	⑩ 住宅復興補助制度																													
⑪ 倒壊家屋解体処理・支援事業	⑫ 罹災証明、再審査請求、届出証明																													
⑬ その他の相談事項																														
風水 30	<p>第5節 応援派遣・受援</p> <p>[方針・目標]</p>	<p>第5節 応援派遣</p> <p>[方針・目標]</p>																												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新	旧														
<ul style="list-style-type: none"> 多数の要避難者を確認し次第、直ちに県、自衛隊に連絡する。 大規模な災害の場合は、市だけでは対応できないため、協定に基づく応援を協定締結団体に要請する。 <table border="1" data-bbox="197 347 1104 593"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 受援体制の確立</td> <td>本部班、職員班、各班</td> </tr> <tr> <td>第2 自衛隊災害派遣要請</td> <td>本部班、教育班</td> </tr> <tr> <td>第3 地方公共団体等への応援要請</td> <td>本部班、各班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 受援体制の確立	本部班、職員班、各班	第2 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班	第3 地方公共団体等への応援要請	本部班、各班	<ul style="list-style-type: none"> 多数の要避難者を確認し次第、直ちに県、自衛隊に連絡する。 大規模な災害の場合は、市だけでは対応できないため、協定に基づく応援を協定締結団体に要請する。 <table border="1" data-bbox="1214 347 2121 593"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 自衛隊災害派遣要請</td> <td>本部班、教育班</td> </tr> <tr> <td>第2 地方公共団体等への応援要請</td> <td>本部班、職員班、各班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班	第2 地方公共団体等への応援要請	本部班、職員班、各班
項目	担当														
第1 受援体制の確立	本部班、職員班、各班														
第2 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班														
第3 地方公共団体等への応援要請	本部班、各班														
項目	担当														
第1 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班														
第2 地方公共団体等への応援要請	本部班、職員班、各班														
<p>第1 受援体制の確立 【資料編】3 災害協定・覚書一覧</p>															
<p>1 情報連絡員の派遣要請 本部長は、情報連絡や災害対策の調整を図るため、必要があると認めるときは、防災関係機関等の長に対して、情報連絡員となる職員を本部又は災害現地に派遣するよう要請する。</p>															
<p>2 受援体制の確立 (1) 部各班の措置 初動期の72時間は受援が期待できないため、各部内で人材の過不足を調整する。なお、部を超える人材配置の調整は、職員班が行う。 また、個別の対策の災害協定や応援制度の運用は、連絡窓口となる班（資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照）が関係団体へ直接要請し、受援の迅速化を図る。</p>															
<p>(2) 総括部職員班の措置 職員班は、各部の応援ニーズや受援状況を全体的に集約し、県や他市町村への総合的な応援の要請を検討する。なお、県、他市町村への要請連絡は、本部班を通じて行う。</p>															

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

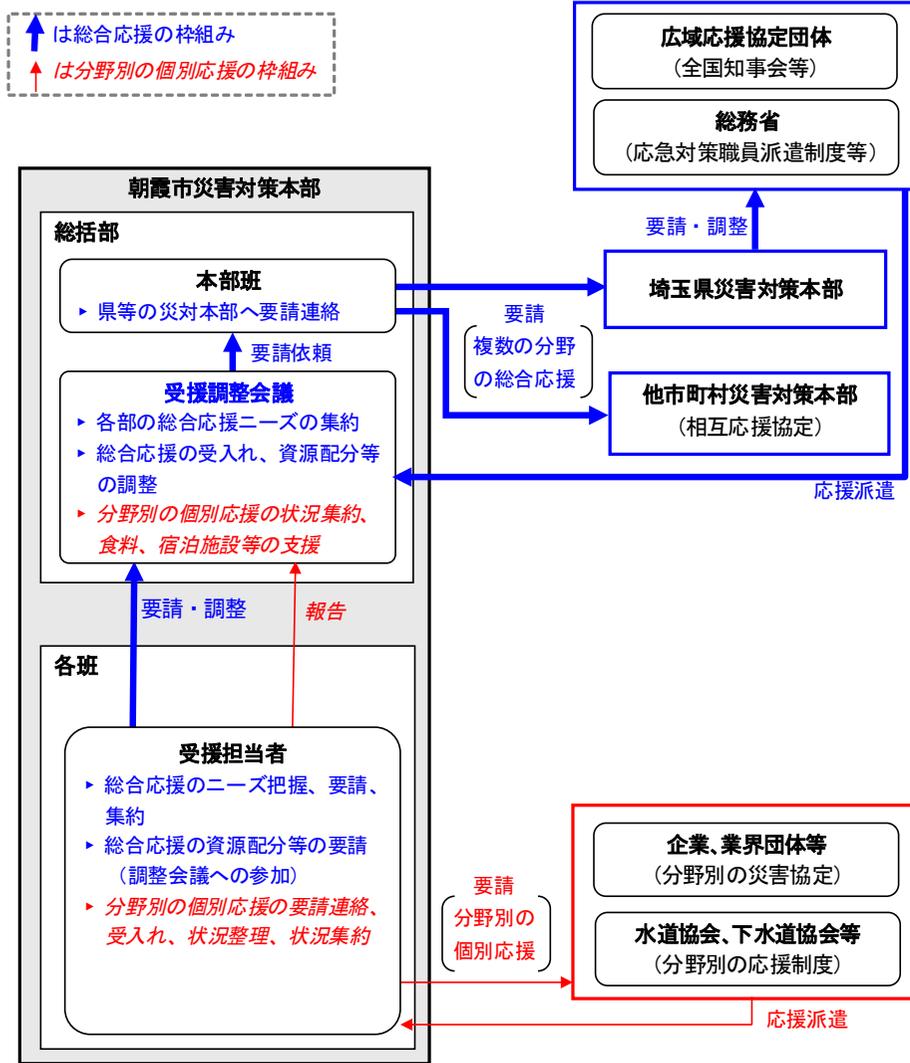
	新	旧								
	<p>職員班は、本部班の調整のもと応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。</p> <p>■受入体制</p> <table border="1"> <tr> <td>食料、飲料水</td> <td>原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配</td> </tr> <tr> <td>受入予定施設</td> <td>中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設</td> </tr> <tr> <td>現場への案内</td> <td>応援を受ける担当班</td> </tr> </table>	食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配	受入予定施設	中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設	現場への案内	応援を受ける担当班			
食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配									
受入予定施設	中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設									
現場への案内	応援を受ける担当班									
風水 31	<p>3 調整会議の実施</p> <p>危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援に関する調整会議を行う。</p> <p>■受援調整会議の構成等</p> <table border="1"> <tr> <td>構 成</td> <td>総括部の本部員、受援統括担当^{*1}、各部の受援担当者^{*2}</td> </tr> <tr> <td>事 務 局</td> <td>職員班、本部班（オブザーバー）</td> </tr> <tr> <td>審 議 事 項</td> <td>① 受援に関する方針の決定 ② 受援体制の総合調整 ③ その他受援に関する重要事項の決定</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td>※1 受援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、受援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 受援担当者は、各部長が指名する部内の職員で、部内の受援に関する情報収集・整理、職員班と部内各班との受援に関する連絡調整等を行う。</td> </tr> </table>	構 成	総括部の本部員、受援統括担当 ^{*1} 、各部の受援担当者 ^{*2}	事 務 局	職員班、本部班（オブザーバー）	審 議 事 項	① 受援に関する方針の決定 ② 受援体制の総合調整 ③ その他受援に関する重要事項の決定	備 考	※1 受援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、受援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 受援担当者は、各部長が指名する部内の職員で、部内の受援に関する情報収集・整理、職員班と部内各班との受援に関する連絡調整等を行う。	
構 成	総括部の本部員、受援統括担当 ^{*1} 、各部の受援担当者 ^{*2}									
事 務 局	職員班、本部班（オブザーバー）									
審 議 事 項	① 受援に関する方針の決定 ② 受援体制の総合調整 ③ その他受援に関する重要事項の決定									
備 考	※1 受援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、受援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 受援担当者は、各部長が指名する部内の職員で、部内の受援に関する情報収集・整理、職員班と部内各班との受援に関する連絡調整等を行う。									

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新

旧

■要請・受入れフロー



朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧																														
風水 32	<p>第2 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1 災害派遣要請</p> <p>(1) 要請依頼の手続き</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■最寄りの自衛隊連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部隊名 (駐屯地等)</th> <th colspan="2">連絡責任者</th> <th rowspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)</td> <td>第3科長</td> <td>部隊当直司令 (連隊夜間当直)</td> <td>048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号	時間内	時間外	陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402	<p>第1 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1 災害派遣要請</p> <p>(1) 要請依頼の手続き</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>■最寄りの自衛隊連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部隊名 (駐屯地等)</th> <th colspan="2">連絡責任者</th> <th rowspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第1師 団第1施設大隊 (朝霞)</td> <td>第3科長 又は警備幹部</td> <td>駐屯地当直司令</td> <td>048-460-1711 時間内 内線：4863 時間外 内線：4302・4402</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)</td> <td>第3科長</td> <td>部隊当直司令 (連隊夜間当直)</td> <td>048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)</td> <td>第3部長 又は防衛班長</td> <td>第1師団司令部 当直長 駐屯地当直司令</td> <td>03-3933-1161 時間内 内線：230・238・239 時間外 内線：230 (当直長) 301・302 (当直司令)</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号	時間内	時間外	陸上自衛隊第1師 団第1施設大隊 (朝霞)	第3科長 又は警備幹部	駐屯地当直司令	048-460-1711 時間内 内線：4863 時間外 内線：4302・4402	陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402	陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)	第3部長 又は防衛班長	第1師団司令部 当直長 駐屯地当直司令	03-3933-1161 時間内 内線：230・238・239 時間外 内線：230 (当直長) 301・302 (当直司令)		
部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号																													
	時間内	時間外																														
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402																													
部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号																													
	時間内	時間外																														
陸上自衛隊第1師 団第1施設大隊 (朝霞)	第3科長 又は警備幹部	駐屯地当直司令	048-460-1711 時間内 内線：4863 時間外 内線：4302・4402																													
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402																													
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)	第3部長 又は防衛班長	第1師団司令部 当直長 駐屯地当直司令	03-3933-1161 時間内 内線：230・238・239 時間外 内線：230 (当直長) 301・302 (当直司令)																													
風水 33	<p>(2) 自衛隊の派遣活動</p> <p>災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。</p> <p>■自衛隊の支援活動</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 被害状況の把握</td> <td>⑧ 人員及び物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>② 避難の援助</td> <td>⑨ 給食、給水及び入浴支援</td> </tr> <tr> <td>③ 遭難者の捜索救助</td> <td>⑩ 物資の無償貸付又は譲与</td> </tr> <tr> <td>④ 水防活動</td> <td>⑪ 危険物の保安及び除去</td> </tr> <tr> <td>⑤ 消防活動</td> <td>⑫ その他</td> </tr> <tr> <td>⑥ 道路又は水路の啓開</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 応急医療、救護及び防疫</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① 被害状況の把握	⑧ 人員及び物資の緊急輸送	② 避難の援助	⑨ 給食、給水及び入浴支援	③ 遭難者の捜索救助	⑩ 物資の無償貸付又は譲与	④ 水防活動	⑪ 危険物の保安及び除去	⑤ 消防活動	⑫ その他	⑥ 道路又は水路の啓開		⑦ 応急医療、救護及び防疫		<p>(2) 自衛隊の派遣活動</p> <p>災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。</p> <p>■自衛隊の支援活動</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 被害状況の把握</td> <td>⑨ 人員及び物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>② 避難者の誘導、輸送</td> <td>⑩ 炊飯及び給水支援</td> </tr> <tr> <td>③ 遭難者の捜索、救助</td> <td>⑪ 救援物資の無償貸付又は贈与</td> </tr> <tr> <td>④ 水防活動</td> <td>⑬ 危険物の保安及び除去</td> </tr> <tr> <td>⑤ 消防活動</td> <td>⑫ 交通対策の支援</td> </tr> <tr> <td>⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去</td> <td>⑭ 予防派遣</td> </tr> <tr> <td>⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援</td> <td>⑮ その他</td> </tr> <tr> <td>⑧ 通信支援</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① 被害状況の把握	⑨ 人員及び物資の緊急輸送	② 避難者の誘導、輸送	⑩ 炊飯及び給水支援	③ 遭難者の捜索、救助	⑪ 救援物資の無償貸付又は贈与	④ 水防活動	⑬ 危険物の保安及び除去	⑤ 消防活動	⑫ 交通対策の支援	⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去	⑭ 予防派遣	⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援	⑮ その他	⑧ 通信支援	
① 被害状況の把握	⑧ 人員及び物資の緊急輸送																															
② 避難の援助	⑨ 給食、給水及び入浴支援																															
③ 遭難者の捜索救助	⑩ 物資の無償貸付又は譲与																															
④ 水防活動	⑪ 危険物の保安及び除去																															
⑤ 消防活動	⑫ その他																															
⑥ 道路又は水路の啓開																																
⑦ 応急医療、救護及び防疫																																
① 被害状況の把握	⑨ 人員及び物資の緊急輸送																															
② 避難者の誘導、輸送	⑩ 炊飯及び給水支援																															
③ 遭難者の捜索、救助	⑪ 救援物資の無償貸付又は贈与																															
④ 水防活動	⑬ 危険物の保安及び除去																															
⑤ 消防活動	⑫ 交通対策の支援																															
⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去	⑭ 予防派遣																															
⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援	⑮ その他																															
⑧ 通信支援																																
	<p>3 派遣部隊の受入れ</p> <p>(1) 自衛隊の受入れ</p>	<p>3 派遣部隊の受入れ</p> <p>(1) 自衛隊の受入れ</p>																														

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧																								
風水 34	<p>本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたるものとする。</p> <p>なお、作業計画作成にあたっては、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。</p> <p>■自衛隊の受入体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>本部事務室</td> <td>朝霞市役所内（大会議室）</td> </tr> <tr> <td>宿舍</td> <td>災害協定を締結している宿泊施設</td> </tr> <tr> <td>集結地</td> <td>朝霞中央公園</td> </tr> <tr> <td>現場への案内</td> <td>各担当班が応援現場へ案内する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	<略>	<略>	本部事務室	朝霞市役所内（大会議室）	宿舍	災害協定を締結している宿泊施設	集結地	朝霞中央公園	現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。	<p>本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたるものとする。</p> <p>なお、作業計画作成にあたっては、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。</p> <p>■自衛隊の受入体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>本部事務室</td> <td>朝霞市役所内（大会議室）<u>に設置する。</u></td> </tr> <tr> <td>宿舍</td> <td><u>朝霞駐屯地（必要な場合は、総合体育館に設置）</u></td> </tr> <tr> <td>集結地</td> <td><u>朝霞駐屯地（必要な場合は、朝霞中央公園に設置）</u></td> </tr> <tr> <td>現場への案内</td> <td>各担当班が応援現場へ案内する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	<略>	<略>	本部事務室	朝霞市役所内（大会議室） <u>に設置する。</u>	宿舍	<u>朝霞駐屯地（必要な場合は、総合体育館に設置）</u>	集結地	<u>朝霞駐屯地（必要な場合は、朝霞中央公園に設置）</u>	現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。
項目	内容																									
<略>	<略>																									
本部事務室	朝霞市役所内（大会議室）																									
宿舍	災害協定を締結している宿泊施設																									
集結地	朝霞中央公園																									
現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。																									
項目	内容																									
<略>	<略>																									
本部事務室	朝霞市役所内（大会議室） <u>に設置する。</u>																									
宿舍	<u>朝霞駐屯地（必要な場合は、総合体育館に設置）</u>																									
集結地	<u>朝霞駐屯地（必要な場合は、朝霞中央公園に設置）</u>																									
現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。																									
	<p>(2) ヘリコプターの受入れ</p> <p>臨時ヘリポートは朝霞中央公園陸上競技場とする。教育班は、臨時ヘリポート予定地にヘリポートを開設する。</p> <p><u>自衛隊との協議により他に設置する場合、土地の所有者又は管理者と調整する。</u></p>	<p>(2) ヘリコプターの受入れ</p> <p>臨時ヘリポートは朝霞駐屯地とする。<u>自衛隊との協議により他に設置する場合、教育班は、臨時ヘリポート予定地に自衛隊と協力してヘリポートを開設する。この場合、土地の所有者又は管理者と調整する。</u></p>																								
	<p>第3 地方公共団体等への応援要請</p>	<p>第3 地方公共団体等への応援要請</p> <p><u>2 応援隊の受入れ</u></p> <p><u>(1) 受入体制</u></p> <p><u>職員班は、本部班の調整のもと応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。</u></p> <p>■受入体制</p>																								

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新		旧	
		連絡窓口	総合的な窓口は、職員班とし、活動時は応援活動の担当班に設置
		食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様な方法で食料、物資等の手配
		受入予定施設 現場への案内	総合体育館サブアリーナ、中央公民館、図書館、博物館 応援を受ける担当班
風水 35	<p>(4) 応急対策職員派遣制度の活用</p> <p>本部班は、<u>応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。</u></p> <p><u>※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。</u></p>		
風水 37	<p>第6節 救急救助活動</p> <p>第1 救急・救助活動</p>	第6節 救急救助活動	第1 救急・救助活動

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧		
	<p>4 消防団の活動</p> <p>(2) 避難誘導</p> <p>避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。</p>	<p>4 消防団の活動</p> <p>(2) 避難誘導</p> <p>避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。</p>		
	<p>5 応援要請</p> <p>(2) 緊急消防援助隊</p> <p>本部長は、消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない場合又は特殊な災害が発生した場合は、以下の点に留意し県知事に対して消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。</p> <p>緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、消防局に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置する。</p> <p>■知事への要請時の留意事項</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>① 災害の状況</p> <p>② 活動区域及び活動計画</p> <p>③ 必要な部隊及び資機材</p> </td> </tr> </table>	<p>① 災害の状況</p> <p>② 活動区域及び活動計画</p> <p>③ 必要な部隊及び資機材</p>	<p>5 応援要請</p> <p>(2) 緊急消防援助隊</p> <p>本部長は、消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない場合又は特殊な災害が発生した場合は、以下の点に留意し県知事に対して消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。</p> <p>緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、消防局に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置する。</p> <p>■知事への要請事項</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>① 火災、負傷者、要救助者等の状況及び応援要請の理由災害種別及びその状況</p> <p>② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）</p> <p>③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員</p> <p>④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所）</p> <p>⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み</p> </td> </tr> </table>	<p>① 火災、負傷者、要救助者等の状況及び応援要請の理由災害種別及びその状況</p> <p>② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）</p> <p>③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員</p> <p>④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所）</p> <p>⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み</p>
<p>① 災害の状況</p> <p>② 活動区域及び活動計画</p> <p>③ 必要な部隊及び資機材</p>				
<p>① 火災、負傷者、要救助者等の状況及び応援要請の理由災害種別及びその状況</p> <p>② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）</p> <p>③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員</p> <p>④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所）</p> <p>⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み</p>				
	<p>(3) 埼玉DMATへの応援要請</p> <p>消防局長は、被災者の生命、身体等に重大な影響を及ぼすと判断される場合には直接、埼玉DMAT指定病院の長に対して埼玉DMATの出動を要請する。この場合、消防局長は、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。</p>			
風水 38	<p>第7節 応急医療救護活動</p> <p>第1 応急医療活動</p> <p>【資料編】 1－10 病院・救急診療所一覧</p>	<p>第7節 応急医療救護活動</p> <p>第1 応急医療活動</p> <p>【資料編】 1－10 県内災害拠点病院一覧</p>		

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>■埼玉DMA Tの活動内容</p> <p>① 災害現場における医療情報の収集及び伝達 ② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等 ③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援 ④ 他の医療従事者に対する医療支援 ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な処置</p>	
	<p>5 後方医療体制の確立</p> <p>(2) 医療施設への搬送</p> <p>医療対策班は、第二次救急医療機関等から災害拠点病院へ救急車で搬送する措置をとる。交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、県に防災ヘリコプター及び埼玉県ドクターヘリ、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。</p> <p>■後方医療機関</p> <p>① 第二次救急医療機関 ; TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院 ② 災害拠点病院 ○基幹災害医療センター：埼玉医科大学総合医療センター ○地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院</p>	<p>5 後方医療体制の確立</p> <p>(2) 医療施設への搬送</p> <p>医療対策班は、第二次救急医療機関等から災害拠点病院へ救急車で搬送する措置をとる。交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、県に防災ヘリコプター及び埼玉県ドクターヘリ、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。</p> <p>■後方医療機関</p> <p>① 第二次救急医療機関 TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院 ② 災害拠点病院 ○基幹災害医療センター：川口市立医療センター ○地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院</p>
風水 41	<p>第8節 水防・土砂災害対策</p> <p>[方針・目標]</p>	<p>第8節 水防・土砂災害対策</p> <p>[方針・目標]</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<ul style="list-style-type: none"> 河川堤防・護岸、水路等を点検し、30分ごとに本部に連絡する。 降雨量が多いときは、土砂災害特別警戒区域、<u>土砂災害警戒区域</u>の巡視を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川堤防・護岸、水路等を点検し、30分ごとに本部に連絡する。 降雨量が多いときは、土砂災害警戒区域等の巡視を徹底する。
	第1 水防対策 【資料編】 5-1 <u>水害ハザードマップ</u> 5-2 内水ハザードマップ 5-5 重要水防箇所・水位観測所	第1 水防対策 【資料編】 5-1 <u>浸水想定区域</u> 5-2 内水ハザードマップ 5-5 重要水防箇所・水位観測所
	1 水防体制 河川管理者（国土交通省、朝霞県土整備事務所）から水防警報が発表された場合、本部班長は速やかに市長（本部長）に伝達し、市長による水防活動についての指示を建設活動班、上下水道班及び消防団に伝達する。なお、県が定める水防信号は次のとおりである。 <略>	1 水防体制 河川管理者（国土交通省、 <u>県</u> ）から水防警報が発表された場合、本部班長は速やかに市長（本部長）に伝達し、市長による水防活動についての指示を建設活動班、上下水道班及び消防団に伝達する。なお、県が定める水防信号は次のとおりである。 <略>
	2 水防活動 (1) 巡視 建設活動班、上下水道班は、消防団と連携して、河川、水路、下水道等の巡視を行い、30分ごとに本部へ報告する。 なお、河川堤防等の異常を発見した場合は、直ちに河川管理者に報告する。	2 水防活動 (1) 巡視 建設活動班、上下水道班は、消防団と連携して、河川、水路、下水道等の巡視を行い、30分ごとに本部へ報告する。 なお、河川堤防等の異常を発見した場合は、直ちに河川管理者及び <u>県土整備事務所</u> に報告する。
	(2) 排水等巡視 河川管理者及び建設活動班、上下水道班は、状況に応じて水門の開閉、ポンプの運転等、必要な措置を行うとともに、河川管理者に通知する。 また、浸水した箇所は、本部班が必要に応じて、消防ポンプ車による排水を消防団、消防局に指示、要請する。	(2) 排水等巡視 河川管理者及び建設活動班、上下水道班は、状況に応じて水門の開閉、ポンプの運転等、必要な措置を行うとともに、河川管理者及び <u>県土整備事務所</u> に通知する。 また、浸水した箇所は、本部班が必要に応じて、消防ポンプ車による排水を消防団、消防局に指示、要請する。
風水	(3) 地下施設の安全対策	(3) 地下施設の安全対策

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
42	<p>本部班は、消防機関を通じて、荒川及び新河岸川・黒目川の浸水想定区域内の不特定多数の者が利用する地下施設の管理者等に、洪水警報、避難指示等を伝達する。</p> <p>不特定多数の者が利用する地下施設の管理者は、洪水情報を収集し、従業員、利用者等への警報等の伝達を行うとともに、浸水のおそれがある場合、止水板、土のう等による浸水防止活動を行う。</p>	<p>本部班は、消防機関を通じて、荒川及び新河岸川・黒目川の浸水想定区域内の不特定多数の者が利用する地下施設の管理者等に、洪水警報、避難勧告等を伝達する。</p> <p>不特定多数の者が利用する地下施設の管理者は、洪水情報を収集し、従業員、利用者等への警報等の伝達を行うとともに、浸水のおそれがある場合、止水板、土のう等による浸水防止活動を行う。</p>
	<p>3 決壊時の処置</p> <p>(1) 通報</p> <p>市長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を朝霞県土整備事務所長及び<u>氾濫</u>が予想される方向の隣接市長に通報する。なお、荒川の場合は荒川上流河川事務所長にも通報する。</p>	<p>3 決壊時の処置</p> <p>(1) 通報</p> <p>市長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を朝霞県土整備事務所長及び<u>はん濫</u>が予想される方向の隣接市長に通報する。なお、荒川の場合は荒川上流河川事務所長にも通報する。</p>
	<p>第2 土砂災害対策</p> <p>【資料編】5-4 土砂災害ハザードマップ</p>	<p>第2 土砂災害対策</p> <p>【資料編】5-4 土砂災害警戒区域</p>
	<p>1 崖地の警戒・監視</p> <p>建設活動班は、土砂災害特別警戒区域、<u>土砂災害警戒区域</u>を巡視・点検し、崩壊の危険性を確認するとともに、危険性が高い場合は、<u>速やか</u>に関係者、周辺住民等にその旨を伝達する。</p>	<p>1 崖地の警戒・監視</p> <p>建設活動班は、土砂災害警戒区域等を巡視・点検し、崩壊の危険性を確認するとともに、危険性が高い場合は、<u>すみやか</u>に関係者、周辺住民等にその旨を伝達する。</p>
風水 43	<p>第9節 避難</p> <p><略></p>	<p>第9節 避難</p> <p><略></p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新		旧	
項目	担当	項目	担当
<略>	<略>	<略>	<略>
第3 在宅避難者等への対応	財務・情報班、市民班、医療対策班	第3 在宅避難者への対応	財務・情報班、市民班、医療対策班
第4 広域一時滞在対策	本部班、市民班	第4 広域一時滞在対策	本部班、市民班
第1 避難活動 【資料編】7-2 浸水想定区域内の要配慮者等連絡施設 7-3 県及び放送事業者の避難指示等発令時の情報提供・連絡先		第1 避難活動 【資料編】7-2 浸水想定区域内の要配慮者等連絡施設 7-3 県及び放送事業者の避難勧告等発令時の情報提供・連絡先	
1 避難指示等 (1) 避難指示等の発令 市長をはじめとする避難指示等の発令権者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難を要する地域の高齢者等に対し、「高齢者等避難」を発令する。ただし、事態が切迫し、急を要するときは、避難指示を発令する。「高齢者等避難」は、その対象地域の高齢者を含む障害者等の避難行動要支援者に対し早期に避難する事を促すものである。 「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。 なお、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険な場合、市長は、必要と認める地域の住民等に対し、「緊急安全確保」を発令することができる。		1 避難指示等 (1) 避難指示等の発令 市長をはじめとする避難指示等の発令権者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難を要する地域の高齢者等に対し、「高齢者等避難」を発令する。ただし、事態が切迫し、急を要するときは、避難指示を発令する。「高齢者等避難」は、その対象地域の高齢者を含む障害者等の避難行動要支援者に対し早期に避難する事を促すものである。 「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、 <u>勧告よりも拘束力が強く</u> 、住民等を立ち退かせるものである。 なお、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険な場合、市長は、必要と認める地域の住民等に対し、「緊急安全確保」を発令することができる。	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧																												
風水 44	<p>避難指示等の判断は、浸水想定区域については、洪水予報等を目安に、また土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報を目安とする。なお、決定にあたっては、上流域の雨量、河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。</p> <p>■避難指示等の発令権者及び要件</p>	<p>避難指示等の判断は、浸水想定区域については、洪水予報等を目安に、また土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報を目安とする。なお、決定にあたっては、上流域の雨量、河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。</p> <p>■避難指示等の発令権者及び要件</p>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発令権者 (権限の種類)</th> <th>指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官 (避難指示等)</td> <td>○市長が避難のための立退きを指示することができ ないとき ○市長から要求があったとき</td> <td>災害対策基本法 第61条</td> </tr> <tr> <td>○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天 災等、特に急を要するとき</td> <td>警察官職務執行 法第4条</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table>	発令権者 (権限の種類)	指示を行う要件	根拠法令	<略>	<略>	<略>	警察官 (避難指示等)	○市長が避難のための立退きを指示することができ ないとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天 災等、特に急を要するとき	警察官職務執行 法第4条	<略>	<略>	<略>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発令権者 (権限の種類)</th> <th>指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官 (指示・屋内退 避)</td> <td>○市長が避難のための立退きを指示することができ ないとき ○市長から要求があったとき</td> <td>災害対策基本法 第61条</td> </tr> <tr> <td>○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天 災等、特に急を要するとき</td> <td>警察官職務執行 法第4条</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table>	発令権者 (権限の種類)	指示を行う要件	根拠法令	<略>	<略>	<略>	警察官 (指示・屋内退 避)	○市長が避難のための立退きを指示することができ ないとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天 災等、特に急を要するとき	警察官職務執行 法第4条	<略>	<略>	<略>
	発令権者 (権限の種類)	指示を行う要件	根拠法令																											
	<略>	<略>	<略>																											
警察官 (避難指示等)	○市長が避難のための立退きを指示することができ ないとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条																												
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天 災等、特に急を要するとき	警察官職務執行 法第4条																												
<略>	<略>	<略>																												
発令権者 (権限の種類)	指示を行う要件	根拠法令																												
<略>	<略>	<略>																												
警察官 (指示・屋内退 避)	○市長が避難のための立退きを指示することができ ないとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条																												
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天 災等、特に急を要するとき	警察官職務執行 法第4条																												
<略>	<略>	<略>																												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	■避難情報の種類と判断の目安	■避難指示等の種類と判断の目安

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新			旧			
	発令時の状況・住民に求める行動	判断の目安		発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
高齢者等避難(警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等*は危険な場所から避難（「立退き避難」または「屋内安全確保」）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用の高齢者及び障がいのある人等並びにその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき ・洪水キキクルが「警戒」のとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂キキクルが「警戒」のとき 	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者は、避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 ・はん濫警戒情報が発表されたとき
避難指示(警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」または「屋内安全確保」）する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・氾濫危険情報が発表されたとき ・洪水キキクルが「危険」のとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・土砂キキクルが「危険」のとき ・大雨警報（土砂災害）の発表中に記録的短時間大雨情報が発表されたとき 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、指定の避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・はん濫危険情報が発表されたとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、埼玉県河川砂防情報システムの土砂災害判定メッシュ情報を参考に土砂災害の発生のおそれがあるとき ・大雨警報（土砂災害）の発表中に記録的短時間大雨情報が発表されたとき
緊急安全確保(警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：直ちに自らの安全を確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、自らの安全を確保する行動（緊急安全確保）をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・切迫した災害の前兆があるとき ・すでに災害が発生しているとき 【浸水想定区域】 ・氾濫発生情報が発表されたとき 	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・切迫した災害の前兆があるとき ・すでに災害が発生しているとき 【浸水想定区域】 ・はん濫情報が発表され、川の越水、決壊が発生したとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情報が発表され、

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧																																																																						
風水 45	<p>(2) リードタイムの活用</p> <p>前項に定める避難指示等の判断基準は、発災までの時間や避難に要する時間を考慮して設定しているものの、荒川及び新河岸川・黒目川の浸水想定区域内には多数の市民が存在し、これらの河川の氾濫が予想される場合には円滑な避難誘導が重要となる。</p> <p>このため、荒川及び新河岸川・黒目川の氾濫に対する避難指示等の発令時には、あらかじめ設定したリードタイムを活用し、関係各班が同じ時間軸で協調した避難対策活動を実施する。</p>	<p>(2) リードタイムの活用</p> <p>前項に定める避難勧告等の判断基準は、発災までの時間や避難に要する時間を考慮して設定しているものの、荒川及び新河岸川・黒目川の浸水想定区域内には多数の市民が存在し、これらの河川の氾濫が予想される場合には円滑な避難誘導が重要となる。</p> <p>このため、荒川及び新河岸川・黒目川の氾濫に対する避難指示等の発令時には、あらかじめ設定したリードタイムを活用し、関係各班が同じ時間軸で協調した避難対策活動を実施する。</p>																																																																						
風水 46	<p>■荒川等の氾濫を想定したリードタイム（イメージ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>○時間前</th> <th>○時間前</th> <th>○時間前</th> <th>氾濫、 がけ崩れ 発生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害の状況</td> <td colspan="4"> ▲台風の接近、警報等の発表 ▲気象・河川指標が避難指示等の基準に到達 ▲内水氾濫、堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等 </td> </tr> <tr> <td>避難指示等の準備</td> <td colspan="4"> ▲気象情報、災害情報の収集【本部班、財務・情報班】 ▲関係機関（気象台、河川事務所、県）の助言（本部班） ▲避難指示等の発令の決定【市長】 ▲避難情報の設定【本部班】 </td> </tr> <tr> <td>市の活動</td> <td colspan="4"> ▲基本広報文の作成【財務・情報班】 ▲通信手段による伝達【財務・情報班】 ▲広報車の巡回放送【財務・情報班】 ▲要配慮者利用施設、避難支援関係者への連絡【福祉班】 </td> </tr> <tr> <td>道路規制等</td> <td colspan="4"> ▲避難対象区域の道路通行規制（進入禁止、誘導等） 【建設活動班】 </td> </tr> <tr> <td>避難所の開設・運営</td> <td colspan="4"> ▲避難所への駆け付け【教育班、福祉班、市民班】 ▲開設・受入れの準備【教育班、福祉班、市民班】 ▲避難者の受入れ開始・誘導 【教育班、福祉班、市民班】 </td> </tr> <tr> <td>市民等の行動</td> <td colspan="4"> ▲高齢者等避難等を覚知、退避の準備 ▲避難行動要支援者の支援【避難支援関係者】 ▲安全な場所（避難所等）へ到着 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	○時間前	○時間前	○時間前	氾濫、 がけ崩れ 発生	災害の状況	▲台風の接近、警報等の発表 ▲気象・河川指標が避難指示等の基準に到達 ▲内水氾濫、堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等				避難指示等の準備	▲気象情報、災害情報の収集【本部班、財務・情報班】 ▲関係機関（気象台、河川事務所、県）の助言（本部班） ▲避難指示等の発令の決定【市長】 ▲避難情報の設定【本部班】				市の活動	▲基本広報文の作成【財務・情報班】 ▲通信手段による伝達【財務・情報班】 ▲広報車の巡回放送【財務・情報班】 ▲要配慮者利用施設、避難支援関係者への連絡【福祉班】				道路規制等	▲避難対象区域の道路通行規制（進入禁止、誘導等） 【建設活動班】				避難所の開設・運営	▲避難所への駆け付け【教育班、福祉班、市民班】 ▲開設・受入れの準備【教育班、福祉班、市民班】 ▲避難者の受入れ開始・誘導 【教育班、福祉班、市民班】				市民等の行動	▲高齢者等避難等を覚知、退避の準備 ▲避難行動要支援者の支援【避難支援関係者】 ▲安全な場所（避難所等）へ到着				<p>■荒川等のはん濫を想定したリードタイム（イメージ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>○時間前</th> <th>○時間前</th> <th>○時間前</th> <th>はん濫、 がけ崩れ 発生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害の状況</td> <td colspan="4"> ▲台風の接近、警報等の発表 ▲気象・河川指標が避難勧告等の基準に到達 ▲内水はん濫、堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等 </td> </tr> <tr> <td>避難指示等の準備</td> <td colspan="4"> ▲気象情報、災害情報の収集【本部班、財務・情報班】 ▲関係機関（気象台、河川事務所、県）の助言（本部班） ▲避難勧告等の発令の決定【市長】 ▲避難情報の設定【本部班】 </td> </tr> <tr> <td>市の活動</td> <td colspan="4"> ▲基本広報文の作成【財務・情報班】 ▲通信手段による伝達【財務・情報班】 ▲広報車の巡回放送【財務・情報班】 ▲要配慮者利用施設、避難支援関係者への連絡【福祉班】 </td> </tr> <tr> <td>道路規制等</td> <td colspan="4"> ▲避難対象区域の道路通行規制（進入禁止、誘導等） 【建設活動班】 </td> </tr> <tr> <td>避難所の開設・運営</td> <td colspan="4"> ▲避難所への駆け付け【教育班、福祉班、市民班】 ▲開設・受入れの準備【教育班、福祉班、市民班】 ▲避難者の受入れ開始・誘導 【教育班、福祉班、市民班】 </td> </tr> <tr> <td>市民等の行動</td> <td colspan="4"> ▲高齢者等避難等を覚知、退避の準備 ▲避難行動要支援者の支援【避難支援関係者】 ▲安全な場所（避難所等）へ到着 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	○時間前	○時間前	○時間前	はん濫、 がけ崩れ 発生	災害の状況	▲台風の接近、警報等の発表 ▲気象・河川指標が避難勧告等の基準に到達 ▲内水はん濫、堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等				避難指示等の準備	▲気象情報、災害情報の収集【本部班、財務・情報班】 ▲関係機関（気象台、河川事務所、県）の助言（本部班） ▲避難勧告等の発令の決定【市長】 ▲避難情報の設定【本部班】				市の活動	▲基本広報文の作成【財務・情報班】 ▲通信手段による伝達【財務・情報班】 ▲広報車の巡回放送【財務・情報班】 ▲要配慮者利用施設、避難支援関係者への連絡【福祉班】				道路規制等	▲避難対象区域の道路通行規制（進入禁止、誘導等） 【建設活動班】				避難所の開設・運営	▲避難所への駆け付け【教育班、福祉班、市民班】 ▲開設・受入れの準備【教育班、福祉班、市民班】 ▲避難者の受入れ開始・誘導 【教育班、福祉班、市民班】				市民等の行動	▲高齢者等避難等を覚知、退避の準備 ▲避難行動要支援者の支援【避難支援関係者】 ▲安全な場所（避難所等）へ到着			
項目	○時間前	○時間前	○時間前	氾濫、 がけ崩れ 発生																																																																				
災害の状況	▲台風の接近、警報等の発表 ▲気象・河川指標が避難指示等の基準に到達 ▲内水氾濫、堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等																																																																							
避難指示等の準備	▲気象情報、災害情報の収集【本部班、財務・情報班】 ▲関係機関（気象台、河川事務所、県）の助言（本部班） ▲避難指示等の発令の決定【市長】 ▲避難情報の設定【本部班】																																																																							
市の活動	▲基本広報文の作成【財務・情報班】 ▲通信手段による伝達【財務・情報班】 ▲広報車の巡回放送【財務・情報班】 ▲要配慮者利用施設、避難支援関係者への連絡【福祉班】																																																																							
道路規制等	▲避難対象区域の道路通行規制（進入禁止、誘導等） 【建設活動班】																																																																							
避難所の開設・運営	▲避難所への駆け付け【教育班、福祉班、市民班】 ▲開設・受入れの準備【教育班、福祉班、市民班】 ▲避難者の受入れ開始・誘導 【教育班、福祉班、市民班】																																																																							
市民等の行動	▲高齢者等避難等を覚知、退避の準備 ▲避難行動要支援者の支援【避難支援関係者】 ▲安全な場所（避難所等）へ到着																																																																							
項目	○時間前	○時間前	○時間前	はん濫、 がけ崩れ 発生																																																																				
災害の状況	▲台風の接近、警報等の発表 ▲気象・河川指標が避難勧告等の基準に到達 ▲内水はん濫、堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等																																																																							
避難指示等の準備	▲気象情報、災害情報の収集【本部班、財務・情報班】 ▲関係機関（気象台、河川事務所、県）の助言（本部班） ▲避難勧告等の発令の決定【市長】 ▲避難情報の設定【本部班】																																																																							
市の活動	▲基本広報文の作成【財務・情報班】 ▲通信手段による伝達【財務・情報班】 ▲広報車の巡回放送【財務・情報班】 ▲要配慮者利用施設、避難支援関係者への連絡【福祉班】																																																																							
道路規制等	▲避難対象区域の道路通行規制（進入禁止、誘導等） 【建設活動班】																																																																							
避難所の開設・運営	▲避難所への駆け付け【教育班、福祉班、市民班】 ▲開設・受入れの準備【教育班、福祉班、市民班】 ▲避難者の受入れ開始・誘導 【教育班、福祉班、市民班】																																																																							
市民等の行動	▲高齢者等避難等を覚知、退避の準備 ▲避難行動要支援者の支援【避難支援関係者】 ▲安全な場所（避難所等）へ到着																																																																							
	<p>(3) 避難指示の伝達</p> <p>避難指示等の伝達経路は次のとおりとする。</p>	<p>(3) 避難指示の伝達</p> <p>避難指示等の伝達経路は次のとおりとする。</p>																																																																						

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>本部班は、各部及び関係機関に避難指示等の伝達を要請する。 また、知事に対し、避難指示等の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象区域の人口等を速やかに報告する。 〈略〉</p>	<p>本部班は、各部及び関係機関に避難の勧告・指示の伝達を要請する。 また、知事に対し、避難指示等の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象区域の人口等を速やかに報告する。 〈略〉</p>
風水 47	<p><u>3 広域避難</u> 市長は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法第61条の4による広域避難を実施する。</p>	
	<p><u>(1) 広域避難の要請</u> 県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。 県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。</p>	
	<p><u>(2) 広域避難の受入れ</u> 他市町村または県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。</p>	
	<p><u>4 警戒区域の設定</u></p>	<p><u>3 警戒区域の設定</u></p>
風水 49	<p>第2 避難所の開設・運営 1 避難所の開設</p>	<p>第2 避難所の開設・運営 1 避難所の開設</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>(2) 避難所の開設状況等の周知</p> <p>財務・情報班は、埼玉県災害オペレーションシステムに避難所の開設状況を入力し、データ放送、FM放送等で市民等に周知する。また、避難所の混雑状況を避難所担当職員から収集して「VACANMaps」に入力し、市民等に情報提供する。</p>	
	<p>(3) 避難施設の確認</p>	<p>(2) 避難施設の確認</p>
	<p>(4) 災害対策本部への連絡</p> <p>避難所担当職員は、避難所や避難者の状況を電話又は防災行政無線により災害対策本部へ連絡する。</p> <p>財務・情報班は、本部で受けた避難情報を取りまとめる。</p>	<p>(3) 災害対策本部への連絡</p> <p>避難所担当職員は、避難所や避難者の状況を電話又は防災行政無線により災害対策本部へ連絡する。財務・情報班は本部で受けた避難情報を取りまとめる。</p>
	<p>(5) 自主避難所の開設</p> <p>本部班は、警戒レベル2の段階において、市民等から自主避難所の開設の要望があった場合、又は自主避難所の必要性が認められる場合、自主避難所を開設する。</p>	
風水 50	<p>2 避難所の運営</p> <p>(5) 避難所運営記録の作成</p> <p>避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、本部へ報告する。</p> <p>また、病人発生等、特別な事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。</p> <p>財務・情報班は、避難所に関する情報を取りまとめる。本部班は、定期的に避難者収容状況を県に報告する。</p>	<p>(5) 避難所運営記録の作成</p> <p>避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、本部へ報告する。</p> <p>また、病人発生等、特別な事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。</p> <p>財務・情報班は避難所に関する情報を取りまとめる。本部班は、定期的に避難者収容状況を県に報告する。</p>
	<p>3 避難所設備の整備</p> <p>(1) スペースの配置</p>	<p>3 避難所設備の整備</p> <p>(1) スペースの配置</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧																																																																		
	<p>避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを用途に応じて配置する。また、生活スペース等は家族単位を原則とするが、その他のスペースは男女別に確保するように努め、特にトイレについては安全性等に配慮する。</p> <p>■スペース例</p> <table border="1"> <tr> <td>① 生活スペース</td> <td>② 休憩スペース</td> <td>③ 更衣スペース</td> </tr> <tr> <td>④ 洗面・洗濯スペース</td> <td>⑤ 救護所スペース</td> <td>⑥ 物資保管スペース</td> </tr> <tr> <td>⑦ 配膳・配給スペース</td> <td>⑧ 駐車スペース</td> <td>⑨ トイレ</td> </tr> <tr> <td>⑩ 避難所事務室</td> <td>⑪ 授乳室</td> <td>⑫ 育児室</td> </tr> <tr> <td>⑬ 福祉避難室</td> <td>⑭ ペット専用スペース</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 設備・備品の設置</p> <p>避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備、備品は市民班が確保する。</p> <p>■避難所の設備例</p> <table border="1"> <tr> <td>① 暖房器具</td> <td>② 冷房器具</td> <td>③ 扇風機</td> <td>④ 仮設トイレ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 公衆電話</td> <td>⑥ 給湯設備</td> <td>⑦ 掲示板</td> <td>⑧ 間仕切り</td> </tr> <tr> <td>⑨ 食器、調理器具</td> <td>⑩ 清掃用具</td> <td>⑪ 洗濯機、物干し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫ 畳・マット</td> <td>⑬ 段ボールベッド等の簡易ベッド</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑭ 仮設風呂・シャワー</td> <td>⑮ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース	④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース	⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ トイレ	⑩ 避難所事務室	⑪ 授乳室	⑫ 育児室	⑬ 福祉避難室	⑭ ペット専用スペース		① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ	⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り	⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具	⑪ 洗濯機、物干し		⑫ 畳・マット	⑬ 段ボールベッド等の簡易ベッド			⑭ 仮設風呂・シャワー	⑮ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）			<p>避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを用途に応じて配置する。また、生活スペース等は家族単位を原則とするが、その他のスペースは男女別に確保するように努め、特にトイレについては安全性等に配慮する。</p> <p>■スペース例</p> <table border="1"> <tr> <td>① 生活スペース</td> <td>② 休憩スペース</td> <td>③ 更衣スペース</td> </tr> <tr> <td>④ 洗面・洗濯スペース</td> <td>⑤ 救護所スペース</td> <td>⑥ 物資保管スペース</td> </tr> <tr> <td>⑦ 配膳・配給スペース</td> <td>⑧ 駐車スペース</td> <td>⑨ トイレ</td> </tr> <tr> <td>⑩ 避難所事務室</td> <td>⑪ 授乳室</td> <td>⑫ 育児室</td> </tr> <tr> <td>⑬ 福祉避難室</td> <td>⑭ ペット専用スペース(※)</td> <td></td> </tr> </table> <p>※居室へのペットの持ち込みは原則禁止とし、倉庫や屋外テントの設置等により対応する。</p> <p>(2) 設備・備品の設置</p> <p>避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備、備品は市民班が確保する。</p> <p>■避難所の設備例</p> <table border="1"> <tr> <td>① 暖房器具</td> <td>② 冷房器具</td> <td>③ 扇風機</td> <td>④ 仮設トイレ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 公衆電話</td> <td>⑥ 給湯設備</td> <td>⑦ 掲示板</td> <td>⑧ 間仕切り</td> </tr> <tr> <td>⑨ 食器、調理器具</td> <td>⑩ 清掃用具</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース	④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース	⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ トイレ	⑩ 避難所事務室	⑪ 授乳室	⑫ 育児室	⑬ 福祉避難室	⑭ ペット専用スペース(※)		① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ	⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り	⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具			⑪ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）			
① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース																																																																		
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース																																																																		
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ トイレ																																																																		
⑩ 避難所事務室	⑪ 授乳室	⑫ 育児室																																																																		
⑬ 福祉避難室	⑭ ペット専用スペース																																																																			
① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ																																																																	
⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り																																																																	
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具	⑪ 洗濯機、物干し																																																																		
⑫ 畳・マット	⑬ 段ボールベッド等の簡易ベッド																																																																			
⑭ 仮設風呂・シャワー	⑮ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）																																																																			
① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース																																																																		
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース																																																																		
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ トイレ																																																																		
⑩ 避難所事務室	⑪ 授乳室	⑫ 育児室																																																																		
⑬ 福祉避難室	⑭ ペット専用スペース(※)																																																																			
① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ																																																																	
⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り																																																																	
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具																																																																			
⑪ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）																																																																				
風水 51	4 生活の支援 (1) 食料・物資の供給	4 生活の支援 (1) 食料・物資の供給																																																																		

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>避難所担当職員は、必要な食料等を市民班に要請する。市民班は要請に応じ、本部班と連携して協定業者等に必要な食料等の供給を依頼する。避難者への配布は、避難所自主運営組織が実施する。</p> <p>食料配布の際は、食物アレルギーの避難者のために原材料表示や献立表の掲示等を行う。</p>	<p>避難所担当職員は、必要な設備を市民班に要請する。市民班は要請に応じ、協定業者等に必要な資機材の提供を依頼する。避難者への配布は、避難所自主運営組織が実施する。</p> <p>食料配布の際は、食物アレルギーの避難者のために原材料表示や献立表の掲示等を行う。</p>
	<p>5 女性や要配慮者、多様な人々への配慮</p> <p>(1) 避難所での対策</p> <p>避難所運営において、高齢者、障害のある人、女性、子ども、外国人等の要配慮者、性的マイノリティなど多様な人々に対し、次のとおり配慮する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>5 女性や要配慮者等への配慮</p> <p>(1) 避難所での対策</p> <p>避難所運営において、高齢者、障害のある人、女性、子ども、外国人等の要配慮者に対し、次のとおり配慮する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>
	<p>(3) 車中泊避難スペースの確保</p> <p>本部班は、災害協定を締結する事業者等の協力を得て車中泊避難スペースを確保する。</p>	
風水 52	<p>第3 在宅避難者等への対応</p> <p>市は、市の避難所以外の自宅、車中泊等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。</p> <p>(1) 市民班は、自治会・町内会、自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。</p> <p>財務・情報班は、在宅避難者に関する情報提供内容を安否情報システムで管理する。</p> <p>(2) 市民班及び医療対策班は、避難所を各地区の在宅避難者の支援拠点とし、食料及び生活必需品の供給、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。また、医療対策班は、車中泊の避難者に対し、深部静脈血栓（エコノミークラス症候群）の発症を防止するための保健指導を行う。</p>	<p>第3 在宅避難者への対応</p> <p>市は、市の避難所以外の自宅等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。</p> <p>(1) 市民班は、自治会・町内会、自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。</p> <p>財務・情報班は、在宅避難者に関する情報提供内容を安否情報システムで管理する。</p> <p>(2) 市民班及び医療対策班は、避難所を各地区の在宅避難者の支援拠点とし、食料及び生活必需品の供給、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。</p>
風水	第10節 災害警備活動・交通規制	第10節 災害警備活動・交通規制

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
53	<p>第1 警察の災害警備</p> <p>朝霞警察署は、大規模災害発生時の警備活動を円滑に行うため、必要に応じて市や関係機関と連携する。<u>また、朝霞警察署の被災時は、市長が特に認めた施設を代替施設として使用するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>第1 警察の災害警備</p> <p>朝霞警察署は、大規模災害発生時の警備活動を円滑に行うため、必要に応じて市や関係機関と連携する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>
風水 55	<p>第1 1節 緊急輸送・燃料確保</p> <p>第1 緊急通行車両の確認</p> <p>【資料編】 8-2 緊急通行車両標章</p> <p style="padding-left: 2em;">9-7 緊急通行車両申出書</p> <p style="padding-left: 2em;">9-8 規制除外車両確認申出書</p>	<p>第1 1節 緊急輸送・燃料確保</p> <p>第1 緊急通行車両の確認</p> <p>【資料編】 8-2 緊急通行車両標章</p> <p style="padding-left: 2em;">9-7 緊急通行車両等確認申請書</p> <p style="padding-left: 2em;">9-8 緊急通行車両等事前届出</p>
風水 56	<p>2 緊急通行車両の事前申出について</p> <p>県公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前申出を受理している。</p> <p>管財班は申出済み車両に、交付を受けている緊急通行車両確認標章・証明書を配備する。</p>	<p>2 緊急通行車両の事前届出について</p> <p>県公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理している。</p> <p><u>事前届出車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し緊急通行車両標章が直ちに交付される。</u></p> <p>管財班は事前届出車両に対し、交付を受けている「緊急通行車両事前届出済証」を配布する。<u>事前届出車両の使用者は、警察署若しくは検問所で緊急通行車両事前届出済証を提示し、緊急通行車両標章の交付を受ける。</u></p>
風水 56	<p>第2 緊急輸送路の確保</p> <p>2 緊急輸送路に関する交通規制対象道路</p>	<p>第2 緊急輸送路の確保</p> <p>2 緊急輸送路に関する交通規制対象道路</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧								
	<p>県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市内の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。</p> <p>また、建設活動班は、市の緊急輸送道路について、被害の状況等により対応が困難な場合、交通規制の実施を警察に依頼する。</p> <p>■緊急輸送道路</p> <table border="1"> <tr> <td>県指定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般国道254号 ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（<u>新座和光線との交差点</u>）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道光和志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点） ⑥ <u>主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（国道254号との交差点）</u> ⑦ <u>市道8号線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点～朝霞市役所前交差点）</u> </td> </tr> <tr> <td>市指定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道光和志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道7号線：<u>国道254号との交点から主要地方道朝霞蕨線との交点</u> ⑦ <u>市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路</u> ⑧ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑨ 市道22号線：第九小学校への連絡路 </td> </tr> </table>	県指定	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般国道254号 ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（<u>新座和光線との交差点</u>）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道光和志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点） ⑥ <u>主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（国道254号との交差点）</u> ⑦ <u>市道8号線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点～朝霞市役所前交差点）</u> 	市指定	<ul style="list-style-type: none"> ① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道光和志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道7号線：<u>国道254号との交点から主要地方道朝霞蕨線との交点</u> ⑦ <u>市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路</u> ⑧ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑨ 市道22号線：第九小学校への連絡路 	<p>県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市内の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。</p> <p>また、建設活動班は、市の緊急輸送道路について、被害の状況等により対応が困難な場合、交通規制の実施を警察に依頼する。</p> <p>■緊急輸送道路</p> <table border="1"> <tr> <td>県指定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般国道254号：<u>市内全線</u> ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（<u>国道254号との交差点</u>）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道光和志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点） ⑥ <u>一般県道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（警察署前交差点）</u> </td> </tr> <tr> <td>市指定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道光和志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑦ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑧ 市道22号線：第九小学校への連絡路 </td> </tr> </table>	県指定	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般国道254号：<u>市内全線</u> ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（<u>国道254号との交差点</u>）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道光和志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点） ⑥ <u>一般県道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（警察署前交差点）</u> 	市指定	<ul style="list-style-type: none"> ① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道光和志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑦ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑧ 市道22号線：第九小学校への連絡路
県指定	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般国道254号 ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（<u>新座和光線との交差点</u>）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道光和志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点） ⑥ <u>主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（国道254号との交差点）</u> ⑦ <u>市道8号線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点～朝霞市役所前交差点）</u> 									
市指定	<ul style="list-style-type: none"> ① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道光和志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道7号線：<u>国道254号との交点から主要地方道朝霞蕨線との交点</u> ⑦ <u>市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路</u> ⑧ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑨ 市道22号線：第九小学校への連絡路 									
県指定	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般国道254号：<u>市内全線</u> ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（<u>国道254号との交差点</u>）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道光和志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点） ⑥ <u>一般県道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（警察署前交差点）</u> 									
市指定	<ul style="list-style-type: none"> ① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道光和志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑦ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑧ 市道22号線：第九小学校への連絡路 									
風水 57	<p>第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設</p> <p>本部班は、県からの指示があった場合、若しくは航空輸送が必要と判断した場合、ヘリコプター臨時離着陸場の開設を決定し、<u>教育班（生涯学習・スポーツ課）</u>へ被災状況の把握を指示する。</p>	<p>第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設</p> <p>本部班は、県からの指示があった場合、若しくは航空輸送が必要と判断した場合、ヘリコプター臨時離着陸場の開設を決定し、<u>教育班</u>へ被災状況の把握を指示する。</p>								

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>教育班（生涯学習・スポーツ課）は、ヘリコプター臨時離着陸場の開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、本部班に伝え、開設作業等について自衛隊等に協力する。</p> <p>ヘリコプター臨時離着陸場は、次の候補地とする。</p> <p>■ヘリコプター臨時離着陸場候補地</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>①朝霞中央公園陸上競技場 ②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2</p> </div>	<p>教育班は、ヘリコプター臨時離着陸場の開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、本部班に伝え、開設作業等について自衛隊等に協力する。</p> <p>ヘリコプター臨時離着陸場は、次の候補地とする。</p> <p>■ヘリコプター臨時離着陸場候補地</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第1次 朝霞駐屯地</p> <p>第2次 ① 朝霞中央公園陸上競技場 ② 東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2</p> </div>
風水 59	第1 2節 給水、食料・生活必需品の供給 〔方針・目標〕	第1 2節 飲料水、食料、生活必需品の供給 〔方針・目標〕

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新	旧																
<ul style="list-style-type: none"> 速やかに給水資機材、車両を確保し、応急給水を開始する。その後、全国からの応援を受け給水活動の充実を図る。 災害発生当初の食料、生活必需品は、①市民等の家庭内備蓄、②市の備蓄、③県の備蓄の順に充当することを基本とし、その後は食料販売業者、自衛隊の炊き出し等で供給する。 発災後、全国に救援物資の要請を行うが、原則として、自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。 <table border="1" data-bbox="197 542 1104 742"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>第3 生活必需品の供給</td> <td>本部班、市民班、教育班</td> </tr> <tr> <td>第4 救援物資の受入れ・管理</td> <td>市民班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	<略>	<略>	第3 生活必需品の供給	本部班、市民班、教育班	第4 救援物資の受入れ・管理	市民班	<ul style="list-style-type: none"> すみやかに給水資機材、車両を確保し、応急給水を開始する。その後、全国からの応援を受け給水活動の充実を図る。 災害発生当初の食料、生活必需品は、①市民等の家庭内備蓄、②市の備蓄、③県の備蓄の順に充当することを基本とし、その後は食料販売業者、自衛隊の炊き出し等で供給する。 発災後、全国に救援物資の要請を行うが、原則として、自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。 <table border="1" data-bbox="1216 542 2123 742"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>第3 生活必需品の供給</td> <td>本部班、職員班、市民班、教育班</td> </tr> <tr> <td>第4 救援物資の受入れ・管理</td> <td>市民班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	<略>	<略>	第3 生活必需品の供給	本部班、職員班、市民班、教育班	第4 救援物資の受入れ・管理	市民班
項目	担当																
<略>	<略>																
第3 生活必需品の供給	本部班、市民班、教育班																
第4 救援物資の受入れ・管理	市民班																
項目	担当																
<略>	<略>																
第3 生活必需品の供給	本部班、職員班、市民班、教育班																
第4 救援物資の受入れ・管理	市民班																
<p>第1 飲料水の供給</p> <p>1 被災状況等の把握</p> <p>上下水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。</p>	<p>第1 飲料水の供給</p> <p>1 被災状況等の把握</p> <p>上下水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、需要を把握する。</p>																
<p>2 応急給水実施計画等の作成</p> <p>(1) 応急給水実施計画等の作成</p> <p>上下水道班は、被災状況等の情報に基づき次のような応急給水実施計画を作成する。</p> <p>■応急給水実施計画等の事項</p>	<p>2 応急給水実施計画等の作成</p> <p>(1) 応急給水実施計画等の作成</p> <p>上下水道班は、被災状況等の情報に基づき次のような応急給水実施計画を作成する。</p> <p>■応急給水実施計画等の事項</p>																

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

		新		旧	
		<p>給水方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給水拠点への運搬給水（給水車） ○泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 ○第5号及び第10号取水井での応急給水 ○県水送水管からの応急給水 ○東京都水道局朝霞浄水場での応急給水 		<p>給水方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運搬給水（給水車） ○耐震性貯水槽 ○泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 ○第5号及び第10号取水井での応急給水 ○県水送水管からの応急給水 ○東京都水道局朝霞浄水場での応急給水 	
		<p>給水拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災拠点（各小学校） ○避難所等 		<p>給水拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災拠点 ○避難所等 	
		<p>応急給水 配 備 表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸送ルート ○給水実施期間 ○給水場所の人員配置 		<p>応急給水 配 備 表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸送ルート ○給水実施期間 ○給水場所の人員配置 	
		<p>応援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○朝霞市指定給水装置工事事業者 ○日本水道協会埼玉県支部 ○東京都水道局朝霞浄水場 ○埼玉県災害対策本部給水部 ○自衛隊 ○災害応援協定締結先 等 		<p>応援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○朝霞市指定給水装置工事事業者 ○日本水道協会埼玉県支部 ○東京都水道局朝霞浄水場 ○埼玉県災害対策本部給水部 ○自衛隊 等 	
		<p>(2) 資機材、車両の確保</p> <p>上下水道班は、応急給水用資機材及び給水車等の車両を日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者、<u>災害応援協定締結先</u>等に要請し確保する。</p>		<p>(2) 資機材、車両の確保</p> <p>上下水道班は、応急給水用資機材及び給水車等の車両を日本水道協会埼玉支部、朝霞市指定給水装置工事事業者等に要請し確保する。</p>	
風水 60		<p>(3) 給水所（拠点）の周知・広報</p> <p>給水所を開設したときは、市民に対する<u>周知事項をとりまとめ、財務・情報班に広報を依頼する。</u></p>		<p>(3) 給水所（拠点）の周知・広報</p> <p>給水所を開設したときは、<u>本部を通じて市民に対する広報を行う。</u></p>	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新		旧																																							
<p>3 応急給水</p> <p>(1) 優先給水</p> <p>上下水道班は、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。</p>		<p>3 応急給水</p> <p>(1) 優先給水</p> <p>上下水道班は、断水地区の医療機関、社会福祉施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。</p>																																							
<p>(2) 給水活動</p> <p>上下水道班は、浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、浄水場及び第5号及び第10号取水井に応急給水所を設置する。</p> <p>給水拠点では、市民自らが持参したプラスチック製タンク、バケツ等に給水する。また、給水拠点は、原則として地域防災拠点である小学校の校庭とする。復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。</p> <p>■給水量の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">経過日数</th> </tr> <tr> <th>災害発生～3日</th> <th>4日～10日</th> <th>11日～20日</th> <th>21日～復旧まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>給水方法</td> <td>備蓄飲料水の配布、給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号取水井での応急給水</td> <td>給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号取水井、県水送水管での応急給水</td> <td>一部は復旧した水道管での給水、その他は左記の給水の継続</td> <td>順次本給水に移行</td> </tr> </tbody> </table>		項目	経過日数				災害発生～3日	4日～10日	11日～20日	21日～復旧まで	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	給水方法	備蓄飲料水の配布、給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号取水井での 応急給水	給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号取水井、 県水送水管 での 応急給水	一部は復旧した水道管での給水、その他は左記の給水の継続	順次本給水に移行	<p>(2) 給水活動</p> <p>上下水道班は、浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、浄水場及び取水井に給水所を設置する。</p> <p>給水拠点では、市民自らが持参したプラスチック製タンク、バケツ等に給水する。給水拠点は、原則として小学校校庭とする。復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。</p> <p>■給水量の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">経過日数</th> </tr> <tr> <th>災害発生～3日</th> <th>4日～10日</th> <th>11日～21日</th> <th>22日～復旧まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td>給水方法</td> <td>備蓄水、運搬給水、浄水場及び取水井での拠点給水</td> <td>運搬給水、浄水場及び取水井での拠点給水、県水送水管での拠点給水、耐震性貯水槽</td> <td>一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続</td> <td>順次本給水に移行する</td> </tr> </tbody> </table>		項目	経過日数				災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～復旧まで	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	給水方法	備蓄水、運搬給水、浄水場及び取水井での 拠点給水	運搬給水、浄水場及び取水井での 拠点給水 、 県水送水管 での 拠点給水 、 耐震性貯水槽	一部は復旧した水道管での給水、その他 拠点給水 の継続	順次本給水に移行 する
項目	経過日数																																								
	災害発生～3日	4日～10日	11日～20日	21日～復旧まで																																					
<略>	<略>	<略>	<略>	<略>																																					
給水方法	備蓄飲料水の配布、給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号取水井での 応急給水	給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号取水井、 県水送水管 での 応急給水	一部は復旧した水道管での給水、その他は左記の給水の継続	順次本給水に移行																																					
項目	経過日数																																								
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～復旧まで																																					
<略>	<略>	<略>	<略>	<略>																																					
給水方法	備蓄水、運搬給水、浄水場及び取水井での 拠点給水	運搬給水、浄水場及び取水井での 拠点給水 、 県水送水管 での 拠点給水 、 耐震性貯水槽	一部は復旧した水道管での給水、その他 拠点給水 の継続	順次本給水に移行 する																																					
<p>4 給水施設等の応急復旧</p> <p>上下水道班は、給水施設等の応急復旧を概ね以下のとおり行う。</p> <p>(1) 給水活動被害箇所の調査と応急復旧</p> <p>朝霞市指定給水装置工事事業者、日本水道協会埼玉県支部及び災害応援協定締結先との連携により、給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を行う。</p>		<p>4 給水施設等の応急復旧</p> <p>上下水道班は、給水施設等の応急復旧を概ね以下のとおり行う。</p> <p>(1) 給水活動被害箇所の調査と応急復旧</p> <p>朝霞市指定給水装置工事事業者及び日本水道協会埼玉支部との連携により給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を行う。</p>																																							
<p>第2 食料の供給</p> <p>【資料編】 3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）</p> <p>4 災害協定・覚書一覧</p>		<p>第2 食料の供給</p> <p>【資料編】 3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）</p> <p>4 災害応援協定一覧</p>																																							

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>6-3 防災備蓄倉庫一覧</p> <p>9-6 物資食料管理表</p>	<p>6-3 防災備蓄倉庫一覧</p> <p>9-6 物資食料管理表</p>
風水 61	<p>2 食料の確保</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p>市民班は、<u>本部班と連携し</u>、需要に基づき食品販売業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。確保すべき食品は、要配慮者やアレルギーに配慮した品目になるようにする。</p> <p>(4) 政府所有の米穀の調達</p> <p>県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、農林水産省<u>農産局</u>に対し、「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき応急用米穀の緊急引渡を要請し、確保する。</p> <p>市民班は、これらの調達手続きを行う。</p>	<p>2 食料の確保</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p>市民班は、需要に基づき食品販売業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。確保すべき食品は、要配慮者やアレルギーに配慮した品目になるようにする。</p> <p>(4) 政府所有の米穀の調達</p> <p>県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、農林水産省政策統括官付貿易業務課又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付総合食料局長通知）」に基づき応急用米穀の緊急引渡を要請し、確保する。</p> <p>市民班は、これらの調達手続きを行う。</p>
	<p>3 食料の供給</p> <p>(1) 食料の輸送</p> <p>市民班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。</p> <p>食料の集積拠点は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館とする。市民班は、集積拠点にて施設を管理する教育班と協力して食料等の物資の仕分け・管理を行う</p>	<p>3 食料の供給</p> <p>(1) 食料の輸送</p> <p>市民班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。</p> <p>食料の集積拠点は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館とする。市民班は、集積拠点にて施設を管理する教育班と協力して食料等の物資の仕分け・管理を行う。<u>人手が足りない場合には本部班へ要請する。</u></p>
風水 62	<p>(2) 食料の分配</p> <p>避難所担当職員は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により避難者へ食料を分配する。市民班は職員へ食料を分配し、職員班は災害現場、庁内等で活動する<u>災害協定等により応援派遣された者</u>に食料を分配する。</p>	<p>(2) 食料の分配</p> <p>避難所担当職員は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により避難者へ食料を分配する。市民班は職員へ食料を分配し、職員班は災害現場、庁内等で活動する<u>応援派遣者</u>に食料を分配する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>(4) 食料の管理</p> <p>市民班は、集積拠点、避難所等における食料の管理を行い、受入れ、供給の状況を物資・食料管理表に記録する。<u>また、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県や関係機関との情報共有を図る。</u></p> <p>その際、避難所担当職員は、避難者等への食料と災害応急活動従事者への食料を明確に区分して記録する。</p> <p>本部班は、炊き出し、食品の配分その他、食品の供給したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに県に報告するものとする。</p>	<p>(4) 食料の管理</p> <p>市民班は、集積拠点、避難所等における食料の管理を行い、受入れ、供給の状況を物資・食料管理表に記録する。</p> <p>その際、避難所担当職員は、避難者等への食料と災害応急活動従事者への食料を明確に区分して記録する。</p> <p>本部班は、炊き出し、食品の配分その他、食品の供給したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに県に報告するものとする。</p>
	<p>第3 生活必需品の供給</p> <p>【資料編】 4 災害協定・覚書一覧</p> <p>6-3 防災備蓄倉庫一覧</p> <p>9-6 物資食料管理表</p>	<p>第3 生活必需品の供給</p> <p>【資料編】 4 災害応援協定一覧</p> <p>6-3 防災備蓄倉庫一覧</p> <p>9-6 物資食料管理表</p>
風水 63	<p>3 生活必需品の確保</p> <p>(2) 生活必需品の保管</p>	<p>3 生活必需品の確保</p> <p>(2) 生活必需品の保管</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>調達した生活必需品の保管が必要なときは、朝霞中央公園野球場及び総合体育館を集積拠点とする。集積拠点では、市民班が施設を管理する教育班と協力して生活必需品等の物資の仕分け・管理を行う。</p> <p>第4 救援物資の受入れ・管理</p> <p>3 物流オペレーションチームとの連携</p> <p>大規模災害時に他の自治体などから送られてくる救援物資を効率よく仕分け・配送する<u>国の物資調達・輸送調整等支援システム</u>を稼働させるため、県に物流オペレーションチームが編成された場合、市民班は同チームと連携し、救援物資等に関する情報の一元管理、支援物資の受入れ及び配送の調整に協力する。</p>	<p>調達した生活必需品の保管が必要なときは、朝霞中央公園野球場及び総合体育館を集積拠点とする。集積拠点では、市民班が施設を管理する教育班と協力して生活必需品等の物資の仕分け・管理を行う。<u>人手が足りない場合には本部班へ要請する。</u></p> <p>第4 救援物資の受入れ・管理</p> <p>3 物流オペレーションチームとの連携</p> <p>大規模災害時に他の自治体などから送られてくる救援物資を効率よく仕分け・配送する「<u>救援物資管理システム</u>」を稼働させるため、県に物流オペレーションチームが編成された場合、市民班は同チームと連携し、救援物資等に関する情報の一元管理、支援物資の受入れ及び配送の調整に協力する。</p>
風水 64	<p>第13節 帰宅困難者の支援</p> <p>市民班は、帰宅困難者情報支援ステーションを朝霞台出張所・朝霞駅前出張所に設置し、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社と連携して、主に駅利用の帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制の呼びかけ、交通情報、被害状況等の情報提供を行う。</p>	<p>第13節 帰宅困難者の支援</p> <p>市民班は、帰宅困難者情報支援ステーションを朝霞台出張所・朝霞駅前出張所に設置し、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社と連携して、主に駅利用の帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制の呼びかけ、交通情報、被害状況等の情報提供を行う。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>市民班は、帰宅困難者の情報を本部に報告するとともに、必要に応じて市内の学校、企業等へ生徒、従業員、利用客等の一斉帰宅を抑制するため、施設内での一時待機を要請する。</p> <p>第3 一時滞在施設の提供</p> <p>市民班は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、食料、飲料水、毛布等を配付する。また、利用者に対し、定期的に交通機関等の情報を提供する。</p> <p>なお、一時滞在施設を開設した場合は、その利用状況等を本部に報告する。</p> <p><u>その他、状況に応じて災害協定を締結する宿泊施設を一時滞在施設として確保する。</u></p> <p>■一時滞在施設予定箇所</p> <p>①市民会館 ②産業文化センター ③リサイクルプラザ</p>	<p>市民班は、帰宅困難者の情報を本部に報告するとともに、必要に応じて市内の学校、企業等へ生徒、従業員、利用客等の一斉帰宅を抑制するため、施設内での一時待機を要請する。</p> <p>第3 一時滞在施設の提供</p> <p>市民班は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、食料、飲料水、毛布等を配付する。また、利用者に対し、定期的に交通機関等の情報を提供する。</p> <p>なお、一時滞在施設を開設した場合は、その利用状況等を本部に報告する。</p> <p>■一時滞在施設予定箇所</p> <p>①市民会館 ②産業文化センター ③リサイクルプラザ</p>
風水 65	<p>第14節 遺体の取扱い</p> <p>〔方針・目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 速やかに遺体安置所を設置し、警察、医師会等との連携により遺体の検視（見分）、検案を行い、検視、検案を終えた遺体を安置する。 	<p>第14節 遺体の取扱い</p> <p>〔方針・目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> すみやかに遺体安置所を設置し、警察、医師会等との連携により遺体の検視（見分）、検案を行い、検視、検案を終えた遺体を安置する。
風水 67	<p>第15節 環境衛生</p> <p>〔方針・目標〕</p>	<p>第15節 環境衛生</p> <p>〔方針・目標〕</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<ul style="list-style-type: none"> 断水した地区には、仮設トイレを<u>速やかに</u>設置する。 ペットは、飼養者が自己責任で保護するとともに、同行避難することも予想される。このため、発災後 24 時間以内に避難者間の合意形成のもと、<u>避難所等</u>を利用した飼育スペースの確保が図れるよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 断水した地区には、仮設トイレを<u>すみやかに</u>設置する。 ペットは、飼養者が自己責任で保護するとともに、同行避難することも予想される。このため、発災後 24 時間以内に避難者間の合意形成のもと、<u>避難所内や仮設テント等</u>を利用した飼育スペースの確保が図れるよう支援する。
	<p>第 1 廃棄物処理計画</p> <p>【資料編】 1-4 清掃・し尿処理施設一覧</p> <p>市は、朝霞市災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、実行計画に基づいて進捗管理を行い、災害廃棄物の処理を適切に実施する。</p>	<p>第 1 廃棄物処理計画</p>
	<p>2 生活ごみの処理</p> <p>(1) 収集・処理の実施</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>2 生活ごみの処理</p> <p>(1) 収集・処理の実施</p> <p style="text-align: center;"><略></p>
風水 68	<p>(2) 収集の広報</p> <p>環境班は、<u>災害広報紙等</u>を通じて、ごみの分別などのごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。</p> <p>また、市民班を通じ、避難所自主運営組織へ、避難所におけるごみ捨てルールの徹底を依頼する。</p>	<p>(2) 収集の広報</p> <p>環境班は、<u>広報紙等</u>を通じて、ごみの分別などのごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。</p> <p>また、市民班を通じ、避難所自主運営組織へ、避難所におけるごみ捨てルールの徹底を依頼する。</p>
	<p>(3) ごみ処理施設の確保</p> <p>環境班は、市自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、<u>仮置場や処理施設</u>の確保を図る。</p>	<p>(3) ごみ処理施設の確保</p> <p>環境班は、<u>市及び一部事務組合</u>自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、<u>集積、処理施設</u>の確保を図る。</p>
	<p>第 2 防疫活動</p> <p>1 防疫業務</p> <p>県は、発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。</p>	<p>第 2 防疫活動</p> <p>1 防疫業務</p> <p>医療対策班、環境班は、朝霞地区医師会等と協力して、防疫活動実施の</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧												
	<p><u>また、感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。</u></p> <p><u>さらに、被災地区の医療機関の状況を把握し、収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。</u></p>	<p><u>ための防疫班を編成し、県の指示により次の防疫活動を実施する。</u></p> <p>■防疫活動</p> <table border="1" data-bbox="1211 300 2123 608"> <tr> <td data-bbox="1211 300 1469 376">① 健康調査</td> <td data-bbox="1469 300 2123 376">保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、<u>感染源等を調査する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 376 1469 453">② 健康診断</td> <td data-bbox="1469 376 2123 453">消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について<u>検便を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 453 1469 496">③ 清掃</td> <td data-bbox="1469 453 2123 496">感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 496 1469 539">④ 消毒</td> <td data-bbox="1469 496 2123 539">薬品により消毒を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 539 1469 582">⑤ ねずみ族・昆虫駆除</td> <td data-bbox="1469 539 2123 582">薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 582 1469 608">⑥ 予防接種</td> <td data-bbox="1469 582 2123 608">定期又は臨時に実施する。</td> </tr> </table>	① 健康調査	保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、 <u>感染源等を調査する。</u>	② 健康診断	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について <u>検便を実施する。</u>	③ 清掃	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。	④ 消毒	薬品により消毒を実施する。	⑤ ねずみ族・昆虫駆除	薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。	⑥ 予防接種	定期又は臨時に実施する。
① 健康調査	保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、 <u>感染源等を調査する。</u>													
② 健康診断	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について <u>検便を実施する。</u>													
③ 清掃	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。													
④ 消毒	薬品により消毒を実施する。													
⑤ ねずみ族・昆虫駆除	薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。													
⑥ 予防接種	定期又は臨時に実施する。													
		<p><u>2 検病調査</u></p> <p><u>検病調査は、県が検病調査班を編成し実施するが、医療対策班は県の調査に協力する。</u></p> <p><u>検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。</u></p>												
風水 69	<p>第5 動物対策</p> <p>2 ペットへの対応</p> <p>(1) ペットの避難等</p> <p>環境班は、飼い主の自己責任においてペットを避難させることを広報するとともに、避難所においては飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適切な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。<u>また、その他の避難者の合意を得て、避難者の生活スペースから離れたスペース等を利用して飼育スペースを確保できるよう支援する。</u></p>	<p>第5 動物対策</p> <p>2 ペットへの対応</p> <p>(1) ペットの避難等</p> <p><u>避難者がペットを同伴することが予想されるが、ペットの保護及び飼養は飼い主が行い、動物アレルギーや人獣共通感染症の発生を防止する観点から、避難所の室内には持ち込まないことを原則とする。</u></p> <p>環境班は、飼い主の自己責任においてペットを避難させることを広報するとともに、避難所においては飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適切な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。<u>また、飼育スペースが必要な避難所については、その他の避難者の合意を得て、避難者の生活スペースから離れたスペースや仮設テント等を利用して飼育スペースを確保できるよう支援する。</u></p>												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
風水 71	<p>らに、獣医師会と連携してペット相談窓口を開設し、被災ペットの飼育相談、保護・救護等を行う。</p> <p>第16節 公共施設等の応急対策 〔方針・目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設は発災後2日以内に配水管、給水管の破損による漏水箇所の止水、また、1週間以内に配水管、給水管の応急復旧を行い、2週間以内に復旧ができるよう作業を行う。 下水道施設は、発災後に汚水管渠を優先して被害調査を行い、<u>1週間内</u>に応急復旧計画を作成して下水道（汚水）の使用が可能となるよう応急復旧を行う。その後、雨水管渠の復旧を行う。 <u>ライフライン、公共交通機関等と復旧状況等を共有する。</u> 	<p>さらに、獣医師会と連携してペット相談窓口を開設し、被災ペットの飼育相談、保護・救護等を行う。</p> <p>第16節 公共施設等の応急対策 〔方針・目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設は発災後2日以内に配水管、給水管の破損による漏水箇所の止水、また、1週間以内に配水管、給水管の応急復旧を行い、2週間以内に復旧ができるよう作業を行う。 下水道施設は、発災後に汚水管渠を優先して被害調査を行い、<u>7日以内</u>に応急復旧計画を作成して下水道（汚水）の使用が可能となるよう応急復旧を行う。その後、雨水管渠の復旧を行う。
風水 73	<p>第2 ライフライン</p> <p>2 都市ガス施設応急対策</p> <p>(2) 発災時のエネルギー供給機能の確保</p> <p>都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。</p> <p><u>市は、避難所等でLPガスやLPガス機器を代替エネルギーとして使用する場合は、災害協定を締結する県LPガス協会に協力を要請する。</u></p>	<p>第2 ライフライン</p> <p>2 都市ガス施設応急対策</p> <p>(2) 発災時のエネルギー供給機能の確保</p> <p>都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。</p>
風水 74	<p>3 上水道施設応急対策</p> <p>(1) 作業体制の確保</p>	<p>3 上水道施設応急対策</p> <p>(1) 作業体制の確保</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>上水道施設に災害が生じた場合、上下水道班は、直ちに復旧作業に着手し、早期に完了するよう努める。</p> <p>なお、資材、技術者等が不足する場合は、日本水道協会埼玉県支部災害対策要綱に基づく相互応援計画により、埼玉県支部長や災害応援協定締結先に要請し早期復旧に努める。</p>	<p>上水道施設に災害が生じた場合、上下水道班は、直ちに復旧作業に着手し、早期に完了するよう努める。</p> <p>なお、資材、技術者等が不足する場合は、日本水道協会埼玉県支部災害対策要綱に基づく相互応援計画により、埼玉県支部長に要請し早期復旧に努める。</p>
	<p>(2) 応急復旧作業の実施</p> <p>上下水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を作成し、応急復旧作業を実施する。復旧作業は、朝霞市指定給水装置工事事業者等に協力を要請する。また、作業は、原則として浄水場に近い配水管から行うものとするが、作業の難易及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じて実施する。なお、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等については、優先的に作業を行うものとする。</p>	<p>(2) 応急復旧作業の実施</p> <p>上下水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を作成し、応急復旧作業を実施する。復旧作業は、朝霞市指定給水装置工事事業者等に協力を要請する。復旧作業は、原則として浄水場に近い配水管から行うものとするが、作業の難易及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じて実施する。なお、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等については、優先的に作業を行うものとする。</p>
	<p>4 下水道施設応急対策</p> <p>(1) 作業体制の確保</p> <p>上下水道班は、速やかに被害状況を把握して作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、上下水道班のみでは作業が困難な場合は、県及び県外の自治体、災害応援協定締結先等に対し協力を要請する。</p>	<p>4 下水道施設応急対策</p> <p>(1) 作業体制の確保</p> <p>上下水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、上下水道班のみでは作業が困難な場合は、県及び県外の自治体等に対し協力を要請する。</p>
風水 75	<p>5 電気通信設備応急対策</p> <p>災害等により電気通信設備に被害の発生、又は発生するおそれのある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。</p>	<p>5 電気通信設備応急対策</p> <p>災害等により電気通信設備に被害の発生、又は発生する恐れのある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新	旧
<p>(1) 応急対策</p> <p>① 災害時の活動体制</p> <p>ア 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生、又は発生する<u>おそれ</u>のある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。</p> <p>イ 情報連絡</p> <p>災害が発生、又は発生する<u>おそれ</u>のある場合、市対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。</p> <p>② 応急措置</p> <p>電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。</p> <p>ア 重要回線の確保</p> <p>行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。</p> <p>イ 特設公衆電話の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難所等に<u>罹</u>災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>ウ 通信の利用制限</p> <p>通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。</p> <p>エ 災害用伝言ダイヤル等の提供</p> <p>地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p>	<p>(1) 応急対策</p> <p>① 災害時の活動体制</p> <p>ア 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生、又は発生する<u>恐れ</u>のある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。</p> <p>イ 情報連絡</p> <p>災害が発生、又は発生する<u>恐れ</u>のある場合、市対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。</p> <p>② 応急措置</p> <p>電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。</p> <p>ア 重要回線の確保</p> <p>行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。</p> <p>イ 特設公衆電話の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難所等に<u>り</u>災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>ウ 通信の利用制限</p> <p>通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。</p> <p>エ 災害用伝言ダイヤル等の提供</p> <p>地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>③ 応急復旧対策 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。</p> <p>④ 災害時の広報</p> <p>ア 災害の発生、又は発生するおそれのある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。</p>	<p>③ 応急復旧対策 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。</p> <p>④ 災害時の広報</p> <p>ア 災害の発生、又は発生する恐れのある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。</p>
風水 78	第17節 応急住宅対策 〔方針・目標〕	第17節 応急住宅対策 〔方針・目標〕

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新	旧												
<ul style="list-style-type: none"> 被害が広範囲に見込まれるときは、各班から招集して編制した職員により、住家の被災調査の要否、各種支援制度の案内、インフラの被害等を現地聴取する。 住家の被災調査は、一次調査5日間、二次調査15日間を目標とする体制とし、調査後は速やかに罹災証明の発行を行うような体制とする。 応急仮設住宅は、発災後1ヶ月以内の入居を目指して、県と連携して用地の確保、建設及び賃貸住宅の確保等を行う。 住宅の解体撤去は、建物の所有者が行うことを原則とし、市は、施工業者の紹介、がれきの処理等の支援を行う。2ヶ月までに解体作業、がれき類の撤去及び搬出を終了する。また、災害救助法に基づき、市は障害物の除去、応急修理を行う。 <table border="1" data-bbox="197 735 1104 884"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住家の被災調査・罹災証明書の発行</td> <td>調査班、市民班</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 住家の被災調査・罹災証明書の発行	調査班、市民班	<略>	<略>	<ul style="list-style-type: none"> 家屋 の被災調査は、一次調査5日間、二次調査15日間とし、<u>発災4週間目</u>で<u>り災証明</u>の発行を行うような体制とする。 応急仮設住宅は、発災後1ヶ月以内の入居を目指して、県と連携して用地の確保、建設及び賃貸住宅の確保等を行う。 住宅の解体撤去は、建物の所有者が行うことを原則とし、市は、施工業者の紹介、がれきの処理等の支援を行う。2ヶ月までに解体作業、がれき類の撤去及び搬出を終了する。また、災害救助法に基づき、市は障害物の除去、応急修理を行う。 <table border="1" data-bbox="1211 735 2119 884"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住宅の被災調査・<u>り災証明</u>書の発行</td> <td>調査班</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 住宅の被災調査・ <u>り災証明</u> 書の発行	調査班	<略>	<略>
項目	担当												
第1 住家の被災調査・罹災証明書の発行	調査班、市民班												
<略>	<略>												
項目	担当												
第1 住宅の被災調査・ <u>り災証明</u> 書の発行	調査班												
<略>	<略>												
<p>第1 住家の被災調査・罹災証明書の発行</p> <p>【資料編】 3-1 被害の判定基準</p> <p>9-12 罹災証明申請書・罹災証明書</p> <p>9-13 <u>り災(被災)届出証明願</u>及び<u>り災(被災)届出証明書</u></p>	<p>第1 住宅の被災調査・<u>り災証明</u>書の発行</p> <p>【資料編】</p> <p>9-12 <u>り災証明申請書兼証明書</u></p> <p>9-13 <u>り災届出証明願</u></p>												
<p>1 住家の被災調査</p> <p>調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。調査要員が不足する場合は、県、近隣市等に応援を要請する。</p> <p>調査は、状況に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な手法により実施する。</p> <p>■住家被害の程度と基準</p>	<p>1 住家の被災調査</p> <p>調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。調査要員が不足する場合は、県、近隣市等に応援を要請する。</p>												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

		新			旧	
		被害程度	損壊割合※1	損害割合※2		
		全壊	70%以上	50%以上		
		半壊	20%以上70%未満	20%以上50%未満		
	大規模半壊		50%以上70%未満	40%以上50%未満		
	中規模半壊		20%以上50%未満	20%以上40%未満		
		準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満		
		準半壊に至らない(一部損壊)	10%未満	10%未満		
		※1 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合 ※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合 (地震、水害、風害の場合は、原則として「※2 損害割合」により判定する。)				
		<u>市民班は、上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の非住家の被害調査を行う。</u>				
風水 79	2	<u>罹災証明書の発行</u> 調査班は、被災者からの「 <u>罹災証明書</u> 」発行申請に対し、調査結果から作成した「 <u>罹災台帳</u> 」により発行する。			2	<u>り災証明書の発行</u> 調査班は、被災者からの「 <u>り災証明書</u> 」発行申請に対し、調査結果から作成した「 <u>り災台帳</u> 」により発行する。

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新	旧
<p>市民班は、上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の被害について、住家の付帯物及び家財並びに非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災(被災)届出証明書」を必要に応じて発行する。</p>	<p>上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の住家の付帯物及び家財並びに非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。</p>
<p>第2 被災住宅等の応急修理 1 応急修理の実施 災害救助法が適用された場合、災害により住宅が被災した者を修理対象者とし、被害の拡大を防止するための緊急修理又は日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。</p>	<p>第2 被災住宅の応急修理 1 応急修理の実施 災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。</p>
<p>(1) 需要の把握 建設活動班は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。 住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。</p>	<p>(1) 需要の把握 建設活動班は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。 住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。 ① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者 ② 自らの資力では応急修理ができない者</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

		新	旧						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>修理の種類</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td> <p>○ 災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</p> </td> </tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td> <td> <p>○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	修理の種類	対象者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>○ 災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</p>	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</p>	
修理の種類	対象者								
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>○ 災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</p>								
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p> <p>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</p>								
		<p>(2) 応急修理の実施</p> <p>建設活動班は、<u>応急修理支援制度の実施要領</u>を作成し、被災者に周知する。</p> <p>また、相談窓口等において<u>応急修理の申し込みを受付け</u>、指定業者名簿に登載された業者のあっせん等を行う。</p> <p>なお、資材の調達や施工業者の決定は、関係機関と綿密に連携し、迅速に行う。</p>	<p>(2) 応急修理の実施</p> <p>応急修理の対象は、<u>居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</u></p> <p>建設活動班は、指定業者名簿に登載された業者のあっせん等を行う。</p> <p>なお、資材の調達や施工業者の決定は、関係機関と綿密に連携し、迅速に行う。</p>						
風水 80	<p>第3 応急仮設住宅の建設等</p> <p>1 応急仮設住宅</p>		<p>第3 応急仮設住宅の建設等</p> <p>1 応急仮設住宅</p>						

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新	旧
<p>(1) 需要の把握</p> <p>建設活動班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握し、県に報告する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。</p> <p>応急仮設住宅への入居対象者は、<u>罹災証明</u>の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。</p> <p>■ 応急仮設住宅への入居対象者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次のすべての条件に該当する被災者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者 ② 居住する住家がない被災者 ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者 </div>	<p>(1) 需要の把握</p> <p>建設活動班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握し、県に報告する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。</p> <p>応急仮設住宅への入居対象者は、<u>り災証明</u>の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。</p> <p>■ 応急仮設住宅への入居対象者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次のすべての条件に該当する被災者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者 ② 居住する住家がない被災者 ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の被保護者及び要保護者 ・特定の資産のない高齢者、障害のある人、母子世帯、病弱者等 ・上記に準ずる被災者 </div>
<p>(2) 建設用地の確保</p> <p>管財班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として公有地を優先して選定する。<u>なお、候補施設をあらかじめ選定しておく。</u></p> <p>ただし、やむを得ず私有地を使用する場合は所有者と市の間に賃貸契約を締結するものとし、その場合は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。</p>	<p>(2) 建設用地の確保</p> <p>管財班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として公有地を優先して選定する。</p> <p>ただし、やむを得ず私有地を使用する場合は所有者と市の間に賃貸契約を締結するものとし、その場合は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。</p>
<p>(3) 仮設住宅の建設</p> <p>管財班は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。</p>	<p>(3) 仮設住宅の建設</p> <p>管財班は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧												
	<p>なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、移動式宿泊施設の災害協定を締結する団体に、仮設住宅としての利用について協力を要請する。</p>	<p>なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。</p>												
風水 81	<p>第5 宅地の危険度判定 【資料編】 3-7 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱 〈略〉</p>	<p>第5 宅地の危険度判定 【資料編】2-11 朝霞市被災建築物応急危険度判定要綱 3-7 埼玉県被災建築物危険度判定実施要綱 〈略〉</p>												
	<p>第6 住宅の解体 2 解体・運搬の調整等 建設活動班は、環境班と連携し、家屋の解体によるアスベストの飛散防止措置の指導、撤去したがいきの仮置き場や受入時期等の調整を行う。</p>	<p>第6 住宅の解体 2 解体・運搬の調整等 建設活動班は環境班と連携し、家屋の解体によるアスベストの飛散防止措置の指導、撤去したがいきの仮置き場や受入時期等の調整を行う。</p>												
風水 82	<p>第7 被災者住宅相談 建設活動班は、市民班と連携して災害相談窓口に住宅相談窓口を開設し、次の相談項目に対応する相談員を配置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 被災調査、罹災証明</td> <td>② 被災住宅の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>③ 被災住宅の応急修理</td> <td>④ 住宅の解体等</td> </tr> <tr> <td>⑤ 応急仮設住宅への入居等</td> <td></td> </tr> </table>	① 被災調査、罹災証明	② 被災住宅の応急復旧	③ 被災住宅の応急修理	④ 住宅の解体等	⑤ 応急仮設住宅への入居等		<p>第7 被災者住宅相談 建設活動班は、市民班と連携して災害相談窓口に住宅相談窓口を開設し、次の相談項目に対応する相談員を配置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 被災調査、罹災証明</td> <td>② 被災住宅の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>③ 被災住宅の応急修理</td> <td>④ 住宅の解体等</td> </tr> <tr> <td>⑤ 応急仮設住宅への入居等</td> <td></td> </tr> </table>	① 被災調査、罹災証明	② 被災住宅の応急復旧	③ 被災住宅の応急修理	④ 住宅の解体等	⑤ 応急仮設住宅への入居等	
① 被災調査、罹災証明	② 被災住宅の応急復旧													
③ 被災住宅の応急修理	④ 住宅の解体等													
⑤ 応急仮設住宅への入居等														
① 被災調査、罹災証明	② 被災住宅の応急復旧													
③ 被災住宅の応急修理	④ 住宅の解体等													
⑤ 応急仮設住宅への入居等														
風水 83	<p>第18節 文教対策・応急保育対策 〔方針・目標〕</p>	<p>第18節 文教対策・応急保育対策 〔方針・目標〕</p>												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校及び幼稚園は、児童・生徒・<u>園児</u>等の安全を確保する。また、発災後は、避難所の運営等の災害対応に協力するとともに、<u>速やかに</u>授業等の再開ができるように努める。 ● 保育園は、発災直後に園児の安全を確保する。また、発災後は、<u>速やかに</u>保育の再開ができるように努める。 ● 社会教育施設では、発災後に利用者の安全を確保するとともに、安全な帰宅を促す。 ● 避難所に指定されている施設の管理者は、避難所の運営に協力する。 ● 施設の管理者は、帰宅困難な場合に当該施設で一時的に保護を行う。 ● 施設の管理者は、災害用伝言ダイヤル（171）等を活用して情報発信に努める。 ● 学校、幼稚園及び保育園は、保護者等への情報発信を行うために情報収集に努める。なお、必要に応じて<u>財務・情報班</u>と協力して、<u>市SNS</u>等を活用して情報発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校及び幼稚園は、児童・生徒等の安全を確保する。また、発災後は、避難所の運営等の災害対応に協力するとともに、<u>すみやかに</u>授業等の再開ができるように努める。 ● 保育園は、発災直後に園児の安全を確保する。また、発災後は、<u>すみやかに</u>保育の再開ができるように努める。 ● 社会教育施設では、発災後に利用者の安全を確保するとともに、安全な帰宅を促す。 ● 避難所に指定されている施設の管理者は、避難所の運営に協力する。 ● 施設の管理者は、帰宅困難な場合に当該施設で一時的に保護を行う。 ● 施設の管理者は、災害用伝言ダイヤル（171）等を活用して情報発信に努める。 ● 学校、幼稚園及び保育園は、保護者等への情報発信を行うために情報収集に努める。なお、必要に応じて<u>市政情報課</u>と協力して、<u>市ツイッター</u>等を活用して情報発信を行う。
<p>第1 応急教育</p> <p>1 児童・生徒の安全確保</p> <p>(1) 安全の確保</p> <p><u>施設の責任者</u>（校長等）は、気象情報等を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。また、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、職員の状況を含めて教育班に報告する。</p>	<p>第1 応急教育</p> <p>1 児童・生徒の安全確保</p> <p>(1) 安全の確保</p> <p>校長は、気象情報等を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。また、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、職員の状況を含めて教育班に報告する。</p>
<p>(2) 帰宅措置</p> <p><u>施設の責任者</u>は、下校途中における危険を防止するため、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。また、児童・生徒を下校させることが危険と判断される場合は、保護者が来るまで学校にて保護する。</p>	<p>(2) 帰宅措置</p> <p><u>校長</u>は、下校途中における危険を防止するため、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。また、児童・生徒を下校させることが危険と判断される場合は、保護者が来るまで学校にて保護する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	保護者が帰宅困難で来校できない場合は、来校できるまで、学校内の安全な場所で児童・生徒を保護する。また、災害用伝言板等を活用して、児童・生徒の安否等を保護者へ発信する。	保護者が帰宅困難で来校できない場合は、来校できるまで、学校内の安全な場所で児童・生徒を保護する。また、災害用伝言板等を活用して、児童・生徒の安否等を保護者へ発信する。
	(3) 児童・生徒等の安否確認 災害が夜間・休日等に発生した場合、 <u>施設の責任者</u> は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。	(3) 児童・生徒等の安否確認 災害が夜間・休日等に発生した場合、 <u>校長</u> は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。
風水 84	3 応急教育 (1) 休業等の措置	3 応急教育 (1) 休業等の措置

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p><u>施設の責任者</u>は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育班に報告し、休業等の措置をとる。</p>	<p><u>校長</u>は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育班に報告し、休業等の措置をとる。</p>
	<p>(5) 学用品の給与 災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書、必要な教材、文房具、通学用品を給与する。 教育班は、<u>施設の責任者</u>を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、<u>罹災者名簿</u>及び学籍簿と照合する。 教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その給与の方途を講じる。必要な教材、文房具、通学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。</p>	<p>(5) 学用品の給与 災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書、必要な教材、文房具、通学用品を給与する。 教育班は、<u>校長</u>を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、<u>り</u>災者名簿及び学籍簿と照合する。 教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その給与の方途を講じる。必要な教材、文房具、通学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。</p>
	<p>第2 幼稚園・保育園等の措置 1 園児の応急措置 (1) 安全の確保 幼稚園及び保育園等では、気象情報等を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。 各施設の責任者（<u>園長等</u>）は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて、福祉班に報告する。また、災害用伝言板等を活用して、園児の安否等を保護者へ発信する。</p>	<p>第2 幼稚園・保育園等の措置 1 園児の応急措置 (1) 安全の確保 幼稚園及び保育園等では、気象情報等を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。 各施設の責任者は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて、福祉班に報告する。また、災害用伝言板等を活用して、園児の安否等を保護者へ発信する。</p>
風水 85	<p>第3 文化財の応急措置 教育班は県と連携し、<u>次</u>の応急措置を行う。</p>	<p>第3 文化財の応急措置 教育班は県と連携し<u>次</u>の応急措置を行う。</p>
	<p>第4 社会教育施設等の措置</p>	<p>第4 社会教育施設等の措置 <u>【資料編】 1－8 社会福祉施設一覧</u> <u>1－9 高齢者福祉施設一覧</u></p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<略>	<略>
風水 86	第19節 要配慮者等の安全確保対策 第1 在宅要配慮者の安全確保	第19節 要配慮者等の安全確保対策 第1 在宅要配慮者の安全確保

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>1 安否確認</p> <p>福祉班は、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施するための班を編成する。その際、あらかじめ作成した在宅避難行動要支援者の「名簿」、「個別避難計画」あるいは「避難行動要支援者台帳」等を活用し、民生委員児童委員や自主防災組織、<u>避難支援等実施者</u>等の協力を得ながら行う。</p> <p>当該調査実施班及び調査協力者は、安否確認結果を地域防災拠点の通信手段等を活用して災害対策本部（福祉班）に報告する。また、福祉班は、安否不明の避難行動要支援者を抽出し、再調査や警察署への捜索依頼等を行う。</p>	<p>1 安否確認</p> <p>福祉班は、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施するための班を編成する。その際、あらかじめ作成した在宅避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を活用し、民生委員児童委員や自主防災組織、<u>登録支援員</u>等の協力を得ながら行う。</p> <p>当該調査実施班及び調査協力者は、安否確認結果を地域防災拠点の通信手段等を活用して災害対策本部（福祉班）に報告する。また、福祉班は、安否不明の避難行動要支援者を抽出し、再調査や警察署への捜索依頼等を行う。</p>
	<p>2 避難支援</p> <p>介助が必要な避難行動要支援者の避難は、原則として自主防災組織等避難支援関係者が支援して安全な避難場所まで避難する。</p> <p>避難支援が困難な場合は、福祉班は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。</p> <p><u>なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、名簿情報や個別避難計画情報を提供することに同意のない者についても必要最小限度で避難支援等関係者に提供する。</u></p>	<p>2 避難支援</p> <p>介助が必要な避難行動要支援者の避難は、原則として自主防災組織等避難支援関係者が支援して安全な避難場所まで避難する。</p> <p>避難支援が困難な場合は、福祉班は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。</p>
	<p>3 避難所等での支援</p> <p>(1) 情報提供</p> <p>福祉班は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、<u>FAX</u>や文字放送テレビ等により、情報を随時提供する。</p>	<p>3 避難所等での支援</p> <p>(1) 情報提供</p> <p>福祉班は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、<u>ファクシミリ</u>や文字放送テレビ等により、情報を随時提供する。</p>
風水 87	<p>(6) 福祉避難所の設置</p> <p>福祉班は、避難所や在宅での避難生活が著しく困難な<u>要配慮者のた</u></p>	<p>(6) 福祉避難所の設置</p> <p>福祉班は、避難所や在宅での避難生活が著しく困難な<u>方を受入れする</u></p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>め、<u>指定福祉避難所又は災害協定を締結する社会福祉施設等を福祉避難所として開設する。</u></p> <p><u>福祉班は、要配慮者の障がいの状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受入れの優先順位を検討する。また、福祉避難所等の施設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の状況を考慮して受入を調整し、施設の介護職員、要配慮者の家族等の協力を得て福祉避難所へ搬送する。</u></p>	<p>ため、<u>災害後の状況を踏まえ、社会福祉施設等を福祉避難所として開設し、要配慮者の受入れを行う。</u></p>
	<p><u>(7) DWATの要請</u></p> <p><u>福祉班は、避難所の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて埼玉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。</u></p>	
	<p>第2 社会福祉施設入所者の安全確保</p> <p>【資料編】 1－8 社会福祉施設一覧</p> <p>7－2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設</p>	<p>第2 社会福祉施設入所者の安全確保</p> <p>【資料編】 1－8 社会福祉施設一覧</p> <p>1－9 高齢者福祉施設一覧</p> <p>7－3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設</p>
風水 89	<p>第20節 ボランティアの受入体制の確保</p> <p>[方針・目標]</p>	<p>第20節 ボランティアの受入体制の確保</p> <p>[方針・目標]</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ● 発災後、職員及び資機材等が揃い次第、<u>速やかに</u>災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。 ● 災害ボランティアセンターでは、市社会福祉協議会職員を運営スタッフとし、原則として市内のボランティア団体、NPO団体、ボランティア経験者の協力を得て活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災後、職員及び資機材等が揃い次第、<u>すみやかに</u>災害ボランティアセンターを<u>総合福祉センター</u>に設置し、市社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。 ● 災害ボランティアセンターでは、市社会福祉協議会職員を運営スタッフとし、原則として市内のボランティア団体、NPO団体、ボランティア経験者の協力を得て<u>に</u>活動を行う。
<p>第1 ボランティアの要請・受入れ</p> <p>1 ボランティア受入窓口の設置</p> <p>福祉班及び市社会福祉協議会は、「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>第1 ボランティアの要請・受入れ</p> <p>1 ボランティア受入窓口の設置</p> <p>福祉班及び市社会福祉協議会は、<u>総合福祉センター</u>に「災害ボランティアセンター」<u>(仮称)</u>を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>
<p>2 ボランティアへの<u>参加協力の周知</u></p> <p>市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する。</p> <p>また、広報紙、インターネット等を活用して一般ボランティアの<u>参加協力を周知</u>する。</p>	<p>2 ボランティアへの<u>協力要請</u></p> <p>市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する。<u>ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティアセンターで登録したボランティアの派遣を要請する。</u></p> <p>また、広報紙、インターネット等を活用して一般ボランティアの参加を要請する。</p>
<p>第2 ボランティアの活動</p> <p>1 ボランティアセンターとの連携</p> <p>(1) ボランティアセンターとの連携</p> <p>福祉班及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供を行う。</p>	<p>第2 ボランティアの活動</p> <p>1 ボランティアセンターとの連携</p> <p>(1) ボランティアセンターとの連携</p> <p>福祉班及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供、<u>要請</u>を行う。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧												
風水 90	<p>なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。</p> <p>■ボランティアの活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td>① 医療看護（医師、<u>歯科医師</u>、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等） ⑧ 被災宅地の危険度判定活動（土木・建築等の技術者）</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活 動 内 容	専門ボランティア	① 医療看護（医師、 <u>歯科医師</u> 、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等） ⑧ 被災宅地の危険度判定活動（土木・建築等の技術者）	<略>	<略>	<p>(2) ボランティア活動の要請</p> <p>福祉班及び市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティアセンターに必要なボランティアの職種、必要人数、活動場所等を伝え、派遣を要請する。</p> <p>■ボランティアの活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td>① 医療看護（医師、<u>歯科技師</u>、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等） ⑧ 被災宅地の危険度判定活動（土木・建築等の技術者）</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活 動 内 容	専門ボランティア	① 医療看護（医師、 <u>歯科技師</u> 、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等） ⑧ 被災宅地の危険度判定活動（土木・建築等の技術者）	<略>	<略>
区 分	活 動 内 容													
専門ボランティア	① 医療看護（医師、 <u>歯科医師</u> 、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等） ⑧ 被災宅地の危険度判定活動（土木・建築等の技術者）													
<略>	<略>													
区 分	活 動 内 容													
専門ボランティア	① 医療看護（医師、 <u>歯科技師</u> 、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等） ⑧ 被災宅地の危険度判定活動（土木・建築等の技術者）													
<略>	<略>													
	<p>2 ボランティア活動への支援</p> <p>(2) ボランティア活動拠点等の提供</p> <p>福祉班は、ボランティア活動が効率的に行われるよう、ボランティア活動の拠点や使用する資機材を提供する。</p>	<p>2 ボランティア活動への支援</p> <p>(2) ボランティア活動拠点等の提供</p> <p>福祉班は、ボランティア活動が効率的に行われるよう<u>総合福祉センター</u>をボランティア活動の拠点とし、使用する資機材を提供する。</p>												
風水 93	<p>第2章 <u>雪害等災害応急対策計画</u></p> <p>第1節 雪害対策</p>	<p>第2章 <u>大規模事故災害等応急対策計画</u></p> <p>第8節 雪害対策</p>												
風水 96	<p>第2節 竜巻等突風対策</p> <p>第3 応急措置</p>	<p>第9節 竜巻等突風対策</p> <p>第3 応急措置</p>												

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	<p>1 広報・相談対応</p> <p>財務・情報班は、竜巻等の突風災害時には被災情報を的確な手段で市民等へ速やかに広報する。市民班は、必要に応じて災害相談窓口を設置して各種の問合せ・相談への対応、<u>罹災証明</u>、各種被災者支援サービスの受付等を円滑に行うものとする。</p>	<p>1 広報・相談対応</p> <p>財務・情報班は、竜巻等の突風災害時には被災情報を的確な手段で市民等へ速やかに広報する。市民班は、必要に応じて災害相談窓口を設置して各種の問合せ・相談への対応、<u>り災証明</u>、各種被災者支援サービスの受付等を円滑に行うものとする。</p>
風水 97	<p>5 災害復旧</p> <p>各種災害復旧措置は、「災害復旧復興計画編」に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は特に<u>罹災証明</u>の発行や住宅支援策等を速やかに実施するものとする。</p>	<p>5 災害復旧</p> <p>各種災害復旧措置は、「災害復旧復興計画編」に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は特に<u>り災証明</u>の発行や住宅支援策等を速やかに実施するものとする。</p>
風水 98	<p>第<u>3</u>節 火山噴火対策</p> <p>富士山、浅間山などが大規模に噴火した場合、本市にも数 cm の降灰等があると予想され、降灰による健康被害、農産物の被害、視界不良による交通事故、さらにはその後の降雨による排水不良等の二次災害も懸念される。</p>	<p>第<u>10</u>節 火山噴火対策</p> <p>富士山、浅間山などが大規模に噴火した場合、本市にも数 cm の降灰等があると予想され、降灰による健康被害、農産物の被害、視界不良による交通事故、さらにはその後の降雨による排水不良等の二次災害も懸念される。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
	富士山や浅間山の過去の大噴火では市域にも降灰が発生しているため、これらの被害を想定した対策を推進する。	富士山や浅間山の過去の大噴火では市域にも降灰が発生しているため、これらの被害を想定した対策を推進する。
	1 火山情報の収集 <略> ■火山情報の種類と内容	1 火山情報の収集 <略>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

新		旧
情報の種類	内容	
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。</p> <p>また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。</p>	
火山の状況に関する解説情報	<p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。</p>	
噴火に関する火山観測報	<p>噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。</p>	
降灰予報	<p>以下の流れで情報が発表される。</p> <p>① 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>② 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>③ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。 <p>○ 降灰量の表現</p> <p>降灰量を降灰の厚さによって「多量（1mm以上）」「やや多量（0.1mm以上1mm未満）」「少量（0.1mm未満）」の3階級に区分する。</p>	
火山ガス予報	<p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【風水害等対策計画編】

	新	旧
風水 104	<p>第3章 複合災害応急対策計画</p> <p>第2節 災害応急対策</p> <p>第2 避難</p> <p>1 避難の原則</p> <p>(1) 台風の接近等により氾濫の危険性が高まったときは、浸水想定区域に対して早い段階で避難指示等を発令し、高台にある避難場所へ避難させる。</p> <p>(2) 高台への避難が困難な場合は、堅牢な建物の3階以上への屋内待避を指示する。(垂直避難)</p> <p>その他の避難対策については、風水害等対策計画編 第1章の「第9節 避難」に準ずる。</p>	<p>第3章 複合災害応急対策計画</p> <p>第2節 災害応急対策</p> <p>第2 避難</p> <p>1 避難の原則</p> <p>(1) 台風の接近等により氾濫の危険性が高まったときは、浸水想定区域に対して早い段階で避難勧告等を発令し、<u>市南部</u>の高台にある避難場所へ避難させる。</p> <p>(2) 高台への避難が困難な場合は、堅牢な建物の3階以上への屋内待避を指示する。(垂直避難)</p> <p>その他の避難対策については、風水害等対策計画編 第1章の「第9節 避難」に準ずる。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【大規模事故編】

頁	新	旧
事故 15	<p>第6節 航空機事故災害対策</p> <p>第1 航空機事故災害対策</p> <p>2 応急措置の留意点</p> <p><u>(1) 通報等の伝達</u></p> <p><u>市、消防局及び関係機関は、航空機事故の通報等の連絡（次の事項）を速やかに行う。</u></p> <p>① <u>事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）</u></p> <p>② <u>事故の発生日時、場所</u></p> <p>③ <u>事故機の種別、乗員数、積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無</u></p> <p>④ <u>その他必要事項</u></p> <p>■<u>航空機事故の通報伝達系統</u></p> <p style="text-align: center;"><図略></p>	<p>第6節 航空機事故災害対策</p> <p>第1 航空機事故災害対策</p> <p>2 応急措置の留意点</p>
事故 16	<p><u>(2) 被害情報の収集</u></p> <p>県は、ヘリコプター等を活用して被害状況等の収集を行うほか、県職員又は航空機事故対策の専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。</p>	<p><u>(1) 情報収集</u></p> <p>県は、ヘリコプター等を活用して被害状況等の収集を行うほか、県職員又は航空機事故対策の専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【大規模事故編】

頁	新	旧
	<p><u>(3) 避難誘導</u></p> <p>① 乗客等の避難 航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害のある人、子供等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。 航空事業者、警察署、消防局及び市は、協力して乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導し、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。</p> <p>② 周辺住民 災害現場周辺の住民の生命、財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、震災対策計画編 第1章 震災応急対策計画 第9節「第1避難活動」に準じ、避難指示を行う。</p>	<p><u>(2) 避難誘導</u></p> <p>① 乗客等の避難 航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害のある人、子供等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。 航空事業者、警察署、消防局及び市は、協力して乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導し、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。</p> <p>② 周辺住民 災害現場周辺の住民の生命、財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、震災対策計画編 第1章 震災応急対策計画 第9節「第1避難活動」に準じ、避難指示を行う。</p>
	<p><u>(4) 消火・救出・救護活動</u></p> <p>市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、消防局は現場指揮所を設定して、消火、救助活動の調整を行う。 また、多数の負傷者が集団発生した場合、市及び消防局は、県及び医療関係機関等と連携して、現場付近に救護所及び救護指揮所を設置し、医療救護班や災害医療コーディネータを確保して、医療救護活動を統括するとともに、<u>医療機関への搬送体制を確保する。</u> <u>遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と連携して防疫活動を行う。</u></p>	<p><u>(3) 消火・救出・救護活動</u></p> <p>市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、消防局は現場指揮所を設定して、消火、救助活動の調整を行う。 また、多数の負傷者が集団発生した場合、市及び消防局は、県及び医療関係機関等と連携して、現場付近に救護所及び救護指揮所を設置し、医療救護班や災害医療コーディネータを確保して、医療救護活動を統括する</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【災害復旧復興計画編】

頁	新	旧
復旧 7	<p>第1章 災害復旧復興計画</p> <p>第3節 生活再建等の支援</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>2 市税等の徴収猶予及び減免の措置</p> <p><u>関係各班</u>は、被災者の納付すべき市税等について、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p> <p>また、国及び県も同様の措置をとる。</p>	<p>第1章 災害復旧復興計画</p> <p>第3節 生活再建等の支援</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>2 市税等の徴収猶予及び減免の措置</p> <p><u>調査班</u>は、<u>災害により</u>被災者の納付すべき市税等について、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p> <p>また、国及び県も同様の措置をとる。</p>
復旧 8	<p>6 被災者生活再建支援</p> <p>市民班は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給する。</p> <p>また、被災者生活再建支援法等の対象とならない災害については、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」を活用し、被災者生活再建支援法と同様の支援金を支給する。</p> <p><u>その他、災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯には、「埼玉県・市町村半壊特別給付金」を支給する。</u></p>	<p>6 被災者生活再建支援</p> <p>市民班は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給する。</p> <p>また、被災者生活再建支援法等の対象とならない災害については、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」を活用し、被災者生活再建支援法と同様の支援金を支給する。</p>

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【災害復旧復興計画編】

頁	新	旧
	<p>(1) <u>被災者生活再建支援法の対象災害</u> <u>暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>① <u>災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</u></p> <p>② <u>10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</u></p> <p>③ <u>100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</u></p> <p>④ <u>①又は②の被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</u></p> <p>⑤ <u>③又は④の都道府県の区域に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）で①～③のいずれかに隣接し5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</u></p> <p>⑥ <u>①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</u></p>	
<p>復旧 9</p>	<p>(2) <u>支援金の支給世帯</u> <u>自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。</u></p> <p>① <u>居住する住宅が全壊した世帯</u></p> <p>② <u>居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等の事由により住宅をやむを得ず解体した世帯</u></p> <p>③ <u>災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が見込まれる世帯</u></p>	

朝霞市地域防災計画_新旧対照表【災害復旧復興計画編】

頁	新	旧
	<p>④ <u>住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</u></p> <p>⑤ <u>住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）</u></p>	
	<p><u>(3) 支給手続き</u></p> <p><u>市は、被災者生活再建支援法が適用された大規模災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金の申請を受け付けた上で申請書等の確認を行い、とりまとめて県への報告等を行う。</u></p> <p>(図略)</p>	
復旧	第2 被災者等への融資等	第2 被災者等への融資等
10	<p>1 被災者個人への融資</p> <p>(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対しては災害障害見舞金を支給し、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金を貸し付ける。<u>また、朝霞市災害見舞金支給規程に基づき、自然災害により死亡又は負傷した場合、住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水した場合に、見舞金を支給する。</u></p>	<p>1 被災者個人への融資</p> <p>(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対しては災害障害見舞金を支給し、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金を貸し付ける。</p>

朝霞市地域防災計画案【資料編】修正事項一覧表

資料名	修正概要
1 連絡先等一覧	
1-1 市役所・出張所一覧	—
1-2 消防署・消防団	名称、所在地を一部更新
1-3 公民館・市民センター一覧	—
1-4 清掃・し尿処理施設一覧	—
1-5 その他の市の防災関連施設	社会教育施設等を追加
1-6 防災関係機関一覧	名称、所在地を一部更新
1-7 自主防災組織一覧	新組織を追加
1-8 社会福祉施設一覧	施設を多数追加
1-9 病院・救急診療所一覧	全面修正
2 条例等	
2-1 朝霞市防災会議条例	機関名を一部修正
2-2 朝霞市防災会議委員一覧	機関名、職名を一部修正
2-3 朝霞市災害対策本部条例	—
2-4 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例	対象者を一部修正、審査委員会等を追加
2-5 朝霞市災害見舞金支給規程	—
2-6 朝霞市自主防災資機材給付要綱	語句を一部修正
2-7 朝霞市防火防災訓練災害補償規則	附則を一部追加
2-8 朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金交付要綱	対象事業を一部追加
2-9 朝霞市消火器設置詰替等事業費補助金交付要綱	語句を一部修正
2-10 朝霞市市民総合災害補償規則	補償対象等を一部修正
2-11 朝霞市被災建築物応急危険度判定要綱	—

朝霞市地域防災計画案【資料編】修正事項一覧表

資料名	修正概要
2-12 朝霞市防災士資格取得支援補助金交付要綱	実績報告等の一部追加
2-13 朝霞市地域防災アドバイザー設置要綱	新設
2-14 朝霞市医療的ケア児の災害時個別支援計画の作成等に関する要綱	新設
2-15 朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱	新設
2-16 朝霞市災害による市営住宅の一時使用に関する要綱	新設
2-17 朝霞市防災行政無線局管理運用基準	新設
2-18 朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例	新設
2-19 避難確保計画策定支援委員会設置要綱	新設
2-20 朝霞市避難行動要支援者支援制度実施要綱	新設
2-21 朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱	新設
3 国、県の基準等	
3-1 被害の判定基準	基準を一部修正
3-2 災害救助法による救助の種類、方法、期間等	種類、費用限度額等を全面更新
3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）	引渡方法等の一部修正
3-4 火災・災害等即報要領	手続き等の一部修正
3-5 気象庁震度階級関連解説表	—
3-6 警報・注意報の発表地域区分	—
3-7 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱	—
4 災害協定・覚書一覧	協定ごとの連絡窓口を新設、協定を全面更新
5 危険箇所等	
5-1 水害ハザードマップ	最新版に差替
5-2 内水ハザードマップ	最新版に差替

朝霞市地域防災計画案【資料編】修正事項一覧表

資料名	修正概要
5-3 地震防災マップ	—
5-4 土砂災害ハザードマップ	新設
5-5 重要水防箇所・水位観測所	最新版に差替
6 施設・設備	
6-1 応急給水所開設場所一覧	廃止分を削除
6-2 小中学校受水槽施設一覧	—
6-3 防災備蓄倉庫一覧	新設を追加
6-4 災害対策本部室レイアウト	—
7 避難	
7-1 避難場所等一覧	洪水対象を一部除外、水害時一時避難場所及びペット受入可否を追加
7-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設	想定区域、該当施設を全面更新
7-3 県及び放送事業者の避難情報発令時の情報提供・連絡先	—
8 交通・輸送	
8-1 市の緊急輸送道路	指定施設を一部修正
8-2 緊急通行車両標章	—
8-3 災害対策基本法に基づく交通規制表示	—
8-4 市内の特殊通行規制区間	交通量を修正
9 各種様式	
9-1 県報告様式	—
9-2 火災・災害等即報要領報告様式	最新版に全面差替
9-3 自衛隊災害派遣要請依頼書	—
9-4 自衛隊災害派遣撤収依頼書	—

朝霞市地域防災計画案【資料編】修正事項一覧表

資料名	修正概要
9-5 避難所運営のための様式	—
9-6 物資食料管理表	項目を修正
9-7 緊急通行車両確認申出書	最新版に差替
9-8 規制除外車両確認申出書	最新版に差替
9-9 要搜索者名簿	—
9-10 遺体処理票	—
9-11 遺留品処理票	—
9-12 罹災証明申請書・証明書	最新版に差替
9-13 り災届出証明願及びり災届出証明書	最新版に差替
10 用語集	避難情報等を追加

朝霞市地域防災計画案に関する市民コメント（意見募集）結果

1 結果概要

(1) 内容	朝霞市地域防災計画の改定にあたり、ご意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和6年11月28日（木曜日）から令和6年12月27日（金曜日）まで
(3) 意見提出の対象者	<ul style="list-style-type: none">・朝霞市内在住、在勤、在学の方・市内に事務所、事業者を有する方（法人を含む）・この案件に利害関係を有する方
(4) 公表した資料	朝霞地域防災計画案
(5) 意見提出者数及び意見数	0名、 0件

朝霞市地域防災計画案に関する職員コメント（意見募集）結果

1 結果概要

（1）内容	朝霞市地域防災計画の改定にあたり、ご意見を募集しました。
（2）募集期間	令和6年11月28日（木曜日）から令和6年12月27日（金曜日）まで
（3）意見提出の対象者	朝霞市役所 職員
（4）公表した資料	朝霞地域防災計画案
（5）意見提出者数及び意見数	8名、50件

2 提出された意見等

提出された意見及び意見に対する市の考えは、次ページ以降に掲載しています。

No.	頁	コメント	回答・対応	修正の有無
1		令和6年能登半島地震における災害対応を振り返る中で、各省庁等から課題及び課題解決に向けた有効な方策等が示されておりますが、新たに策定される地域防災計画の中では、能登半島地震を踏まえ、修正した箇所はあるのでしょうか。その部分をもっとアピールするべきだと考えます。	本改定において、応急給水体制の見直しをはじめ災害時用トイレの備蓄等の更新も行っていることから能登半島地震における課題についても対応した計画であり、震災49においては、車中泊等で生活を余儀なくされた避難者における対応として、災害協定を締結する事業者等の協力を得て、車中泊避難スペースを確保する旨を記載いたしました。	無
2		被災情報の収集や宅地・家屋の危険度判定など、ドローンによる上空からの情報収集は有効であると考えますが、本市ではドローンの活用は検討しないのでしょうか（災害協定・覚書一覧には記載がありませんが、令和3年に佐藤エンタープライズと「災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定」を締結済みです。）。	ドローンについては消防において活用を始めたところとなっております。本市における佐藤エンタープライズとの協定については令和6年4月30日をもって、事業者の都合により協定を廃止しております。今後につきましては、ドローンの必要性も含めて活用方法等について検討を進めてまいりたいと思います。	無
3	総則 57	能登半島地震では、断水の長期化により代替水源として井戸や湧水など、地下水利用の有用性が確認されており、現在、国においても地下水の活用を推進しています。生活用水を確保するため、市民が所有する家庭用井戸の登録制度や利用可能な井戸の情報発信を推進するとともに、避難所等となる公共施設における防災井戸の整備を推進する必要があると考えます。	総則58において、地下水を使用している民間事業者等と、災害時における井戸水の供給に関する協力が得られるよう協定等の締結に努める。その他、施設管理者等に、災害時用井戸の設置、協力について推奨していくと記載しております。また、現在、災害時用井戸については、市内民間業者1社と災害時の応急活動に必要な井戸水の供給支援についての協定を締結しております。今後も、家庭用井戸の利活用及び、避難所等となる公共施設における防災井戸の整備については関係部署と引き続き連携し検討してまいりたいと思います。	無

4		<p>停電、断水が発生した被災地では、トイレが使えない状態が長期化し、トイレ不足が深刻化したとのことで、生活環境の向上に向けて避難所等となる公共施設にはマンホールトイレの整備を推進する必要があると考えます。</p>	<p>総則 59 中の表で掲載の災害用トイレの備蓄について、現状、充足しているところとなっており、マンホールトイレの備蓄も、地域防災拠点の防災倉庫に 5 基ずつ備蓄しております。なお、便層内貯留が可能なものとなっており、下水道管が復旧しない状態においても活用が可能となっております。今後も引き続き多様なトイレの整備に努めてまいります。</p>	無
5		<p>キッチンカー事業者など、災害時に食事の提供を行っていただける民間事業者と協力体制を構築することも必要と考えます。</p>	<p>総則 59 中の表で掲載の備蓄食料について、充足しているところです。加えて多様な人々に配慮した備蓄を考慮するとともに、今後、食事の提供等も内容に入れた協定締結機関及び民間事業者との協力体制の構築の推進に取り組んでまいりたいと考えております。</p>	無
6		<p>・参集における育児・介護等を抱える職員への配慮の掲載 育児及び介護等により、通常業務において部分休業などを取得している職員がおり、災害時ではそれらの子や要介護者などの安全確保を最優先に行わなければならない、それらの職員が落ち着いて参集できるよう、自身の安全確保のほかに、子や要介護者の安全を確保してから参集する旨を明記してほしい。</p>	<p>地域防災計画は業務の大綱的な計画であり、地域防災計画と連動し細部について職員初動マニュアルにて、記載を行っております。総則 2 参照。今後、職員初動マニュアルの修正において、参集時の留意事項の記載について検討いたします。</p>	無

7		<p>・「応急対策マニュアル」とは</p> <p>各課は、災害時に災害対策本部が設置された場合に、対策要員の参集・配備、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、応急対策についてのマニュアル等を更新するとあるが、応急対策マニュアルとは何か。</p> <p>もし、災害対策マニュアルであるのであれば、担当課任せの更新ではなく、防災対策の専門家の指摘を受けた修正を行うなどの改善が必要であると考えている。</p>	<p>総則2で位置づけております「災害対策別マニュアル」のことを意図しています。表記について統一し修正しました。</p> <p>本計画の改定において災害対策別マニュアルの見直しを同時に実施しているところであり、防災コンサルティングを通し専門的な知見を得ております。また、現在、修正に取り組んでいただいている災害対策別マニュアルは素案を防災コンサルティングが作成し、各部署が見直しを進めているところとなります。</p>	有
8		<p>・毎年度、各課が行うべき防災関連事務のリスト化</p> <p>地域対応班の職員を指名や、緊急連絡網、動員参集計画を作成など、必ず行うべき業務についてリスト化し、期限を定め掲載する。</p>	<p>本計画上に掲載はありませんが、ご提案については、今後各部署において取組が必要な内容について整理し通知していくことを検討いたします。改めて来年度当初に各部署の取組事項を提示いたします。</p>	無
9	総則 41	<p>・防災教育</p> <p>職員の防災教育については、「危機管理室及び職員課は、市職員の新任研修などの場を通して、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各部課の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。」とあり、新任研修等は職員課所管のため、担当課としては、上記の2課で問題ないが、新任研修の場以外の研修については、危機管理室が主催する研修を定期的に行う必要があり、明記するべきと考える。</p>	<p>地域防災計画は業務の大綱的な計画であることから、記載いたしません。危機管理室における研修の取組は随時、実施ししているところであり、引き続き継続していきます。</p>	無
10	震災 4	<p>【5 受援調整会議】の「総括部の本部員」を「総括部に所属する本部員」に修正する。</p>	<p>震災4において、「危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援関係者は受援に関する調整会議を行う。詳細は、第5節・第1「受援体制の確立」による。」</p>	有

			上記の記載に修正いたしました。	
1 1	震災 26	【3 調整会議の実施】の「総括部長」を「総括部に所属する本部員」に修正する。	No.10 と同様。	有
1 2	震災 27	【■受援調整会議の構成等の構成の「総括部の本部員」を「総括部に所属する本部員」に修正する。	震災 28 の表において、意図する内容に違いはないため「総括部の本部員」記載としました。	無
1 3	風水 6	【5 受援調整会議】の「総括部長」を「総括部に所属する本部員」に修正する。	No.10 と同様。	有
1 4	風水 28 風水 29	【3 調整会議の実施】の「総括部長」を「総括部に所属する本部員」に修正する。 【■受援調整会議の構成等の構成の「総括部の本部員」を「総括部に所属する本部員」に修正する。	No.11、12 と同様。	有
1 5	震災 7 風水 9	対策別マニュアル Q&A 集において廃止するとあった、建設活動班の事務分掌「9 住家の被害調査の支援に関すること。」がありますが、継続して支援するものと認識して良いのか。	震災 7（風水 9）「9 住家の被害調査の支援に関すること。」は建設活動班の事務分掌から削除いたします。被害調査の要件に建築等専門知識がないことから、人員不足の際については受援計画をもって対応することを想定しております。	有
1 6	震災 22 風水 24	被災台帳の利用にあたっては、各支援制度において記載内容のみを根拠に可否判断するのではなく、各支援制度の基準をもって可否を判断する旨を記載して欲しい。	地域防災計画は業務の大綱的な計画であることから、記載いたしません。本編への記載ではなく対策別マニュアルの「被災者台帳」作成において調整を行います。	無

17	震災 76 風水 76	方針・目標の表中、項目「第1 住家の被災調査・罹災証明書の発行」をり災（被災）証明書の関係で市民班が入っているのであれば、市民班の部分について項目を別にした方が分かりやすいと思います。	震災 78、風水 78 において、項目については同一といたしましたが、記載内容を以下のとおりいたしました。調査班は、被災者からの住家に対する「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。また、住家の付帯物及び家財については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災（被災）届出証明書」を必要に応じて発行する。市民班は、上記以外の、非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災（被災）届出証明書」を必要に応じて発行する。	有																					
18	震災 76 風水 76	「■住家被害の程度と基準」の表中、中規模半壊の割合が損壊割合・損害割合ともに誤っています。また、内閣府にあわせた作りとなっていますが、別添の表が分かりやすいと思います。	震災 78、風水 78 の表について以下のとおり修正しました。 <table border="1" data-bbox="1173 778 1749 1078"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>損壊割合^{※1}</th> <th>損害割合^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 壊</td> <td>70%以上</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50%以上70%未満</td> <td>40%以上50%未満</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>30%以上50%未満</td> <td>30%以上40%未満</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>20%以上30%未満</td> <td>20%以上30%未満</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>10%以上20%未満</td> <td>10%以上20%未満</td> </tr> <tr> <td>準半壊に至らない（一部損壊）</td> <td>10%未満</td> <td>10%未満</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	損壊割合 ^{※1}	損害割合 ^{※2}	全 壊	70%以上	50%以上	大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満	中規模半壊	30%以上50%未満	30%以上40%未満	半 壊	20%以上30%未満	20%以上30%未満	準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満	準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満	10%未満	有
被害程度	損壊割合 ^{※1}	損害割合 ^{※2}																							
全 壊	70%以上	50%以上																							
大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満																							
中規模半壊	30%以上50%未満	30%以上40%未満																							
半 壊	20%以上30%未満	20%以上30%未満																							
準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満																							
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満	10%未満																							
19	震災 77 風水 77	罹災証明書の発行に「り災届出証明書」とあるが、市民班が発行でしょうか。	No. 17 のとおりの記載としました。	有																					
20	震災 77 風水 77	「罹災証明書」「り災届出証明書」「り災（被災）証明書」の発行について整理して記載すべきと思います。	No. 17 のとおりの記載としました。	有																					
21	風水 10	浸水・被害状況等の収集・調査の「被害が広範囲に見込まれるとき」の具体的な状況が不明確。課税課の主観でよいか？例があるとよいのでは。	風水 10 のとおり変更いたしました。	有																					

2 2	風水 10	浸水・被害状況等の収集・調査の被害が広範囲に見込まれるときに全庁職員を招集するケースがあることは全ての班に関わることなので、地震の際に参集がありうる事が示されている様にゲリラ豪雨の際には個別訪問で動員される可能性があることが分かるよう明示してほしい。	風水 10 のとおり変更いたしました。	有
2 3	風水 10	浸水・被害状況等の収集・調査の被害が広範囲に見込まれるときの戸別訪問で「被害の有無」を確認し、その結果は危機管理室に伝達し、関係課に伝達してもらう流れでよいか？また、個別訪問時に「被害の有無」以外に要望等を受けるケースもあるが、同様に一旦危機管理室に伝達し、関係課に伝達してもらう流れでよいか？	収集した情報は財務・情報班に集約し、各部署に情報共有を行っていく想定です。ただし、災害規模に応じて対応が異なる可能性があります。	有
2 4	風水 24	被災者台帳の利用、提供について、各種援護措置の効率化において罹災証明書添付が省略できる支援を明確にしておかないと説明できません。	災害対策別マニュアルの修正において、関係課と協議してまいります。	無
2 5	資料 84	「損害調査結果の提供及び利用に関する協定」を締結しましたので、災害協定・覚書一覧に加えて欲しいです。◆住家の被害調査名称：損害調査結果の提供及び利用に関する協定協定先：三井住友海上火災保険(株)締結年月日：R6. 12. 13 協定の内容：損害調査結果の提供連絡先班：調査班	ご指摘のとおり資料編 86 に追加いたします。	有

26	震災 44 風水 47	<p>「朝霞市地域防災計画案の概要」の「1. 市の取組の反映」の「(4) 避難所運営体制の充実」の1つめの（前略）災害時は避難所に派遣された職員が担当する避難所の混雑状況を入力し（後略）とありますが、計画案の「震災44・風水47」の「第2避難所の開設・運営」の「1 避難所の開設」の「(2) 避難所の開設状況等の周知」には、財務・情報班は（中略）避難所の開設状況を入力し（中略）避難所の混雑状況を避難所担当職員・地域対応班から収集して入力し（後略）となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画が正しいということによろしいですか。 ・または、財務・情報班が避難所に派遣されるということになりますか。 ・文中の「VACAN Maps」は広く周知されているものですか（必要ならば用語集へ明記）。 	<p>震災46、風水48 第2 避難所の開設・運営 1 避難所の開設（2）避難所の開設状況等の周知について、「～また、避難所担当職員・地域対応班等が「VACANMaps」に入力した避難所の混雑状況を市民等に情報提供する。」</p> <p>上記、記載に修正いたします。</p> <p>「VACANMaps」については用語集に追加いたします。</p>	有
27		<p>計画に明記されているかわかりませんが、11月29日に市議会議員に資料提供された「朝霞市避難場所・避難所の収容可能人数」と、今月、国が指針を見直した国際基準（1人当たり2畳（3.5㎡））に沿って算出した人数を比較すると、南朝霞公民館では、192人から89人減少して103人になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供資料の192人の算出根拠は不明ですが、この指針で算出した103人に見直しをお願いします。【内訳：談話室7人、講堂57人、実習室12人、和室8人、視聴覚室19人】※会議室及び資料室は、ペット同 	<p>現計画では詳細について確立されていないため、今後動向を注視し検討してまいります。</p>	無

		行避難用の部屋になります。		
28	総則 43	「総則 43」の「1 水防訓練」に「水防訓練を出水期前に実施する。」と明記されています。 ・本市では、近年、頻繁に床上浸水等の水害が発生しています。これに対応する訓練が必要だと思います。	ご指摘のとおり、訓練内容を検討していきたいと考えております。	無
29		・字体（太字）がバラバラです	統一いたします。	有
30	資料 97	・防災備蓄倉庫に一覧に、水防倉庫（現在、建替え中）が入っていないです。	資料 98 に追加いたします。	有
31	資料 130 ～132	・「罹災」と「り災」どちらかに統一したほうがいいと思います。	「罹災」については内閣府が規程する罹災証明書に係る表記となり、「り災」は朝霞市で運用している「り災（被災）届出証明書」に係る表記となっております。	無
32	総則 40	・新たなコミュニティづくりの主体は、関係する団体を所管する部署をもれなく列挙するべきと考える。 ・同ページの「地域防災ネットワーク（イメージ）」の「支援団体（地域資源）」に記載されている団体の所管部署を追加してはどうか。	総則 41 2 地域の防災コミュニティづくりの表中、新たなコミュニティづくりに地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課を追加いたします。	有
33	総則 42	・連携先のみ記載されているため、実施主体となる「危機管理室」を追加してはどうか。	総則 42 第3 市民に対する防災知識の普及 3 防災学習、防災講演会について、「また、～」前文からの並列関係にあることから主語は危機管理室。そのため修正いたしません。	無
34	総則 49	・「4 女性等の視点の防災情報提供体制の整備」とされていることから、「(3) 女性からの情報発信環境の整備」についても女性のみ限定するべきではなく、地域防災計画案の全般で使用されている「多様な人々」を含んだ記載にするべきと考える。 ・実施主体については、人権庶務課に加えて、各所管	総則 50 (3) 女性からの情報発信環境の整備において、危機管理室、人権庶務課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課、福祉相談課、健康づくり課を追加いたします。	有

		部署を記載してはどうか。		
3 5	総則 56	<p>”・人権庶務課では、朝霞消防署、朝霞市消防団等、女性消防団員、女性防災士と日頃からの関わりがなく、避難所の見守り・巡回体制を災害時に人権庶務課のみで担うのは人手不足や避難所運営の実情が把握できていないなど懸念がある。避難所運営に関わる所管部署を追加してはどうか。</p> <p>・巡回によって収集された情報の活用や対応の方法が明記されていないため、具体的に記載してほしい。”</p>	総則 56（４）避難所の見守り体制の確保について、危機管理室を追加いたします。	有
3 6	総則 58	<p>・生活必需品の備蓄は、全市民を対象として考える事柄であるため、地域防災計画案の全般で使用されている「多様な人々」に関する記載にするべきと考え、実施の連携先については、人権庶務課に加えて、各所管部署を記載してはどうか。</p>	ご指摘のとおり修正いたしました。	有
3 7	総則 68	<p>”・「多様な」の意味が曖昧</p> <p>・「第 1 1 女性や多様な視点の防災対策」は、性差による弊害を取り除くための視点を持つことが大切という趣旨と捉える。そのため、「多様」は、性的マイノリティなど多様な性を指していると考え。”</p>	ご指摘のとおり修正いたしました。	有

38	総則 68	<p>”・人権庶務課（女性センター）で受ける相談には、DV以外の内容も含まれることから、被害をDVに限定しない方がよいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多様な人々」の意味が曖昧 ・「第11女性や多様な視点の防災対策」は、性差によって生じる弊害を取り除くための視点を持つことが大切という趣旨と捉えており、そのため、「多様な人々」を性的マイノリティにしばった方がよいと考える。そのことは、「2人権への配慮体制整備」の（1）、（2）で列挙している整備内容からもうかがえる。” 	ご指摘のとおり修正いたしました。	有
39	総則 68	<ul style="list-style-type: none"> ・No.7と同様の解釈と文言の整理 	ご指摘のとおり修正いたしました。	有
40	総則 68	<p>”・「安否情報システム」の所管は人権庶務課ではないことから、単独で実施主体となるものではないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②で相談体制の整備を明示しているため、これに合わせた記述とした方がよいと考える。 ・文言の整理” 	ご指摘のとおり修正いたしました。	有
41	総則 68	<p>”・防災リーダーの育成の取組は、消防署や消防団などと深くかかわること、既に危機管理室では防災アドバイザーの設置などの事例があることから、危機管理室が実施主体となって取り組むべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性差による視点を明確にして記述する事柄であると考え” 	ご指摘のとおり修正いたしました。	有

4 2	総則 69	<p>”・「多様な人々」の意味が曖昧</p> <p>・「第11 女性や多様な視点の防災対策」は、性差による弊害を取り除くための視点を持つことが大切という趣旨と捉える。そのため、「多様」は、性的マイノリティなど多様な性を指していると考える。”</p>	ご指摘のとおり修正いたしました。	有
4 3	総則 69	<p>・(2)の項目立てが「女性等」となっていることから、これに合わせた記述とした方がよいと考える。</p>	ご指摘のとおり修正いたしました。	有
4 4	総則 69	<p>”・②で子育て、高齢者、障害のある人、教育などの分野の関係者と連携とあるため、関係部署を追加し列挙した方がよいと考える。</p> <p>(総則55 「6女性等に配慮した避難生活支援体制の整備」の(1)と同様に)</p> <p>・(3)の項目立てが「女性等」となっていることから、これに合わせた記述とした方がよいと考える。”</p>	ご指摘のとおり修正いたしました。	有
4 5	総則 69	<p>”・ジェンダー平等の視点から、リーダーを男性に限定するべきではないと考える。</p> <p>・同様にリーダーの性別を男性に限定するべきではないと考える。</p> <p>・同様にリーダーの性別を男性に限定するべきではないと考える。「多様な」の意味が曖昧</p> <p>・男女に限定することなく、多様な性に配慮した表現にした方がよいと考える。</p> <p>・表記の整理。「多様な」の意味が曖昧”</p>	ご指摘のとおり修正いたしました。	有

4 6	総則 40	<p>”・審議会は地方自治法第 202 条の 3 に基づき条例で設置された市の附属機関であり、支援団体（地域資源）に位置付けられる団体ではない。</p> <p>・「男女平等推進審議会の関係団体」に位置付けられる団体は存在しない。”</p>	ご指摘のとおり修正いたしました。	有
4 7	総則 45	<p>・人権庶務課及び職員課は、職員班として受援体制の確立に関わるが、応援の要請連絡や応援部隊の受入れは本部班が実施するため、緊急輸送の調査研究には携わる必要はないと考える。</p>	総則 46 第 8 節 調査研究において、庁外の受援関係者を受け入れるにあたり、必要となることから計画の記載を行っております。	無
4 8	総則 68	<p>”・（1）災害時の保育支援及び（2）災害時の子育て支援とあるが、これらは女性だけが担っているものではない。</p> <p>・「家庭生活の速やかな復旧」という記述は、家庭生活の維持が女性の役割であるというアンコンシャス・バイアスに基づく考え方である。</p> <p>・「家庭生活の速やかな復旧」は「第 5 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備」の目的であるはず。”</p>	<p>震災 69 第 1 1 女性や多様な性の人々などの視点からの防災対策 1 復旧・復興支援体制の整備</p> <p>「関係各課は、災害時の復旧・復興段階において、家庭生活を速やかに復旧させ、支援の担い手が支援活動に従事しやすくなるよう、次の環境整備を推進する。」に修正いたしました。</p>	有
4 9	総則 68	<p>”・人権への配慮をするのではなく、人権を確保することが必要と考える。</p> <p>・災害時の混乱や治安悪化対策は防犯対策で対応する内容であり、女性や多様な視点の防災対策に位置付ける内容ではない。</p> <p>本計画には、避難所の防犯対策の記述があるが、地域における秩序維持、防犯・治安悪化対策に関する記述</p>	ご指摘のとおり修正いたしました。	有

		が存在しない。”																						
50	震災77	<p>罹災証明書等の区分は、次のようにとらえております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>住家</th> <th>住家 付帯物</th> <th>非住家</th> <th>非住家 付帯物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当 班</td> <td>調査班</td> <td>調査班</td> <td>市民班</td> <td>市民班</td> </tr> <tr> <td>証明 書</td> <td>罹災証 明書 ※1</td> <td>り災届 出証明 書</td> <td>り災届出証明書 (またはり災 (被災)証明書)</td> <td>り災届 出証明 書</td> </tr> <tr> <td>調査</td> <td>必要</td> <td>不要</td> <td>り災届出証明書 の場合は不要 例外としてり災 (被災)証明書 を希望する場合 は必要 ※2</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 住家の建物被害であっても、り災届出証明書の発行は可能その場合は調査不要</p> <p>※2 非住家にかかる証明のうち、事業所がどうしても調査の上での証明を希望する場合はり災(被災)証明書を発行。基本はり災届出証明書。以上のことより以下のような表現で良いかと考えます。</p> <p>調査班は、被災者からの<u>住家に対する</u>「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。また、住家の付帯物及び家財については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災-(被災)届出証明書」を必要に応じて発行する。</p>		住家	住家 付帯物	非住家	非住家 付帯物	担当 班	調査班	調査班	市民班	市民班	証明 書	罹災証 明書 ※1	り災届 出証明 書	り災届出証明書 (またはり災 (被災)証明書)	り災届 出証明 書	調査	必要	不要	り災届出証明書 の場合は不要 例外としてり災 (被災)証明書 を希望する場合 は必要 ※2	不要	No.17 のとおりの記載といたしました。	有
	住家	住家 付帯物	非住家	非住家 付帯物																				
担当 班	調査班	調査班	市民班	市民班																				
証明 書	罹災証 明書 ※1	り災届 出証明 書	り災届出証明書 (またはり災 (被災)証明書)	り災届 出証明 書																				
調査	必要	不要	り災届出証明書 の場合は不要 例外としてり災 (被災)証明書 を希望する場合 は必要 ※2	不要																				

	<p>市民班は、上記以外の、非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災(被災)届出証明書」を必要に応じて発行する。</p>		
--	---	--	--